

平成 27 年度

決算特別委員会会議録

平成 28 年 9 月 16 日 開 会

平成 28 年 9 月 23 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成27年度決算特別委員会会議録目次

【平成28年9月16日（金）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	
伊勢由典委員	26
阿部かほる委員	28
志子田吉晃委員	28
山本進委員	29
小野幸男委員	29

【平成28年9月20日（火）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

阿部真喜委員	35
伊勢由典委員	44
土見大介委員	57
阿部かほる委員	69
菅原善幸委員	78
小高洋委員	88
鎌田礼二委員	102
小野幸男委員	115

【平成28年9月21日（水）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

山本進委員	131
-------	-----

志子田 吉 晃 委員	1 4 1
浅 野 敏 江 委員	1 5 3
曾 我 ミ ヨ 委員	1 6 5
志 賀 勝 利 委員	1 7 6

【平成28年9月23日（金）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

浅 野 敏 江 委員	1 9 4
伊 勢 由 典 委員	2 0 2
鎌 田 礼 二 委員	2 1 1
山 本 進 委員	2 2 0
阿 部 かほる 委員	2 2 9
小 高 洋 委員	2 3 7
志 賀 勝 利 委員	2 4 8
曾 我 ミ ヨ 委員	2 5 8
志子田 吉 晃 委員	2 6 7

採決	2 7 7
----	-------	-------

平成28年9月16日（金曜日）

平成27年度決算特別委員会

（第1日目）

平成27年度決算特別委員会第1日目

平成28年9月16日（金曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部 政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 熊谷滋雄君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 川村淳君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君
市民総務部 危機管理監 千葉正君	会計管理者 兼会計課長 小林正人君
市民総務部 政策課長 相澤和広君	市民総務部 財政課長 末永量太君

市民総務部 税務課長	武田光由君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君	建設部下水道課長	佐藤寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	市立病院事業管理者	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
水道部長	高橋敏也君	建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	水道部業務課長	菅原秀一君
教育委員会 教育部長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○香取臨時委員長 ただいまから平成27年度決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法はいかがいたしましょうか、お諮りをいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○香取臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がございました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、阿部かほる委員、山本 進委員、志子田吉晃委員、伊勢由典委員、以上5名の方に選考委員をお願いをいたします。

それでは、別室において選考をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時17分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いをいたします。

阿部委員。

○阿部(か)委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告いたします。

5名の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には西村勝男委員、副委員長には山本 進委員を選考いたしました。以上、ご報告いたします。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には西村勝男君、副委員長には山本進君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、西村勝男君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○西村委員長 ただいま選考委員会において決算委員長を務めさせていただくことになりましたオール塩竈の会の西村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。東日本大震災から5年を過ぎ、5年総決算と言える決算委員会でございます。各委員のご協力のもとスムーズな委員会審査に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。最後になりますが、微力ではございますが、皆様のお力添えがなければ委員会は進まないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○香取臨時委員長 次に、山本進君に副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○山本副委員長 ただいま平成27年度決算特別委員会で副委員長に選出されました風の会の山本でございます。平成27年度は、東日本大震災におけます集中復興期間の最終年度であります。そして、平成28年度からいわゆる復興・再生期間に入っております。そういう意味で、極めて重要な決算でございます。一日も早く市民の方々が安心して暮らせるまちづくりをつくるためにも、この決算特別委員会におきまして慎重に議論し、次の政策へ反映させていきたいというふうに考えておりますので、各委員のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○香取臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

○西村委員長 これより平成27年度各会計の決算審査を行います。

それでは、平成27年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月16日、20日、21日、23日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は9月16日、20日、21日、23日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市

当局から会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

高橋監査委員。

○高橋監査委員 先日、本会議でご報告申し上げたとおりでございます。特に補足する説明事項はございません。よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。

小林会計管理者。

○小林会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号平成27年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明いたします。

資料No.7の「平成27年度塩竈市歳入歳出決算書」のご用意をお願いいたします。資料No.7でございます。

1ページ目、2ページ目をお開き願います。

こちらの表は平成27年度の一般会計と10の特別会計の決算の総覧でございます。表は、上から順に一般会計及び特別会計の会計区分を、横に歳入歳出の額、右ページの中ほどには歳入歳出の差引額、さらに右側に翌年度繰越額、実質収支、剰余金、処分法を記載しております。

では初めに、一般会計の決算内容についてご説明を申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、歳入欄の左から3列目、収入済額に記載のとおり477億5,169万4,513円です。前年度と比較しますと76億3,575万8,952円の減、率にしますと13.8%の減となっております。

一方、歳出の決算額は、歳出の欄の2列目、支出済額に記載のとおり435億3,579万2,586円となり、前年度比で36億9,374万9,750円の減、率にしますと7.8%の減でございます。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、右ページの中ほどに記載のとおり、42億1,590万1,927円の黒字決算となっております。この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費20億8,014万9,255円並びに事故繰越額538万8,143円を控除した額、いわゆる実質収支

額は21億3,036万4,529円となります。この剰余金につきましては、右端に記載のとおり基金繰入金として10億6,536万4,529円の積み立てを行い、残金の10億6,500万円につきましては翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、特別会計についてご説明いたします。

交通事業特別会計は、歳入歳出とも2億1,534万4,161円、同額の決算でございます。

国民健康保険事業特別会計は、収入済額77億1,921万8,195円に対しまして、支出済額は75億3,329万9,333円となりまして、歳入歳出差引額の1億8,591万8,862円は、基金に繰り入れするものでございます。

魚市場事業特別会計につきましては、収入済額2億6,252万2,359円に対しまして、支出済額2億6,242万3,359円、歳入歳出の差引額の9万9,000円は、繰越明許費として翌年度に繰り越ししております。

下水道事業特別会計につきましては、収入済額122億5,441万9,350円に対し、支出済額90億6,850万9,196円、歳入歳出差引額の31億8,591万154円は、繰越明許費26億8,591万154円並びに事故繰越として5億円を翌年度へ繰り越ししております。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、収入済額1億1,937万6,592円に対しまして、支出済額は1億734万7,592円となりまして、歳入歳出の差引額1,202万9,000円につきましては、繰越明許費として翌年度へ繰り越ししております。

公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出とも4億3,876万6,218円、同額での決算でございます。

次の介護保険事業特別会計につきましては、2つの勘定を設けております。まず、保険事業勘定につきましては、収入済額49億6,067万7,965円に対しまして、支出済額は49億5,805万4,594円となり、歳入歳出差引額の262万3,371円は、基金に積み立てするものでございます。介護保険事業特別会計の介護サービスの事業勘定につきましては、歳入歳出とも116万2,621円で、同額での決算でございます。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、収入済額6億6,704万2,204円に対しまして、支出済額6億5,306万204円となり、差引額の1,398万2,000円は、全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、収入済額8億675万3,811円に対しまして、支出済額5億5,506万1,411円となり、歳入歳出差引額の2億5,169万2,400円は、繰越

明許費として翌年度へ繰り越ししております。

最後に藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計につきましては、収入済額 4 億647万2,359円に對しまして、支出済額 3 億9,086万3,189円となり、歳入歳出の差引額の1,560万9,170円は繰越明許費として翌年度へ繰り越ししております。

表の一番下の合計欄をごらんいただきますと、一般会計及び特別会計の歳入の総額は756億345万348円で、歳出の総額は677億1,968万4,464円となっております。歳入歳出の差引額は78億8,376万5,884円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は23億3,288万8,762円の黒字決算となっております。

次に、各会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

4 ページ目、5 ページ目をお開き願います。4 ページ目、5 ページ目でございます。

一般会計の歳入の主なものからご説明いたします。

1 款市税です。右ページの収入済額の欄をごらん願います。市税の収入済額は53億3,601万3,493円となり、個人市民税、固定資産税の増により前年度と比較しますと9,677万4,461円、1.8%の増となっております。

次に、6 款の地方消費税交付金につきましては、収入済額10億3,600万5,000円となり、消費税率の引き上げに伴い、前年度比64.3%の増となっております。

ページ下段の10款地方交付税の収入済額は118億2,847万9,000円で、普通交付税、特別交付税が減となっている一方で、東日本大震災復興特別交付税が大幅な増となり、前年度比で32.6%の増となっております。

次に、6 ページ、7 ページ目をお開き願います。

14款国庫支出金です。収入済額は89億2,031万9,736円となり、東日本大震災復興交付金の減などにより、前年度比46.3%の減となっております。

19款繰越金は、74億1,826万1,244円、前年度比で13.2%の減となっております。

21款市債につきましては26億8,810万円、前年度比24.2%の減となっております。

一般会計の歳入歳出の概要は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8 ページ目、9 ページ目をお開き願います。

主なものについてご説明申し上げます。

2 款総務費は、支出済額68億5,085万3,133円となり、東日本大震災復興交付金基金への積立

金の減などにより前年度比55.6%の減となっております。

6款農林水産業費は、69億5,542万2,060円となり、新魚市場整備事業などで前年度比64.1%の増となっております。

8款の土木費は、128億3,456万7,947円、こちらのほうは下水道事業特別会計への繰出金の増により、前年度比28.9%の増となっております。

10ページ、11ページ目をお開き願います。

10款教育費は14億5,765万3,356円となり、第三小学校の小学校大規模改造事業や美術館整備事業が終了したため、前年度比25.2%の減となっております。

12款公債費は38億1,833万3,219円となり、前年度比6.1%の減となっております。

一般会計については以上でございます。

交通事業特別会計を初めとする各会計の詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料No.8をご用意願います。資料No.8でございます。

資料No.8につきましては、「平成27年度歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」「基金運用状況報告書」となっております。

表紙をめくっていただき、目次をごらん願います。

一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別の内容につきましては、こちらの資料の1ページ目から290ページ目までに記載しております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては291ページ目から296ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、297ページ、298ページ目をお開き願います。297ページでございます。

こちらの表につきましては、公有財産総括表でございます。1土地及び建物、2共有財産、3その他財産について、前年度末現在高、年度中増減、決算年度末現在高を記載しております。

1の土地及び建物の表の総合計の欄をごらんください。土地につきましては、決算年度中の増減高は1万2,104.97平方メートルの増となっております。こちらは、浦戸地区の災害公営住宅用地並びに防災集団移転用地の取得等による増でございます。

建物につきましては、右ページの建物の合計欄の決算年度中の増減の部分に記載しておりますが、1万6,669.94平方メートルの減となっております。これは、魚市場等による減となっております。

次に、299ページから324ページにわたります。土地及び建物の使用目的区分別に記載しております。

次に、325ページ目をお開き願います。

325ページ以降327ページ目にわたります。共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利及び無体財産権について記載しております。

次に、328ページ目以降は物品の状況であります。328ページから333ページまで記載しております。

次に334ページ目をお開き願います。こちらは債権でございます。債権の内容を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

恐れ入りますが、335ページ目、336ページ目をお開き願います。

こちらは基金の内訳を記載しております。12の基金を設けており、決算年度末増減高で主なものといたしまして、最後に記載の12番東日本大震災復興交付金基金でございます。36億6,728万1,000円の減となっております。こちらの12の基金を合計いたしますと、基金の現在高は367億8,556万6,944円となり、前年度と比較しますと35億1,833万4,962円の減となっております。

認定第1号平成27年度一般会計及び各特別会計については以上でございます。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 それでは、主要な施策の成果に関しまして、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.9「平成27年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意願います。

本説明書につきましては、平成27年度の主要事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込み取りまとめたものでございます。

1ページをお開き願います。

本市では、平成27年度を「復興躍進の年」と位置づけ、将来の目指す都市像を示します第5次長期総合計画と東日本大震災からの復興の道筋を示します震災復興計画について、まちづくりの両輪といたしまして、市民の皆様とともに塩竈の再生と復興に全力で取り組んできたところでございます。説明書の前段では第5次長期総合計画、後段では震災復興計画に基づき、各

事業についてそれぞれ取りまとめを行ってございます。

それでは、個別事業のうち、主な事業についてご説明を申し上げます。

まず初めに、第5次長期総合計画に関しまして、3つのまちづくりの目標に沿ってご説明を申し上げます。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」についてでございます。

12ページをお開き願います。

予防接種事業では、妊娠を希望される女性やそのご家族などを対象に風疹ワクチン等接種費助成事業を実施し、安心して産み育てられる環境の推進を図ったところでございます。

27ページをお開き願います。

放課後児童クラブ事業では、子ども・子育て支援新制度に伴いまして小学3年生までであった対象児童を小学6年生までに、また平日の開設時間を18時から18時30分に拡充するなど、利用者ニーズの対応に努めたところでございます。

35ページをお開き願います。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業では、地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用しまして、中学生以下の子供を持つ世帯を対象に対象児童1人当たり5,000円の子育て世帯応援券を配付する取り組みを行いましたほか、地方創生先行型の交付金を活用した保育所等の遊具整備を行い、保育環境の向上を図ったものであります。

51ページをお開き願います。

灯油購入費助成事業では、同じく地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用しまして、75歳以上の高齢者のみの世帯やひとり親世帯などを対象としまして1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成券を配付させていただき、地域の消費喚起と生活支援を図ったものでございます。

89ページをお開き願います。

89ページから92ページに記載の地域支援事業では、高齢者の皆様に対します配食サービス事業について、配食回数を週1回から週2回にふやし、安否の確認と食事面での栄養改善を図り、在宅支援に取り組みましたほか、地域包括支援センターを5カ所へ増設することで、より身近な相談支援など支援体制の強化に努めたところでございます。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」についてでございます。

146ページをお開き願います。

魚市場運営事業では、水揚奨励補助金、遠洋底びき網漁船誘致促進事業補助金を実施しまし

て、魚市場に水揚げをしていただきます漁船に対しまして、水揚げ金額などの1,000分の1を交付し、漁船誘致を図ってまいりました。

149ページをお開き願います。

水産加工業活性化支援事業では、地方創生先行型交付金を活用しまして、市内で水産加工業を営みます事業者を対象に新商品の開発等に要する経費の一部について支援をいたしたところでございます。塩釜フード見本市などへも出展をしまして、バイヤーなどから高い評価をいただいたところでございます。

160ページをお開き願います。

商工振興対策事業では、同じく地方創生先行型交付金を活用しまして、塩釜商工会議所に対しまして補助金の交付を行い、海・食・物産・歴史・文化をテーマに百万人都市仙台をターゲットといたしました「みなと塩竈・ゆめ博」の実施について支援させていただいたところでございます。なお、昨年度に引き続き、塩釜商工会議所と連携いたしまして、2割増し商品券として総額2億4,000万円分を発行させていただき、市民の皆様への生活支援と購買意欲の喚起、市内商店の売り上げ向上等を図ったものでございます。

184ページをお開き願います。

観光交流推進事業では、地方創生先行型交付金を活用しまして、食のまち塩竈観光プロモーション事業を実施いたしました。仙台駅前の大型ビジョンを利用し動画CMを放映しましたほか、地域間交流事業を通しまして本市の観光・物産の振興を図ったものでございます。

207ページをお開き願います。

浦戸諸島開発総合センター運営事業では、地元の方々と連携し、浦戸地区の地域資源を生かした体験型交流事業「うらとのウラガワをのぞこう！交流体験ツアー」を実施しまして、浦戸諸島におけます交流人口の拡大に取り組んだところでございます。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」についてでございます。

216ページをお開き願います。

学力向上パワーアップ事業では、学力向上対策としまして小中学校の初任者層に当たります教員を対象としました研修会の充実を図り、教員の指導力向上に努めたところでございます。

239ページをお開き願います。

外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手の配置を2名から3名に増員することで、英語科の授業、外国の文化や生活習慣の理解を深め、児童生徒の国際理解の向上に努めたところ

でございます。

279ページをお開き願います。

美術館運営事業では、杉村惇画伯の作品展示のほか、さまざまな企画展示やワークショップの実施、子供を対象としました展示会や造形体験、美術館体験を開催しまして、地域の芸術活動の振興を図ったものでございます。

298ページをお開き願います。

次世代育成青年交流事業では、結婚に向けたセミナー等を開催することで、結婚への意識や機運の醸成に努めたところでございます。

続きまして、震災復興計画に関しましてご説明を申し上げます。

震災復興計画につきましては、基本理念を「長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるように」と定めまして、5つの基本方針であります住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取り組み、浦戸地区の復興に沿いまして取り組んだものでございます。

330ページをお開き願います。

災害公営住宅等入居支援事業では、東日本大震災により被災しました世帯のうち、本市の災害公営住宅等へ入居される世帯を対象といたしまして、1世帯当たり定額20万円の移転費用支援に取り組んだものでございます。

339ページをお開き願います。

災害公営住宅整備事業では、浦戸地区の全てで災害公営住宅の整備が完了し、浦戸で被災された皆様に安心して住み続けていただける環境を提供させていただいたところでございます。なお、未整備の災害公営住宅につきましては、本年度中の完成を目指し取り組んでいるところでございます。

354ページをお開き願います。

新浜地区漁業集落防災機能強化事業では、東日本大震災により被災しました新浜地区の道路、側溝の復旧に取り組んだところであります。

367ページをお開き願います。

港町地区津波復興拠点整備事業では、津波襲来時に観光客等の方々に即時かつ安全に緊急避難をしていただきますとともに、避難者を各津波避難ビルへと誘導するための津波避難デッキが完成しましたことから、本年4月に供用を開始したものでございます。

その他の復興の取り組みにつきましては、引き続き被災しました市道や下水道などの復旧整備、そして新たな魚市場の整備事業、北浜地区や藤倉地区で進めております被災市街地復興土地地区画整理事業、本市の中心市街地であります海岸通地区の震災復興市街地再開発事業、さらに浦戸地区におきましては、漁港施設や漁業集落排水事業等の災害復旧の取り組みに努めてきたところでございます。

以上、第5次長期総合計画、復興推進計画それぞれにつきまして、新たな事業を中心に平成27年度の主要な施策の成果につきまして政策課からご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 引き続きまして、財政課から資料No.9「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編から、資料No.11の「塩竈市の財務諸表4表」について概要をご説明申し上げます。

まず、資料No.9「主要な施策の成果に関する説明書」の392ページをお開き願います。

ここでは、平成27年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに10の各特別会計の状況を記載しております。

私からは一般会計の特徴についてご説明いたします。

まず、1の決算規模であります。歳入歳出ともに前年度から大幅減の決算となっております。平成27年度は、高度衛生管理型荷さばき所整備事業や港町地区津波復興拠点整備事業などの復興事業が進捗したものの、東日本大震災復興交付金の交付額が大きく減となったことにより、歳入と連動して基金への積立金も大幅に減となり、歳入では13.8%減、歳出では7.8%の減となっております。

2の決算収支であります。実質収支は21億3,036万5,000円の黒字決算となっております。また、単年度収支につきましても、6億5,171万5,000円の黒字決算となりました。あわせて、財政調整基金からの繰入調整を除いた実質単年度収支につきましても、6億209万3,000円の黒字決算となっております。

実質収支、単年度収支及び実質単年度収支が黒字となった要因としましては、歳入の根幹であります市税収入が増となったことのほか、地方消費税交付金を初めとする各種譲与税交付金が増となったこと、人件費や公債費などの義務的経費が前年度から減となったことが挙げられます。しかしながら、歳出事業費の繰り越しが依然として高い水準にありますことから、前年

度と同様に繰越事業の財源であります復興交付金基金繰入金や震災復興特別交付税など翌年度精算額が必要な財源も黒字に含まれており、実質的な黒字は例年とほぼ同水準と見ております。

3の歳入の状況であります、前年度に比べて76億3,575万8,000円の大幅減となりました。主な要因は、先ほども申しましたとおり、東日本大震災復興交付金の大幅な減により、国庫支出金が77億606万円の減となりましたほか、復興交付金事業の進捗に伴います基金繰入金の減、前年度からの繰越事業の財源であります繰越事業費等充当財源繰越額が減となったことが挙げられます。

4の歳出の状況であります、前年度比較で36億9,374万9,000円の減となっております。東日本大震災復興交付金の交付に伴います基金への積立金が歳入と連動して大幅減となったものでございます。一方、普通建設事業が高度衛生管理型荷さばき所整備事業などの増に伴い1億6,273万6,000円の増となりましたほか、主に下水道事業で復旧・復興事業の本格化により繰出金が増となっております。

義務的経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人件費、扶助費、公債費全て前年度から減となっております。

恐れ入ります。395ページをお開きください。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査、いわゆる決算統計という取りまとめ方を基本にして算出された指標の説明になります。決算統計では普通会計という考え方を採用して財政的な主要指標を計算しており、本市では、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計が普通会計となります。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、前年度からプラス0.022ポイントと、わずかではありますが増となっております。

2の経常収支比率につきましては、98.0%と前年度から1.8ポイントの減となりましたが、依然として財政運営の弾力性が失われているとされる高い数値となっております。主な減の要因でございますが、歳入の地方消費税交付金や市税など経常一般財源が増となったことに加え、歳出の義務的経費であります人件費や公債費が減となったことによるものであります。

3の財政調整基金の残高の比率をあらわす積立金現在高比率は14.7%で、前年度から5.6ポイントの増となり、前年度に引き続き上昇しております。今後も、東日本大震災の影響による

自主財源が回復するまでは一定の財源の確保が必要であると見ております。

4の公債費比率は10.8%で、前年度から0.5ポイント増のほぼ横ばいの推移となっております。公債費は前年度に引き続き減となっておりますが、指標の算出上、交付税措置のない公債費の割合が前年度から微増となったことにより比率が上昇したものであります。今後とも、財政運営の弾力性を確保するために資金手当債の抑制など留意が必要な状況であります。

5の単独事業費比率は0.5%で、前年度から0.5ポイント減となりました。これは、本市の単独事業費が減となったことが主な要因でございます。

平成27年度は、歳入の根幹をなす市税等の自主財源が増となりましたほか、義務的経費などの歳出決算が減となったことにより一般財源の確保が図られ、前段申し述べました実質単年度収支や経常収支比率などの決算指標が改善した状況であります。しかしながら、今後におきましても、自主財源の確保と歳出抑制を追求した行財政改革の推進が必要であるというふうに考えております。

一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきましては、次の396ページから398ページに3カ年の推移としてまとめており、399ページから401ページまでは投資的経費の状況について掲載しております。

先ほど会計管理者から平成27年度決算に係る大きな特徴点について説明がありましたので、時間の都合上説明を省略し、具体的な部分につきましては後ほど別の表で述べさせていただきます。

次に、402ページをごらんいただきます。

(3) 繰出金の推移であります。10の特別会計と2つの企業会計の繰出金は113億8,378万9,000円で、前年度より57億1,690万円、100.9%の増となっております。繰出金が増額となった主な要因は、下水道事業特別会計の繰出金が主に復旧・復興事業の進捗等に伴いまして前年度から51億5,944万8,000円の増となったことによるものであります。

なお、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の社会保障関係への特別会計の繰出金も増加しており、この傾向は今年度以降も続くことが予想されます。

次に、403ページをごらんください。

上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末日現在の基金残高の推移でございます。2つの基準日におけます基金残高がわかるよう、このように表を2つに分けて示しております。この2つの時点に分ける理由でございますが、当該年度最終

日であります3月末日の数値に対しまして、5月末日の数値は出納整理期間の決算整理をした後に決算の過不足に対して繰り入れ、または繰り出しをした最終の確定数値でございまして、どちらの数値も各種決算資料に使用されているためであります。具体的には、監査の決算審査意見書と事項別明細書が上段の3月末日の数値、主要な施策の成果の各種指標など、決算統計のベースとなる数値や後段説明いたします財務諸表4表は5月末日の数値を使用することとなっております。説明の都合上、基金の最終確定残高であります下段の5月末日現在の表で説明させていただきます。表の中の括弧内の数値は一般会計への長期貸付金を除いた現金ベースでの残高を示しております。平成27年度末残高の合計は298億3,452万5,000円で、前年度から22億8,882万1,000円、7.1%の減、括弧に書いております現金ベースですと290億6,832万5,000円で、前年度から22億3,062万1,000円、同じく7.1%の減となっております。これは、主に東日本大震災復興交付金基金が事業の進捗により財源として基金の取り崩しを行い、前年度から29億7,265万1,000円の減となったことによります。今後、本市の復興事業がさらに進むにつれ、復興交付金基金からの取り崩しが大きくなっていくことから、総額は減少していくことになります。

次に、404ページ、405ページをお開き願います。

(5) 決算の推移、(6) 一般財源の推移、(7) 義務的経費の推移につきましては、それぞれの表の下段に記載しておりますとおり、決算統計に基づく普通会計の決算数値でございまして、一般会計決算と数値が必ずしも合致しないことを前段申し述べさせていただきます。

まず、(5) 決算の推移ですが、平成27年度は歳入歳出とも前年度から減となっております。主な要因といたしましては、先ほど説明いたしましたとおり、東日本大震災復興交付金交付額の減に伴う歳入歳出の減であります。

(6) 一般財源の推移であります。合計で192億2,784万9,000円、前年度から33億6,751万円、21.2%の増であります。これは、表の真ん中の列にあります震災復興特別交付税が高度衛生管理型荷さばき所整備事業や下水道事業特別会計への復興事業の推進などにより、前年度から29億6,757万1,000円の増となったことによるものです。震災復興特別交付税は、あくまで交付税でありますので、一般財源扱いではあるものの、事実上、特定財源の性質を持つものでありまして、これを除くと一般財源の合計額は128億6,425万6,000円、前年度から3億9,993万9,000円の増となり、震災復興特別交付税を除いた一般財源も増収となっております。平成27年度は、普通交付税、特別交付税、そして交付税の振りかわりであります臨時財政対策債が全

て減という厳しい状況でありましたが、市税が個人市民税、固定資産税などの増収により9,677万4,000円の増、その他交付金等に含まれます地方消費税交付金が4億540万9,000円の大幅増となり、一般財源全体として前年度から増収となった次第であります。

次に、405ページ、(7)義務的経費の推移であります、合計欄をごらんください。

100億9,484万5,000円の決算となっており、前年度比で1億5,506万4,000円の減、増減率はマイナス1.5%であります。

人件費につきましては、職員数及び平均給与月額、退職手当負担金の減などにより1,323万3,000円の減となり、扶助費につきましては生活保護扶助費が減となりましたほか、国の制度であります臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の減などによりまして1億2,568万円の減となりました。

また、交際費につきましても、臨時財政対策債に係る公債費の増や公共用地先行取得事業特別会計における元金償還が増となったものの、普通建設事業費の抑制による自然減により1,615万1,000円の減となったものでございます。

次に、下の表の(8)地方債残高の推移であります、全会計の合計は570億8,002万6,000円でございます、25億9,529万5,000円減、4.3%の減となっております。

魚市場事業会計は、新魚市場整備事業におけます特別会計での整備分に係る企業債の発行により、前年度から1億5,194万4,000円の増となったものの、そのほかの会計は総じて残高が減少しており、後年度負担の圧縮に向けた取り組みの効果があらわれております。

次に、406ページ、407ページをお開きください。

ここでは、普通会計の分析指標の推移を示しております。主な項目のみの説明とさせていただきます。

3段目、標準財政規模でございますが、市税等の増収などにより前年度から6,600万円の増となっております。この標準財政規模は、各種指標の分母として使われることが多いことから、健全化指標等への好影響が一定程度出てきております。

4段目の財政力指数は、前年度から増となりましたが、引き続き0.5を割るという低い水準となっており、自主財源の確保が喫緊の課題となっております。

7段目にあります経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源のうち、経常的な歳出に係る一般財源の割合を示す指標であり、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされております。

平成27年度では、歳入の市税や譲与税交付金など経常一般財源が増となったことに加え、歳出の義務的経費であります人件費、公債費が減となったことなどにより、前年度から1.8ポイント減となりました。しかしながら、90%台後半であり、依然として高い数値で推移しております。

下から5番目の地方債現在高比率、公債費比率、地方債許可制限比率及び公債費負担比率は、いずれも減少または横ばいに推移しており、プライマリーバランスの黒字化など公債費の負担軽減に向けた取り組み効果があらわれておるものと思われま。

408ページ、409ページは、いわゆる決算カードと呼ばれます普通会計の決算状況を取りまとめた表でありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いたします。資料No.10でございます。

これは、これまでご説明いたしました内容について、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートで視覚的に示している資料であります。1ページ下段の歳入に係る棒グラフをごらん願います。平成27年度は、前年度から決算額が減となっておりますが、復興交付金の交付額の減によります国庫支出金の減が主な要因となっております。なお、地方交付税は前年度から伸びておりますが、これは震災復興特別交付税の増が要因でございます。

2ページをお開き願います。

下段の歳出に係る棒グラフをごらん願います。平成27年度は歳入と連動しまして復興交付金の積立金の減により総務費が大きく減となっております。一方、農林水産業費は、高度衛生管理型荷さばき所整備事業、土木費は港町地区津波復興拠点整備事業や下水道事業会計の繰出金の増により前年度から増となっております。

3ページは飛ばしまして、4ページをお開き願います。

上段の棒グラフは繰出金の推移を示しておりますが、下水道事業特別会計の繰出金が主に復興事業費の増に伴い、大きく増となっております。

下段の棒グラフは基金残高の推移です。前年度から減少した要因は、復興交付金基金が復興事業の進捗によりまして取り崩し額がふえたことによるものでございます。

5ページは飛ばしまして6ページをお開き願います。

これは各種決算分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均と比較してどの位置になっているかを示したものでございます。前年度までは、経常収支比率、公債費負担比率、

起債許可制限比率、地方債残高比率、基金現在高比率の5つの指標、五角形のレーダーチャートでございましたが、今回からは県が作成しているレーダーチャートと項目を合わせまして市の全体的な財政状況を比較する意味で六角形のレーダーチャートとして作成いたしました。太線が本市、細い線が県内市部平均となっております。これを見ておわかりいただけますとおり、最大のウイークポイントは経常収支比率であります。しかしながら、健全化判断比率における連結実質赤字比率、実質公債費比率は県内市部平均にとどまり、将来負担比率、地方債現在高比率につきましては平均よりもよい状況となっているのがわかるかと思えます。

続きまして、資料No.11の「塩竈市の財務諸表4表」をご用意願います。資料No.11でございます。

これは、総務省の指針に基づきまして、平成27年度の普通会計及び特別会計、企業会計、第三セクターの連結会計の決算を貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表で示した資料であります。

1ページをお開き願います。

中段の2つ目の丸のところの作成の対象範囲ですが、この4表につきましては、①の普通会計による財務諸表と②の本市の全ての会計と第三セクターを連結いたしました連結財務諸表の2種類を作成しております。

続いて2ページでは4表それぞれの概要を記載しておりますので、ご参照願います。

では、5ページをお開き願いたいと思います。

この表は、普通会計の貸借対照表であります。表の左側に資産の部、右側に負債の部と純資産の部の3つの要素で構成されております。これにより、行政サービスを提供するための資産をどれだけ保有しているかをあらわすものでありまして、左右の合計額が一致いたしますことから、バランスシートとも呼ばれるものでございます。

7ページをお開きください。

上段の表をごらんいただきます。平成27年度塩竈市の普通会計の資産、負債、純資産であります。市全体では、資産が1,262億円、負債が252億円、純資産が1,010億円となり、これを市民1人当たりで見ますと資産が229万円、負債が46万円、純資産が183万円となり、前年度と比較しますと、資産及び純資産が増加し、負債が減少しております。負債の割合よりも純資産の割合が高くなっており、資産形成について既に現在までの世代の負担をし、将来の世代へ引き継ぐ資産が多くなっていることをあらわしています。

次に10ページをお開き願います。

これは普通会計の行政コスト計算書であります。この表は、ごみ処理や医療費の助成など、資産の形成に結びつかない行政サービスの費用を目的別にあらわしたものであります。上段の経常行政コストは、目的別に1年間の行政サービスを提供するためのコストが幾らかかっているのかをあらわしています。次に、下段の表の経常収益では、その行政サービスの対価として幾ら収入があったかをあらわしております。そして、差し引きが最終的に市税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならない純経常行政コストになるということをあらわしているものであります。

この行政コスト計算書からわかることといたしましては、次の11ページの上段の表をごらんいただきますと、平成27年度の塩竈市全体の経常行政コストAは263.4億円、Bの経常収益は5.8億円、コストから収益を差し引いた純経常行政コストが257.6億円となり、これを市民1人当たりで見ますと右の表のとおりとなりまして、純経常行政コストは46.6万円、前年度より16.5%ほど上昇しております。

次に、13ページをお開き願います。

これは、普通会計の純資産変動計算書になります。最初にご説明をさせていただきました貸借対照表の中で、純資産の部に計上されている各数値が1年間でどう変動したかをあらわすものであります。表の上段、純資産合計という列を縦で見てくださいと、前年度の貸借対照表におけます純資産978億790万5,000円から先ほど説明いたしました行政コスト計算書での純経常行政コストが257億6,340万8,000円であったのに対しまして、地方税、交付税などの一般財源の合計が188億572万5,000円、補助金等の受け入れが106億700万9,000円となり、経常的ではない特別な事由に基づく損益であります臨時損益で災害復旧事業費4億6,568万4,000円を差し引きますと、期末純資産残高が9億9,154万7,000円となるものであります。この数値は、先ほど説明いたしました貸借対照表の純資産合計額と合致しております。この結果、純資産残高は31億8,364万2,000円の増でございます。復興事業費等に係る復興交付金などの国庫補助金等の受け入れ等によりまして純資産残高が増となったものであります。

次に、15ページをお開き願います。

普通会計の資金収支計算書になります。1年間の資産の収入と支出の流れを性質の異なる3つの区分に分けてあらわしたものであります。表の1の経常的収支の部は、経常的な行政サービスに伴う現金収支であります。これについては、98億8,497万7,000円の黒字となっております。

す。表の2の公共資産整備収支の部は、道路整備事業などの公共資産整備の収支であります。不足額が89億109万2,000円となったものであります。表の3の投資財務的収支の部は、投資活動や地方債の返済などの収支であります。これは不足額が46億5,859万2,000円となりまして、表の2、3の不足額につきましては、経常的収支の黒字額と歳計現金残高から賄われたこととなります。

なお、このページ右側の中段に米印の2ということで、基礎的財政収支、プライマリーバランスに関する内容を記載しております。プライマリーバランスとは、公債費の利払いと償還額を除いた歳出と市債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものであります。持続可能な財政運営のためには、これが黒字であることが重要となってまいります。平成27年度は54億887万6,000円の黒字となり、昨年度に引き続きまして黒字となっております。

16ページ以降につきましては、財務諸表4表を連結ベースであらわしたものでございますが、後ほどご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私から、認定第2号平成27年度塩竈市立病院事業決算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号12「平成27年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意いたします。資料番号12でございます。

初めに、10ページをお開き願います。

まず、平成27年度の病院事業の概況についてご説明を申し上げます。

平成27年度は、前改革プランの最終年度として、さらなる経営の安定化に向け、病院事業の最高責任者であります事業管理者のもと、経営健全化に向けて病院職員一丸となって取り組みを推進してきたところでございます。

収益の増加に向けました新たな取り組みといたしまして、3階の一般病棟42床を地域包括ケア病棟に転換するとともに、ショートステイを利用される方に対しまして介護タクシーを活用した低廉な自己負担による送迎サービス等を開始してございます。また、二市三町で唯一の肝疾患専門医療機関として新たな肝炎治療助成制度により肝炎治療のほうを実施いたしましたところでございます。結果といたしまして、入院・外来ともに医業収益が前年度を大きく上回り、病院事業収益は前年度から約2億5,100万円増の31億240万936円となっております。

一方、費用につきましては、業務の見直しを行い、費用の削減に取り組んだところではありますが、肝炎治療による薬品費の増、前年度に整備をいたしました設備等に係る減価償却費の増というところにあります、病院事業支出のほうが前年度より約1億2,000万円増の29億6,036万8,766円となっております。積極的に収益の増加に取り組んだ結果として費用も増加したというのが27年度の状況でございますが、旧会計の基準に照らし合わせまして新たな不良債務の発生を防ぐことができたというところでございます。

平成28年度は、昨年度に策定をいたしました新改革プランの初年度でございます。新改革プランに掲げました目標の達成に向けて、より一層経営の安定化を推進し、公立病院として市民の皆様へ寄り添った地域医療の提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

10ページ、中段にございます(1)の患者数の状況でございますが、まず入院患者でございますが、延べ入院患者数は、前年度比0.6%増の5万1,005人、1日平均の入院患者数は139.4人となり、病床利用率は86.6%となっております。外来患者数につきましては、延べ患者数が前年度比3.1%減の6万121人、1日平均患者数は247.4人、健診、人間ドック、予防接種は前年度比10.7%減の延べ1万500人となったところでございます。

これらを踏まえまして(2)の収益的収支の状況でございます。

収益的収入は前年度から2億5,100万円増の31億240万936円となっております。これに対し、支出といたしましては、前年度から約1億2,000万円増の29億6,036万8,766円となっております。この収支差し引きにより1億4,203万2,170円の純利益が生じたところでございます。

次に、11ページの(3)の資本的収支の状況でございます。

収入合計1億549万4,327円に対しまして、支出合計は3億2,407万91円となっております。恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りをお願いしたいと思います。

1ページ、2ページにつきましては、予算額と決算額を税込みで比較対照した市立病院事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出についてでございます。

まず、収入の第1款病院事業収益の決算額31億1,534万1,589円に対し、支出、第1款病院事業費用は、決算額が29億7,142万3,545円となっております。

次に、3ページないし4ページをお開き願います。

3ページないし4ページにつきましては、資本的収入及び支出につきまして、同様に予算・決算のほうをあらわしたものとなっております。

まず、収入の第1款資本的収入は、決算額1億549万4,327円、対しまして支出のほうは、第1款資本的支出といたしまして決算額3億2,407万91円となり、収支差し引きで2億1,857万5,764円の不足が生じておりますが、収益的収支での留保資金等をもって補填するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

5ページは、平成27年度1年間の病院事業の経営成績をあらわします損益計算書でございます。

1の医業収益と3の医業外収益の合計、2の医業費用と4の医業外費用の合計の差し引きが経常収支となり、経常損益では平成27年度は1億1,617万3,675円の損失が生じているものでございます。こちらに5の特別利益と6の特別損失の差し引きを加えました平成27年度の純利益が下から4段目に記載されております1億4,203万2,170円の数字となるものでございます。

次に、8ページないし9ページをお開き願います。

8ページないし9ページにつきましては、平成27年度末の病院事業の財政状況をあらわしております貸借対照表でございます。

8ページは資産の部でございますが、1の固定資産、2の流動資産を合わせまして、資産合計は19億5,463万6,797円となっております。

8ページ下段、それから9ページにつきましては、負債及び資本の部でございます。

負債の合計といたしましては、3の固定負債と4の流動負債、5の繰り延べ収益を合わせまして17億7,347万8,604円となっております。資本の合計は、6の資本金と7の剰余金を合わせまして、一番下から2段目でございます1億8,115万8,193円となっております。負債資本の合計では、9ページの一番下でございます19億5,463万6,790円となり、先ほど8ページでご説明をさせていただきました資産の部と一致するという中身になってございます。

次に、6ページないし7ページをお開き願います。

6ページないし7ページにつきましては、剰余金の計算書で年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載してございます。また、6ページの下段には欠損金の処理の計算書を記載してございますので、数字については後ほどご参照願います。

なお、18ページ以降につきましては、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細書などを記載しておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。

病院事業会計につきましては、以上でございます。ご審議を賜りますようよろしく願います。

たします。

○西村委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 私からは認定第3号、資料No.13「平成27年度塩竈市水道事業会計決算」について説明させていただきます。

説明の都合上、資料No.13の10ページをお開き願います。資料No.13の10ページになります。

10ページは、平成27年度水道事業の概況でございます。

最初に給水状況について説明いたします。

年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして752万8,783立方メートルで、1日平均で2万570立方メートルになり、前年度に比較しますと5万9,525立方メートル、0.8%の増加となります。年間有収水量は647万750立方メートルで、1日平均で1万7,680立方メートルになり、前年度に比較しますと3万1,150立方メートル、0.48%の減少となります。主な要因としましては、口径20ミリ、75ミリ、生産用水などで5万9,658立方メートル増加したものの、それ以外の口径及び臨時用などで9万808立方メートル減少したことによるものです。

次に、建設改良の主なものの状況についてご説明いたします。

第6次配水管整備事業は、水道水のより一層の安定供給を図るとともに、送・配水管の耐震性の向上などを目的に実施している事業で、本年度は昨年度に引き続き泉沢町、栄町地区で、口径400ミリ、延長155.8メートルの配水管布設がえ工事を行っております。

老朽管更新事業は、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道管の耐震構造を有する長寿命化に更新整備する事業で、今年度は本町など4路線で、口径50ミリから250ミリ、延長1,084.2メートルの配水管布設がえ工事を行っております。

続きまして、災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧補助金の交付決定に基づき実施する事業で、今年度は平成26年度繰越分として、寒風沢など3路線、口径50ミリから200ミリ、延長3,385.2メートル、平成27年度分としまして港町など2路線、口径50ミリから150ミリ、延長388.6メートルの配水管の布設がえ工事を行っております。

続きまして、財政状況について説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料No.13の1、2ページをお開き願います。

1、2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しており、税込み金額となっております。

収入につきましては、予算額17億3,975万6,000円に対して、決算額は17億7,417万1,053円となります。支出につきましては、予算額15億7,337万9,000円に対して、決算額は15億885万1,074円となります。

次に、3、4ページをお開き願います。

3、4ページは、資本的収支における決算報告書で、収入につきましては、予算額4億1,840万1,000円に対して、決算額は3億680万327円となります。支出につきましては、予算額9億5,200万8,000円に対して、決算額は翌年度繰越額1億800万円を除いて8億757万3,156円となります。収入額が支出額に不足する5億77万2,829円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

5ページをお開き願います。

5ページは、損益計算書で、税抜き金額となっております。平成27年度につきましては、下から4行目でございますが、当年度純利益として2億4,824万7,684円の純利益を生じました。その結果、下段にあります当年度未処分利益剰余金は10億4,383万5,101円となっております。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

6、7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）で、剰余金計算書は利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわすものです。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度純利益2億4,824万7,684円のうち、1億4,824万7,684円を減債積立金として、1億円を建設改良積立金として処分しようとするものです。建設改良積立金につきましては、今後支出が見込まれる老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて平成25年度から行っているものです。

続きまして、8、9ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表で、8ページは固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が一番下段にあります114億9,269万8,516円となっております。9ページは、負債及び資本の状況ですので、ご参照願いたいと存じます。なお、9ページの流動負債合計、中段にあります、6億7,695万3,047円となっており、8ページの流動資産合計、これが下から2番目になりますが、17億2,150万6,637円ですので、短期債務に対する支払い能力は確保されております。

続きまして、11ページをお開き願います。

中段にあります2の大口事業所に対する水道料金の負担軽減につきましては、平成27年度4

月検針、5月徴収分から平成28年2月検針、3月徴収分までの11カ月分の税抜き金額で約3,733万円の軽減を行っております。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事などの施工内容、業務の内容、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細などそれぞれ記載しておりますので、ご参照願います。なお、別冊の資料No.15「決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表などを記載しておりますので、ご参照願います。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。以上で、会計決算の内容説明は終了いたします。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言お願いたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、平成27年度決算特別委員会の資料要求、日本共産党市議団のほうから、資料について述べさせていただきます。

1つは、平成27年度決算分析の主要指標の県内13市の比較でございます。

続きまして、普通会計の地方債残高の推移で、これも県内13市との比較の推移ということですので。

3点目は、市税収入、地方消費税交付金の推移、これは平成23年度から27年度までの分でございます。

4番目は、法人市民税の調定額及び収入済額状況について、平成27年度でございます。

5番目は、法人市民税均等割額の納税義務者数と調定額、これは平成27年度でございます。

6番目は、宮城県地方滞納整理機構に回収を移管した市税と国保税の件数及び金額並びに回収された件数及び金額、平成21年度から平成27年度までの分でございます。

7番目は、職員と臨時職員数及び臨時職員の賃金等について、これは平成23年度から平成27年度でございます。

8番目は、公立保育所ごとの保育士、正職員、臨時職員、そしてそのうち加配に当たる非常勤職員の状況、平成26年度、平成27年度分でございます。

9番目は、公立・私立保育所の障がい児、重度、特別児童扶養手当を受給している児童、そして軽度の受け入れ数、これは平成24年度から平成27年度まででございます。

10番目は、公立・私立保育所の産休明け、育休明けの申し込み数、平成24年度から平成27年度までの分でございます。

11番目、放課後児童クラブの入所児童数と支援員、補助員数、平成27年度でございます。

12番目、放課後児童クラブの支援員、補助員の賃金、平成25年度から平成27年度でございます。

13番目は、学校給食の調理職員の配置数、正職員、そして非常勤職員、臨時的任用職員と年齢構成について、これは平成25年度から平成26年度、27年度でございます。

14番目が、市内小中学校の教職員の超過勤務状況、平成27年度でございます。

15番目は、市内小中学校の学年ごとの不登校児童生徒数と心のケア、そして図書整備業務員の配置状況、平成27年度でございます。

16番目が、市内学校の図書冊数と廃棄冊数及び図書管理システムの配備校、平成27年度でございます。

17番目は、市営住宅、公営災害住宅応募状況、平成23年度から平成27年度でございます。

18番目は、市営住宅の家賃の減免申請並びに認定数、減免合計額、平成23年度から27年度でございます。

19番目は、国保税の調定額、収納額、未収額、収納率、不納欠損額、平成23年度から平成27年度まででございます。

20番目は、国民健康保険の資格証の発行状況、平成27年度です。これは、所得階層区分にまとめた国保税加入世帯数のうち、資格証明書を発行した世帯数がわかる資料でございます。

21番目は、平成25年度から27年度までの国保税滞納繰越の理由別分類一覧でございます。現年度分です。

22番目は、モデルケース、世帯所得の200万円、これは国保ですが、40歳代の夫婦と未成年の子の2人の家族で固定資産税額は5万円ということで、そのうちの二市三町の国保税額と所得に占める割合、平成23年度から平成27年度でございます。

23番目は、平成25年度、26年度、27年度末の介護保険料徴収状況と、介護保険料未納理由でございます。

24番目は、介護保険料の滞納状況、利用者負担3割の方、平成25年度から平成27年度。

25番目は、二市三町の特別養護老人ホームの定員数、そして入所現員数、入所希望者数、平成28年度2月1日現在でございます。

26番目は、県内の下水道使用料金の体系、平成27年度でございます。

27番目は、広域下水道終末処理維持管理負担金で、平成25年度から平成27年度の方でございます。

以上27項目でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、平成27年度決算特別委員会、資料といたしまして3件要求いたします。オール塩竈の会でございます。

1件目は、普通会計地方債残高、県内13市及び一時借入金、これは塩竈市の推移、平成8年度から平成27年度。

2番目に、地方債償還額の推移、平成19年度から27年度。

3番目に、地方債借入金の推移、平成19年度から27年度。

以上3件、お願いいたします。

○西村委員長 ほかにございませつか。志子田委員。

○志子田委員 市民クラブから、15点の資料要求をお願いいたします。

まず1点目、平成27年度の一般競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上の分をお願いいたします。

2点目には、平成27年度の指名競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上。

3点目には、職員手当の種類、これは各会計別をお願いいたします。

4点目、平成27年度における委託業務、委託事業者一覧、これは各会計別で100万円以上をお願いいたします。

5番目に、平成27度における随意契約明細一覧、130万円以上の分をお願いいたします。

6番目に、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額をお願いいたします。

7点目、物品購入の市内外の業者と金額、各会計別、これは年総額30万円以上のところをお願いいたします。

8番目、補助金の一覧表、平成25年、26年、27年の分と、100万円以上は使途明細がわかる資料をお願いいたします。

9点目、過去5年の起債、公債費の推移と残高をお願いいたします。

10点目、平成27年度に土木課及び下水道課が発注した工事、500万円以上に係る工事契約台帳をお願いいたします。

11番目、塩竈市立病院事業繰入金の一覧表、これは基準内と基準外を平成21年度から平成27年度分までお願いいたします。

12番目、児童館と放課後児童クラブの経費について、これは平成23年から27年の分までお願いいたします。

13番目、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の収支決算書、これは平成26年度分と27年度分、お願いいたします。

14番目、塩釜港開発株式会社の決算報告書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書の書いてある分の第22期分をお願いいたします。

15番目、市内中学校の進学先、高校別合格者数を男女別で平成27年度分をお願いいたします。

以上、15点、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 それでは、風の会からは、5件の資料要求をさせていただきます。

まず、1件目は、平成23年度から27年度における調査委託事業、いわゆるコンサルに委託した1件500万円以上のものに限ります。係る事業一覧、件名、金額、それから受託企業名、そしてその成果品についてご提出願います。

2件目は、平成23年度から27年度におけます随意契約事業に係る事業一覧、1件500万円以上。そして、その随意契約の理由について。

3件目は、平成23年度から27年度におけます職員数の推移、一般会計、特別会計、企業会計ごと、正職員、非常勤職員、任期つき職員、あるいは再任用。それから、災害応援受け入れ職員について。

4件目は、平成24年度から27年度におけます指定管理者制度導入している施設について、集会所を除きます。指定管理者制度導入施設の一覧、そして指定管理者制度導入施設による行財政の効果と成果、特に施設顧客満足度等の調査をされておれば、その結果についてお出し願いたいと思います。

最後に、平成22年度から27年度の市税収入の比較、個人、法人区分別、課税区分別の比較、土地、建物、その他。特に、固定資産税の比較において震災復興減免の影響額。

以上、5件についてよろしくお願いいたします。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 公明党より、2点資料要求お願いいたします。

1 点目、県内13市及び周辺 3 町の障がい児保育における受け入れ年齢の基準。

2 点目、市内の障がい児を受け入れた保育所の数、これは平成23年度から平成27年度。

2 点よろしく願います。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容を確認の上ご報告をお願いします。内形副市長。

○内形副市長 ただいま 5 会派より 52 件にわたる資料要求がございました。各会派ごと確認させていただきます。

まず、共産党塩釜市議団さん、27 件ございました。ご要求どおり提出させていただきたいと思えます。

また、オール塩竈の会さんの分、3 件ございました。確認させていただきます。まず、1 番目の資料でございますが、これにつきましては、普通会計の地方債残高の推移につきましては、共産党市議団さんの要求 No. 2 にあわせて提出させていただきたいと存じます。

また、2 番目と 3 番目の要求につきましては、市民クラブさんからの No. 9 にあわせて提出させていただきたいと存じます。

続きまして、市民クラブさんは 15 件ございました。そのうち、6 番目のパート等の職員の内訳等と金額についてでございますが、これにつきましては、共産党市議団さんの No. 7 とあわせて平成23年度から平成27年度までの賃金決算額 1,000 円単位で提出させていただきたいと思えます。また、No. 8 の要求につきましては、一般会計における市単独事業として、各種団体へ交付している補助金一覧表と収支決算書等について提出させていただきたいと存じます。また、No. 9 の地方債に係る償還額、借入額、そして残高の推移について提出させていただきたいと存じます。

続きまして、風の会さんでございますが、5 件ございました。そのうち、No. 1 の調査委託事業に係る資料でございますが、このうちコンサルに委託したものについて提出させていただきたいと存じます。なお、一覧につきましては、件名、金額、相手方、成果品を記載したものを提出させていただきたいと存じます。続きまして、No. 3 の資料でございますが、会計ごとということで要求ございますが、恐縮でございます、任命権者ごと、いわゆる市長部局、教育委員会、市立病院、水道部の職員数について提出させていただきたいと存じます。なお、資料作成に当たりましては、共産党市議団さんの資料要求 No. 7 とあわせて調整させていただきたいと存

じます。

また、5番目の市税に関する資料でございますが、平成22年度から27年度の市税収入の比較につきましては、災害復興減免の影響額も含めて共産党市議団さんの資料要求No.3とあわせて一覧表で提出させていただきたいと存じます。

次に、公明党さんにつきましては、要求どおり提出させていただきたいと存じます。

これらの資料につきましては、20日の、2日目の特別委員会の冒頭で議場配付させていただきたいと存じます。さらに、1件の資料項目で200ページを超えるものと、あと20ページを超えるものがございますので、これらについては別冊という形で取りまとめさせていただいて、提出させていただきたいと存じます。

以上であります。

○西村委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明9月20日午前10時より再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、9月20日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上、本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時56分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年9月16日

平成27年度決算特別委員会委員長 西村勝男

平成28年9月20日（火曜日）

平成27年度決算特別委員会

（第2日目）

平成27年度決算特別委員会第2日目

平成28年9月20日（火曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部 政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 熊谷滋雄君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 川村淳君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君	建設部次長 兼都市計画課長 阿部光浩君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部 危機管理監 千葉正君
会計管理者 兼会計課長 小林正人君	市民総務部 政策課長 相澤和広君

市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 健康推進課長	草野弘一君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君	建設部 定住促進課長	佐々木誠君
建設部 土木課長	本多裕之君	建設部 下水道課長	佐藤寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係長	戸枝幹雄君	議事調査係主査	平山竜太君
議事調査係主事	片山太郎君		

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから平成27年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

それでは、当局より発言の申し出がございますので、これを許可します。内形副市長。

○内形副市長 9月16日開催されました本特別委員会でご要求のございました資料につきましては、決算特別委員会資料No.24及び同別冊1、2として取りまとめ、お手元にご配付申し上げておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○西村委員長 これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 オール塩竈の会、阿部眞喜でございます。

私は、資料No.9の説明書のほうから何点か質問をさせていただきたいと思います。

まずは33ページ、児童扶養手当支給事業についてお聞かせいただければと思います。内容としては、家庭生活の安定と自立の促進ということでございますけれども、何をもって自立ということなのか教えていただければと思います。なぜかという、成果のところでは自立に向けた支援を行うことができたということがございますので、何をもって自立とお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、児童扶養手当でございますが、この手当の支給の対象となるのが母子家庭、父子家庭、ひとり親世帯が支給の対象となります。そういった意味では、特に母子家庭などでは所得の低い方が多くいらっしゃるような形でございます。そういった意味では、生活の安定という意味では自立といった観点でこちらのほうは記載させていただきました。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。自立に向けた支援を行うことができた成果のこ

ろにご記入されておりますけれども、では何人ぐらいの方たちが自立できたということなのか、教えていただけますか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 成果のほうには自立ができたと記載させていただいておりますが、その自立できた人数となりますと、こちらでも把握しておりませんでした。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。私は自立できたというのは、こちらでご支援をいただいている間に例えば就職活動等を行って働くことができ、こちらをもらわない、もしくは軽減できたというような、一部支給となって一歩前進という形で自立につながったのかなと考えるので、全体的に今後のことも考えて、少しある程度の人数把握というものをしておくことが大切なのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、委員おっしゃるように、就労に向けた自立ということも一つございます。そういった意味で、なかなかこちらでも就労されているかどうか、実際には年に1回の現況届とか、そういった部分で把握したりするところがございます。そういったところでは、なかなか人数を把握するというのが難しいような状況でございます。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。難しいということでございますけれども、国からの大分、予算ではございますが、やはりしっかり、その他会計からも出ておりますので、ぜひとも今後につながるような事業にしていいただければなと思います。

続きまして、ページをめくっていただいて35ページです。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業についてでございます。こちらは国からのご支援をいただいてということで、塩竈ニコニコ子育て応援券を配布したのになりますけれども、こちらは用途として主にどこに、その塩竈ニコニコ子育て応援券を配布したところがどちらに使われているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、どういったところで使われているかということござ

います。今回の子育て世帯応援券につきましては、塩竈ニコニコ2割増商品券と同じ期間、そして同様のスタイルで使える店舗も設定させていただきました。そういった意味では数多くの店舗が使えるということで、多種多様のところで使われております。主に飲食で使われた方もいらっしゃいますし、あとは子供たちの部活動の用具を買ったとか、そういったところで使われている方もいらっしゃいます。そういった形で数多くの方に使われたという形になっております。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 先ほど部活動等ということもございますが、私も選挙のときにお訴えしていたのがやはり習い事補助金等の設立をしてみてもどうかということでもございましたけれども、継続的に使わなければ、せっかくこのぐらいの多くの予算をいただいているので、飲食等という、やっぱり食べて終わりでは、ニコニコ2割増商品券と何ら変わりなかったのかなと思いますし、なので、ぜひ部活等とか習い事とか、そちらのほうに使われている予算がどれぐらいだったのかというのはお答えできますでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、この子育て世帯応援券でございますが、2割増商品券が使える店舗以外に教育・保育事業に関する施設ということで、子育てに関する部分で別途に店舗・事業所を設定させていただいた経過がございます。そういった教育・保育事業に関する施設として、塾ですとか習い事、幼稚園、保育施設、そういったところが該当しております。そういったところで使われましたのが全体で3万1,685枚のうち1,024枚、3.2%の方がそういったところで使われているという形になります。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 利用率が97%ある中で3.2%しか、やはりそちらの部分におりてきていないということは非常に残念かなと私は感じております。地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業ということで子供たちの子育てを応援しようという券で、教育事業に3%しか使われていないというのはやはりこちら成果としてしっかりとそこに達成しているのかなと考えたときに、私は達成できていないんじゃないかなと考えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回この事業を行うに当たりまして、アンケートをとらせていただいております。どういったものに使われたかということでアンケートをとらせていただきましたが、先ほど申し上げました教育・保育事業に関する施設のほか、先ほども申し上げました部活動、あるいはふだん行けないところに子供たちと一緒に食事に行けたとか、そういった声も聞かれました。そういった意味では、子供たちのために何らかの形で家族水入らずで過ごすことができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。今後にぜひ継続、つながるようなところに使えばよりよかったのかなと私は感じます。ことしはこちらの予算、たしかない予算だったと思いますので、できれば高額で使う予算でございますし、せつかくであれば次につながっていくようなところの部分のほうに予算がもっと使われたほうが成果が今後の塩竈にもなるのかなと思いますので、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、166ページ、活力ある産業のまちづくりのところでご質問させていただきます。こちらの企業誘致等や設備投資等を促進するための予算ということでございますが、こちらは東京と名古屋のほうでセミナーを開いて、大分400社近い形、そして700人近い人たちに出席していただいておりますけれども、例えばこちらから塩竈にちょっと誘致をしてみたいとか、ご相談があった件数というのがあれば何件か教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 名古屋と東京のほうでセミナーは県主催で、県内の各自自治体が参加して実施しております。参加者そのものは、あくまでも県が主催の全体のほうのセミナーに参加した方々ということになります。私どものほうで直接対応するのは大体20件ないし30件ぐらいの企業という形になりますけれども、これまで私どものほうで誘致関係でおつき合いがある事業者さんであるとか、新規の方々というのも一部ありますけれども、基本的にはこれまで市とかかわりのある企業が比較的多いのかなと感じております。

昨年度の中で具体的にどうかということになると、私は当日名古屋のほうに直接参加したんですけれども、名古屋において昨年度、具体的に企業との申し入れというふうな、そういった部分はなかったように感じております。今年度は東京セミナーの中でこういった部分についてぜひ企画提案したいという企業なんかもおられたようなので、そういった企業さんとも少し

おつき合いをしながら企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。20社から30社ほどご対応させていただいたということでしたがけれども、実際その質問の内容等、なぜ誘致につながらないのかとか、そういうところの、失敗ではないですけれども、企業が抱える壁というものがあれば、具体例などあればですけれども、お聞かせいただければと思います。

○西村委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 一番は、私どものほうはどうしても呼び込むための団地といった部分が実際のところないという状況があります。市内の遊休地をご提供しながら企業に誘致していくという形になりますけれども、県内にはかなり大規模な工業団地等もそろえながら誘致をなさっているというのが一般的ですので、どちらかというと塩竈のブースに来られる方々というのは観光色が強いまちだという印象で、塩竈の観光とか、港があるまちだねという部分で関心はいただくんですけれども、なかなか場所がないという状況もご存じなので、そういった点では少し呼び込むという部分では課題になっているかなと捉えております。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。土地、なかなか難しい問題なのかなと思います。観光色が強い形ということでしたがけれども、せっかくこのような場に行って行うのであれば、しっかりと企業の誘致に努められるように今後とも進めていっていただきたいなと思いますし、せっかくであれば何社、ここで塩竈のほうにということにつながるように今後とも説明会等に積極的に頑張っていただければなと思います。ありがとうございます。

続いてですけれども、191ページ、景観推進事業でございます。こちらは数回にわたってお話し合いがされたということがございますけれども、話し合いをしてこの景観を定めるのに定住人口の確保と交流人口の拡大につながるのでしょうか。ちょっとそちら、詳しくお聞かせいただければと思います。

○西村委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部次長兼都市計画課長 景観整備というものは環境がよくなるということですので、景観がよくなるということはやっぱり住みやすいまちになるということで、やはり景観整備を進めていく必要があるだろうという議論がございました。そういった中で、塩竈市もこれから定住人口とまちの活性化を進める中で景観計画を進めていく必要があるという議論がございま

した。

以上です。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。こちら、もうでき上がっているんですね。

○西村委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部次長兼都市計画課長 計画そのものは完成しておりますけれども、それを具体的に形としていく施策につきましては、これからまた皆さんからいろいろご意見をいただきながらつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。定住人口の確保と交流人口の拡大につながるということを協議したと。大分回数も重ねてお話し合いをしていただいたみたいでございます。しっかりと無駄にならないように、我々のほうでも議論を深めていくことが必要なのかなと思いますので、でき上がり次第ぜひ教えていただければなと思います。ありがとうございます。

続きまして、298ページ、次世代育成青年交流事業についてでございます。こちらは、参加されていた人数が大体5名から9名ということで、こちらは毎回同じ方なのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 回ごとによってばらばらということもございましたが、1の方が最初から最後までずっと出ていただいたという状況でございます。あとは複数回、飛び飛びでしたので、時間のあるときに出ていただくという形で、通しではありません。一部通した方もいらっしゃいますが、数名の方はばらばらという形になります。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。イメージでは、結婚するところだよとか、子育てってところだよみたいなことを勉強するという認識のセミナーでよろしいんですね。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 あくまで結婚に向けて、結婚とか子育てとか、そういった部分に向けて準備をしていただくということで、その際、塩竈の観光資源、産業資源を使っただきながら、ぜひこのまちで結婚して子育てをして住んでいただきたいという思いの中のセミ

ナーでございました。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 例えばこれから結婚を考えているご夫婦が、夫婦になる方が2人とかじゃなくて、個人として参加されるという認識でよろしいんですね。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 はい、そのとおりでございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。私ちょっとポスターなどを見たときに、チラシですか、長期スパンでやる街コンみたいなものなのかなという認識をどうしてもしてしまったりとか、あとは夫婦で出てちょっと今後の結婚ってどうだろうとか、そういうことを勉強する機会に見受けられたので、人数も1桁台での参加ということでございましたので、ことしはこちら行わない予定ですのであれですけれども、今の状況、地域にどうニーズがあるのかというのもしっかりともう一回調べてから行って、どうしてもこれをやってみようかなと挑戦することはいいと思うんですけれども、失敗したことは失敗したということで、しっかりと上げて次につながる必要があると思うんですけれども、いかが、成功か失敗か、お聞かせいただければと思います。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 このセミナーについては当初、男女15組という部分の参加を求めて始めた部分でございます。ただ、今、委員おっしゃったように5名から9名の参加と、そういう部分では人数的な部分では非常に今後反省課題が残ったのかなと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、最初から最後まで出ていただいた方もいらっしゃいましたし、最後の反省会というか、総括の段階では塩竈を改めて見直すことができたとか、ぜひ結婚に向けて子育てに向けてこのまちというものを改めて見直したという部分を言っていたので、決して失敗ではなかったというふうに、ある程度そういった部分では一つの喚起になったのかなと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。人数が多ければ成功というわけではもちろんないと

は思いますので、例えば中身、参加された方がよかったと、じゃあどうして人数が集まらなかったんだというところはどうしても出てくるのかなと思います。15組30人ですか、当初の予定、うまくいかなかったなという部分は今後につなげていただければなと思いますが、その参加された方、9名というのは、最後にあれですけども、塩竈市の方なんでしょうか。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 塩竈市の方もいますが、市外の方も参加していただいた状況でございます。

以上です。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。その塩竈市外への広報というのはどういう形で広報されたか、教えてもらってもよろしいですか。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ホームページとか、あと各所にポスターとか、1,000枚ほどポスターを置きまして、そういった部分で参加者を呼びかけたということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 その1,000枚というのは市外に1,000枚という認識でよろしいですか。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 主に市内なんですけど、場所によっては仙台市の観光案内所、松島、あと近隣自治体の広報担当のほうにも配ったという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。1,000枚、大分大変だったのかなと思いますし、もっとより伝える方法があったのかなと思いますので、内容としてはすごくよかったということであれば、予算自体は50万円ほどでございますけれども、何回も重ねることで逆にこういう事業ってすごく参加者がふえてくるのかなと思いますので、また挑戦できる機会があれば今回の反省を踏まえて行っていただければなと私は感じております。

その広報のことも踏まえてなんですけれども、次に300ページになります。広報のほうの事業でございますが、ポスター1,000枚張られることも大切なのかなと思いますが、隣の301ペー

ジにある（３）フェイスブックの開設と。観覧者数実績が６万６,１８７人と、本当に５つの課でやっていて、この６万６,０００人も見ていらっしゃるということは、やはりポスター１,０００枚張るお金と労力を考えたときに、こちらのほうに逆に私としては本来載せたほうがより効果的ですし、予算もかからないと思いますし、こっちは担当課さんが違うんですかね。ちょっと思うんですね。これはちょっと意見で大丈夫です。例えばこういうところを活用したらいいのかなとすごく感じております

ちなみに、このフェイスブックの開設についてちょっとお聞かせいただきたいんですけども、平成２７年度、６万６,１８７人見ていらっしゃるということでございますが、各部課の登録を、フェイスブックのツイートというんですかね、見ていらっしゃる人が６万６,０００人はわかったんですけども、登録されている方って何人いらっしゃるか、わかりますか。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 大変申しわけございません。登録者数についてはちょっと今手元に資料がございませんので、よろしく申し上げます。なお、６万６,１８７人という内訳なんですけど、これは政策課で押さえているアクセス件数のみということで今回は記載させていただいておりますので、ほかの部課合わせますともっと大きい数字になると思います。今後はそういった数字もわかりやすいように表記させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。やっぱり見るということは、こちらの記事を書き込むということが一番やはり更新されていって見るという形になると思いますので、どんどん情報はこちらに書いていただくことが必要なのかなと思います。いつも毎回議会があるたびに聞くんですけども、どれぐらいの頻度で書き込みをされているんですかと。調べると月に１回から２回、台風が来ればもちろん緊急情報等も書き込みしますけれども、私はやっぱり集約をして１つのところから情報発信したほうが良いと考えてはいるんですけども、そういうお考えがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 フェイスブックにつきましては、昨年度ようやく市のほうで一つの情報ツールとして開始させていただいたものでございます。その開始に当たりましては、委員がおっしゃいますとおり、そういった視点もございますが、市としましてはさまざまな情報にアクセスしていただく方のニーズ、例えば建設関係を知りたい、例えば子育て関係を知りたい、

例えば図書館のことが知りたいと、入り口がさまざまあるかと思います。一括ということだと、その中に埋もれてしまいますので、その入り口の選択肢を設けまして、最短でアクセスいただくような視点で作成させていただきました。なお、一括でどうかということにつきましては今後課題とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。本当におっしゃることもそうだなと私も感じておりますけれども、例えばですけれども、では図書館がちょっと気になるなど、例えばいらっしゃると、子育てが気になるなどという方というのは、どちらかというフェイスブックよりもインスタグラムのほうをやられているのかなと思いますし、なのでインスタグラムを登録すればフェイスブックとツイッターも一括で記事が上がるように設定ができるはずですので、多くのニーズに閲覧していただくということが必要なのかなと私は考えるんですが、いかがお考えですか。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 市としましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年度フェイスブックに取り組みさせていただきました。そのほかさまざまな、いわゆるSNSと呼ばれるツールがあるわけですが、そういった利用形態とか把握しながら、委員がおっしゃいますとおり、そういったことも検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。ぜひ今、世の中にあるこの無料のツールで、そういうニーズがあるものをどんどん積極的に活用しながら、受けの広報ではなくて、発信する広報をぜひ行っていただければと思います。

以上、私から7点ですか、ご質問させていただきました。時間がちょっと余っておりますけれども、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私のほうから何点か確認をさせていただきます。

1つは資料No.9を主に中心に使わせていただきます。資料No.9の367ページを開いていただきたいと思います。

その367ページのところで、港町の拠点整備ということで触れられております。決算額として約11億7,000万円ということでございます。そこで確認をしますが、全体としてはたしか契

約額そのものが約14億円だったと思いますが、附帯工事もあって、全体としてはどのぐらいの工事の決算として見込んで考えていらっしゃるのか、判断を聞かせていただきたいと思います。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 伊勢委員にお答えいたします。

港町の拠点整備事業、全体事業費でさきの委員会のほうにご報告させていただきましたけれども、15回申請額を踏まえますと、トータルでは24億円まで事業費がなるところでございます。平成27年度の決算にいたしましては、デッキが主な事業でございまして、平成26年度からの事業も合わせますと、記載しておりますとおり約14億4,200万円でありまして、平成27年度の方で約11億4,300万円となります。あと2月定例会で補正させていただきました照明でありますとか目隠しを合わせますと、デッキ自体といたしましては約14億4,200万円という予算額になるという状況でございます。トータル事業費では、今回の拠点施設も合わせますと約24億円の事業費になるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。この件については、いろいろ予算上の関係で当初予算でも避難タワーのほうがいいんじゃないかという論点も行ってまいりましたので、改めて決算上は一つ無駄遣いというか、やっぱりこういうふうな方法ではなくて避難できるもの、たしかあれだと5億円ぐらいでできるのかな、そういう方法もあるのではないかとこのことを申し述べておきましたので、決算上はこれはやっぱり私らとしては賛同できない案件なのかなと一つ確認をさせていただきます。

続いて、資料No.9の339ページのところでいろいろと触れさせていただきたいと思います。この中に災害公営住宅のところについて触れられております。災害公営住宅そのものについて、ここで事業が触れられておって、隣のページに施策の成果ということで、この決算上の関係でいうと419戸の整備計画で、その後見直しがたしかあったと思いますが、390戸の指標になっております。こういうことで、それぞれ入居、あるいは今年度でいいますと9月あたりから入居なりという話になっております。

そこで確認させてください。一つは、それぞれの入居の予定について確認をさせていただきたいと思います。それぞれの災害公営住宅。

○西村委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 清水沢東住宅におきましては、3号棟については既に入居が始ま

っております。1号棟、2号棟については今定例会で財産取得等をお認めいただきました後に9月末から入居開始の予定でございます。あと北浜と錦町東住宅においては年度内ということで、遅くとも3月には入居を開始したいと考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで、このページの中の現況と課題、340ページのところで①平成28年度に伊保石2期4戸、そのほかに北浜1期31戸、清水沢170戸、錦町東が70戸、こういうことで触れられておいて、この問題での関係でいうと、隣のページにふれあいサポート、343ページから仮設住宅への支え合いづくりということで事業が展開されております。

その中の345ページのところで、施策の成果のところでは単身世帯、成果の指標の成果のところの(3)単身高齢者世帯の緊急通報システムの設置で見守り、孤独死を防止できたという記述もございます。

次に、現況と課題というところで、最後になりますか、(6)災害公営住宅入居者の孤立化防止と自立した生活の推進のためのコミュニティづくりの推進が必要であるということで、こんなふうに書かれております。これは大事な課題だと思います。上の課題とリンクさせて考えていくなればですね。

そこで、それぞれの災害公営住宅におけるコミュニティづくりの今後のあり方、進め方について確認させていただきたいと思います。

○西村委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害公営住宅におけるコミュニティ形成の推進についてでございますけれども、現在サポートセンターにおきましても、既にご入居いただいている方については集会所等を活用しながらお茶っこ会等々を開催させていただいておりますし、また個別に支援が必要な方につきましては戸別の訪問で状況等の調査を行っているという状況もございます。また、社会福祉協議会の取り組みの中でも、災害公営住宅のそういうコミュニティ形成事業を行っているという状況もございます。また、今後完成いたします清水沢東の集会所等を活用して、現在URさんのご協力も頂戴しながら、地域の方、ボランティアの方も巻き込みながらコミュニティ形成に向けての支援を行っているところでございます。今後さらにこういったあり方ができるのか検討を進めながら充実させてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで、コミュニティーづくりは大変大事なことです、自治会づくりといいますが、少し時間と手間暇がかかると思うんですね。そこで、UR自身の例えばそういうコミュニティーづくりというのは、建物ができました、入居しますで、どのぐらいの期間、いわば本格的にコミュニティーが立ち上がっていく方向でどのぐらいの支援の期間として支援するのか、その辺わかれば教えてください。

○西村委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害公営住宅の中での自治会組織ということでは、今後1号棟、2号棟の完成を待ちながら、入居者の方との話し合いを進めながら、自治会組織あるいは近隣の町内会等がまざるのかどうかも含めて調整をされていくというふうに考えてございますし、また定住促進課でその辺の考え方を整理しながら、今後、入居者の方が固まった段階であり方を検討してまいりたいと考えてございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ちょっと質問の聞き方が、私の質問の仕方が悪かったのか、要するにUR自身のコミュニティーづくりの実際上の支援は入居後どのぐらいですかということを知りたいんです。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 URとの関係なので、私のほうからお答えいたします。

URさんとはこの4月にコミュニティーづくりで塩竈市と協定を結びまして、今取り組みを進めているところでございます。基本的には今年度いっぱいがURさんとの協定でございますので、URさんに私どもでお願いしている住宅の工事も今年度いっぱい完成する予定ですので、まず今年度内に目鼻をつけて、あとは塩竈市のほうに組織云々のノウハウを引き継いでいきたいというのがURさんのお考えですので、浦戸でありますとか清水沢含めて今いろいろな取り組みをURさんで行っていただいていますので、それを本市の担当課でノウハウを吸収しながら今、次年度以降に向けて整理を進めているという状況でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。今9月ですので、10月に入居なのかな、例えば10月、11、12月、ざ

っと数えてみると半年ぐらいだと思いますね。仮にそういうふうなことで関係という。そうすると、一番私たちが心配しているのは、それだけの期間で果たしてコミュニティーづくりが成功するのかなという思いがありまして、その辺で一定の期間かかるんじゃないかと考えることになるので、というのは、さまざま例えば私の知っている方でも女川から被災に遭って来た方、それから他県というか、ばらばらですね、つまりね。ばらばらの、同じ地域だと比較的つくりやすいのかなと思いますが、いわばそれぞれ生活圏もこれまで違っていた、住んでいるところも違っていたという方々のコミュニティーづくりというのはなかなか大変なのかなと思いますので、その辺の対処方について本当に力を入れないと、さっき前段、孤独死という話も出ていましたので、その辺の心配をするので、今年度いっぱい、つまりは今年度の3月末ぐらいがURさんの協定との関係で支援するという方向ですが、果たしてそれでいいのかどうか。例えばもう少し1年ぐらいは時間をかけて丁寧に対応するということも含めた対処方が必要ではないかなと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○西村委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 おっしゃるとおり、入居者が自主的に町内会組織を立ち上げるというのはなかなか困難なといいますか、ご苦労があるというふうには認識しております。まず、うちのほうとしては、入居者同士のコミュニティーの場をたくさん設けまして顔見知りになっていただくと。例えば、今回11月には消防訓練を市の大規模なものになりますけれども、清水沢東住宅を利用して行おうと思っております。その他に、市民清掃等にも我々定住促進課から声かけをして広く参加していただくなど、顔を合わせる機会を多くして、何とか年度内に自治会組織の設立まではいかなくても、おおむね中心になってご活躍いただけるような方々とコミュニティーをとれるような状況をつくりまして、あと行く行くは多少時間がかかりましても、その方々を中心に市のほうでも支援しながら自治会組織の設立に尽力していきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ、さまざまな機会を設けていただいて、隣近所の方々がどういふ方なのかなということでもわかるような支援はやっていただきたいと思います

そこで、清水沢の場合には町内会が2つといますか、かかわるところ、例えば番地でいうと清水沢四丁目、三十何戸も入っているところ、それからこっちのほうの元球場の跡地のとこ

るは今度は清水沢三丁目ですか、そういうふうになって、お互いの町内会のかかわりが別立てになっちゃっているんですね。先ほど連携もしたいと、それは私も大事だなというふうには思うところなんです、その辺の関係で、恐らく考え方としては三十数戸入ったところと、今後10月入居のところは1つのコミュニティーづくりが一番いいのかなとは思いますが、考え方だけちょっと、それでいいのかどうかですね。

○西村委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 委員ご案内のとおり、隣接する町内会としましては、新清水沢町内会、清水沢中部町内会という2つの町内会がちょうど団地をまたぐ形で存在しておりまして、おのおのの町内会長さんや役員の方々ともこれまでいろいろお話し合いをさせていただいてきております。おのおのの町内会といたしましては、どうしても大規模な団地になりますので、そのまますぐ町内会に入ってもらいたいというのなかなか困難な面もあるという意見はいただいているんですけれども、当市といたしましては、まず入居者が入られた後に入居者の方々の意見を踏まえまして、あと両者のお話し合いの場などを設定しながら、既存の町内会に編入していただくのがいいのか、それとも今回の新しい清水沢東団地そのもので新たな町内会を組織したほうがいいのか、今後話し合いを進めながら見きわめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ひとつよろしくをお願いします。

あともう一つだけ、これは教育行政にかかわってなんです、先ほどの清水沢三丁目、四丁目と、行政といいますか、つまり学校に入るところでの区分があると思うんですよね。そこら辺の柔軟性や対応はいかがされるのか。例えば球場の跡地のほうは月見ヶ丘小学校だったり、上のほうは第二小学校なのかな、そういうふうになっているんですが、その辺、入居し、そしてそういったそれぞれの、デリケートな問題ですので、子供さんへの対応、親御さんとの対応についてお聞きしたいと思います。

○西村委員長 高橋教育委員会教育長。

○高橋教育委員会教育長 子供さんの入居ということが今のところまだ見えておりませんので、そういったことを見越して今後考えてまいりたいと思っております。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 よろしくお願ひいたします。これはこれで終了させていただきます。

続きまして、資料No.8でちょっと触れさせてください。資料No.8の厚手の明細書ですね。66ページのところで確認をさせていただきたいと思います。

総務費のところ、2款総務費、歳出のところ、上から2行目ですね。基礎調査業務委託料というものが決算されています。388万8,000円でしょうか。これはどういうものなのか、最初に確認させてください。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 ご質問いただきました388万8,000円の内容でございますが、かねてから西塩釜駅にエレベーターの設置といったお話をいただいております。これに関しまして災害公営住宅等関連周辺交通環境調査事業ということで、復興交付金を活用しまして周辺の関連の調査をした事業でございます。なお、なかなか直接的には復興庁からまだエレベーターに直接ニーズとかという調査の合意が得られていない中での周辺調査ということで、今後も引き続き復興庁と相談させていただくような形で進めさせていただいている内容でございます。

以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 これは決算上の金額しか述べられていないので、こちらの資料No.9のほうには例えば成果はこうだったというものはないんですね。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 ただいま申し上げましたとおり、まだ復興庁から本当にこのエレベーター設置に対する直接的な調査ということをお認めいただいておりますことから、成果には至っていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで、どのぐらいの調査なのか、金額上しか、決算上しか出ていないので、おおよそ、大体調査してこんな意見がありましたというのを報告いただければと思うんですが。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 それでは、調査の概要について少しご説明申し上げたいと思います。

調査期間については、ことし2月から3月にかけて調査をさせていただきました。調査の項目としましては、駅周辺利用者の通行量の調査、それから駅周辺利用者に対するアンケート、これはその場での聞き取り調査ということになります。それから、周辺住民の皆様の意向調査という3つ、させていただいております。

アンケート、聞き取りの調査の内容でございますが、自由通路の利用目的ということで調査を行いましたところ、利用者、聞き取りしましたうちの7割が駅利用ということでございます。その他、市立病院等の公共施設への移動、それから買い物などへの市内中心部への移動ということにつきましては約2割でございました。また、お住まいになられている周辺の住民の方々に対する調査、意向につきましては、同じく利用するケースということでお聞きしましたところ、46%が仙石線を利用するとき、それから28%が公共施設、それから市内中心部、もしくは100円バスのバス停へ移動する際ということで回答をいただいております。

調査の結果、まとめでございますけれども、課題が2つございまして、まず1つ目でございますが、高齢者や障がい者でも利用しやすい交通拠点の確保ということでございます。錦町の高齢化率につきましては37.4%ということでございます。ただ、自由通路の東側の利用者の高齢者の割合につきましては、平日12.3%、それから休日16.9%という、この調査におきましては低い利用率ということでございますが、このことにつきましては西口の市立病院への通院などで、本当は利用したいんだけど、階段等の段差等があるので実際利用できない方々が潜在的にいらっちゃって、それで低いのではないかとということでございます。また、自由通路の不便な点につきましては、どちらも今申し上げましたとおり階段の上りおり等ということで、こういったことでエレベーターの設置というニーズがあるのではないかとということでございます。

それから、駅東側地区の安全な歩行空間の確保が課題の2つ目でございます。こちらについては、時間帯別に交通量を整理した結果、結構あの辺、駅利用者の自転車、それから自動車が駅のロータリー付近でかなり混雑、時間帯によって行き来があるということでございます。そういった駅東側地区の安全の歩行空間の確保をすることが必要ではないかということで、歩道等の設置といったものが必要ではないかといったような結果でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。こういったことでの必要性は確かにこのアンケートで見受けられるのかなと感ずるところでございます。おおむねどのぐらいの世帯といたしますか、件数だけちょっと確認させてください。どのぐらいのアンケートなり調査だったのか、概要だけ。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 お住まいの方々の意向調査につきましては、1,000世帯を無作為で

抽出させていただいてございます。それから、聞き取りの調査につきましては、休日で120名、それから平日で131名の方々から聞き取りをさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 大変ご苦勞さまでございます。ひとつ引き続きの懸案のようですので、引き続き、錦町東地区の災害公営住宅の完成までには何とかこういった願いが復興庁の方々にも届くならばいいなという思いでおりますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移らせていただきます。資料No.8のところは終わりました、次に資料No.9の138ページを開いていただきたいと思ひます。

138ページに、たしかバス関係のところがあったと思うんですね。市内循環バス補助ですね。138ページ、139ページ。次の140から141ページはNEWしおナビ100円バスの運行事業ということで、ここに書かれております。新年度に当たって新しくルート、NEWしおナビ100円バスをつくっていただいたことに感謝を申し上げます。

そこで、これは私にとっての一つの懸案課題なんです、100円バスそのものが伊保石の災害公営住宅等に行くことになって周辺をずっと回るような形になりましたが、どうしても残るのは補助路線バスですね、宮城交通さんの千賀の台行きの関係なんです。その辺について、引き続き補助としてのバス路線化なのか、あるいは今後の考え方についてだけ触れさせていただきたいと思ひます。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 現在、市が取り組んでおりますバスの事業につきましては、今、委員からご紹介いただきましたように北回り、南回りの市内循環バス、それからNEWしおナビ100円バス、そして今年度試行的に運行しております新ルート便ということで、これまで交通空白地域でありますとか、乗り残し、それから最大は災害公営住宅の皆様の利便性向上ということで取り組んでいるところでございます。

今ご質問いただきました千賀の台北部のほうのお話でございますが、現在ご紹介いただいたとおり民間のミヤコーバスさんが運行している路線かというふうに認識してございます。バスの交通体系につきましては、今そういったことで拡充なりの取り組みをさせていただいておりますので、そういった利用状況を総合的に勘案させていただきまして、今後検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで補助バスについてですが、例えば本塩釜駅からずっと伊保石、千賀の台のほうを歩いていくんですけども、バス料金、1回乗るとどのぐらいか、わかりますか。利用料金。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今のミヤコーバスさんが運行している民間経営のバスということでよろしかったでしょうか。ちょっと詳しく把握はしておりませんが、たしか千賀の台の一番奥から本塩釜駅まで乗って290円か300円弱ぐらいだったというふうに記憶してございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 大体そのぐらいだと思います。三百数十円だったと思いますね、最後まで乗ると。何を言いたいかというと、伊保石と千賀の台にとってはバス格差というか、簡単に言うと、あら、うちのほうに100円バス来ないのすかという声が間々聞かれるんですね。地域によって格差があるということになりますので、せっかくこういったバス利用の形態はそれはそれで大事なことです、どうしても千賀の台、伊保石のところの補助バスとはいっても実際の利用料金は100円では済まないわけですよ。まして団地の皆さんの高齢化が進んでおりますので、ぜひその辺については、今後どうするかはいろんな検討の機会があるかと思っておりますので、ぜひそういったルートについても100円バスの事業化を進めていただければと思いますが、その辺のお考え、実情も踏まえて今後検討する場合にはどんなふうな形態になるのか教えてください。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 交通体系につきましては市で支援している部分もありますが、やはり民間活力ということで民間事業者様が運営して市内の交通体系を維持していただいているという側面もございます。そういったことを総合的に勘案しまして、検討してまいりたいと思います。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。これはこれで終了させてもらいます。

続きまして、資料No.9のところちょっと確認をさせていただきたいと思っております。ページ数でいうと153ページのところ、浦戸の浅海漁業について触れられている項目があります。浅

海漁業の振興事業ということで、ここに事業について宮城県漁協の浦戸支所も含めて153ページには書かれていますし、我が市としてのさまざまな支援事業等々がここに書かれています。裏のほうの154ページのところで浅海漁業及び生産額ということで、平成25年度から平成27年度までの生産金額ですか、こういうものが触れられています。

そこで、こういった事業、震災復興の中でそれぞれ生産者が大変頑張っていることも理解いたしますし、ステイ・ステーションや漁業後継者づくりですか、そういうものも含めて地域協力隊の募集なども行ってあります。それは理解するところでございますが、実はこの間ちょっと資料をいただいた中で、この間の台風被害でちょっと拝借、紹介がありました。そこで見ますと、この間の台風7号、7号はなかったんですかね、台風9号、10号において、さまざまな台風被害等が施設で51件、1,700万円ぐらいですかね、それから水族のさまざまな施設被害、数量で2万5,000、3,100万円。総じて全部で約4,800万円というふうに考えていただければいいと思うんですが、こういった、せっかく復興して事業も今やっとな軌道に乗りつつある中で、最近の台風が、特に宮城県、東北地帯を襲う形になっていますので、今後引き続き考えられると思うんですね、最近の異常気象の中で。そうしますと、そこら辺も含めてこの現状との対処、せっかくここまで決算上いろいろ努力をされていることも踏まえつつ、今後の対処方についてだけ確認させてください、こういった被害を受けた方々への。

○西村委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 このたびの今年の台風の被害のことについて、ご質問いただきました。金額等については今、委員ご紹介いただいたとおりでございます。

まず今回の台風被害の特徴ですが、今、浅海養殖漁業をしている中でカキに対して被害が集中してございました。その中でも集中しているのが沖出しをしていた分のことし出荷分のカキというのが非常に大きなところでございます。こちらのカキの水族の被害につきましては、ある程度、漁業共済のほうで補填はされると思いますが、施設に関しましてはちょっと今回共済を掛けていなかったというようなことも漁協さんから伺っております。激甚災害にも指定されるということでなっておりますので、漁協、あと宮城県ともよく協議をした中でどんな支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ここばかりではなくて、東松島とか石巻等でも随分被害が見受けられたようでありますので、これはひとつ台風被害等についての対処方、ぜひさまざまよろしくお願ひしたい。

国のほうでも激甚災害の指定ということも含めて、そういう方向が打ち出される方向のようですので、宮城県とひとつ取り組み方を進めていただければと思います。

続きまして、次の質問については、ちょっと観光についてだけ確認させていただきたいと思います。160ページ、商工観光になるのかどうか、ちょっと私もよくわからないところがあるので、一応ページ数だけ示しますと160ページ、商工振興対策事業という形になります。ここではさまざまシャッターオープン事業等々、あるいはゆめ博等々、いろんな事業がここには書かれております。

そこで、こういった事業が展開される中で、実は最近若い方々も含めて海外の方々への情報発信としてWi-Fiというものが活用されているというようなお話もいろいろと聞いております。そこで、実情、塩竈市としてはそういったWi-Fiを活用した観光事業なり、現状について少し確認をさせていただければなと思います。

○西村委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 塩竈市の外国人に対する情報発信ということでの質問だったかと思います。

ただいま塩竈市内におきましては、いわゆるフリーWi-Fi、無線LANですね、携帯電話やスマートフォン、そういったタブレット等で情報を得たり発信をするということでやっているところが、塩竈市で経営しています海岸通駐車場に自動販売機がございまして、そちらでWi-Fiを利用できるところがまず1カ所ございます。あともう1つにつきましては、本塩釜駅前の観光案内所、そちらでもWi-Fiを利用できる状況になっております。市の関係する施設では以上のところになっております。

以上です。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで、2カ所ということで捉えましたが、聞くところによると、例えば松島町で公共施設等で14拠点ぐらいをやったとか、あるいは観光施設等で同じく14件ぐらいですか、例の地方創生の先行交付金だかを使って、それぞれ観光施設や事業所のところでやっているようなのですが、それは担当課としてはそういう松島町の事業について認識されているのでしょうか。

○西村委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま松島町の整備状況とかについてご質問あったかと思えます。

私たちとしまして、松島町で整備をしたという情報は得ております。塩竈市においても、宮城県の補助制度なども検討しながら進めていたところではあったんですけども、なかなか補助対象が民間の事業者の申請ですよとか、そういった条件がありまして、なかなか具体的に進んでいないという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで、県のそういった事業についての補助率というのはどういうふうなものなのか、概要をお知らせください。

○西村委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま宮城県のほうで外国人の観光客を誘致するという目的での補助制度につきましては3分の2、機器設置とあとは工事、機器設置工事に対しまして3分の2という補助率で出ております。ただ、通常こういった機械ですとリース、レンタルというのが多いようなんですけれども、宮城県のルールといたしましては、あくまでも機器の購入に充ててくださいということの3分の2となっております。

以上です。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 事業者の方もたしかあったように聞いているんです。事業者申請、その部分も補助率だけ確認させてください。

○西村委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 済みません、申しわけありませんでした。事業者のほうで工事、設置機器等を含め3分の1を負担すると、宮城県のほうが3分の2を補助するということになっております。

以上です。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 時間も限られていますので、一つ観光、東京オリンピックも4年後、さまざま観光行政の上でも、経過を聞くと事業者の方を集めてこういうものがあるんですがということでの対応方はしたようですので、引き続き観光行政を塩竈市のいいところ、情報を発信していただく大事なツールとして生かしていただければと思いますので、以上で終了させていただきます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 私のほうからは、保育園もしくは保育所関連事業について、また家庭児童相談事業について、もしくは予防検診などの事業関連について、また通称しおナビ100円バスについて、そして最後に職員研修についての5点について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、保育園・保育所関連なんですけれども、資料としてはNo.9の20ページをお開きください。こちらに私立保育園の助成事業について内容が載っております。その次のページ、22ページを見ても施設型給付費等支給事業というのが載っております。さらに進みますと、24ページには今度逆に公立保育所の運営事業についてという形で、保育所関連の事業が並ぶわけなんですけれども、先に24ページから質問させていただきたいと思います。

公立保育所運営事業についてですけれども、決算額約3億9,700万円程度、約4億円というお金を投入して5カ所の保育所の運営を行っているという現状がございます。こちらについて、利用者さんたちからの利用料の額を抜いた、利用料の額というのはどれぐらいになるのでしょうか、お教えてください。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の利用料ということでございます。平成27年度の公立保育所の保育料の総額、調定額になりますが6,555万円ぐらいの調定額となっております。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっと会計関係、詳しくないので間違っていたらご指摘いただきたいのですけれども、とすると、約6,550万円の利用料があつて、実際の事業費としては4億円近い額があると。ということは、差し引きとしての3億4,000万円程度については国なり県なり、もしくは市なりの財源を使って運用しているという考えでよろしいでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の運営に当たりましては、国や県の補助金が該当する部分もございますが、運営資金のほとんど、国の負担については交付金で措置されるような形になっております。直接的に補助金で交付されるとか、そういった形ではなく、交付金で措置されるような形になります。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。要するに利用者様たちからの利用料という形だけではもちろん到底賄えないような状態であるというのがわかると。そこは国ないし県もしくは市として交付金という形で補助していかなきゃいけないということはわかりました。

それを踏まえた上で、前のページ、20ページもしくは22ページのところでの私立に対する市としての助成事業や給付費等支給事業というものに関してを見ていきたいと考えているのですけれども、まず、この給付額というところなんです、実際公立の保育園というものはほとんどが交付金などで賄われているという現状を踏まえた上で、私立に対する交付額というものは公立と比較した場合に経営として十分足りるような交付なり助成金というものになっているのでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 22ページの施設型給付費等支給事業ということでございますが、これは子ども・子育て支援新制度、平成27年度からスタートしてございますが、それ以前は私立保育園の運営事業として実施しておりました。私立保育園の運営費に当たる部分になります。今回、私立の保育園に対しましては、平成27年度については施設型給付費のうち保育園への委託費という形で支給している形になります。こういった形で支給されるような形で、以前よりも、運営費のときよりも幾らか額的には上がっているという形になりますので、ある程度の運営は可能な額は支給されていると思います。

以上です。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。ある程度の額は支給されているということなんですけれども、そうすると私立としては保育園を運営していくのに十分というか、ある程度の運営はできるような額が支給されているというふうに認識します。

それを踏まえた上で、26ページになります。待機児童ゼロ推進事業というところについて伺いしたいと思います。

まず、待機児童、今回ですと、現状と課題のところについて、年度初めは待機児童がゼロであったが、年末にかけてゼロ歳児1名の待機児童が生じたと書いてありますが、昨年だけではなく、ここ数年の傾向ということでお答えいただきたいんですけれども、どこの地域で主に待機児童というものが発生しやすいというような傾向は見られるのでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、待機児童につきましては年度当初はゼロでございますが、それ以外の月に関しましてはやはり発生していると。地域を見たときに、どこかに偏りがあるかということでございますけれども、特に塩竈市内で待機児童が多い地域とか、そういったところは特には発生していないように感じます。実際には就労したいという方々が申し込みをされるということで、塩竈市内満遍なく申し込みされているような状況だと思います。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。市内満遍なくという話なんですけれども、やはりまちの中を見ますと、例えば高齢の世帯が住んでいる人が多い地域ですとか、もしくは若い人が多い地域というふうにある程度の偏りというものはあるような気はしているので、こういう質問をさせていただきました。

現在、待機児童ゼロ推進事業としては、保育士2名を藤倉保育所と清水沢保育所に配置して対策に当たっているということなんですけれども、これら2つの保育所を見ますと、それぞれ入所率というのが101%もしくは103%程度ということで、実際に入所する児童の数が非常に多いところとなっていますので、ここに対してスタッフを配置するというのは理にかなっているのかなと考えているんですが、例えば私立のほうを見させていただきますと、22ページの表を参照しますと、入園率というのは、公立でいうところの百数%というところをさらにもっと上回るような110%であるとか111%であるとかというような入園率、要するにそれだけのお子さんを抱えている保育園というのもあります。こちらのほうが比較的公立よりは入園率というものは高いことになっているんですけれども、この待機児童ゼロという事業を行っていくときに、公立ではなくて私立に対してサポートをしていくという考えというのはあるのでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、私立の保育園の入園率が100%を超えているところが多いということでございますが、まず私立保育園の場合は経営があるということが一つございます。そういった点で、できるだけ定員に近づくように割り振るといような形をとらせていただいております。逆に公立保育所の場合は調整を図るという役目を担っておりますので、そういった点で私立のほうが入園率が高くなっているということでございます。

それから、ご質問でございました待機児童解消を図るために私立のほうに保育士を雇用でき

る体制をとれないかということでございますけれども、実際にはこういった施設型給付費とかそういった部分でその運営については見ているところでございますので、そういったところで私立保育園のほうにお願いしていくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。時間もなくなってきましたので、保育所関連に関しては最後1問だけ質問させていただきたいと思えます。

25ページ、公立保育所運営事業のところの現況と課題というところについてなんですけれども、公立保育所の果たすべき使命、役割として以上のような児童の受け入れをやっていくというようなことが書いてあります。そこには未就学児の保育需要ですとか、もしくは障がいを持たれている児童の受け入れというようなことが挙げられているんですけれども、22ページの私立の保育所に対する助成についても、施策の実績についてのところでも同様に保育保護者の勤務体系の多様化についてうたっていたり、あとはそういう障がいを持たれている児童の受け入れについて書かれていたりということで、公立としてこの部分は果たすべき役割、使命ということには必ずしも一致しないのではないかと考えているのですが、今後の公立保育所というものの位置づけと、今後塩竈市としてはこのまま公立・私立を並行して運営していくのか、もしくはできれば私立に移行したいのか、逆に公立として全体的に運営をしていきたいのかというような方向性についてもお伺いしたいと思えます。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、障害児の保育の受け入れに当たっての公立の役割ということで記載されている部分に関しまして、逆に私立でもこういった障害児保育は行っているのではないかとということでございますが、実際に今現在、私立の保育園においても障害児保育というのは実際に行っているような状況でございますので、そういった部分につきましては保育園の意見を聞きながら障害児保育の援助をしていきたいと考えております。

あと、今後の将来に向かって公立を私立に変えていくのかという内容でございますけれども、やはりその辺は児童数を見ながらという形にもなってくるかと思えます。児童数が、働く方が多くなってふえていくのか、あるいは児童の減少に伴って減少していくのか、そういったところで保育需要がどういうふうになっていくかを見きわめていく必要があると感じております。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、同じく資料№.9の29ページ、家庭児童相談事業について、ここは簡単になんですけれども、何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、この資料の中の課題としまして、現況と課題というところで、児童の養育能力が低下している家庭がふえているとうたっているということなんですけれども、ここに対して対策をしていくときに、じゃあ何で低下しているのかというような基礎的な情報というのが必要になってくると思いますが、そういうものに対して例えばアンケートやヒアリングを行ったとか、そういうことはあるのか。また、その結果を踏まえた上で、今、市としてはその要因とは何であるか、どうお考えかについてお答えください。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、家庭児童相談ということで、養育能力が低下している家庭がふえているということでございます。こちらの家庭児童相談事業と関連しまして、次のページ、31ページには要保護児童対策事業ということで記載しているものがございます。こちらの要保護児童対策事業につきましては、主に要保護児童対策地域協議会というものを塩竈市内で組織しておりまして、その中で要保護児童というものを地域で見守りながら対応を図っていくというような内容の協議会でございます。こちらのほうで児童の多くは、やはり養育能力が低い方、例えば保護者の方の理解力が低いとか、そういった要因でなかなか子供たちの面倒を見ることできないというような状況がございます。そういった点で、今回の成果のほうにはこの養育能力が低下している家庭が増加しているというようなことを記載させていただきました。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。とすると、後のページの要保護児童対策事業のほうでの結果というところを踏まえた上での記入ということだったと認識いたしました。

なぜそういう質問をしたかといいますと、どうしても養育能力が低いという、まず判断に至ったその経緯というのがあると思うので、実際にそういうご家庭に対してどのように今後対策をとっていくのかということが重要になると考えたので、そういう質問をさせていただきました。あとは、そのご家庭の内容によって対策の方法というのも変わってきていて、相談とい

うのが必ずしもいい方法であるかどうかというのはわからないかなと感じております。

それを踏まえた上でもう一つ質問させていただきたいのですが、資料の29ページに戻りまして、相談の内訳というところを見ますと、一番は養護というところ、その次に虐待の相談が多いと書かれております。実際に養護で170件、虐待で70件という相談を受けているわけなんですけれども、受けた相談に対してその後の処置と申しますか、どのような対応をして、結果どういうふうになりましたかというところを割合も含めてお伺いできればと思います。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、相談内訳の養護170件、それから虐待が70件ということでございますが、一番早急に対応しなくてはならないのは虐待という部分になります。この相談については市民からの通報であったり、あるいは虐待を受けているお子さんそのものであったり、あるいは警察から連絡が入ったものとか、そういったものが含まれております。そういった部分についてはやはり確認という必要がございますので、児童相談所と確認しながら、現地調査とかそういった部分を行っているという状況です。

それと、養護の部分につきましては、守っていただきたいというような内容になってきますので、その部分については、どういう状況でそのような状況になったのかお伺いしながら、関係するところにつないであげるとか、そういった対応を図っているところですが、ただ、どのぐらいの割合でつないであげたかということになってきますと……、済みません、ちょっと資料を確認させていただきます。後ほどお答えさせていただきます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。質問の趣旨というか内容なんですけれども、今回相談ということを一ツきっかけにこのようなご家庭の状況というのが見えてくるということなんですけれども、相談で明るみに出ればまだいいのですが、表に出ずに苦しんでいるようなご家庭というのも実際はあるのではないかなと考えております。

そういうご家庭に対してのサポートというのをどうするかというのを考えたときに、やはり明るみに出た事案からその傾向というものをしっかり読み取って、その上で相談を待っているだけではなくて、こちらのほうが自主的にセミナーを開催するですとか、そのような問題に陥りやすいような家庭に対しては積極的に指導というところをちょっと上からになってしまっていますが、そういうことに陥らないような予防というところの施策を打っていく必要があるんじゃないかと考えておりますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 やはりこういった児童相談、こういったケース、状況によってはケース・バイ・ケースで対処しなくてはならないというところがございますので、その部分についてはデリケートに対応していかなくてはならない部分になります。なかなか改善策が見当たらない場合もあつたりします。そういったときにはやはり児童相談所あるいは母子保健の担当、それから学校であつたり、医療機関であつたり、そういったところとケース会議を持ちながら対応を見定めていくというような対応を現在とっているような状況でございます。

以上です。

○西村委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま家庭児童相談の内容についてご質問いただいております。

先ほど担当課長からもご答弁申し上げましたように、31ページに要保護児童対策事業ということで、家庭内にさまざまな問題を抱えたお子さんに対して地域を挙げてサポートしているということをお答え申し上げたかと思えます。

この要保護児童対策の取り組みでございますが、施策の趣旨、目的に記載してございますように、児童福祉法に基づきまして要保護児童対策地域協議会を設置していると。本市でも設置しておりまして、保育所、幼稚園、それから学校、保健所、児童相談所を含めて幅広い方々で構成されておりますが、その中には各地域で活躍されております民生委員さん、児童委員さんも含まれております。先ほどご質問の中で、相談においでになった方に対するケアはここにあらわれた数字ではないかというふうに受け取りましたけれども、各民生委員さんが地域の中で日々の民生委員活動の中で各家庭の状況を把握していただいて、この相談につなぐということがこの結果としてあらわれている数字ではないかというふうに私ども捉えているところでございます。

そのようなこともありますので、家庭の中に埋もれている、あるいは地域の中に埋もれている数字というのは塩竈市の場合そんなに多くはないんじゃないかと。各地域の問題をつぶさに拾い上げて、この家庭児童相談あるいは要保護児童相談対策の中で対応させていただいているということが現状として言えるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。各地の民生委員の方々の見守りといえますか、そういうも

のも活用してということでした。ただ、現在の社会の問題なんですけれども、どうしてもやっぱり地域としてのつながりというのが薄れつつあるというのは現状だと思います。それなので、民生委員の方々としても全くなかなか接点がない、一度も会わないようなご家庭というものに対してのアプローチというのはどうしても難しくなるのかなと感じますので、ぜひ相談にいらした方、もしくは民生委員とか警察という方々の相談以外にもこういう児童たちのSOSというものを検知できるようなトリガーというものはたくさんふやしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、予防検診事業関係です。まずは56ページからお伺いしたいと思います。

56ページとしては成人保健事業ということで、がん検診を主に取り扱っているものとなります。その中で、例えば胃がん検診というものが平成27年度ですと受診率は28.2%、乳がん検診は55.6%。さまざまな数値が並んでいるのですけれども、この数値、受診率というものは他の市町村と比較して塩竈市としては高いのか、もしくは低いのか、そこについてお答え願います。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、お尋ねいただきました我がほうのがん検診の受診率が果たして他市と比べて高いのか低いのかという点についてお答え申し上げたいと思いますが、実はがん検診につきましてはまず各市町村によっていわゆる対象年齢が違ったりする場合があります。それと、いわゆる年代構成、お年寄りが多い少ない等によっても受診率というのが一概に比べられないという側面がございますので、私どもとして参考としておりますのが県全体の平均値と比べてございます。

宮城県の発表によります、これはちょっと古いんですが、平成24年度のがん検診の受診率というのがありまして、こちらが対象となる方を市区町村の人口から就業者、それと農林水産業の従事者、つまり働いている方を除くというような簡易な形でまず対象者を推計して、受診率を出すという算式をとっております。

その数値をご紹介申し上げますと、まず胃がんにつきましては、これは男女比に分かれているんですが、例えば宮城県全体の平均受診率が24.03%、それに対して塩竈市が先ほど申し上げた計算式で出し直しますと20.69%という形で、胃がんの男性については3%ほど低いという形になってございます。そのほか、いわゆる五大がんと言われるがんの検診率を見ても、おおむね宮城県平均を塩竈市が下回っているというような状況が見てとれ、唯一上回っているのが乳がん検診が県平均を3ポイントほど上回っていると。それに女性の大腸がん検診

につきましても1%ほど上回っておりますが、全体的に見た形では県平均を若干下回っているという状況が見てとれると判断してございます。

以上です。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。県平均より下回るという結果なんですけれども、先ほど課長からのご答弁の中にありましたように、年齢構成だったり対象者だったりと違いがあるので、そこについては県と比べて多いか少ないかでどうこうというわけではないんですけれども、今、塩竈市もしくは担当者としての感覚として、この数値というものはある程度の飽和状態になっている数値というふうに考えられるのか、もしくは従来どおりの告知、PR活動というのを進めていく中で今後もある程度一定の上昇を見ることが可能であるとする数値なのか、感覚の話になってしまうんですけれども、ご答弁いただければと思います。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 非常に難しい質問だと思います。確かに、例えば過去3カ年ぐら이의平均受診率を見た場合には大体横ばいという形になってございますので、現状の私どもの取り組みではやはりこういったレベルで推移してしまうのかなと考えてございます。ただ、その一方、本市が策定しております健康しおがま21プランの中では、このがん検診の受診率の目標を70%まで持っていくという数値を掲げてございますので、まだ諦めたわけではないというのが本音でございます。

今後の取り組みとしては、やはり健康意識の向上というのをまず底上げを図らなければいけないだろうと。基本的には、大人になってからでは遅いのではないかと考えていまして、例えば学校を中心とした健康教育の充実といったもので小さいうちから健康に対する意識を高め、ひいてはお父さん、お母さんにきちんと健康を守っていきましょうという家庭部分を培っていくといったような取り組みと、あとは検診そのものの利便性を上げていこうと。例えば今、集団でやっているものを個別でやったり、あるいは時間帯を工夫したり、そういったものなんかも取り組みながら、70%という目標をクリアできるかどうかは取り組み次第ということになりますが、今後も受診率の向上には取り組んでまいりたいと考えてございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。今、現状の対策としては頭打ちに近い状態であるということ、これから子供さんからの意識づけというのを大切にしていきたいということなんですけれ

ども、ある程度施策を打つとそれなりに受診率というのは上がっていくと思うんですが、最終的な壁としてはやはり健康に対する関心が薄い方々をどう受診に向かわせるかというところが最大の課題として浮かんでくるのかなと思います。

現状、先ほど宮城県でも約24%という話もありましたが、大体3割、4割までいかないですね、3割を超えてくるとどうしてもそれ以降頭打ちというのがどこの市町村でも傾向として見られてくる。ということは、一つとして、そこから先というのはやはりどれだけ関心の薄い方々に対してアプローチしていくかというところが大切だと思うのですが、それを踏まえた上で59ページの先ほどご紹介いただいた健康しおがま21プランについて見させていただきますと、市民講座を開催したりとかいろいろ書いてあるんですが、もう既にこういう講座とかに参加する方々というのは比較的関心が高い方と思うんですけれども、逆にこういうところに関心を示さない方々、示しにくいという方々に対してはどのようにアプローチをしていこうと考えていらっしゃいますか。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この主要な成果の59ページの1の表にありますように、我々、市民健康講座、一般の方向への講習会を重ねまして関心を高めていただこうとは思いますが、ことしの6月に実は今年度分の講座を行いまして、そのときに東北メディカル・メガバンクの寶澤先生という方に講師に来ていただきまして、コレステロールのいろいろお話をさせていただきました。その際に、先生がお話しして印象に残ったことが、きょう会場にいらしている皆さんは特に心配ないんですと、きょういらしていない方にむしろ話ししなければいけないので、皆さんどうぞ地域に帰ったら次回からはお友達を連れてくるようにというお話をしていたのが印象的でした。というように、こういった単発的な講習会、当然大切ではありますが、やはり地域を主体とした健康づくり活動、この中で健康に関する関心を高めていく、きっかけがお茶っこ飲みでもよろしいでしょうし、ダンベル体操でもいいと思います。そういった取り組みを地域で深めることによって市民の関心の底上げが図られるのではないかと考えてございますので、我が保健センターとしてもそういった活動に力を入れてまいりたいと考えてございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。病気に関して言えば、実際に病気になってからの対策としてはやはりコストの面からも非常にかかってしまうと。それならば、病気にならないような対

策をしていくというところが大切となっておりますので、今後もぜひそういう病気にならないような対策というものを進めていっていただきたいなと思います。

済みません、時間の関係上、しおナビ100円バスについては省略させていただいて、最後に職員研修についてお伺いさせていただきたいと思います。

ページは資料No.9の309ページです。行政力の強化ということで、職員研修というものを行っているということが書かれております。ことしの決算額としては342万円が計上されています。その目的としては、自治体職員としての使命感に燃え、高い思考力と豊かな創造力、そして環境の変化に的確に応える鋭い感性を持った職員を育成するとあります。

それを踏まえた上で実績という部分を見ていきますと、主に内容として実務関係ですね、契約事務研修だったり、クレーム対応、ファシリテーション研修といった実務関係の研修というものが多いのですが、この中で高い思考力とか豊かな創造力というものを養うような研修というのがこの紙面からは見受けられないのですが、実際にはどのようなものを行っているのでしょうか。

○西村委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えさせていただきます。

この施策の目的にあるような項目というのはどういったところで取り組んでいるかということになりますが、今、委員からご指摘いただきました2番目、階層別以外の主な研修ということでさまざまな具体的な研修内容を記載しております。その上の1番目の階層別研修というのがございます。これは宮城県市町村職員研修所に行って職員に勉強してもらうという、いわゆる派遣研修というものなのですが、これはおおむね4日間ほどの日程で行われるものということになります。この中にはいわゆる接遇の研修であるとか、あるいは今ありましたような今の行政を囲む環境というものがどういう状況にあるのか、そしてどういった職員というのが今現在求められているかとか、そういったいわゆるトレンド的なものを含めて、こういった部分で研修をさせていただいてございます。それが例えば新規職員、あるいは一般研修、ここに記載のとおり、一般研修ですと5年後とか、あるいは監督者、あるいは管理者それぞれのクラスに応じて内容を峻別していただきまして、研修を受けていただいているという状況にございます。

以上でございます。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、この階層別研修というところを活用して高い思考力と豊かな創造力というのを養っているというのが塩竈市としての職員研修ということになるというふうに受け取りました。

ちょっと耳の痛い話になるかもしれないんですけども、今回の議会に上げられたインバウンド関係の事業もしかり、その前に上げられたような水産関係の助成金もしかり、国の予算を使うとはいえ、どうしてもほかの自治体のまねっことと言い過ぎかもしれないんですが、ほかを非常に参考にしたのはいいんですが、どうしてもそこに塩竈ならではの事情というのを入れたようなものですか、もしくはほかの自治体にないような新しいおもしろい取り組みというものがどうしても欠けているのかなと感じていて、もっと塩竈市として財政的に余裕がないのであれば、そういうところで、おっ、塩竈市すごいなというふうに考えられるような策を打っていくのが一つだと思うんですが、どうしても今ご答弁いただいた内容からはそのようなことができるような研修というの見受けられないと考えております。

その中で、例えば私もいろいろなところに勉強しには行くのですが、さまざま民間、行政……。最後なんですけれども、ぜひ外のいろいろなセミナーに対しても職員を積極的に派遣していただいて、いろんな風を受けて塩竈へ持って帰ってくるというようなものに対しても積極的に予算をつけてほしいなと考えております。

以上で終わりにいたします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 先ほど土見委員から相談をつないだ割合ということでご質問がございました。こちらのほう、258件のうち168件が終結しております。そのうち、虐待に関する部分で一時保護を行ったのが4件6人となっております。それ以外につきましては、確認、面接あるいは相談、それから関係機関につないで見守り支援につないだという形になっているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○山本副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 午前に引き続きまして、質問をさせていただきます。

資料No. 8、資料No. 9を中心に質問をさせていただきます。

初めに、資料No. 8、58ページ。第2款総務費のところ質問をさせていただきます。

14節の使用料及び賃借料というところで、2,482万9,329円という数字が載っております。この内訳を教えてくださいと思います。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えをさせていただきます。

資料No. 8の58ページ、14節使用料及び賃借料2,482万9,329円の内訳ということでございます。こちらにつきましては、総務課支出分と政策課支出分に分かれるところでございますが、おおむねは総務課の支出分でございます。総務課の支出分で約2,400万円ほどでございます。

最も大きいのが、現在、復興支援でおいでをいただいております派遣職員の皆様のアパート等の家賃、こちらが約1,470万円ほど、それから私どもの職員の給与等を計算いたします人事給与のシステムの賃借料、これが820万円ほど、それから職員の採用試験に係ります会場の借料、資材の借料がおおむね100万円、それから3月11日に開催しております追悼式の会場借料として17万5,000円、これでおおむね2,400万円ほどということになります。

そのほか、政策課執行分といたしましては、公用車の借り上げ料で74万円ほどということで、おおむね大きいところはこういう中身になってございます。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。金額がちょっと大きかったものですから、ちょっと内訳をお聞きいたしました。

そこで、もう一つあります。64ページ、同じ資料No. 8です。

ここに各種事業委託料ということで、4億6,000万円という数字が出てきております。大変大きな数字です。総務課ですのももちろんそうなんです、ちょっと内訳を、できる限りで結構ですのでお願いいたします。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

64ページの各種事業委託料、4億6,000万円でございます。この内訳は今回、主要な施策の成果のほうにも掲載させていただいております、平成26年度からの繰り越し事業のスマートグリッド通信インターフェース導入事業、これが4億3,200万円でございます。それと現在、進めております公共施設等総合管理計画の委託料2,800万円、この合計が4億6,000万円というふうになっております。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 わかりました。ありがとうございました。ちょっと金額が大きかったものから、内訳を知りたいと思いました。ありがとうございました。

それでは、次の66ページになります。

ちょうど右側の上段になります。定住人口戦略プラン策定支援委託料ということで、604万8,000円ということが出ておりますけれども、これは昨年、平成26年度分で864万円ほど計上されておりますけれども、これは2年目になりますは何年間の計画、予定されているプランなんでしょうか、お聞きいたします。

○山本副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 大変申しわけございませんでした。こちらは定住人口戦略プラン策定支援委託料ということで、支出科目はこれで支出しておりましたが、内容としましてはまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定委託料ということでございますので、ちょっとわかりにくい表記になっておりました。申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 そうすると、昨年度のも同じ表記でよろしいですか。

○山本副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 ちょっと昨年度の資料が手元にないものですから、確認をしてご答弁申し上げます。よろしく願いします。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 わかりました。済みません、ちょっと調べてみましたら、昨年とことしつながっていらしたので、2年か3年続けて計画的にやられるのかなというふうに思いまして質問いたしました。

それでは、資料No.8の86ページになります。

備考欄のちょっと下のほうなんですけど、灯油購入費助成費として1,538万6,000円というふうな数字が入っております。もう一つ、資料No.9の51ページをちょっとお開きいただきたいと思いましたが、ちょっと確かめたいと思います。

ここにやはり灯油購入費の助成事業として出ておりますけれども、決算額が1,688万2,000円と出ております。それで私もいろいろ調べてみたんですが、この一番下にその他経費として、非常勤職員報酬、助成券発送料等ということで148万2,000円というものが備考欄に出ておりました。そうすると、灯油購入費助成費というものが1,538万6,000円ですけれども、この分を繰り入れた額になりますでしょうか、お聞きいたします。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 灯油購入費助成事業についてでございますが、全体の決算額といたしましては1,688万1,667円となっております。そのうち負担金補助ということで、助成に使いました経費が1,538万6,000円、その他交付にかかりますパート賃金といたしまして118万4,060円、あと助成券の郵送等にかかりました役務費といたしまして31万1,607円の合計の金額ということになってございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 承知いたしました。ありがとうございました。

それでは、資料No.8の100ページになります。

100ページの右上になります、遊具等購入助成金386万7,330円と出ていますが、これは内容的にはどういったものか教えていただきたいと思えます。

○山本副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 こちらの遊具等購入助成金でございますけれども、こちらは私立幼稚園、それから私立の保育園、それから認可外保育施設等に遊具を購入のための助成を行ったものでございます。事業内容としましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型として保育所等遊具整備事業の中で助成したものでございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。子供たちが毎日毎日遊ぶ遊具というのは非常に傷みますし、また古くなると何かかわいそうなんです、見ている。同じものでばっかり毎日遊

んでいる状況になりますので、どうぞその辺で優しいお気持ちで新しいものを買いかえてあげるとか、そういったことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次になります。資料番号8、第10款の166ページ。

ちょうど右上になります。学校給食調理業務一部委託料ということで1,803万6,000円という数字があります。それともう一つ、資料No.9の228ページをお開きいただきたいと思ひます。

施策の実績というところで、4番目に委託料というところで出ております。給食調理業務委託ということで1,803万6,000円と出ております。これは第一中学校、第二中学校ということで、一部調理の委託となっていますが、この辺をちょっとご説明をお願ひいたします。

○山本副委員長 渡辺教育委員会教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食の調理業務一部委託料についてでございます。主要な施策、資料No.9の228ページの4の委託料のところには、その内訳が書かれています。第一中学校、第二中学校でそれぞれ調理業務の一部委託化を実施しております。

これにつきましては、本市行財政改革推進計画に基づきまして、これまで学校給食調理員につきましては退職者不補充ということで、非常勤職員化を進めてまいりました。このような中、調理員の配備体制としまして1校当たり正職員2名の調理員の配置というようなことで以前から対応してまいりまして、その継続が困難になったというようなことで、給食センター化までの間、安全で安定的な給食提供を行うために、第一中学校と第二中学校につきましては平成27年度から調理業務の一部委託化を行ったものでございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。学校給食のセンター化ということは以前にも出ました。その後どういう状況かなと思ひつつ、決算の資料を拝見いたしました。徐々にそういったことの流れというものがあるのかなというふうに思ひました。今後ぜひいろんな面で調整しつつ進めていただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料番号9のページ17でございます。

母子保健事業についてお尋ねをいたします。このページ17の施策の成果というところの、ちょっと上のほうなんです、成果指標というところの(6)になります。

3歳児1人当たり平均虫歯数というものが0.79本とあります。これは塩竈市の結果だと思うんですが、県平均といいますか、いろいろな平均がありますけれども、多いのか少ないのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○山本副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、今お尋ねのありました本市の平均虫歯数0.79本がほかの平均と比べてどの水準にあるのかということだと存じます。

まず、平成26年度の全国の数値というものが出ておりまして、平成26年度の全国は0.63本ということですので、塩竈市のお子様の虫歯がちょっと多いという形になります。

一方、宮城県平均というものも出ておりまして、こちらが0.81本ということですので、宮城県に比べると若干、塩竈市の虫歯の数はちょっと少ないというのが見てとれるかと思えます。よろしくお願ひします。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。母子健康の面では非常に、あらゆる施策を打っていらっしゃるということはもう十分に、この資料にもいろいろ出ていますので大変ありがたいと思っています。虫歯というのは大変健康に響くものですから、ぜひこれからも乳幼児健診を含めて、大いに啓発していただければというふうにお願ひをしたいと思います。

乳児健診などでは歯の磨き方とか、いろんなそういうことはやっていますね。

○山本副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 乳幼児に関します歯の健康の取り組みですが、同じく資料番号9の左側、16ページの上の欄になります。一番上に乳幼児健診の各種の取り組みを記載させていただいておりますが、4カ月児、1歳6カ月児、2歳6カ月児、3歳児、これは全て歯についての講話なり、あるいは歯磨き教室等を行ってございます。

特に、2歳6カ月児は歯科に重点を置きまして、例えば磨き残しがわかるような染め出しであるとか、あとは歯科衛生士さんが歯磨きの仕方を指導したり、さらには最近、歯にフッ素を塗るという虫歯予防がありますので、ご希望の方にはこういった健診の機会にフッ素の塗布なども行っているというような取り組みでございします。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

もう一つ下に、現況と課題というところに「発達障がい児や発達の気になる子ども、関係性が取りにくい親が増加しており」ということになってはいますが、この関係性というのはどういうことをあらわしているのか。今の状況を聞かせていただきたいと思ひます。

○山本副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 この現況と課題の一節でございますが、基本的に明確な増加件数といった捕捉はできてはいないんですけれども、我々の保健センターにおります保健師がたびたびお子様を抱えるお母さんのところに家庭訪問に行ったりします。その際に、やはり子育て未経験のお母様が多いということで、まずそもそもどうやって子育てをしたらいいのかわからないとか、あるいはいろんな生い立ちの中からうまく自分への肯定感というんですか、そういうものを感じずに子供と接して、母子ともに親御さんが良好な依存関係というものを築けないでいる家庭がふえているということがこの関係性をとりにくいということになろうかと思えます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

特に、施策の成果のところ、ちょうど下から6番目ぐらいに、乳児の全戸訪問というものが出ております。やはりなかなかいろんなところに出てこられない、出てこない、親子さんだけでお暮らしになっている方というのは結構いらっしゃるんです。そうしますと悩みがあっても語れないとか、そうしたことが育児に大きな影響を及ぼしますので、ぜひこのお声がけといいますか、そういったことをぜひ今後も進めていっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次に、資料No.9の57ページをお開きいただきたいと思えます。

成人保健事業というところで出ておりますけれども、先ほど歯科健診というものが出ました。今度は大人のほうの歯周病の関係で、歯周病というのは今、非常に重要視されております。全身に響くということで、いろんな病を引き起こす原因がこの口の中からということも注目されつつあります。それで、57ページの一番下の施策の成果というところで、検診が対象者全員と書いてあるんですが、この対象者というのはどの年齢の方なのか。がん検診を見ますとそれぞれ違うような気がいたしまして、どの辺を中心におやりになるのかということで教えていただきたいと思えます。

○山本副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 委員ご指摘のように、この主要な成果の56ページの左側の表に各種検診等が載ってございますが、ややこしいことに検診によって対象の年齢が違ったりするんです。そういった観点からのお尋ねだと思いますが、この中にあります歯周病検診の対象年齢につきましては、毎年40歳、50歳、それと60歳、70歳の10歳刻みの方を対象として行ってい

るものでございます。以上です。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部 (か) 委員 ありがとうございます。歯周病の件ではちょっと私もよくわかりませんでした。ぜひこういったことも広報や何かでお知らせいただいて、市民の皆さんが意識して検診を受けられるように、何とぞ広報のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、同じく資料番号9の151ページ、お開きをお願いいたします。

みなと産直イメージアップ事業というところなんですけれども、済みません、次の152ページの施策の成果、あるいは現況と課題というところにあります、現況と課題において「新魚市場の工事進捗に伴い、会場となる魚市場と仲卸市場との連携を図る必要がある」というふうに書いております。こういったいろんなイベントがあったときに、どのように魚市場と仲卸市場の連携を図るのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 みなと産直イメージアップ事業について、魚市場と仲卸市場はどういった連携を図っていくのかということでご質問いただきました。実は、これまでも何度か一緒にイベントをやってきた経過はございますが、震災後になりますと、実は今の市場を使い魚市場の工事を始めてきた中で、久しぶりといいますか、その中でどっと祭を昨年2会場で作らせていただきました。やはり場所が離れているということもありまして、かなり来たお客様たちの回遊とかそういう部分でなかなか難しい部分がありました。

やはり魚市場は、実際は流通のほうの市場ですので、お客さんを外のイベントとしてはとめおけるんですが、なかなかその中で実際に魚のこととか詳しいお話を伺うとなると、仲卸市場のほうが会場としてはいいのかな、なんていうことも考えたりもしました。

実は、ことしも10月2日にどっと祭を仲卸市場と魚市場を会場として、朝の8時から開催させていただきます。その中で、どっと祭を開催するに当たりましては魚市場の関係者、仲卸市場の関係者が一緒になって、どうしたらいいかということをごさまたま議論して、きょうも午後からその会議が入っておりますけれども、そういった中で連携の仕方はまだなかなかこれという決定打がないんですけれども、お互いの離れる位置をちゃんと出して、しっかりと議論をしてこれから連携というものをますます強力に図れていけたらというふうに考えております。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部 (か) 委員 ありがとうございます。もう間もなく開幕ということで、ゆめ博も始まりま

すけれども、新しい魚市場ができて、本当に素晴らしい施設ができました。その中で食堂もあるということで、仲卸市場でも食べさせるということで、双方がいろいろな特色を持たせないといけないのかなというふうに思ったわけですが、そうしたときに両方の役割をしっかりと考えてみるというのは非常に大切なことだろうと思います。関係者の方々にはそういった課題もお話しいただいて、率直な意見を交わすことによって、お互いに気持ちを通い合うというのはとても大事だと思います。

訪ねる側にしてみると、両方楽しんでということになりますので、まず仲卸市場、私がちょっと望むところなんですけれども、私は小学生対象によく仙台のほうからバスで仲卸市場にお連れするんですけど、そのときにお魚の話を聞きたい、学びたいという部分が、ちょっとどこでということになってしまいます。それで仲卸市場を目で見ますので、魚の種類とか、それからあそこではキッチンもありますので、例えば食べ方、料理の仕方とか、お母さんたちも一緒についてきますので、そして直接食べられるという、大変楽しめる仲卸市場で好評でございました。子供さんが初めて食べるホタテを焼いてもらったり、おいしいおいしいと言って食べておりましたので。ただ、お魚の種類とかそういうものがなかなかわかりません。ですからもしかするとお魚の形をしたパネルとかもつくっておいて、これが何の魚かとクイズ形式に教えてくださるとか、どなたかそういった形があると訪ねても楽しいかなというふうに思います。

それから、魚市場のほうですけど、これはもう本当に素晴らしい施設ができました。いかにここを利用するか。やっぱり私は小中学校の生徒さんのお魚の学びの場に提供してほしい。それは魚市場の場合は流通だろうと思うんです。流通、つまり水揚げをしました、選別しました、冷凍になります、それともトラックで市場に出ます。また次の市場に出ます。そしてお店屋さんを通過して自分たちの食卓に上がるんですよということをしっかりと、流通の勉強というのは非常に大事だと思うんです。そういったことも取り上げたり、身近なところで子供たちが学ぶべき材料がたくさんこのまちにはあるということで、ぜひ子供たちにそういった場をしっかりと魚市場の中にもできればつくっていただいて、ずっと回って見学できたり、そして実際に競りをする場所を見たりとか、そういったことができる市場ってなかなか今はございませんので。そしてその帰りには仲卸市場に寄っていただいて、実際にその種類の多さ、さまざまな海産物を学んでいただいて、あるいは食べていただいてというような学びもとても大事だと思います。恐らく塩竈の子供たちにもその経験はないかと思うんです、逆に言えば。スーパーに

行ってお魚を買って食べているというのが普通の状況ですので、ぜひこういったことへの提供ということをしていただきたいと思いますと思うんですが、もしお考えがあればお聞かせください。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ただいま阿部かほる委員から、仲卸市場と魚市場の連携について大変ありがたい提案をいただきました。私どもといたしましても、やはり魚市場と仲卸市場は別の施設ではないと。やはり連携して一体的に新浜地区、塩竈を盛り上げていきたいと考えておりますので、これからしっかり検討させていただいて、連携が図れるようにやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、369ページをお開きいただきたいと思います。

○山本副委員長 資料No.8ですか。

○阿部(か)委員 資料No.は9です。同じく369ページ。

第一小学校周辺地区耐震性貯水槽整備事業というところでありましてけれども、設備の運用とか、これはもうでき上がっておることと思います。私がいろんな方にお声をかけてお話をしても、案外、市民の方は知らない方が多いんですけれども、この辺の市民への安心・安全の提供という意味でのお知らせというのはどの程度になっていきますでしょうか、お聞かせください。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 第一小学校の貯水槽整備事業の件でございます。この件については、地域防災計画で17カ所の給水設備を1カ所として整備したものでございます。これについては去年完成しておりますので、ことしの総合防災訓練でも活用させていただきました。そういった形の中で市民に周知をしておりますし、地域の防災訓練とかにも活用していただけるよう周知してまいりますし、今後も周知を深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。市民の皆さんに清水沢が約2万人分、第一小学校も大体2万人分ぐらいの給水ができるというお話をしますと、大変喜ばれて、ああ安心だわと、水の心配がないということで大変喜んでいただいております。本当に市民の皆さんへの周知と

というのがとても大事でして、こういった安心感、本当に安心・安全の提供ということが非常に大事ですので、事あるごとにどうぞお伝えをいただければというふうに思います。

時間が早いですがけれども、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本副委員長 先ほどの阿部かほる委員の質問の中で、資料No.8、66ページ、定住人口戦略プラン策定支援委託料について相澤政策課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 先ほど阿部委員よりご質問いただいた、今年度の策定プラン委託料に関しまして、昨年度の864万円との関係をご質問いただきました。昨年度の864万円につきましては、浦戸ステイ・ステーションの設計委託料ということでございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○山本副委員長 よろしいでしょうか。はい。

菅原善幸委員。

○菅原委員 公明党の菅原善幸でございます。平成27年度決算について質疑をさせていただきます。

それでは、資料No.9の主要な施策の成果に関する説明書から何点が質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、55ページの生活困窮者自立支援事業について質問をさせていただきたいと思えます。この事業は、平成27年4月に国の施策として生活困窮者自立支援法が施行となり、生活保護ではカバーのできない困窮者を支援するための法律ということでお伺いしています。そして施策の趣旨（目的）が書いてありますが、具体的にどのような支援事業なのかお聞かせ願いたいと思えます。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活困窮者自立支援事業の具体的な事業の内容でございます。委員からお話ございましたように、平成25年に生活困窮者自立支援法が成立をいたしてございます。本市ではその法律を踏まえまして、平成27年4月から事業を実施しているところでございます。

具体的な事業の内容でございますが、法律に基づいた必須事業といたしましては自立相談支援事業ということで、生活と就労に関する支援員を本市では2名配置してございますけれども、ワンストップ型で相談を受け付けながら就労支援を行うという事業でございます。

また、もう一つの必須事業といたしまして住居確保給付金というものがございます。こちらにつきましては何らかの理由で失職、職を失われた方が就職活動を行うに当たって、どうしても家賃等の補助が必要であるということが認められた場合には、給付するような事業を本市では必須事業として行ってございます。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

そのほかにも多分、何点かこの生活困窮者自立支援制度に対しての国の事業があると思いますが、例えば就労に関する事業とか、なかなか会社、就労への第一歩が踏めないという方もいます。また、家計とかの相談も、住む場所がない。よく言われますけれども、若い人などですとカフェなどに行きまして、なかなか生活の住まいの居場所がないという方もおります。また就労に関しても、仕事をしたいけど仕事ができないという方も、やはりこういう自立支援制度を設けて相談に来るかなという形でございます。そういった中で働くけど働けないという方、また住みたいけど住むところがないなどという相談窓口に対して、多分、相談に来られると思いますけれども、その中で一人の状況に合わせた支援のプランを作成していくというのがこの制度かなと私は思っています。

専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して解決に向けた支援を行っていくということだとは思いますが、そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、相談内容も大変デリケートなもので、早急に要する方が相談に来られると思われま。そういった相談窓口ですが、どこへ相談に行き、誰が的確な対応をしていくのか、その支援事業の予算はどのような予算になっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず、相談の窓口でございますが、壱番館1階にございます生活福祉課社会福祉事務所のほうに自立支援相談員を2名配置してございますので、常にそちらのほうで相談を受け付けているという形でございます。

あと、申しわけございません。もう一度、質問項目をお願いいたします。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 そういうことに携わっている担当者の方が多分いると思うんですけれども、そういった窓口になる方で対応されている方が何名ぐらいおられるのか、お聞きしたいと思います。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 2名ということで、専門の相談員を配置しております。また、生活福祉課のほうにおいては生活保護も担当している関係もございまして、そういったところと連携を図りながら、ご相談者の状況等に合わせた対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。先ほどもちょっと聞き漏らしたんですけれども、2名ということで自立相談支援のほうでやられているということで先ほど答弁ございましたけれども、付随して生活保護のほうも多分、一緒に一体ということでここにも書かれると思うんですけれども、そういった一本化、そしてワンストップということで1つの相談窓口をしていくということだと思いますけれども、その施策の成果として、成果指標にもありますけれども相談件数が76件ということでございますけれども、支援を開始した件数が27件。これは多分平成27年度の成果だと思うんですけれども、その支援開始の一番多い相談が就労支援ということでここに書いてありました。17名ということで書いてありますけれども、その一人一人が違う就労支援になります、どのような方向でその後につなげていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

就労支援のことについてです。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 就労支援を開始いたしました17名についてでございます。こちらの方々につきましては、例えば面談による相談、あるいは電話連絡等による調整などを行いながら、例えばハローワークとか事業所等に、ケースによっては同行しながら就労に結びつけていくというような対応を行わせていただいております。

その中で、実際にいわゆる就労、仕事につけた方々はこの人数の方々がいらっしゃるということでございます。基本的には就労して自立の基礎ができたというようなところをもって支援が終了いたしますけれども、また支援プランの見直しを行いながらというようなケースも場合によってはございます。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。職業安定所まで行かれるということで今お聞きしましたけれども、本当に大変な仕事だと思っております。

そこで76名中、27名が支援を開始されたということですが、そのほかに支援が開始まで行か

なかったという方はどういった理由でなのか。半数以上が開始まで行かなかったということな
んですけれども、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 支援開始に至らなかった方々の対応
ということかと思います。主要な施策の成果の55ページの施策の実績の1番に、相談支援件数
の対応の内訳を記載してございました。76名のうち支援に至らなかった方々の対応でございま
すが、例えば情報提供とか相談対応のほうで一定の自立に向けた方向性が見出せたというよう
な方々が44件。また、他の機関へのつなぎで終了ということでございますが、例えば債務があ
って困っている方々等については法律的な、例えば法テラスですとかそういうような関係する
窓口におつなぎするとか、また相談にはいらしたんですけれども、実際に深い相談まで至らな
かったというような方が2件いらっしゃったという内訳になってございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に聞きますと相談の窓口がワンストップ相談というこ
とで、功を奏しているのかと私は思っております。相談側もやはり早期のSOSを発している
わけでもございまして、働く意思はあるものの、その機会を見つけることができずに、やはり困
窮状態から抜け出せないという相談だと思います。これからも大変な事業だと思いますので、
ぜひとも一つの声を大切にしながら、その取り組みに奔走していただければと思っております。
あとは終了させていただきます。次に移らせていただきます。

同じく資料No.9の53ページ、これは前のページでございますけれども、生活保護事業につい
てお伺いしたいと思います。

施策の趣旨（目的）に、「憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、
その困窮の程度に応じ、生活保護法に基づく必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障す
るとともに、自立を助長する」とございます。そこでお伺いしますけれども、まず初めに施策
の実績の生活保護の相談と保護開始及び廃止の状況がここに載っていると思いますけれども、
相談件数190件に対して、保護開始件数が89件と約半数、100名の方が開始されませんでした
が、この相談者に対する対応はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護の相談件数と保護開始の件
数との開きということでのご質問かと思います。平成27年度の実績といたしましては、窓口相

談を含めまして延べ件数が190件ございました。そのうち保護開始（実件数）では89件という内容になってございます。実際にご相談をお受けする中で、何がお困りなのかというようなところも含めて、さまざまな形でのご相談を受けてございます。また、生活保護につきましては最低限度の生活を保障するというので、保護費の支給という形でございますけれども、保護費の支給に合致しない方々もご相談に見えているような状況等もございます。そういった中で、実際には保護の開始件数と相談件数の開きが生じているという部分と、あとは延べ件数で表示してございますので、その中で何回か、数回にわたってというようなご相談もございますので、その辺での数字の開きが出てきているということでご理解いただければと思います。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

それで、この表で実績の1番の中に保護の廃止（実件数）というものがございましてけれども、平成27年度の66件がございまして。これは先ほども出たと思っておりますけれども、この66件の廃止された主な理由等がございましたら。途中での廃止になりますけれども、多分いろいろな廃止理由がございましてけれども、66件ということで、その中身がわかる範囲で結構ですのでお願いしたいと思っております。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 保護の廃止の理由ということでございます。例えばでございますけれども、塩竈市内に住んでいる方が他市町村に住所を移されたという場合には保護移管ということになりますので、市での保護は廃止になるというようなケースもございまして、またケースワーク等を重ねる中で、実際に就労に結びついたというような形で生活保護の廃止になられた方々、またさまざまな形でのケースワークを行ってございまして、何か支援の方策が、例えば身内の方からの支援ですとか、そういったものが受けられるような方とか、さまざまな理由によりこの件数になっているということでございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。この廃止理由に関しては、先ほど課長から言われましたとおり、ほかの市以外のほうに行かれたとか、そういう保護者があらわれたとか、そういういろいろたくさん、さまざまな理由があったと思っております。

そこで、生活保護事業は本当に大変な事業でご苦労されていると思っておりますが、事業にかかわる窓口となる職員構成をお聞きしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護の業務に従事する担当職員ということでよろしゅうございますか。はい。

まず、生活保護のケースワークを行う現要員といたしましては7名でございます。また、保護の担当係長1名、そのほかに査察指導員ということで1名、また前段ご説明を申し上げました自立相談支援にかかわります相談員が2名、あと就労支援員ということで1名配置しているような状況の中で対応いたしてございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 といいますと、合計で11名ということでよろしいのでしょうか。ケースワーカーが7名ですね。それから地区の担当員が1名ということで、そのほかに査察指導員が1名ということで、そのほかにもありましたけれども、合計で11名ということでございます。

そんな中でお聞きしますけれどもこの職員の、これは決算特別委員会なので報酬はどこから支給されているのかをお伺いしたいと思います。この職員の方の報酬に関してお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護に従事しております職員の給与等ということでよろしいでしょうか。

○山本副委員長 では、菅原善幸委員。

○菅原委員 済みません。今、職員ということなのでこの報酬で。ケースワーカーも職員でございますので、そういう形でお願いしたいと思います。

生活保護の財源ですが、これを計算しますと国が4分の3で、市の財源として4分の1がこのケースワーカー、人件費。それとここの表に書いてありましたけれども、その調査する福祉事務所を運営する全体が入っているかと思えます。そういった中でこの事業に関して、本当に大変皆さんご苦労されて、さまざまな方が多くのいろんな理由で生活保護に言及されているわけでございますけれども、これも先ほどの質問で生活困窮者の自立支援等を踏まえて、生活保護の事業もあわせて、SOSの発信されている方を一人でも救っていかれたらと思っております。

それでは次に行かせていただきたいと思えます。同じく資料No.9の122ページでございます。防犯対策事業について、何点かここで質問させていただきたいと思えます。

犯罪が多様化する現在、地域ぐるみによる防犯対策を行っていくことは大変重要なことであ

り、三者一体となつての地域安全を進めたいと思いますということで書いてあります。そこで、防犯対策事業の中のLED防犯灯の整備事業について、ちょっとお尋ねいたします。

ここでLEDの防犯灯事業として、297万2,000円の事業として防犯灯43灯の設置ということでございます。これは多分、今までの蛍光灯からの入れかえという形でなるとは思いますけれども、たしか平成25年度の決算では防犯灯の数が約50から70灯設置されたと書いてありました。そのLED自体、この機械自体が違うのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 LEDについては、平成25年度には70灯を300万円かけておつくりしました。今回26年度は48灯で、これも約300万円。今回は43灯ということなのですが、LEDの設置の仕方については、全く新しくするものもあれば中には古いもの、これまでの蛍光灯の部分を交換するというふうな部分、まるっきり入れかえる場合は支柱も立てなくちゃいけないといったこともありまして、数と金額が比例する部分ではないということでございます。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 わかりました。同じ予算で数がちょっと違うのかなと思いましたのでお伺いいたしました。

本市における街灯数ですけれども、やはり139町内会で防犯灯の数が4,815灯と記載されていますけれども、平成27年度の現在、設置を行った回数が643灯終了したということでございました。今後、1台の単価を下げているのか、いけいけいかわかりませんが、少しでもやはりLEDに関する機械がどんどん安くなっている部分がございますので、その台数をふやす可能性がないのか、LEDをもっと安いものにできないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 LEDにつきましては、平成23年度から県の環境交付金を使いながら執行させていただいております。これにつきましても、我々も予算確保でいろいろ協議はしているんですが、なかなか補助金、財源とかいいものが今のところ見つからないものですからこういった形なんです、ぜひ財源とかを見つけまして、なるべく早く町内会等の要望に応えるような対応をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。財源もそうですけれども、もっと機械が安くなるんじゃないかなという私の一つの思い入れがございまして、LEDも昔は高価なものということでありましたけれども、今はもう逆に当たり前のようにLEDが搭載されているということで、多分、蛍光灯に匹敵するくらい明るさも違うということで、これはもうぜひとも防犯の整備事業としては必要な部分かと思ひまして、また犯罪ゼロをつくるためにも、やはりLEDを利用されたほうがいいかなと思ひまして質問させていただきました。

また、本市の防犯協会による活動内容の中に、現状と課題の中に防犯パトロールの実施がありました。現状と課題にもここに載っているんですけども、やはり防犯認知件数が昨年よりも増加していると。特に乗り物盗難が123件と、昨年よりも42件も増加しているということで書いてあります。この防犯パトロールの強化になっている具体的なパトロールの内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 防犯パトロールにつきましては、市内4地区にあります防犯協会連合会のほうでやっていただいております。本市で所有いたします青色パトロール、青色灯をつけたパトロールで市内を巡回しながら、防犯の呼びかけをしているということでございます。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。車で私も見かけたことがありますけれども、そういった不審者がいたら声をかけたり注意するというのも中にはあるんですか。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 そういったものの必要に応じてやっているというふうに伺っております。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 その場合に、やはり駅の自転車が盗難に遭ったとかとよくお聞きいたします。そういったことで駅の見回りも多分しているのかなという部分もありますけれども、またそういった中でやった場合にトラブル等の発生も過去になかったのか、その中でちょっとお聞きしたいなど。そういうトラブルとかはなかったのでしょうか、そういう質問とかをされた場合に。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 トラブル等というのは、ちょっと伺っておりません。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ぜひともこの防犯に関しては我々市民に直接必要になっていきますので、ぜひともこの事業も、防犯灯もそうですけれども、またパトロール業務に対しても強化していただきたいと思います。

では、最後の質問になりますけれども、同じ資料No.9の435ページでございます。

平成27年度の決算状況の中から、何点かお尋ねいたしたいと思います。

済みません、408ページでございます。済みません、本当に最後の部分になります。

私も昨年、初めてこの決算特別委員会のほうに参加いたしまして、この決算カード、バランスシートという聞いたことはありますけれども、これも拝見させていただきました。決算内容が一目でわかる内容になっておりまして、本当にすばらしい決算状況じゃないかなと私は思っておる次第でございます。

しかしながら、昨年は半分も理解できなかったというのが正直なところでございますけれども、今回、再度確認させていただいたことでちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、歳入でありますけれども、409ページの下欄の左の市町村民税の状況であります。法人税割という形の中に2億399万9,000円とございます。また、昨年と同じく多分この部分が減収になったというのが私のメモの中にございまして、その原因についてちょっとお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 法人市民税、特に法人税割は前年比、調定額で8.5%、収入額で8.4%の減となっております。その理由の一つなんですけれども、平成27年の9月30日以降の決算の企業から、法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられたということがございます。その引き下げられた法人住民税分なんですけれども、これは新たに国税のほうで地方法人税というものが創設されまして、それらの地域間の財政力格差の縮小のために地方交付税の原資となるような形になっております。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 わかりました。そういう引き下げの部類で多少下がったのかなという部分があります。その横を見ますと、超過課税分ということでございますけれども、4,030万7,000円とありますけれども、この超過課税分というのが何かをお聞かせ願いたいと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 法人税割につきましては、標準税率というものがあまして、それを越えた分、本市は制限税率ということで14.7%、先ほど12.1%に引き下げたと言いましたけれども、制限税率を採用しておりますので、標準税率と制限税率の差分という形になります。以上であります。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ではわかりました。

そこで、やはり本市の企業全体を見ますと、やはり景気が下がっているのかなと私は思いましてこの部分を今回、質問させていただきました。

塩竈市の部分で、この構成比から見ても法人税が3.8%ということで、低いのか低くないのかちょっとわかりませんが、ほかの一市三町から見てもどうかなという思いがありますので、その比較があるのであればお話ししたいと思います。例えば隣の多賀城市とかもございますけれども、本当に重要な部分でございますのでちょっとお聞きしたいなと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 申しわけありません。多賀城市のほうの状況は残念ながら、済みません、持ち合わせてございません。失礼いたします。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。いきなりで済みません。ほかの市は関係ないと思いますけれども、やはり重要な部分だと思いますので、この法人税に関しての部分でございます。やはりこれから本市の財政を支えていくのはまさしくこの企業であると思っておりますし、復興期間が終了してしまえば、その財源というのはやはり必要でなければならないと思いますけれども、その復興期間が終わって国の施策がどんどん下がっていく中で、本市の中で自分の力をつけていくためには何が必要なのかといえ、やはり企業であると思っておりますので、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 一般的な話ですので、私のほうから回答させていただきます。

やはり今回の決算、全体的には前年度よりは好転はしておりますけれども、やはり現段階でも市税の収入というのは依然として低いような状態になっております。経常収支比率等についてもまだ90%後半でございますし、そんな中で計算上の分母になりますけれども一般財源、いわゆる市税収入の増というのは我々にとっての今後の課題というふうには考えております。そ

ういった意味で、本市の産業振興を含めまして企業等の今後の元気・活力剤を取り戻すことと
いうのは非常に重要なことであるというふうには考えております。以上でございます。

○山本副委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

この財政に関して最後になりますけれども、先ほど税に関する質問をさせていただきました。
全体で見ても税に関して、できている方はよろしいんですが、未納をしている部分はないのか、
もしくはあるとすれば市としてどのような対策をされているのかお伺いしまして、私からの質
問を最後に終わらせていただきたいと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 まず、現年度の滞納繰越を合わせました本市の市税の平成27年度収
入率は95.6%となっております。平成26年度と比べまして1.7ポイントほどは上昇しておりま
す。依然として100%ではありませんので、当然ながら滞納という部分は出てくるんですけれ
ども、これにつきましては一番というのは納税相談をしていただきまして、納められないとい
う状況を確認させていただき、そしてどうやったら納めていただけるかと、まずそこを第一に
考えていきたいという方針でやっております。

ただ、一方で資産、収入があるにもかかわらず納めない方、連絡のない方、そういう方もい
らっしゃいますので、そういう方に対しましては滞納処分ですとか、それから県のほうの滞納
整理機構のほうに移管して処分をやっていただくとか、そういった対応をとっているところ
でございます。以上です。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 日本共産党市議団の小高でございます。私のほうからも何点か、主に資料No.9、あ
るいは今回いただきました資料No.24を多少使いながら質疑をさせていただきたいと思いま
す。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ちょっとページを何度か前後することになってしまうかと思いますが、資料No.9
の313ページから315ページまでのところで、戸籍・住民基本台帳事務のところにつきまして、
特にマイナンバー関連の事業について何点かお伺いしたいと思います。

それで、314ページの下段のほうに、この通知カード・マイナンバーカードの交付事務につ
いてさまざまな数字が載っております。その中から簡単に何点かお聞きをいたしますが、ま
ず通知カードについて、平成28年3月31日現在におきまして、受け取られずに帰ってきた分

窓口保管となっている681世帯、これは今こういった形になっているのか、こういった理由によるものなのかをお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 この681世帯につきましては、4月1日以降も随時、配付している形になります。残っている分はちょっと、今、数はそこでは把握していないんですが、残った分についてはこれも要望があれば、随時、配付しているという形になってきております。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。

続きまして、マイナンバーカードのほうでありますけれども、申請者4,978人というところに対しまして、まだ未交付となっている方が1,211人おられるということで、なかなか交付事務というものが進んでいないような状況があるのかなというふうに思いますが、こういった理由によるものなのか教えていただきたいと思います。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 このカードにつきましては、マイナンバーカード自体が一旦、市のほうに送致されます。送致されたカードを処理した上で、その処理した分に対してその対象者にこちらのほうで預かっているという通知を送付する形になります。多少、時間がかかりますので、どうしてもこういった残っている部分がありますが、本市としてもそれについては早目に申請者にお渡しするような形の中で対応しているという形になっております。以上です。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 わかりました。続きましてお伺いをしていきたいと思います。

それで、315ページの右側の1. 成果指標の(4)の数字、通知カード交付率97.1%、マイナンバーカード交付率63.2%ということで、ちょっと私の理解力の関係だったのか、ぱっと見てあれっと思ったんですが、97.1%というのはいわゆる対象者全世帯、約2万3,300世帯に対しての97.1%なんだろうというふうに思ったわけですが、マイナンバーカードの交付率というのは人口に対してということではなくて、申請者に対して63.2%ということではなかったでしょうか。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ちょっと済みません。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 申請に対する交付事業かということによろしいですか。（「はい」の声あり）申請者に対する割合ということによろしいですか。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 わかりました。通知カードがやはり全世帯に対しての97.1%という数字になっておりますので、ぜひマイナンバーカードの交付率というものも、ぜひ人口当たりの数字もあわせて出していただければというふうに思うわけですが、およそ5万5,000人の人口に対して申請者が約5,000人ということで、3月31日時点でおおよそ9%程度というところになっているかと思いますが、このことについて市としてはどのように捉えているか教えてください。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 国のほうでは、平成27年度末の見込みを全国民の7.8%に配付するというふうな見込みでございました。それに比べますとうちのほうは9%を超えておりますので、若干、交付率については多くなっているのかなというふうに思っています。ただ、これにつきましても平成30年度までは国のほうでは3分の2の国民に配付するというふうな思いでおりますので、本市でもそれを超える、もしくは全市民に配付できるような、交付できるような周知等を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

先ほど、申請者に対して未交付数がある程度あるというところで、一旦、市に送致をされて処理する関係があつて時間がかかるというようなご答弁をいただいたわけですが、一般的に全国的にもニュースにもなりましたとおり、このマイナンバーカード交付事務というところでは大変にトラブルが相次いだようであります。1月の中旬から各市町村の窓口で引き渡しが始まったという状況の中で、カード交付を全国的に管理をしている地方公共団体情報システム機構のシステムがたびたびふぐあいを起こしたと。まともに交付ができなくなる事態が起きていたというようなこともニュースで報道されておりましたけれども、ここ塩竈市においてはそういった事態というのはなかったのでしょうか。

○山本副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 やはりいわゆるJ-LISのほうのふぐあいの中で、影響を受けた部分はございました。ただ、本市の対応の中でふぐあいが起こったというふうな部分はご

ございません。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。本市の対応の中ではふぐあいはなかったということですが、やはり全国的な手続と申しますか、システムの中でたび重なるふぐあいが連続をしたということもあったということが事実であったということでありました。

それで、この質問はここで終わりたいと思うんですが、そもそも政府はマイナンバー制度において、初期費用だけで2,900億円かけたというようなこともありますけれども、交付一つとっても大いにトラブルが続いたということで、我々としては当然ながらこれでは交付枚数が伸びるはずがないというふうに捉えております。日本共産党市議団としてこれまでもこのマイナンバーという制度に関しては、多くの国民の不安や疑問を置き去りにして普及・利用拡大を進めることはプライバシーを危険にさらすものでしかないという点から反対をしてまいりましたけれども、改めてプライバシー侵害などデメリットの大変大きいマイナンバーは改めて中止・凍結すべきだと、廃止すべきだという全体的な立場を明らかにしまして、次に移ってまいりたいと思います。

それで、続きまして129ページになります。資料No.9です。狭あい道路整備事業について、少し簡単にお伺いをしたいと思います。

それで、狭隘道路に接する敷地において、4メートル以上の道路の幅員を確保して都市の防災あるいは住環境整備の推進を図るということで目的が掲げられておりますけれども、最近、私のほうもとあるところで相談を受けた形もありましてお聞きをしたいと思ったわけですが、例えば藤倉のちょっと中に入ったような道路の場合というのは、大変狭いところが連続していると。例えば藤倉保育所近辺、そういったところにおいてはいわゆる子供たちの送り迎えといったところにもなかなか支障を来すような状況の中で、いわゆる狭隘道路の整備というものが一般的に求められてくるんだらうというふうに思うわけですが、130ページの成果指標のところを見ますと、整備率が平成7年から27年の間で23%ということで、やはりこれはなかなか進まないのかなというふうに考えております。

それで、今後の方向性というところを見ますと、やはり住宅の新築にあわせて狭隘道路の整備率を高めていくということで、いわゆる後退用地の確保といった部分においてかなり難しい事情があるのかなというふうに実際、お話をお聞きしながら感じたことも事実であります。

しかしながら、その一方で新築の機会のみならず、例えば後退用地を確保するに当たっては、

庭に面した道路の部分であれば、例えば塀の立てかえというものをある程度何らかの形で補助をしながら、後退用地をしっかりと交渉していくと。そういった部分も含めて、ぜひこの整備というものを大いに進めていただきたいというふうに考えるわけではありますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 狭あい道路整備事業についてご質問をいただきました。

狭あい道路整備事業は、建築基準法に基づきまして建築物の敷地は4メートル以上の道路に面していなくてはならないという条文がございます、それで道路というものを4メートル以上あるものだというふうに基準法では規定しております。

ただし、建築基準法が平成26年にできたときに、既にあった道路で4メートルを満たさないときには、その道路を道路とみなしまして建てかえ時に後退していただくことで道路とみなしますよという法律がございます。ちょっと話がくどくて申しわけございません。

そういう事業を平成26年から随時行ってきまして、建てかえがあるたびに道路を後退していただくという協力をいただいていたところ、どうしてもその後の維持管理の中で、一度下がっていただいてもまた戻ってしまうような事例がたくさんございまして、なかなか法律の趣旨が行き渡らないといえますか、効果があらわれないという事態がありました。それで宮城県内の市町村が集まりまして、狭あい道路整備事業というものを立ち上げまして、皆様に下がっていただいた機会を捉えまして、その部分を分筆等していただくことによって、後退した用地がもとに戻ることがないようにというような制度を立ち上げました。それにあわせて、市のほうで予算とか道路の交通量とかを勘案しながら、後退していただいた部分を例えば舗装する等をいたしまして、より充実した制度にしていこうということでございます。

都市計画道路等々の市道の道路整備事業とは違いまして、あくまでも建築基準法に基づく自主後退した部分を、その機会を捉えて整備するということですので、なかなか進捗が進まないという面では今後、制度の充実を図っていく必要はあると考えてございます。以上です。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。実際、庁舎のほうにお邪魔をしてお聞きをしたときも、大変難しい事情がたくさんあるということはお聞きをしてきたわけでもあります。その一方で、やはり緊急車両が入れないだとか、そういった事情もさまざまございますので、ぜひその方策を考えていただきながら大いに進めていただきたいということで、ひとつここはお願いをしたい

と思います。

時間の関係もありますので、続きまして133ページにございます、資料No.9です。私道等整備補助金交付事業というところに移ってまいりたいと思います。

先ほどの狭隘道路の関係と多少似たような事情にはなってくるかと思うんですが、やはり市内のいわゆる私道というところで、それなりに多くの方々が車、あるいは歩行をされる方もそうですが、通られる道路というのはたくさんあるなというふうに市内を歩いていて常々、実感をしているわけでありまして。そういった中で、この私道整備の関係では予算額100万円ということで、2分の1の上限は50万円でしたか。そのあたりのところで決算額78万9,000円というこの数字が果たしてどうなのかというような思いがたびたび感じてきたところでありまして。実際この100万円という額は、私道整備におけるニーズという部分から考えてどのように捉えればいいのか、お答えをいただきたいと思います。

○山本副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 委員おっしゃるとおり、基本的に住んでいる人からすれば自分の家の前の道路が一番重要で、これが市道であれ、例えば私道であれ本当はあんまり関係ない話なのかなというのが道路整備の基本的な思いです。ただ、実際に私どもがまずやらせていただく仕事の順番というものがやっぱりあります。私も年間、大体1,000件ぐらいのご要望をいただいて、その大体が道路整備ということで来ています。その中で、なかなか我々が本来管理すべき公道の部分の整備が震災復興後、やっとやれ始められたというところで、本当はそっちに力を入れたいというところの思いがまずあります。これは答弁とちょっと違う思いになってしまいましたが、そういう中で全体として進めてさせていただいております。

ただ、この100万円という金額の多い少ないということに関しまして、申請状況をごらんいただくとわかりますが、100万円に対しまして大体、年間1件、2件。ことしに関しましては既に3件のお問い合わせが来ておりまして、大体3件全て協議が調いますと100万円ぐらいということで、今の申請の状況を勘案しますと、現段階ではほぼ適正な形で動いているんじゃないのかなというような印象を持っているところです。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。なかなか、実際にお暮らしになっている方の思いということと、市としてどういったところを整備していくかということで大変、数が多いということもありますが、一つには予算100万円に対して申請が2件であったと。あるいはことしは3

件だったということですが、いわゆる100万円というものが負担をした申請件数ということになってしまっているのかなという思いがあったのが一つと、やはり日常的に困っておりながら、なかなか私道整備という仕組みそのものに思いが至らないような状況、あるいはといいますか、こういった補助がありますよというようなことを周知をしていながら、公道、例えば表へ一本出ると非常に立派な道路なんだけれども、一本中に入るとちょっと道路がねというようなお声もたくさんいただきますので、ぜひそのあたりを強力に進めていただきますようお願い申し上げます、時間もございませんので次に移ってまいりたいと思います。

それで、多少ページが前後してしまいました。資料No.9の26ページの待機児童ゼロ推進事業、そこと関連しまして、その前のところにあります私立保育園助成事業、あるいは公立保育所運営事業の補助事業育成助成事業、こういったところも含めて関連した形でお伺いをしてまいりたいと思います。

それで、まず待機児童ゼロの推進事業の関連でございますが、7年連続、年度当初の待機児童がゼロであったということで、しかしながら年度途中で1名、いわゆる低年齢児の方について待機児童が発生してしまったということでもありますけれども、これは保育士の確保が残念ながら手が足りなかったということで資料にはございました。なぜ保育士の確保ができなかったというふうに捉えているのか、お答えを頂戴したいと思います。

○山本副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、この待機児童ゼロ推進事業でございますが、こちらの現況と課題に記載してございます、ゼロ歳児1人の待機児童が生じたということもございますけれども、年度末の時点ではゼロ歳児1名ということもございますが、年度途中ではやはりそれなりの待機児童が生じていることは確かです。それに対して保育士の確保、雇用が困難であり、年度途中からの受け入れに必要な保育士の確保が課題であるということもございますけれども、こちらのほうも募集はかけるわけですが、やはりそれに相当する保育士が応募される方が少ないというような状況がございますので、そういったことからこのようなことで記載させていただいたところがございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 なぜ応募される方が少ないのか、そのあたりの分析をされておればお答えをいただきたいと思います。

○山本副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保育士の部分につきましては、やはり年度初めの部分についてはどうしても4月ということで希望される方は多いわけなんですけれども、年度途中になりますともう既に勤務されているとかそういったことがございまして、なかなか年度途中では人が集まりづらいというところがございます。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 なるほど、事情のほうはお聞きをいたしました。

それで、この待機児童というところではありますが、2日に厚生労働省で公表しました、これはちょっと平成28年度の話になってしまいますが、4月1日現在の待機児童数2万3,552人ということで2年連続増加ということが国としてはあったわけでありまして。さらに、そこで公表された点で申し上げますと、いわゆる隠れ待機児童というものが6万7,354人に上っているということも公表されたわけでありまして。合計約9万人という大変な数、その深刻な事態が明らかになったということでもありますけれども、この隠れ待機児童は自治体によって非常に定義が曖昧で、そういった意味では厚生労働省に基準の統一を求める声というものも今、大変多い状況だということでもあります。

育児休業を延長した方、事情があり特定の保育園を希望している方、あるいは預け先が見つからずに求職活動を一旦休止した方、さらには自治体の単独事業を利用なさっておられる方、こういった隠れた、あるいは隠された数が厚生労働省から公表されたわけでありまして。

さらに、認可保育所、認可保育施設に入れないこういった待機児童の定義を見直すために、有識者、自治体関係者9名で構成をする検討会がこの15日に立ち上がったということもお聞きをいたしました。この統計にいわばあらわれてこない隠れ待機児童も含めるように対象を広げる狙いだということで、年度内に新たな基準を設けて来年4月時点の集計から適用されるそうでありまして。

この基準の曖昧さというもの、これが全国的にも大きな問題となったわけでありまして。今年3月の参議院予算委員会で、日本共産党の参議院議員が首都圏のある自治体の職員の方の証言を紹介したそうでありまして。

待機児童を減らすように号令がかかり、このご家庭はここには通えないだろうと思いながら自宅から遠い保育所を指定した。断ると待機児童から外したと、こういった実態もあったそうでありまして。塩竈市においては7年連続で定義上の待機児童ゼロということではありますが、その裏にこういった実態、これはまさかなかつただろうというふうに思うわけでありましてけれど

も、ここ塩竈市においていわゆる隠れ待機児童を数としてもしつかんでおられれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○山本副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、ことし4月1日時点で申し込みがあった方から入所を差し引いて、実際に保育所が決定していない方につきましては63名ほどいらっしゃいました。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。県の保健福祉部子育て支援課のほうに私のほうでも問い合わせしてみたところ、塩竈市におきましては申し込み数755名、うち利用者が692名、これは全て保育所利用の方が692名ということでありまして、先ほどご答弁をいただきました63名の内訳をご紹介しますと、そのうち育休を延長なさった方が5名、特定の保育園を希望している方が19名、求職をストップなさっている方が39名ということでした。

実は、仙台市を除く市町村それぞれのデータもあわせていただいていたわけですが、実はこの隠れ待機児童というものを含めると、含めるというか隠れ待機児童の数だけで申し上げますと、実は仙台市を除く市町村の中で上から3番目に多くなるということが明らかとなったわけでありまして。いわゆる定義上の待機児童とプラスをすると、塩竈市は上から4番目の多さということになってしまうわけでありまして、保育所に入れないからこそ育休を延長する、あるいは求職活動を休止するということが出てくるわけでありまして。そういった意味では統一した定義というものを持って、本当の保育ニーズというものを明らかにすることが必要ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そういった状況の中で、この隠れ待機児童が全国的に明らかになったと、こういった状況の中で国の待機児童解消加速化プラン、実は保育ニーズにはなかなか即したものとなっていないということも明らかになったわけでありまして、ここ塩竈市でもさまざまな事業に当たってきたわけでありまして、最初に戻りますと、特に低年齢児の受け入れということがさらにさらに急務であるということでありまして。

この資料No.9を拝見させていただきますと、私立保育園におきましては入所率、先ほど土見委員の質問にもありましており、その運営の関係上、入所率を高めていくというようなことはあるようですが、90%台後半から110%を超えてくると。一方で公立保育所では、入所率だけで見ると七十数%台というところも見られる。低年齢児においては私立の保育園にある程度多くお願いしているといったような現状であります。

そういった中で私ども日本共産党市議団は、例えば新浜町の保育所であったり、香津町の保育所であったり、そういった老朽化の進む保育所においても、例えば建てかえをしたらどうかと、そういったことも提言をしてきたわけでありますが、例えば増改築などを行って設備的に受け入れるための受け皿を整備していきながら、同時にその処遇面、あるいは福利厚生、こういったところを見直して、保育士さんの確保をさらに前進をさせていくということが必要だと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○山本副委員長 政策的な回答が求められておりますのでどなたが。

佐藤市長。

○佐藤市長 今、小高委員から本市の待機児童についてご質問いただきました。

ご案内のとおり、保育所の入所については一定程度、基準を設けさせていただいております。今、担当課長がご説明させていただいたのは、その基準に合致しない方々が、今申し上げた人数がおるということをご説明をさせていただいたわけであります。

一方、全体の受け皿が不足しているのではないかとということをご質問いただきました。この表をごらんいただければ、例えば24ページについては、全体の定数に対して入所率は91.4%であります。民間の場合については、逆に入所率が104.6%というような状況であります。先ほども同様の質問をいただいて、担当課長からはご説明させていただかなかったようですが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児というような比較的、保育士の手数が必要な部分については、なかなか民間の保育園の場合はどちらかというと敬遠されるというような傾向がございます。それはたしかそういう低年齢の子供さんでありますと、保育士お一人で3人というような例えば基準があると。3歳児以上であれば6人、7人という、保育上見れるというような国の基準がございますので、なかなか民間の保育園さんの場合はやっぱり一定程度、経営ということも考えざるを得ないというようなことがございます。したがって、低年齢児についてはできる限り公立保育所で引き受けをさせていただくということについては、のびのび塩竈っ子プランの中でもそういったことを明記させていただいております。

例えば、24ページと22ページをごらんいただきたいと思いますが、例えば清水沢保育所ではゼロ歳児を138名というような人数で預かっておりますが、22ページの民間の場合は100名前後、むしろ100名を割るような数字というような形の大きな仕分けをさせていただいております。これから先の公立保育所については、やはりゼロ歳児、1歳児、2歳児といったような方々に手厚い保育ができればというようなことが大きな目標であります。

先ほど申し上げましたように、入所率でいきますと91.4%。先ほど担当課長も申し上げておりました。途中から入所いただく方々ということも一定程度、可能のような定員数の余裕を公立保育所では持っておりまして、途中入所を希望されて資格要件が満足される方々については、ぜひこういったあきをご活用いただくということで今日までも取り組んでまいっておるものと思っております。

将来、しからは現在の老朽化した公立保育所を建てかえてというお話もいただきました。これも再三ご答弁を申し上げておりますが、残念ながら公立保育所の建てかえについてはほとんど公的な負担がゼロであります。一方では、法人格を取得されている方々等が取り組む保育所については、国のほうからたしか4分の3でありましたか、ちょっと担当のほうから後で確認をいたしますが、かなり高い補助をいただいているということでありまして、のびのび塩竈っ子プランの中でも、例えば公立保育所の主たる役割はそういったところに特化をしながら、将来の建てかえ等については民間の方々の活力をぜひご活用させていただきたいというような内容にまとめさせていただいたところであります。これからも資格要件を充足する方々については、しっかりと入所していただくような努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 公立保育所のほうでなるべく低年齢児というものを引き受けていきたい。いわばこれは大変重要なご答弁をいただいたように思います。

そういったところで、なかなか建てかえあるいは増改築、こういったところを予算の関係上進まないということもありますが、低年齢児を引き受けるに当たって、やはりお金をかけるべきところはかけていただきたいという強い思いがございますので、まずはひとつそこをお願いして、もう一つの関係でお聞きをしたいと思えます。

なかなか保育士が集まらないという観点のところでございますが、通信社の調査で待機児童が100人以上いる62の市町村にアンケートをとったそうであります。39%に当たる24の市町村で独自に保育士の給与の上乗せ、あるいは家賃補助、独自の処遇改善を実施しているということでありました。多少、例をご紹介しますと、千葉県の船橋市では1人当たり月額平均3万2,000円上乗せをしていると。静岡市では月額約2万5,000円の上乗せをしている。あるいは兵庫県明石市におきましては、資格があっても保育士をしていない潜在保育士が保育士として就職する際に、最大10万円を支給する。茨城県のつくば市においては、月2万円上限で家賃補

助を出している。他市から通われる保育士さんを想定しての措置だそうであります。

先ほど申し上げました隠れ待機児童という、いわば隠された保育ニーズが明らかとなる今、表に出た待機児童が多いとされる自治体だけではなくて、全ての自治体が保育士さんというものについてどうしていくかというところについても取り組まなければいけない課題だと思うわけですが、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○山本副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保育士の確保という点では、今現在はハローワーク、それから保育士の宮城県で行っている人材バンク、それから広報、ホームページ、そういったものを通じて募集はかけておりますが、なかなか集まらない。そういった部分がございます、やはり何らかの手を打っていかなくてはならないと考えているところでございます。以上です。

○山本副委員長 ちょっと今、質問に対する答弁になっていないです。要するに保育士に対する人件費の独自支援を考えないかということです。

桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 小高委員から保育士確保の現状についてのご質問をいただきました。

お手元の資料のNo.24をご用意お願いしたいと思います。資料No.24の7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページに、本市の臨時職員の賃金等についての一覧が記載されております。まず（1）でございますが、宮城県の最低賃金ということで、けさほどマスコミ報道等がございましたが、平成28年の10月からはたしか748円に引き上げがされるということでございます。

そのような状況の中で、（2）のところにも本市の臨時職員の賃金が記載されております。非常勤職員及び臨時的任用職員ということで記載してございまして、それぞれ月額・時給と区分して記載しております。保育士の内容については、時給のところの上から4行目をごらんいただきたいと思います。時給で1,100円というふうになってございます。塩竈市はこれまで保育士の賃金は非常に低かったということがございますが、これまでも段階的に引き上げを行ってございまして、下のほうの3行目にございます例えば保健師等と同額を今、設定しているところでございます。

このような形でこれまでも賃金の改善をさせていただいておりますが、ご存じのとおり、ご案内のとおり、本市の業務は幅広でございまして、このような状況の中で保育士を引き上げるというのはほかへの影響を考えますと非常に困難な状況もございます。そのほかの職種の改善

等々を含めまして、なお今後ほかの市町の状況を見ながら改善に向けて取り組みをさせていただければというふうに考えているところでございます。以上です。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 わかりました。なかなか時給という側面を見た場合に、じゃあ宮城県の最低賃金748円というところと比較することが果たしてどうなのかというような思いはありますが、いわゆる時給という側面以外からも、あるいは雇用形態のあり方、福利厚生、そういったところも含めて、ぜひこれは大いに考えていかなければいけないというふうに思っているわけでありませう。

それでは時間がなくなってまいりました。先ほど市長がおっしゃられましたのびのび塩竈っ子プランの内容におきまして、あるいは保育行政の取り組み方というものが、この隠れ待機児童というところも含めてなかなか実態に即してこないのかなというふうに感じております。そもそもが国のいわゆる一億総活躍プランの中で、2017年度から保育士の給与を月額6,000円引き上げるということもございましたが、これは全く不十分なものであります。そういった意味で国の姿勢がいかにか安く上げるかというような姿勢を抜け出せておりませんから、これは国に対して引き続き子育て予算の充実を求めていくということは当然でありまして、根本的な解決には不可欠であります。だからといって手をこまねいては塩竈の未来はいわば先細りになるというふうに考えるわけでありませう。そういった点でなかなか制約がありますけれども、しっかりと予算をかけて公立保育所においては建てかえがなかなか難しいというお話でありましたが、設備的な受け皿をつくりながら、そして少ない助成の中で何とか保育を守るために奮闘なさっている私立保育園にもしっかりと助成を行っていただきたいとお願いをしたいと思います。

足りない保育士さんであります。待遇あるいは雇用形態、こういったところの見直しが必要であると強く求めたいと思ひます。非常勤職員の方は、およそ公立でも半分以上おられるように資料のほうには載ってございましたけれども、私立においても同様であります。そういった中で、例えば非常勤だから一定勤めたら一定休まなきゃいけないと、こういった実態もあるわけですが、果たしてこんなことに何の意味があるのかというふうに疑問を覚えるわけでありませう。暮らしていけない。こういった賃金では幾ら保育にかける思いがあっても、なかなかこれは難しいということで、子供たちの未来を形づくる保育士さんたちがブラックな仕事と呼ばれているこの現状は、余りにも悲し過ぎるではないかというふうに思ひます。

最後になりますが、塩竈であれば子供を安心の環境で見てもらえる、あるいは安心して働けると、こういった環境をつくっていくことがまさに一億総活躍社会の実現の第一歩であり、地域創生やあるいは震災からの真の復興にもこれはつながるのではないかと強く申し上げたいと思います。

先ほど、市の会計のこれから、これまでというところをさまざまお話いただきましたが、市の会計が幾ら黒字であっても、必要な予算、未来への投資を削りに削っての黒字では、これは決して未来はないと申し上げたいと思います。安心の子育て環境の整備というものを考えますと、子供をふやす、言ってしまうえば労働人口をふやす。結果、市の財政にもこれは将来的に寄与してくるのではないかというような思いもございします。

最後になりますが、国や県にしっかりと保育予算の大幅増額を求めると同時に、市としてもつけ焼き刃ではなくてしっかりと予算をかけて安心の保育制度をつくることを強く求めまして、私からの質疑としたいと思います。ありがとうございました。

○山本副委員長 先ほどの答弁漏れ、民間保育園に対する国の建設補助率は。

よろしいですか。では木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 後ほど確認してお答えします。

○山本副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時05分といたします。

午後 2 時 4 9 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、子育て支援課長より、休憩前の会議の答弁漏れについて発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 先ほど小高委員のほうからご質問ありました、民間の社会福祉法人など公益法人が保育所を整備する際の補助率でございますが、国が2分の1、市町村が4分の1、それから事業者が4分の1の負担となります。以上でございます。

○西村委員長 それでは、質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いし

ます。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 まず、市長のほうに平成27年度の施政方針の予算案要旨説明という、それを持ってきたつもりだったんですけども、実際に見たら平成28年ということ。中身は頭には入っていないんですが。まあそうですね。

それと対比して毎回、私は質問させていただいているんですが、施政方針にうたった内容をどれほど実行できたのか、かなったのか。それに対する感想をまずお聞きしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 鎌田委員から、平成27年度の私の施政方針及び予算案の説明要旨がどの程度実現できたかというご質問でありました。初めに、この施政方針の中でも例えば今、日本全体が静かなる危機、いわゆる人口減少時代にということを書き出しにさせていただいております。結果として、人口減少を歯どめをかけられなかったということについては大変申しわけなく思っているところであります。その他の各種施策につきましては、予算計上したものが一定程度、繰り越しとかというものはございましたが、ほぼこの施政方針に盛り込ませていただきました内容等については、整備に着手させていただいたというふうに理解をいたしているところでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 では、次の質問です。資料No.6のほうから質問をしていきたいと思えます。

これについては決算審査の意見書です。塩竈市監査委員ということで書いてあるので、監査からのいわゆる結びとして表現してあるわけですけども、35ページ、むすびの項目で段落の1、2、3番目ですか。「また」から始まるわけです。

普通会計の財政状況を見ると、公債費比率で0.5ポイント悪化しているがと。財政力指数で0.02ポイント、それから経常収支比率で1.8ポイント、実質収支比率で5.4ポイント改善されていると。いわゆる基本となるところがやっぱり、この行が4行下がるわけですが、自主財源が……さっきから言っている。35ページです。同じページです。ここの4行下の、自主財源の主要な財源である市税を前年度と比較すると、いわゆる自主財源がやっぱりポイントになってくるわけですが、ここで増加しているというような表現がされております。

一方、もう一つの資料No.9の404ページ、ここを見ますと一般財源の推移ということで載っています。その中でも重要なのは市税かなというふうに思うわけですが、これを見ますと

やはり震災の影響があって震災でぐんと落ちている。それ以降、順調という表現がいいのかどうか分かりませんが、徐々にふえてきている。ただし、震災前の金額には戻っていないという現状があるわけです。

そして、次の406ページを見ますと、いろいろな指標が書いてあるわけですが、この中の経常収支比率、それから地方債の現在高比率とか、公債費負担比率とかを見ますと改善されているんだろうなというふうに、これを見て私なりに解釈をするわけですがけれども、財政課としてこれはどういうふうに見ているのか。これは塩竈の未来としていいのか悪いのか。いい方向に来ているなど。どれほどいいのか。その辺をちょっとお聞きをしたい。どういうふうに解釈されているのかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、平成27年度の決算でございますけれども、前年度よりは好転したというふうに判断しております。まずその一つの大きな要因でございますけれども、今、委員がご説明されましたとおり、市税、まさに歳入の根幹であります市税が前年度から9,700万円近くの増になりました。市税自体は、まず一つが個人市民税の増。これは震災によって低調になっていました個人の市民所得が一定程度、回復の基調があるだろうというふうに、前年度もそうだったんですが、見ております。それと固定資産税と都市計画税につきましても、昨今、塩竈市自体も住宅事情が比較的いいものですから、特に家屋の部分に関しまして固定資産税が伸びているということから、市税自体がまず増収になったというのは、これは素直に喜んでいい部分だと思います。

あと、一般財源全体と見まして、平成27年度に関しましては譲与税交付金が伸びたというのもあります。譲与税と交付金、それぞれ全体的に伸びています。特に地方消費税交付金が平成27年度、大きく伸びております。これによって要は一般財源が増になるということは、全ての指標等の基本的に分母の部分になります。つまりパーセンテージ的には下がってくるということで、先ほど委員がおっしゃいました経常収支比率とか、そういった部分に関しましても一定程度、好影響が出ているというふうに思われます。

ただし、市税に関しましてはご紹介のとおり、震災前は60億円くらいあったものが、いまだ約53億円ということで、いまだやはり低い状態なのは、これは間違いありません。ただ、一つは現在、本市のほうでは減免を市税のほうでやっております、その分としてここは少し割り引いて考えなきゃいけないのかなというふうには思いますけれども、依然として低い状態であ

ると、完全に震災前にまで戻ったというふうには言えないかなと考えています。

理由としては、所得の減はもちろんのことですけれども、そもそもの人口減も当然、影響しているのかなというふうには考えております。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。それで、先ほどもお話をしたわけですが、404ページの一般財源の推移の中で、市税が大きい役割を果たすと。これが先ほども財政課長のほうからお話があったとおり、震災前には戻ってはいないと。戻り基調にはあるわけですが、この割合でいくとかなりの年数を費やすという状況になるわけですが、この辺についての打開策やら、将来的な考え方としてどういうことをお持ちなのか。また、今、財政課長のほうから報告があった内容もお聞きして、市長は人口が減、これが大きな要因でもあったと。それが改善されないのは大きな要因、大きなファクターになるんだろうと私は思うのですが、それについてどう考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、財政担当から本市の財政状況についてご説明をさせていただきました。特に市税についてはやはり人口が減少しておりますので、震災前の水準に戻すということについてはなかなか厳しい一面があると思っております。したがって今、国勢調査の結果では、人口が5万5,000人を切ったわけでありまして、改めて5万5,000人を切った現状の塩竈の財政の見直しということをやらなければならないというふうに考えております。それについては既に財政課のほうでは一定程度、4年、5年というスパンで、今後の考えられ得る財政見直しについては試算をいたしております。ただ、あくまでも試みの算でありますので、もっと精度を上げた形で改めて議会並びに市民の皆様方に、今後の塩竈市の財政についてという形でご報告をさせていただかなければならないと考えているところであります。

具体的に申し上げますと、やはり削らなければならない部分があるということも事実ではあるかと思っております。そういったものをぜひ早急に精査をしながら、安定的な財政運営というものはいった目標に向かっていくことであるというようなことについてご説明をさせていただければと思っております。

なお、詳細については担当課長のほうからご説明いたさせます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。今、重要な話があったと思うんですが、5万5,000人を切った場合

を考えて見直しも考えないといけないかなということであったかと思うんですが、私的考え方からいけば、やはり最悪の場合そういうことも考えられるわけですけども、それを今考えておくのも必要なのかもしれませんが、それよりはやっぱりふやそうという努力といいますか、策にやっぱり力を入れるべきではないかなと。まずはそういうふうに私は考えます。

そして、そればかり論議しているとちょっと時間がなくなるので、この資料No.9のほかの細部にわたって質問をしていきたいと思います。

まずは、この施策の中の一番最初、資料No.9の12ページ。一番最初に書いてある予防接種事業についてお聞きをしたいと思います。

予防接種、これをずっと見ますと、1からずっと行くと10あたりまでは子供が中心なのかなというふうに思うんですが、この中で私は全部、子供関係のこういった予防接種については、ワクチンも含め、もうほぼ100%近くなのかななんて思ったら低い部分もあると。それから、なおかつ100%を超えているものもあると。これはどういう意味合いなのかなという。ですから単純にそういう質問なので、簡単にその辺は答えを願いたいと思います。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

予防接種で右側の接種率が100%を超えているものが幾つかございます。これにつきましては、いわゆる分母となる対象年齢を例えば10月1日というふうに捉えた場合に、その後に転入なさって受けたり、あるいは転出なされたりということがありまして、この100%を超えているケースについては基準日より後に転入なさった方が接種を受けたということになります。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。あとは接種率の低い二種混合ワクチンとか、これは四種の中の2つなんだと思うんですが、括弧して書いてあると。こういったところのいわゆるNo.4でなくてもNo.6のやつでいけるのか、やはりNo.4でないといけないのか。なぜこの2つに、二種混合と四種混合に分かれているのか。ああ、三種か。いやいや、四種混合ワクチンなんですよ、4番は。ということで、こういったどういう意味合いなのか、これを簡単をお願いします。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 お答えします。

ごもっともなご指摘だと思うんですけども、まず四種混合ワクチンは破傷風・百日咳、あ

とそれにジフテリアと不活化ポリオという4つの疾病を予防するワクチンということになりまして、そのうち破傷風とジフテリア、いわゆる二種混合と呼ばれるこれは、四種混合というのは生後2カ月から大体1歳ちょっとぐらいまでに接種するんですが、その追加という形で二種混合ワクチンを11歳のときに追加接種するんです。四種混合は赤ちゃん健診とかがございますので受診なさる方が多いんですけども、二種混合は年齢が離れてしまうので受け忘れての方がいらっしゃるということで、二種混合の接種率が低くなっているという状況でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ちょっとわからないところがあったんですが。いわゆる四種混合ワクチンはほぼ、九十何%、100%近くですね。この人たちがただ二種混合で次に2回目を受けないといけないにもかかわらず、忘れていて受けないということの解釈でいいんですか。（「はい」の声あり）それで、その中でこの受診率が66%ということで、この数値はいいんですか、このままでその考え方はどうなんでしょうか。いわゆる効果がないからいいんだとか、そこまでやらないんだとか、そういう話なんでしょうか。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 二種混合で受けます破傷風・ジフテリアにつきましては、四種混合でも10年程度の毒素に対する抗体というのはつくと言われておるんですが、完全な対抗能力を持つためにはやはりこの二種を打ってより強力な抗体をつくらなければいけないという形になりますので、私どもとしてはこの二種も100%近い接種率になるように今、勧奨しているというところでございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そうですね。やっぱりこれも受診率を上げないといけないということですね。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大人関係に入ってくるわけですけども、11番の子宮頸がん予防ワクチンがありまして、平成27年度はゼロ。そして平成26年度は1人いたということなんです。これについては再三、公明党の議員さんたちが関心を持ちまして、やってほしいということで一般質問やら決算特別委員会、それから予算特別委員会でたびたび発言されているわけですけども、この経緯としてはやはり問題があって国のほうでもやめたということがありますけれども、この経緯について簡単に整理をお願いしたいのと、それから平成26年度についてはそういった問題が起き

ているにもかかわらず1人受診しているわけです。受けているわけです。これはどういう内容
といたしますか、ちょっと考えられないんですが、どういうことでしょうか。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、簡単にお答えしたいと思います。

ご指摘の子宮頸がんワクチンは、平成25年の4月から定期予防接種になってございます。ただ、実際にそこから定期接種が始まった後に何例か、いわゆる重篤な副反応、いわゆる精神的な疾患であるとか、あるいは非常に強いアレルギー反応等の副反応が出たということがございまして、平成25年の6月から厚生労働省のほうではこの子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨を差し控えているという状況でございます。

ワクチンそのものの接種は、禁止はしていないが積極的には勧奨しないという非常にややこしい日本語の用語にはなるんですが、そういった観点から今現在もなお、この子宮頸がんの予防ワクチンは接種するのは可能です。ただ、その際に積極的勧奨をしていますので、例えば私どもから対象年齢のお子さん、具体には小学6年生から高校1年生ぐらいまでの女の子になるんですが、そちらの方に個別に予診票を送るようなとり方はしてございません。それで申し出があった場合にはそのリスクと効果を理解していただいて、それで接種する場合には接種していただく。その件数が平成27年度はゼロ、平成26年度は1件。ちなみに平成25年度は29人でした。そういった過程で現在もなお積極的勧奨が差し控えられておりますので、接種率がお手元の表のような状況になっているという状況でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そうすると、積極的ないわゆる受診の促進は行ってはいなかったが、平成26年は結果として1人いたということで、そして過去に受けられた方でこの障がいについては本当に軽い、本当にこれなのかなというやつと、本当に重症で大変な人もいるわけですが幅が広いわけです。この塩竈市内の受診者の中でそういった問題があった方、ないしは申し出があった方についてはないのでしょうか。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 委員おっしゃるように、塩竈市内で接種した方でそういった副反応が起こられた方はいませんでした。ちなみに厚生労働省の発表ですと、ワクチンを接種した後に、この子宮頸がんワクチンは筋肉注射というタイプで結構、痛みが伴う接種です。ですので、50%ぐらいの方は痛みが伴うという副反応が出ていますし、あとは先ほど私が申し上げ

たいわゆる重篤なアレルギー反応等は、約430万回に1回の割合で出るということを厚生労働省のほうで発表してございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 次に、133ページ、先ほどもちょっと質問が出ましたが、私道等の整備補助金交付事業についてお聞きをしたいと思います。

ここの中のお聞きをしたいのは評価の部分です。①行政関与の妥当性でC、法律等の義務はないが、公共性が高くどうのこうの云々と書いてありますね。これはCにランクされているわけですが、本当は法的なものがあるというよりも、法律等の義務はないがという、前面のこれは表現の中に要らないと私は思うんです。何だろうなというふうにちょっと思いました。

これはこれでいいんですが、次に②手段の妥当性ですか、これはほぼ妥当であるという表現になっています。それから次の③成果について、これはB。やや上がっていると。この数字で、後から言いますけれども。それから④効率性、これもやや高いという、これは何だろうなど。この表現は私から見ればえらい自己満足で、数がこれしかない、予算もこれしかない、補助率も決まっているあれだけで、そんな中で①でCを持ってきて、次に②でB、③でB、④でもBという、このあれは自己満足でしかないんじゃないのと私は思うんですが、その考え方の基本、選別のそこをちょっとお聞きしたいです。

○西村委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 考え方ですが、私道整備事業という制度を設けまして、予算が100万円という制約の中で、今回はこのような成果を上げたというような意味でのB評価。例えば今年度で言えば78万9,000円ということは、約8割執行しているということで例えばBというような評価をしているという、あくまでも制度上の評価をしているというような内容でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。機械的などといいますか、そういった評価でやっているということで解釈していいのかと思いますけれども、それで課としては、部長としては満足をしているのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。ああ部長じゃない、ごめんなさい。お願いします。

○西村委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 満足という点でいいますと我々は当然、100万円の予算があれば100万円執行するというのを目標にしておりますので、満足という点では満足をしていないという答えになると思います。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 それは予算から見ての話であって、そういうことはわかりましたと機械的な判断をしてランクづけしているわけですから、そういうことではなくて先ほど誰かさんの回答の中で言いましたね。市民として見れば自分の前はみんな道路なんだと、通路であろうと。それがみんな私道であっても塩竈市の市道につながっているんだと。それも国道につながっているんだという意識なんですよ、みんな。そういう観点から見て、一般の家庭から見てどう思われるんでしょうかという私の質問です。100万円に対してではありません。

○西村委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 先ほどとちょっと重複いたしますが、この制度自体は私道整備をするという中身です。もちろん先ほど私が言ったとおりで、私道も大切な道路という認識は変わりありません。その辺は鎌田委員と変わらないところだと思います。ただ、先ほども言いましたが、限られた財源の中でどこを優先的に整備をしていくかというところを考えた場合に、まず道路と広く見た場合には当然、幹線道路、その次にはやはりそれに準ずる道路、そしてやはり我々として管理している道路をまず最優先としてやらせていただきたいというような考えではございません。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。一応、市民目線でやれないことはやれない、それはわかりますけれども、そういう方向性としては市民目線の方向で考えていただきたいなというふうに思います。では、話題を変えたいと思います。

次に、資料No.9の379ページ、海岸通地区の震災復興市街地再開発事業についてお聞きをいたします。

これについても次の380ページ、同じ資料の389ページです。ここの中の先ほど見たように評価、ここをちょっとまた行きたいんですけども、この中で①行政関与の妥当性。ここではAということで、市が直接実施するよう法律等で義務づけられているものということに書いていますね。そして②手段の妥当性について、これはBを上げています。ほぼ妥当であると。それから③成果について、これはDの上がっていないと。正直4つの項目、上がっている、やや上がっている、あまり上がっていない、上がっていないという4項目のDを評価として上げています。これは評価できるところだなというふうに、Dを上げたことを評価できるというふうに思うんですけども。次の④効率性、これについてはCでやや低いという、こういうふうな解

積をされているわけですがけれども、私はこの最後のやつはCでなくてDじゃないかなというふうに思ったりもするわけですが、この評価についてどういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺の考えをまずお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 海岸通の再開発事業の評価の件でございます。

まず、評価の①行政関与の妥当性はAという形にしました。これにつきましては震災復興の再開発事業ということで、補助事業が今回メニューとして位置づけられているということで、行政関与として補助事業として制度が確立しているためにAという評価にさせていただきました。

次の②手段の妥当性でございますけれども、再開発事業の中には市の施行、あと組合施行ということで2種類あるんですけれども、今回は組合主導ということで行っておりますので、この自分たちで決めたことにつきまして、ほぼ妥当ということでBということにさせていただきました。

③のDにつきましては、平成27年度中に権利返還が終わりまして事業に着手ということを目指しておりましたけれども、そこについては達成できておりませんのでDという形にさせていただきました。

最後の④効率性ということでございますけれども、Cということ。これは部内でもCかDか、ちょっと議論になったんですけれども、本来もう少し資材高騰等を含めて、ここの辺についてはあれだったんですが、組合主導ということもありましてDではなくてCにさせていただいたという経緯がございますので、これにつきましては今後、改善の余地があるのかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そういった評価であった、その評価のつけ方については今説明があったわけですが、ここで先ほどちょっと話題に触れていましたけれども、資材の高騰やらということで話があったと思うんですが、これは現状と課題というところの話をちょっとされたのかなというふうに思いますが、現実あれ以降、余り進んでいないんじゃないかと。そして私たちが、あれは6月でしたか2月定例会でしたか、あれから補正予算も組んで、一般からのあれで6億円でしたか8億円でしたか、そのぐらいの変更もあったわけですが、その後の状況についてはいかがでしょうか。それをちょっと現在の状況、これから以降の状況についてお伺いをいたします。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 お答えいたします。

2月定例会で復興交付金以外の5分の1、市の独自補助分をお認めいただきまして、その制度の補助要綱をつくっております。ただ、権利変換計画が7月の期日までに県に提出できなかったということで、今改めていろいろ評価をしているという状況でございますので、今いろいろなもう一度仕切り直しの作業をしているという状況でございますので、年内中には県のほうに権返の申請をするということで今、組合の中で事業費の精査等を行っているということで、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 今の説明があったわけですが、7月の権利変換までできなかったということで、でも2月だったか6月の定例会ではえらい急いでいるというような表現があったような気がするんですが、それにもかかわらず7月の大事な局面を乗り越えることができなかったというふうに思うわけですが、今後これは回復できると思いますか、仕切り直しという言葉がありましたけれども、それが可能なのか、いわゆる事実上の頓挫なのか。そういったことをどういうふうに考えていらっしゃるのか、見通しはどうかについてお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 まず、大きな要因といたしましては、権利者の同意が100%にならなかったという状況でございます。8月の産業建設常任委員会の協議会のほうにもご報告させていただきました。権利者の状況は今59名中、51名同意をもらっておりまして、あとは8名がまだご同意をいただけていないという状況、まだ変わっていない状況でございますので、まずそこを100%同意いただけるようにするよう今、組合のほうで取り組んでいるという状況でございます。

また、並行して資材費の高騰等もありますので、事業計画を今見直しをしながら、資金計画が成り立つような計画を今練っているという状況でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 59名中、51名ということで、8名がまだ納得していただけないのかなと思うんですが、見通しについてはどうなんですか。先ほど言ったようにその辺私が聞き逃したんでしょうか。今後の見通しについてお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 これにつきましても、組合のほうでも早急に100%の同意ということで頑張っているんですけども、10月中には全員同意をいただきたいということで、今それを目標に進めているということでございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 速やかな進め方をお願いしたいと思います。

今度は最後の質問になると思うんですが、資料の24番、決算特別委員会資料（その2）、この中で12ページのところをちょっと質問。

ここに私たちの会派で出したのではないのかもしれないんですけども、市内小中学校の教職員の超過勤務状況（平成27年度）ということがありまして、ここで教職員数、校長を除くと、小学校138人、中学校108人。その中でこれが1カ月で80時間を超えると。私もサラリーマン時代をやって150時間ぐらい時間外で働いた時期もありますけれども、それも休日出勤もして。そういう状況であったんですが、結構80時間というのは大きいなというふうに思うんですが、この中で人数をばっと列記をしているわけですけども、かなりの割合で高いなというふうに私は思うわけです。大分前のNHKか何かだったと思うんですが、今、教職員はかなり忙しいと。時間外もある。休出もあって大変で、中には自殺もしたいとか、しちゃったとかという人もおられるんです。その中で大きな要因が学校の部活動だという話がそこで出て、ああそうなんだろうなというふうに見て、ああこういう状況なんだということでびっくりしてその番組を見たりしていたんですが、この時間外の要因はどこにあると、原因は何なのかということについてお聞きをしたいんですが、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○西村委員長 遠山教育委員会学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、教員の超過勤務状況等についてお話しさせていただきます。

この表にありますように、小学校に比較して中学校の教員の超過勤務が圧倒的に多いということがわかると思います。小学校のほうは月平均2人ということで1.4%に対して、中学校のほうは月平均27.4人、25.3%にわたっております。この月ごとを見てもわかりますように、中学校の多いところにつきましては中総体が多い。また、10月初めというのは新人大会に関係しているというふうになっておりますし、実際、超過勤務の理由につきましては、小学校は教材研究が1位となっておりますけれども、中学校のほうは少ないときで4分の1、多いときは2

分の1が部活動指導に当たっているという結果が出ております。以上です。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、やっぱり中学校の部活動が大きい要因になっているのではないかというふうに考えるわけです。教育に関しては、私は一般質問でたびたび質問をさせていただいて、毎回取り上げてずっとやってきたわけですが、この部活動について、学力向上やら何やらである程度の部活動は、私は健全で心身ともに育つ意味では必要なのかなとは思いますが、ある程度それを反対に飛び越して負担になっているのではないかと。そのデータがこの教職員の時間外のデータにあらわれているのではないかというふうに私は推察するのですが、教育委員会ではどういうふうにそれを解釈しているのか、考えているのか。問題とは思っていないのか、思っているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 遠山教育委員会学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 この長時間勤務については、教育委員会でも大きな問題として捉えておりまして、特に在校時間、長時間勤務等については毎月、学校から調査をしておりますし、校長会、教頭会で指導しておりますし、また特定の教員に業務が偏っているということもありますので、その辺についても指導をしているところであります。

また、部活動については、休養日について週1日以上、部活の休養日を設定すること。土日のどちらか1日は休養日をとること。あとは夏休み等の長期間中については、土日はできるだけ部活をやらないこと。というところのルールをつくっておりますし、また部活動に対する負担感情がとても多い先生もおりますので、それについては市のほうで地域連携中学校運動部活動推進事業というところから外部指導者を紹介し、派遣等もしているところであります。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 特定の種目を上げて悪いんですけども、野球とかそういったのは日曜日とかは試合があつて、それにもやっぱり指導されている先生がついていかないといけないということで、結構の量的負担で、その先生だって家庭があるにもかかわらず教え子たちのそれで時間がかなりとられている。試合数もかなり多いんです、以前から比べるとここ何年か、そういう実態があるわけです。そういったものを踏まえて、本来だったら教育委員会である程度、週1回休ませるだけの話じゃないし、もっとそういった突っ込んだ指導が必要になってくるのではないかと私は考えるわけです。

それで夏休みもどうのこうのという、夏休みはやっていないんですか。何か練習をしている

声が聞こえたりしますけれども、本当にやっていないのかなという、やっているとは思いません。それで実際に休みの日も、うちの周りなんかも運動着姿で子供たちが通ったりしますから実際、実態と今の説明はちょっと違うんじゃないか。

時間もないからあれなんです、私は学校は本来はお勉強が主体のところだと思うんです。部活が中心ではないと思うんです。この部活動の始まりは、もともとは不良が出て困った戦後間もないころかはわからないけれども、若い青少年の学校でエネルギーを費やして帰ろうと、家に帰ったらもう飯を食ってばたんと寝てしまうというような状況をつくろうとって、夜遊びしないように。それから始まっているということで、学校でも強制的に部活動に入れるんです。これは好きな人だけ入れればいいし、嫌な人は帰ってお勉強したりなんだから、私はいいと思うんです。その辺の教育委員会としてどういうことをされていて、実態としては学校では部活動に関して強制していないのか、しているのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 遠山教育委員会学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 先ほどの土日の活動につきましては、夏休み中に大会等がある場合には例外として認めるときもありますし、また部活動につきましては基本的には学習指導要領の中で子供たちの自主的、自発的な活動というふうになっております。これは長時間部活動等もありますので、これについては積極的に子供たちも部活動の練習計画等にしっかりかかわらせていきたいと考えておりますし、また国や県の動向としては教員の事務作業や連絡調整を補助する業務アシスタントの配置、部活動の指導や単独で引率のできる部活動指導員の配置等の動きもありますので、その辺も含めながら、また先生方のメンタルヘルスのケア等も含めまして、今後、指導していきたいと考えております。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 実態として子供たち、中学生から聞いてみると、必ず入らないといけないという、みんなそういう半強制ではないけれども、そういう状況になっているのが現実だと思います。ですから入っていないのは不良かなというふうに思われたり、そういうところもあるのでほとんどが入っているという状況にあるんです。ですから全国的な実態としてそういう実態があるので、やっぱり実態調査をして塩竈市としてどうすべきなのかを今後よく検討して、よりよい教育に向けて進んでいっていただきたいと思ひまして終わりです。

○西村委員長 では、次にいきます。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私のほうからも平成27年度の一般会計について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

主に、資料No.9のほうを使って進めさせていただきます。

初めに、資料No.9の408ページ、409ページを使いまして確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

初めに、408ページの区分のところで、歳入総額で461億6,440万6,000円ということございまして、この部分は75億円ぐらいが平成26年度に比べますと歳入減となっておりますけれども、復興関係のそういった部分もあるとは思いますが、そのほかの部分はないのか。そういった動きの要因について質問をいたします。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

歳入総額461億6,440万6,000円、前年度から大きく減になっております。1つは今、委員がおっしゃいましたとおり、東日本大震災復興交付金が純粋に国庫補助金の歳入として減になったというのが大きいです。

あとは減になった大きな部分としましては、繰越事業の充当財源繰越額という、翌年度に対しての繰越事業の財源を持つていくこととなりますが、その金額自体が10億円単位で見ていると思います。あとは基金からの繰入金です。復興交付金基金からの繰入金も含めまして、財政調整基金の繰入金が減りました。その辺が繰入金としての10億円単位での減、この辺が大きな減の要因というふうになっております。以上です。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。

それで、今度は収支と公債費、そして税収というこの3点なんですが、現在の財政状況の部分でもわかる場所もあると思うんですが、これは今後どういった推移をたどっていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 まず実質収支の推移についてお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど歳入総額のところで461億6,440万6,000円という数字のあるところ、この4つ下に実質収支21億3,036万5,000円という数字がございます。これは平成26年度がその右隣の14億7,865万円という数字でございましたので、単純差し引きで約6億5,100万円の増というような

形になります。実質収支につきましては単純に黒字と、前年度からの黒字を足し算された状態の黒字という数字でございまして、単純に黒字がふえたというふうな判断ができるかと思いません。

ただし、再三これまでも何度か議会で答弁させていただきましたが、震災後、復旧復興事業関係で震災復興特別交付税と東日本大震災の復興交付金を財源とした繰り越し事業が、例えば事業の額が確定したり、もしくは組み替えをしたりということで不用額が発生したときに、この返さなければいけないお金というのがこのまま実質収支の中に残ることになります。なので、見かけは約21億円という数字になっておりますけれども、これはやはり震災前の水準で見ますとこれほどの金額ではないというふうに考えております。

財政のほうでそれを試算しますと、実質的な実質収支と言っていいかわかりませんが、7億9,700万円、およそ8億円程度であるだろうというふうに見ております。それでも前年度と同様に計算しますと、およそ3億円以上の実質収支の増は見られるということから、この分に関しましてはやはり黒字としてはプラスになっているというふうに考えてよいかと思えます。

今後、実質収支の動きとしましては、当然ではございますが復旧復興事業が落ちつくにつかまして、この数字自体は当然、規模としては少なくなっていくだろうと。ただし、今言いました実質的な実質収支自体が黒になるか、それともマイナスになるか、このところが今後の財政状況の見るべきところであるというふうには考えております。

あとは公債費とかでしたか。はい。公債費に関しましては、今後の動きを見ますとピークとしては今、財政としては平成28年度、今年度がピークだというふうに考えております。要因が幾つかありまして、公債費自体は実は今、自然減の状態、右肩下がりの状態になっています。それは、要は起債を発行するハード整備事業を震災前に比べるとほとんどやっていないから、単純に発行していないからということなんです。ただし、この決算の中では復旧復興事業の災害公営住宅整備事業、これは起債を発行しております。これで平成28年度、今年度までが恐らく発行額としては非常に大きくなるというふうに見ております。

あともう一つは、公共用地先行取得事業特別会計の過去の土地開発公社からの再取得に係る地方債の元金償還が昨年度、前々年度からスタートしました。ただこれは10年間の償還ですので、間もなく終わるだろうと。この辺等々を勘案しますと、ピークとしては恐らく平成28年度。そこからはなだらかに公債費としては下がっていくだろうというふうに考えております。

あとは何でしたか。人件費でしたか。（「税込」の声あり）ああ税込、済みません。

税金に関しましては、先ほどもちょっと答弁しましたとおり、やはり人口減での税金に対する影響というのは、見通しとしては見なきゃいけないかなというふうには考えております。個人所得自体は何とか震災前から復調が見られまして、先ほど申しましたとおり今年度は約9,700万円の増という形になりましたけれども、今後、土地等の固定資産税のほうがもしかしたら震災前と同じように下がり基調になる可能性もありますし、あとはやはり人口減がどこで歯どめをかけられるかというところで、なかなか震災前の60億円ベースにまで戻るのは現状では厳しいのではないかなというのが財政課としての見通しになっております。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 ありがとうございます。

そして、同じく408ページの区分で平成27年度と書かれておりまして、基準財政収入額、基準財政需要額、標準税収入額ということで、その下に標準財政規模ということであるわけですが、平成27年度が121億3,875万2,000円ということで、ここも平成26年度と比較しますと6,573万3,000円ほど増額となっております。この要因というのはどう考えられるのかお聞かせください。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

恐れ入りますが、前のページの407ページをごらんいただきたいんですけども。

407ページの上から3つ目に、標準財政規模の指標の見方と計算式がございます。ちょっと専門用語なので非常にわかりづらいかもしれませんけれども、基準財政収入額A掛ける75分の100プラス何たらかんたらというふうにあります。要は市税ですとか、あとは譲与税交付金が増収になりますとここの部分の計算として増になるということで、純粋に塩竈市の標準財政規模が一般財源の増によってプラスになったというふうな動きになっております。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 ありがとうございます。

それで、その下に実質公債費比率ということで11.0%ということであるんですが、昨年も平成26年度の決算のときに、ここが15%となると大変厳しい状況ではないかということで私が質問したときに、そうではなくてイエローゾーンというと25%の部分であるということで答弁を

いただいたわけですがけれども、今回は11.0%ということで0.5ポイントぐらい減になっているわけですが、この点は今回どういった中身、また今後はどのような推移というか、その点をどう考えておられるか、お話をいただきたいと思います。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

実質公債費比率は、先ほど申しました公債費の動きに基本的には連動していくかと思えます。平成28年度に関しましては先ほど申しました理由ですとか、あと実質公債費比率の計算の中には特別会計の準元利償還金、いわゆる繰出金をしてその宛て先が、理論上ですがけれども特別会計の公債費の償還に当たっている部分、そのこの部分の増というものも計算の中に入っています。それを勘案しますと、やはり実質公債費比率が平成28年度は上がるのではないかなというふうな現段階では考えています。

ただ、それからはもし大きな事業等で起債を発行するとか、そういったものがない限りは下がり基調であるだろうなというふうには今、現段階では見込んでいるところです。以上です。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。済みません、聞くだけちょっと、確認させていただきますので。

次、その下に積立金現在高とって財調の部分でありますけれども、この部分は平成27年度が17億8,460万2,000円ということで、6億9,083万8,000円ほど増となっております。これは増減になってくる部分だとは思いますが、この点どのようなものに使われるというか、そういった使途の状況についてお話を聞かせてください。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

積立金現在高比率は407ページにありますとおり、標準財政規模が分母で、分子が財政調整基金の年度末残高の割合になっております。先ほど説明しましたとおり、標準財政規模は伸びましたけれども、財政調整基金現在高はさらに伸びたということで、パーセンテージ的には上がったということになります。

財政調整基金の使途として考えますと、通常の年度途中の所要一般財源の調整役としての基金でございますので、今後としてはやはり必要な財源投入の中には財政調整基金は使っていかなければならないだろうというふうには考えております。ただし、これは財政課のあれになるんですけれども、資料No.24の1ページをちょっとごらんいただきたいんですけれども。

平成27年度決算分析主要指標の県内13市比較ということで、この真ん中のところに積立金現在高比率の列がございます。塩竈市が14.7、順位が書いていないので申しわけないんですが、これは県内13市のうち、そのすぐ下の仙台市の次に悪い、ワースト2位でございます。財政調整基金は昔に比べればはるかに大きくなったなということではあるんですが、見方によってはまだまだ足りないのかなというのが現実かなというふうに考えております。

こういったことから今後、復旧復興事業等が落ちついてきて、それで通常の市民サービス、市政運営が進むにつれて、やはりいろいろな一般財源が必要になってくる機会というものが多くなるかというふうに考えております。その中で財政調整基金の一定程度の額というものをこれからもキープしていかなきゃいけないだろうというのが財政課としての担当の意見でございます。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。まだまだ足りないということをお話いただきました。

それでは次に、409ページに性質別歳出の状況が書かれておりまして、この人件費、扶助費、公債費という義務的経費ということで聞いておりますけれども、平成26年度は27.7%だったんですね。人件費の分です。今回が26.5%ということで1.2ポイント減となっております、これはたしか24年度あたりも同じ26.5%だったと思いますけれども、こういった減の要因と、また26.5%だった平成24年度の決算カードを見て、これでも職員のほうが多いというような指摘を受けたときもあるんですが、この2点だけお話を聞かせてください。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 今回の経常収支比率が26.5でございますけれども、平成26年度から下がった主な理由は、やはり人件費の生の数字の減でございます。それは何かというと、ここ数年の傾向ではあるんですけれども、新陳代謝が働いています。恐らく職員数の平均年齢が下がっているのかなと思いますので、そういったところでの人件費の純粋な減がこの経常収支比率の減につながっているというふうに思います。

あとは、人数としてはもちろん今のほうが平成24年度よりは少ないはずですので、恐らく分母の計算、標準財政規模とかその辺の部分が計算の中でいたずらしているのかなというふうに今、想像しますが、正直に申し上げますが直接的な理由は把握はしておりません。以上です。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。ではこの部分での最後で、先ほど菅原委員のほうからもお話がございましたが、この市町村民税の中で法人税額、法人税割ということで、今回平成26年度と比べますと減となっていて、この部分はだんだん平成24年度あたりも減になってずっと来ていると思うんですが、こういったところの雇用の状況が悪いとか、または雇用がふえていないんだというような、そういった雇用といった状況もわかるというか、そういった部分もあると思うんですが、先ほども答弁ございましたけれども、より具体的なそういった要因があればお話ししたいのと、今後の見通しについてもお話を聞かせていただきたいと思います。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 先ほどの菅原委員のご質問の中で、法人税割の引き下げが14.7%から12.1%のお話はさせていただきました。その他の考えられる要因についてもお話しさせていただきます。

法人市民税、特に法人税割につきましては、平成27年度の納税義務者数が337と、ほかの税目と比べても圧倒的に少ないのです。また、全体の調定額が少ないにもかかわらず上位企業の税額が大きくて、1社の影響が大きいことも影響しております。実例でいいますと、平成27年度の法人税割の調定額が2億337万円でございます。ですが多い企業ですと1社で1,000万円以上の税額を持っておりますので、この1社で全体の5%の調定を占める形になります。参考までに、上位10社で全体の3割を超える形になります。

こういった大きな企業ですと、業績が好調な場合には設備投資などを行いまして、あえて収益を下げるような節税を行う場合もあるようです。ある企業の実例なんですけれども、平成25年度の法人税割が1,200万円を超えている企業がありました。それが昨年度、平成26年度で33万9,000円と1,200万円近く減になりました。単純に見ますと、これは業績が悪化したのかなというふうに見てとれたんですけれども、平成27年度になりまして償却資産が670万円ほど増になりました。単純計算で平成26年中に4億円以上の償却資産への投資を行ったような形になります。ですのでこういったケースもありますので、法人市民税の増減が一概に市内の景気悪化とかの判断材料になるとも言えない部分があります。

また、余談ですけれども、平成28年度税制改正によりまして、交付税原資の拡大のため法人住民税のさらなる引き下げ、それから先ほど菅原委員のときにお話ししましたけれども、国税である地方法人税の引き上げが予定されております。消費税率10%段階におきまして、現在の法人税割の税率から3.7%の引き下げとなります。本市ですと12.1%に現在下がっております

けれども、そこからさらに8.4%に引き下げられる予定です。先ほどと同じなんですけれども、その引き下げられた部分につきましては地方法人税が引き上げられまして、地方交付税の原資となる予定でございます。今後も法人税割の部分につきましてはそういったこともありますので、減収となっていく方向であることは間違いないと考えております。以上です。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

そこで、この決算状況の部分では終了いたしまして、同じNo.9の資料の322ページに、今、武田課長が出ましたので、ここで収納率向上対策事業ということで、収納率について近隣市がどのくらいの位置にいるのか。聞くところによりますと、この収納率に関しては多賀城市がトップだという話も聞いたところでもありますけれども、そういったことで本市との違い、その点わかる範囲でいいので教えていただきたいと思います。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 現年度、滞納繰り越しを合わせました本市税の平成27年度の収入率ですけれども、95.6%でございます。平成26年度の93.9%と比較しますと1.7ポイントは上昇しております。速報値でありますけれども、県の平均は96.1%でございます。それに比べて塩竈市は0.5ポイントほどは上回っている状況でございます。なお、35市町村中、15位。13市中では5位という状況であります。

それで、先ほど委員がおっしゃいました多賀城市、それから仙台市が市部の中では一番高く77.5%、本市より1.5ポイント高いような状況にあります。こちらに関してはなぜ高いかという状況なのですけれども、あくまでも考える要因の一つではあるんですけれども、仙台市、多賀城市は専門の収納する担当課が単独で存在しております。本市ですと税務課の中に課税側とそれから収納側を係として持っているんですけれども、仙台、多賀城は課として収納課を持っております。そういったところでやはりノウハウの蓄積の違いがあるのではないかなというところは考えているところでございます。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。では、今後また勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次にいかせていただきます。資料No.9の56ページですけれども、成人保健事業（がん検診推進事業を含む）ということでもあります。午前中もこの点では質疑があつて、本市の受診

率はどのくらいなんだということでも話があって、対象とか構成年齢が違うので一概に言えないという部分でありまして、県内では県内平均を下回るところだというお話がありました。この受診率を見ますと、大体この辺が毎年なっているんですが、本市では70%目標、国では50%目標ということでやっておるわけですけれども、この点、受診率向上の部分で平成24年の6月には、新たに策定されましたがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれているということでありまして、この健康づくりの推進に関連いたしましてがん予防対策について伺いたいと思っております。

本市においては、5大がんを含む各種のがん検診が実施されておりますけれども、子供のころからのがん予防教育を推進することは大変重要だと私も考えておりまして、午前中もそういったお話が答弁でも出ておりましたけれども、本市の学校教育現場のがん予防教育の現状と今後の取り組みについて、この点をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○西村委員長 遠山教育委員会学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、本市のがん教育の現状について、まずお話しさせていただきたいと思います。

まず、小学校のほうでは6年生で生活習慣病というところで、保健の授業を生活習慣病で1時間扱っておりますし、中学校に入りますと中学校3年生で保健体育の生活習慣病というところで、2時間扱いで授業のほうは行っておるところです。中身については動脈硬化等、循環器の病気、糖尿病にあわせてがんについて、がんのできる仕組み等の学習をした後に、その予防についての学習も現在やっているところでありまして。

今後に向けましては、宮城県や県教育委員会、または県がん対策推進協議会等で作成している「がんのことを知ろう」という副教材等もできておりますので、その辺も使いながらがん教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。子供が学習することによりまして、家族の健康を守ることの啓発による効果が期待できると言われておりまして、親子間のお話の中でがん検診受診の大切さとか、そういった生活習慣病の大切なこととかをお話すると、親御さんたちもまた関心度が違うということで、こういった点もさらなる取り組みをお願いしておきたいと思っております。

それで、がん検診についてですけれども、昨年9月に厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会ということで、その中間報告がなされておりました、本年4月より国が推奨するがん

検診の方法が変更されているということで、主な変更点ということで1番目に乳がん検診ということで、従来のマンモグラフィーによる検診と視触診の採用方式からマンモグラフィーによる検診のみに切りかえられると。また、2番目には胃がん検診ということで、従来のエックス線検査に加えて内視鏡検査も加え、検診間隔を2年に一度とする。こういったことを踏まえております。こういったことを見て市としてどのように対応していかれるのか、この点をお伺いいたします。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

ただいま委員からご指摘がありましたように、昨年9月に厚生労働省の諮問機関でありますがん検診のあり方に関する検討会が中間報告を出し、厚生労働省ではそれを100%採用して今年の4月よりがん検診の指針を改定しております。委員からお話がありましたように、まず乳がん検診については現在、マンモグラフィーと視触診を併用しておりますが、これをマンモグラフィーだけにすると。胃がん検診につきましては現在、バリウムを飲むエックス線になっておりますが、これに内視鏡検査を加えるということ。あとそれにがん検診の対象年齢が今は30歳以上なんです、それを50歳以上に引き上げて、かつ2年に1回行うというのが新たな指針の内容になります。

本市としましては、その指針が出されたのがことしの2月末ということもございましたので、今年度につきましてはその指針の中で当分の間、現状の検診でも構わないということでしたので、従来どおりの検診のスタイルでさせていただいているところでございます。

ご指摘のありました変更点の中で、私どもに大きなインパクトを与えるのは胃がん検診に関する内視鏡検査の導入です。こちらは結構ハードルが高くて、多分、検診時間も長くなるかと思えますし、内視鏡を操るドクターをまず常駐しなければいけない。あとは従来のエックス線にかわる内視鏡を常備した検診車を手配するというのも、これもまたかなり困難が伴うのではないかというふうに考えてございます。というわけで今後、地元の医師会の先生方と協議を含めながら、国の指針に沿うような形で実施できるよう検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○西村委員長 小野幸男委員。

○小野委員 あともう1点ですが、今、自己啓発を図るということで、自己検診ということで注目を浴びている部分がございます、今、乳がん等のお話をしたので、その部分で女性特有の

がんである乳がんですけれども、これは若年層を中心に年々増加しているということでございまして、検診による早期発見で適切な治療を受ければ9割以上が治っていくという、そういったことも言われているところでございますが、そこで女性みずからがセルフチェックをする自己触診ということで、最近さわって変化がわかりやすいという自己検診用のグローブ、自己触診補助用具が注目されているというお話も聞きました。私も市民の方よりこういったものがあるんだけどというような、そういったお話を聞いて、私一人で行けないので夫婦で値段とかを聞きに行ったり、そういったものをちょっと調べてまいりましたけれども、値段的には置いているところと置いていないところがまだあるみたいですが、300円、400円、所によれば500円、600円といったところもあるみたいですが、自己検診の啓発と早期発見につなげるための若い世代の方々にこれらの自己検診用具を配付して、そういった自己啓発または検診につなげるという、そういった取り組みはどうかというところで考えておりますが、その点のお考えをお聞きいたします。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

本市におきましては、女性特有のがんである乳がん検診、こちらは早期発見、早期治療のために現在、40歳以上の偶数年、2年に一度検診を受けていただくという形で実施してございます。乳がんにつきましては、そういったがん検診以外にも日常の健康管理の一環としまして、自己触診によってしこりというんですか、そういった異常を、あるいは自覚症状を認めることによって早く発見するケースがあると言われてございます。いわゆる5大がんの中でも唯一、自分で自覚できる、チェックできるのがこの乳がん検診というふうに言われているゆえんだと思います。

今、ご提案のありました自己検診用の用具、私もインターネットで調べてみましたら、小さなこういうビニール袋のようなものに手を入れて乳房をさわるというもので、通常の素手でさわるよりも滑りがよくなり、異常というものを関知しやすくなるというようなものでございまして、先進的な関東近辺の自治体では既にキャンペーン等で配付している実績等もあるようでございます。本市としましてはそういった自治体の動向なり、あるいはそういった取り組みが受診率向上につながった経過があるのかどうか、そういったものも含めて今後、調査検討を深めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男員。

○小野委員　そうですね、私もちょっと見させていただきましたが、三重構造的になっていて非常に薄いタイプのもので、本当にグローブ型という感じのものでありまして、使ってみた感想を聞きますと、やっぱりさわるだけでは違うというような感じのことも聞いたところがありますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。毎年10月がピンクリボン月間ということで、国内全国各地でキャンペーンが行われると思えますけれども、本市といたしましても例えばその啓発活動等の一環として、こういったものを取り入れながら取り組んでいただくなど、ぜひ検討を進めていただきたいをお願いをして次に行かせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次に、同じ資料No.9の38ページですけれども、子ども医療費助成事業ということで、我々公明党といたしましても当初からこういった対象拡大の部分では推進を強力に進めてきたところがございますけれども、やっとな数年かけまして本市でも入院・通院ともに中学校3年生までということで拡大をしていただきました。本当に感謝をいたしております。

それでこういった部分、拡大はなっているんですけども、声を聞きますと所得制限の撤廃、または所得制限の緩和、非常に所得制限撤廃の部分で低目に子ども医療費の部分ではなっているのかなと思えますけれども、こういった部分を児童手当のそういった基準的にまで上げる緩和的な部分とか、そういったことも言われておりまして、また高校生まで持っていったらいいじゃないかと、そういった声もあるのは確かですけれども、1点だけちょっと聞かせていただきたいと思いますが、こういったことで塩竈市でも拡大部分とかそういった部分かどうかわかりませんが、39ページの現況と課題の中に、ふるさとしおがま復興基金を崩して充てているという、そういったことも書かれておりますけれども、今後この子ども医療費助成事業に関しまして具体的な方針の点だけ1点、聞かせていただきたいと思えます。

○西村委員長　志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長　それでは、保険年金課から子ども医療費助成事業の方針といたしますか、その点につきましてお答えさせていただきます。

子ども医療費助成事業につきましては、ご承知のとおり平成21年度から順次、拡大をさせていただいております。平成28年度から中学校3年生までということで拡大をさせていただいております。今後の方針でございますが、これまでもご承知のとおり年齢のほうを順次拡大させていただきました。昨年度の定例会等におきましても、お話がありましたとおり所得制限を緩和あるいは撤廃するのか、あるいは年齢の部分について拡大するのかということで費用対効果、

あるいは費用のほうを検証させていただきながら拡大した経緯もございます。今年度につきましては外来のほうを15歳まで拡大しましたので、その状況を見きわめながら、なおほかの財源等を勘案しまして検討させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小野幸男員。

○小野委員 わかりました。そういった状況、または近隣の状況もかかわってくると思います。宮城県のほうでも今回、4月から通院の部分で補助対象が3歳から6歳まで拡大するということでもありますけれども、この点の影響についてだけちょっと聞かせてください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お話しになりましたのは、宮城県のほうでこの子ども医療費助成事業につきまして、宮城県の助成額の拡大部分についてどうなのかというご質問かと思えます。こちらの内容につきましては、先月8月31日に宮城県のほうから、今まで宮城県は入院分につきましては未就学まででしたが、通院分はこれまで3歳未満までということでしたけれども、これを未就学まで、入院分と同様に扱うということで8月31日に連絡、会議の場でお話がありました。

なお、本市のその部分につきまして影響額についてでございますけれども、お手元にあります資料の9番、こちらの38ページのほうでございますが、仮にですけれども、この内容のとおりで平成27年度、県の助成が拡大した分を実施したという想定をした場合ですが、38ページの下の方の2の表、2. 子ども医療費助成件数及び助成額の部分で、外来という部分があります。これの外来の部分の2段目、3歳から小学校就学前、これが今は（市独自）とありますが、これが平成29年度から県助成対象というふうになります。そうしました場合、平成27年度実績額としましては平成27年度の額2,969万7,000円とございますので、この半額が県からの助成部分として拡大するというふうに捉えられるかと思えます。これは平成27年度で実施した場合を想定した場合、そのような金額になるということになります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小野幸男員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして資料No.9の118ページの自主防災組織育成事業ということで、これは震災関係のときはあったんですが、今はない状態とは思いますが、備蓄品の切りかえとかかえとか、町内会で大変苦勞している部分があるのですが、この点今後どういった方向で考

えているか、お聞きをいたします。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 自主防災組織支援事業ということでよろしいですか。はい。

このことについては、平成24年から平成26年と3カ年というお約束で支援させていただいた経緯がございます。これにつきましてはこれまで64組織、3年のうち必ず1回ということではなくて毎年使えたので、全部の154組織に1,600万円を補助しました。ただ、これについては一旦3年という枠づけでしたので整理させていただいて、今後、我々もどういった支援のやり方が正しいかということも考えまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○西村委員長 小野幸男員。

○小野委員 わかりました。その点よろしくお聞きをしたいと思います。

それでは、資料No.9の140ページですけれども、NEWしおナビ100円バス運行事業ということで、今、試験運行ということで行われていると思いますけれども、その乗降・運行状況、乗車率的にはどれくらい乗車されているか。そしてまた乗り残しの部分で課題となっておりますけれども、そういった状況はどうなっているのか。最後に、あとは土日の運行ということで行事、何かイベントがあるときだけでも何とか土日の運行をしていただきたいというような声もあるわけですが、その3点についてお聞きをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 現在、今年度拡充して運行させていただいております新ルート便の運行状況でございますが、ただいま現在、取りまとめ中でございますので、ちょっと正確な数字というのは今取りまとめ中でございます。ただ、その中で乗り残しにつきましては全て解消しているということで確認をしております。

また、土日のイベント時の運行ということにつきましては財源等の問題もございますので、全体的な運行の状況をもうちょっと見させていただいて今後の課題というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○西村委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明21日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後４時２７分　終了

塩竈市議会委員会条例第２９条第１項の規定によりここに署名する。

平成２８年９月２０日

平成２７年度決算特別委員会委員長　西　村　勝　男

平成２７年度決算特別委員会副委員長　山　本　　進

平成28年9月21日（水曜日）

平成27年度決算特別委員会

（第3日目）

平成27年度決算特別委員会第3日目

平成28年9月21日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部 政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 熊谷滋雄君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 川村淳君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君	建設部次長 兼都市計画課長 阿部光浩君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部 危機管理監 千葉正君
会計管理者 兼会計課長 小林正人君	市民総務部 政策課長 相澤和広君

市民総務部長 財政課長	末永量太君	市民総務部長 税務課長	武田光由君
市民総務部長 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部長 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部長 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部長 健康推進課長	草野弘一君
健康福祉部長 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部長 水産振興課長	並木新司君
産業環境部長 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部長 環境課長	菊池有司君
産業環境部長 浦戸振興課長	村上昭弘君	建設部 定住促進課長	佐々木誠君
建設部 土木課長	本多裕之君	建設部 下水道課長	佐藤寛之君
市民総務部長 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会 教育部 学校教育課長	遠山勝治君	教育委員会 教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君
教育委員会 教育部 市民交流センター館長	伊東英二君	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから、平成27年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

審査に当たっては、一般会計の範囲内でご発言くださいますようご協力お願いします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

山本 進委員。

○山本委員 おはようございます。風の会の山本でございます。

早速、平成27年度の決算、一般会計について若干質問させていただきます。

まず、資料No.10の最終ページ、6ページですけれども、ここがございます決算分析指標リーダーチャートでもって現在の財政状況について総括的に考え方を聞きたいというふうに思います。

ここで特に経常収支比率が98.0と、県内市部平均91.8より低くなっておるわけですが、いわゆる財政の硬直化という傾向がなお引き続いておるということで、今後とも極めて厳しい財政運営が強いられるのではないかとこのことを心配しております。その中で、特に減税補てん債と臨時財政対策債を加算しない、いわゆる生の経常一般財源をベースとした経常収支比率は幾らですか。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

申しわけございません。資料No.9の409ページをお開きください。資料No.9の409ページでございます。

409ページの中段の右側に経常収支比率98.0%というふうに数字が記載されてございますけれども、この98.0%の計算方法からまずご説明いたしますと、そのすぐ上の経常経費充当一般財源等計116億8,503万9,000円という数字、これが分母になります。分子が、左側の表の歳入の状況の下、歳入合計のところの経常一般財源等111億3,331万9,000円という数字がございます。この数字とすぐ左斜め上の、うち臨時財政対策債7億8,840万円、この合計の数字が分母になりまして98.0%という形になります。したがって、この7億8,840万円を足さない

状態で計算いたしますと105.0%ということになりまして、およそ7ポイントほどのアップということになります。以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

このいわゆる臨時財政対策債の捉え方ですけれども、国からすれば立てかえ払いした交付税という見方と経常収支の不足を補填するための赤字地方債という見方があるわけですが、現在、財政当局はどちらの見方に立っていますか。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 臨時財政対策債、赤字地方債というのは間違いございません。ただ、あくまで地方交付税の振りかわりの分ということですので、あくまで財源として財政としては捉えております。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 いずれにしても、この全国の地方自治体に共通することですけれども、大体これはこの臨時財政対策債を加算しないと経常収支比率が100近い、あるいは超えるという自治体もかなり多いというふうに聞いておりますので、今後とも借入金としての臨時財政対策債を含めない経常収支比率をK P I、一つの指標として今後とも厳しく見ていく必要があるのかなというふうに考えております。

その中で、資料No.24の1ページに単独事業費比率0.5%ということで、極めて低い、はっきり申し上げれば県内でワースト1というか一番低い数字ですけれども、これは具体的な金額にしますとどのくらいになりますか。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 単独事業費率は、当初設計費の単独事業分ということになります。恐れ入りますが資料No.9の401ページをお開きください。401ページのページ真ん中辺にあります合計の中の単独計2億1,921万1,000円、この数字が基本的に分母ということになります。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 昨日も小高委員からもありましたように、やはり塩竈市独自の施策というものを展開することによって、塩竈のまちのよさというものが対外的にもアピールできる。また、ほかから塩竈に行って住んでみようかというふうな方々も増えてくる。それから、身近なところ

るでは生活道路の維持補修等々についても、どうしてもやはり単独事業ということでの財源確保というのが大きな課題になりますので、大変厳しい財政運営ではあるかと思えますけれども、そのようなところも今後とも十分考えながらやっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、そういう中で、資料No.9の1ページのところに、行政評価の視点を盛り込みながらというふうな表現がございますが、現在、これまでどういったような手法でこの行政評価の手法を取り入れたのか、お尋ねいたします。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 これまでの施策の中で、どういった評価の視点を取り入れてきたいのかということでございます。

まず、資料No.9のそれぞれの施策として取りまとめておりますが、その中でも4点につきまして、まず自己評価をさせていただいているということでございます。

また、それぞれの施策の中では、実施計画を長期総合計画に基づきまして3カ年の計画として実施計画を策定をいたしまして、さらにその中で重要な取り組みといたしまして、毎年度、ミッションチャレンジということで掲げて、具体的に実施をさせていただいております。そういった評価につきましても、ホームページ等で公表させていただきながら評価に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 今、自己評価ということのご回答があったわけですが、もちろん一定の成果指標を設定し、その達成度をまず自己分析して評価する。大事ですが、私から言わせれば、やはりその行政サービスを受けるのは市民なわけですから、やはり市民サイドに立った評価というものがどうだったのかというところが一番大事なのかなと。行政の評価というのは、私から言わせれば評価ではなくて予算の執行率、例えば1億円あった、予算ついた、1億円使った、適正に執行された、では私はないと。その1億円が、果たして市民にとってよかったのか悪かったのか、あるいは今後についてどういったような課題があるのかということをきちんと検証するのが、私は評価だと思います。俗に言うPDCAサイクル、それが通常の行政運営にはこれから厳しく求められていくべきシステムかなというふうに考えております。ですから、今の、申しわけないですが、ご回答では片手落ちだというふうに私は思いますし、それから、長期総合計画と震災復興計画は車の両輪ということで、これま

で市長も再三にわたり答弁されておりますが、以前、長期総合計画の進捗報告会が開催されておりましたが、最近では開催されておりますか。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 大変申しわけない状況だというふうに捉えておりますが、昨年度分につきましては、実施をまだいたしておりません。そのことにつきましては、平成27年度で長期総合計画の前期5カ年が節目ということになりますので、その評価の報告会と合わせまして実施してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 長期総合計画、今、長総そのものが地方自治法改正でもっとも議会の議決事項必要なくなってきたわけですよ。つまり、10年というスパンでは、これからの行政運営はできないと。やはりもう3年あるいは5年という短期間の中で行政計画というものを作成し、そして、運営していかなきゃいけないという趣旨だと思うんですね。ですから、私は再三にわたって、まず実施計画、そして今は震災復興計画に重点を置いて、その評価がどうだったのかということをやはりつぶさに市民の方々に示していかなければ、去年、私この壇上で言いましたように、見えないと、市民にしてみれば見えないというふうな評価が下されるのかなということをお心配して質問させていただきました。ぜひ、次年度から、やはりこれはいい評価がされるのもあるだろうし、また、厳しい評価をされるのもあるでしょうけれども、これは謙虚に、真摯に耳を傾けて、次年度以降の施策に反映していくべきだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、行財政改革、当然この財政問題に関連して、これまで行財政改革進めてこられたわけですけれども、特に一つ気になるのは、経常経費の削減の中で定数ですね。定数削減がちょっと心配だなと。（「資料の番号」の声あり）24ページ。（「24番ですか」の声あり）資料No.24の6ページから、職員数と臨時職員数、それから保育所の保育士さんの状況等々ありますけれども、この定数削減についての基本的な考え方、そして、どこまでこれを実行されようとするのか、それをお尋ねします。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 定数の関係でございます。現在、職員数の適正化計画というのを策定したものを継続しておりますけれども、震災に入ってから、定数のほうは基本的に今、削減のほうは凍結している状態でございます。ただし、技能労務職に関しましては、退職者

不補充という形で進めております。そういったことで、現段階ではまず、基本的には人数としては凍結している状態、そういったものでございます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 今、財政課長が答弁されましたけれども、全体的な行財政改革、特にその中で定数削減による行財政改革は、私は本来は人事政策と一体のものであるというふうに考えています。今、財政課長が答弁したということは、財政主導における行財政改革であると、そう断ぜざるを得ないわけですね。

そうでなく、やはり全庁的に、市民総務部が中心となって、一つ一つの事務事業を総括することによって、この行財政推進計画にありますように行政の守備範囲論に基づいてやるのであれば、その辺の事務事業をきちんと精査しながら、必要な人員は幾らなのかということをやっていく必要があるのかなと考えておまして、私はその辺で疑問視せざるを得ないというふうに考えております。

その中で特に、関連ですけれども、アウトソーシングとか民間委託とか、それから、指定管理者制度を導入されていますけれども、この指定管理者制度について若干お尋ねします。これについては、資料No.24の66ページです。塩釜港開発の部分ですけれども、決算報告によりますと総売上が1億61万6,000円、営業利益が201万1,000円、利益率が2%。その中で販管費、いわゆる販売費と管理費ですね。合計が9,860万4,000円。貸し倒れの引当金戻し、あるいは雑入等を入れて、残りの税引き後の当期純利益が365万4,000円というふうになっていますけれども、この決算数値について、もし所見があればお尋ねします。

○西村委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 マリンゲートを運営をしております塩釜港開発株式会社のほうの決算のほうの状況になりますけれども、ここ数年、経営としては黒字決算が続いているというふうな状況がございます。実際のところ、平成23年及び平成24年の9月期あるいは第18期、第19期の決算では一時的に赤字になった部分がありましたが、震災前、震災後も黒字で推移をしてきております。前期の指定管理期間中、平成25年から27年、最終年が平成27年の9月期というふうな形になりますけれども、3期続けての黒字というふうな形になっております。ただ、平成27年の9月期、第22期の決算においては、平成27年の5月に3階フロアのレストランが撤退をしまして、売上高が1,120万1,000円の減となっております。このことが結果として、黒字決算は続いているんですけれども、黒字額が365万4,000円というふ

うな形で前年度よりもかなり低くなったというふうな状況がございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 なぜこういうことを聞くかといいますと、これまでの議会でも各議員が空きテナント、テナントの撤退について大分懸念を表明されておりますが、その後もそういう状態が続いておるといふ中で、やはり指定管理者制度導入そのものが果たして正しかったのかどうかということが、一つ懸念されます。ですから、きょうは時間ないから聞きませんが、例えば、それでもって浮いた行政コストは幾らですかと。それから、指定管理制度を導入したことによる効果はどうだったんですかという一つのやっぱり、先ほどの話ではありませんけれども成果というものをきちんと検証する必要がある、私はあるというふうに思います。

話は前後いたしますけれども、これからの自治体の運営をしていく主人公は、私は一人一人の職員であり、そして、多くの市民の方々と連携をとりながら進めていくことが一番大事ななというふうに考えております。ですから、総務省の号令に基づいて、ただひたすら人を減らす、人を減らすではなくて、いかにいる職員の能力を最大限引き出すか。さらにまた、新しく希望を持って入ってきた若手職員に対しては、やはりあるべき市の職員としての力をつけるべく研修というものも必要だというふうに思います。昨日、土見委員が、研修費、四百数十万円の研修について内容を問いましたが、私も同じように公務研修所で受けるカリキュラムは、通り一遍の研修でしかない。私は、真の研修というのは、まさに外に出て、業界の方、あるいは市民の方々と腹を割って話し合い、その中で明日に取り組むべき仕事は何かということを語り合う、そういう職員であるべきだというふうに私は考えるわけです。

北海道の旭川から東に30キロぐらい行ったところに、東川町というところがございます。その松岡町長さんの言葉に、前例のないことに挑戦しなさい。予算がないとは言わない。そして、全国どこでもやっていないことをやれ。これがこの松岡町長の言葉でございます。職員は、北海道の旭川の本当に小さな、人口8,000人です。8,000人の小さな町の職員ですけれども、東京あるいは関西方面のほうに行き、それで町を売り込んでいるという話を聞いております。今、人口ふえているんです。この町が好きだ、この町に住みたいという人々が全国から集まってきている。そういう町です。ですから、私も、この塩竈市の職員が、もっともっと自由に、自由闊達に議論し、そしてまちに出て、そして、前例のないこと、予算がなければ何とか捻出してとる。そして、全国の自治体の例のないものにチャレンジする。そういうのを期待するのですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ただいま山本委員から、この塩竈のまちづくりに一番大切なこととはということで、施設で研修をするということだけではなくて、職員相互が研さんを重ねながら、何よりも大切なことは、市民の方々のもとに足を運び、このまちで暮らす、そして、このまちを誇りに思っただくというような取り組みに率先してというご質問でありました。

一番大切なのは、市長がそういう思いで市政運営に携わるということではないのかなと思っております。私も率先してそういったことにさらに努力を重ねさせていただきたいと思っておりますし、職員も、今もさまざまな場面で市民の方々といろいろお話をさせていただきながら産業、福祉、学校教育、市民生活、さまざまな分野で意見交換をさせていただいてきていることは事実であります。ただ、このことについては、限界というのはないわけでありますので、今後ご指摘をいただきまして、なお一層、私を初め職員が努力をさせていただく覚悟でございますので、よろしくご指導お願いを申し上げます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ありがとうございます。

特に、私も総括質疑で話しましたがけれども、これからの地方自治を担っていく場合、大事なものは、国の制度に従順に従うのではなくて、みずからの発想、地域課題を抽出して、そしてそれに取り組んでいくという姿勢が一番求められるのかなと。隣のまちの例で大変申しわけございませんけれども、交流人口の拡大策としてふるさと納税活用計画、これが内閣府から認定されたようですけれども、これも庁内の職員の中でプロジェクトチームをつくっていると。最近、本市において、プロジェクトチームは設置されたことはありますか。

○西村委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えいたします。

震災以降というのは、やはり最近、プロジェクトチームを立ち上げての事業検討というのは若干記憶にはないかと思えます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 わかりました。

時間も迫っておりますけれども、いわゆる進化論を唱えたダーウインの言葉に、きょうまで生き残った命は、力が強いからではなく、環境に適応して進化したと。この言葉を引用すれば、私たちも常に進化していかないと、まちそのものは衰退するのではないかというふう

考えておりますので、どうか、常に日々進化する姿勢で仕事に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それから、さきの定例会の中で、平成27年度決算内容は対象にはなっておりませんでしたけれども、産業建設常任委員会の委員長報告がされました。その末日に、次期の定例会で一定の見解を問うという委員長の言葉があったわけですがけれども、その重点分野雇用創造事業に対して、現在どのように取り組まれているのかをお尋ねします。

○西村委員長 神谷市民総務部長。

○神谷市民総務部長 さきの委員長報告でございます。中身といたしましては、やはり業務委託契約、特に随意契約の問題あるいは履行確認の問題等、具体的な案件は別としまして、全体的な事項としてはそういうような随意契約の問題、履行確認の問題ということが大きく取り上げられて、指摘をされていたという内容でございます。

委託契約、特に随意契約でございます。委員長の報告の中でも、その利点ということをご指摘いただいておりますが、随意契約、やはり安易に前任者からの前例踏襲あるいは手続の簡便さから安易な手続に流れてしまうということで非常に問題であるというようなことは、我々も認識しているところでございます。基本的に地方自治体の契約、地方自治法上は一般競争入札、指名競争入札、随意契約というような契約方法ございますが、基本的には、原則は一般競争入札というのが原則であるということであるかと思えます。基本的に随意契約でございまして単年度契約ということでございますれば、次年度以降の契約、何ら担保するものではございませんので、たとえ随意契約を想定する場合にしても、その理由が明確であるのか、積算根拠がいいのか、事業の性質、内容から見て、例えば複数業者からの見積もりが必要ではないか、さらには原点に立ち返って、一般競争入札、指名競争入札に付することが可能ではないかということのチェックが毎年度必要かと思っております。

このような契約ですね、例えば一定程度、今、市の内部では職務権限規程がございますので、例えば130万円以下の工事請負あるいは50万円以下の委託契約になりますと、我々契約を担当しております市民総務部を経由しないで、それぞれ担当課長の決裁ということになってございます。そうしますと、こういうやはり法の趣旨というものが徹底されているかどうかという問題もございますので、私ども、私、今、契約担当に指示しておりますのは、基本的に随意契約ガイドラインみたいなものをまず定めろと。そして、これをもって各担当課も含めて、いずれ研修会をして、こういう問題についてきちんと、後々疑念を生むようなことにつな

らないようなということで、そういうものもするようにと今指示をしているところでございます。こういうことも含めまして、この秋にはこういういろいろな指導、指示ということ徹底させていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ありがとうございます。

これは現在、裁判にかかっている案件でございますので、委員会としても慎重に対応していきたいというふうに思いますけれども、ただ、これまでの調査の中でも、やっぱりかなりの部分で疑義がありますので、その裁判の推移を見きわめながら委員会としても対応していきたいというふうに考えております。

それから、資料No.9の18ページ、だれもが安心して暮らせるまち、26ページのいわゆる待機児童ゼロ推進事業ですけれども、これは昨日、小高委員にほうからもありましたけれども、小高委員がせっかく提案して、塩竈方式といいますか、そういう子育ての中で独自の施策というようなことを提案されましたけれども、なかなか現在の状況では難しいような市長答弁があったわけですけれども、今、国自体が保育士さんの官民格差といいますか、そういったようなものを是正し、そして人材を確保しようというふうな制度化の動きがございます。それで、本市においても、海岸通地区の再開発の中に子育て支援機能を備えた具体的な計画があるという報告を受けてますけれども、待機児童ゼロももちろん大事なことですけれども、全体的な子育て支援についての考え方をお尋ねします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 本市における全体的な子育て支援の考え方ということでございます。

子育て支援といいますが、さまざまございます。例えば今回いろいろとお話がありました保育所の関係、あるいは保育所に通わない在宅で子育てをしていらっしゃる方々が通う幼稚園、あるいはそれ以外にも低年齢児の部分では在宅で子育てをしていらっしゃる方々がいらっしゃいますが、そういったところでは子育て支援センターとか、そういった事業をさまざま行っていく必要がございます。それ以外にも小学生に対する支援としましては、児童館事業であったり、放課後児童クラブ、そういったさまざまな事業を行っておりますので、そういったところでは、全体的に見た、満遍なく子育てをされる方々に行っていくことが大切ではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ぜひ、公立保育、民間保育、そして幼稚園、それから認可外保育、あと壺番館にありますところですか。ああいったものを統合した形で、全体的な施策という形で捉えていけば、塩竈方式というか、塩竈スタイルというか、そういったものをアピールできるのかなと。私はそのための財源として定数削減するんだっいたらいいんですよ。そのために削減するんだっいたら。その削減された財源をもとに、今のような独自施策をぜひやっていただきたいというふうに考えるわけです。

それから、せっかく教育委員会さんがいらっしゃいますので、これは民生常任委員会に付託されている案件ですので、詳しくはお聞きしませんけれども、資料No.9の27ページです。放課後児童クラブ事業について。これは、厚生労働省が、私から言えば唐突にといいますか、国の方針として、支援学校、あるいは虐待、あるいは家庭内暴力等々、あるいは教育現場でのそういったような病巣といいますか、そういったようなものを福祉施策の中でカバーしていくというか、それを受け皿にしていこうというのが今回のこの考え方ではないかと思うんですけれども、その点どうなんでしょうか。この事業について、教育委員会としてはどの程度関与されていますかと。関与されていないのであれば関与されていないで結構ですけれども。

○西村委員長 高橋教育委員会教育長。

○高橋教育委員会教育長 放課後児童クラブ、なかよしクラブの件かと思います。

本市におきましては、実際の子供たちが、自分たちが常に学んでいる学校の一室でなかよしクラブが開設されているということもありますので、学校として、教育の一環ではないものの、同じ子供を同じ施設で扱うんだという観点から、校長先生にはアドバイザーという形で市長から任命をしていただきまして、常に協力をしながら子育てをしていきたいということで進めておるところでございます。以上であります。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 安心いたしました。つまり、教育現場という公の施設を使っただけのこの事業展開でありますので、やっぱりいろいろな事故があった場合の責任問題というのがありますし、そしてやはりこれまでの鍵っ子とか留守家庭児童学級とは違った、やっぱりある程度教育支援というものも入ってくるわけですから、相当程度教育委員会の組織的なサポートが必要なのかなということを感じましたので聞かせていただきました。ありがとうございました。

最後に、資料No.9の192ページに現況と課題とありますけれども、門前町の景観を未来につなぐためということでありまして、最近聞くとところによりますと、神社のところにあります勝画楼。以前、もちろん老朽化して危険なので解体するという話も聞きました。私も個人的に戦争に参加した経験あるわけですが、残念だったと思います。最近何か、また改築するというような、うそかまことかわかりませんが、聞いたものですから、確認します。

○西村委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部次長兼都市計画課長 勝画楼の問題につきましては、神社の氏子さんの間でも保存してほしいという声が高まったということで、神社さんとしては、あの建物はお寺さんの建物ですので、神社としてあれを保存していくという立場ではないと。ただ、何らかの保存していくそういったものが欲しいというお言葉をいただきました。それで、実は、今月の30日に景観審議会の委員になっておられる大学の先生に勝画楼の中を見ていただきまして、景観重要建造物として指定がふさわしいかどうか、まずその前段の調査をさせていただきまして、保存とかそういったものが可能かどうか、そして、そういった景観重要建造物としてふさわしいかどうかを見ていただきまして、その後、神社さんといろいろ協議して、その保存等については今後検討していきたいというふうに考えておりました。以上です。

○西村委員長 次に移ります。志子田吉晃委員。

○志子田委員 おはようございます。私からも決算の質問をさせていただきます。

まず最初に、毎回、決算審査のために当局のほうに資料要求いたしまして、詳しく資料をつくっていただきまして本当にありがとうございます。特に今回は膨大な資料の量になってしまいました。そういうことで、お手数をかけたことをまず御礼申し上げたいと思います。

質問ですが、私も質問しようと思ったのは、山本委員さんが大分質問されてしまったので、似たようなことになってしまうんですけど、資料No.9の中からは、先ほど山本委員も聞かれましたけど、全体的なことなんですけど、26ページを開いてもらうと、資料No.9の26ページです。その評価ということでございました。それは、結局、自己評価ですということでもございました。それと一緒に長期総合計画進捗報告会における評価と。これをわざわざ空欄で全部つくっていただいたけど、やってなかったということは今聞きましたので、この辺のところをしっかりと埋めていただきたいなと思って質問しています。

それで、ここのところの3番目の成果ということでございますが、ここの26ページで言うと

余り上がっていないというCの評価になっていましたけど、こういうAとかBについては、そのまま事業をそのままやれば妥当かなと思うんですけど、CとかDの評価になった場合の対策というか、そういうことはどのようにお考えでこのような表をつくっているか、その後のアクションのことについてお聞かせ願います。全体的に。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 全体的なことということでしたので、政策課のほうからお答えを申し上げます。評価の③ということで成果の区分でございますが、やや上がっていないといったような場合に、その後どういうふうな形で対応されるのかということでございます。

先ほど山本委員からもご質問いただいた中で、答弁が不十分だというご指摘をいただいた点でございますが、PDCAサイクルということが今言われて、特にC、チェックというところが重要だというふうに言われているということ、さっき山本委員のほうからもご指摘をいただき、ご説明いただいたところでございます。そういった意味で、こういった成果の点につきましては、この評価に基づきまして次年度の政策のほうに工夫、それから、反省点を改善しながら事業に取り組んでいくというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっと補足をさせていただければと思います。

この主要な成果に関する説明書を受けまして、毎年、年度初めに、例えば平成28年でありますと、平成27年度のこの評価を受けまして、それらについて担当部あるいは担当課として次の施策にどのように反映していくのかというようなことを中心に、私から直接、先ほども名前出てきておりましたが、ミッションチャレンジというようなことを職員にお願いをしております。ミッションについては、本来、それぞれの担当部、担当課として果たすべき役割をしっかりと果たせば、本来はこういうことはないんじゃないのかと。なぜ、これがBであり、あるいは、もちろん目標はAでありますので、なぜAを達成できなかったかということをしかりと検証させていただいております。

しかる後に、平成28年度にしたらばどういった改善点を踏まえて予算を編成し、どのような取り組みを1年間にわたって続けていくのかというような進行管理を合わせてやらせていただいております。それらの経過につきましては、市のホームページにミッションにつきましてもチャレンジにつきましても掲載をさせていただいております。特にチャレンジにつきま

しては、先ほど山本委員からも塩竈方式というものがもっともあってしかるべきではないのかというような思いも込めまして、塩竈らしいということで新たな取り組み等についてもその中でさせていただいているというようなところでございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことで全体的に市長さんから言っただけでしたが、そうするとこの26ページのことと言えば、たしか小高委員も聞かれたと思いますが、ここが成果がCだということは、来年度に、もう平成28年度入ってますから、この対策はもう打ってあるということで、なかなかこの成果、この26ページの真ん中、現状と課題を見ると、途中からの人は難しいんだということで終わってますけど、その次の手当てというものは、この待機児童ゼロ推進事業では、もう今年度はやられているということで、この事業に関してはそういうふう理解してよろしいんですか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、私をご答弁申し上げましたので。

昨日、小高委員から、いわゆる隠れ待機児童ということについてのご質問をいただきました。ただ、隠れ待機児童という名前ではありますが、保育所の入所資格要件がございまして、その入所申し込みの時点では、その資格要件がクリアできなかった方々がおられることは事実であります。ただ、何か月かすると、そういったことでしっかり復職しますという方々もおられるということについては、我々把握をいたしております。そういった方々については、年度途中でありましてもお申し込みをいただければということで対応させていただいているところでありますので、年度初めについては、今年度も待機児童ゼロというようなことでご報告をさせていただいております。

ただし、そういった方々がおられるということについては重々承知をいたしておりますので、私からは、年度途中で資格要件を満足して申し込みいただいた方々が、くれぐれも入れないようなことはないように対応してもらいたいというような指示をし、加配等についても、そういったことから募集をさせていただいているところであります。ただ、残念ながら、100%配置ができていないということでありますので、今後も引き続き職員の配置につきましては努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。ということで、来年の決算のときは、ここの評価がBかAになることを期待して、ここは終わりにします。

それと資料No.9から聞きたいんですけど、122ページに防犯対策事業、このうち6番の防犯灯設置助成金と7番のLED防犯灯整備事業についてお聞きします。これ、全体事業ということになっているんですけど、どのような仕組みでどのようにされているのか。まずその件について確認したいと思いますので、よろしく願いします。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 まず、(7)のLED防犯灯整備事業につきましては、毎年、防犯協会を通しまして、各町内会のほうに設置要望を伺いを立てます。それで、設置につきましては、各防犯協会取りまとめたいただいたものを、我々と行政と町内会と防犯協会が立ち会いながら、場所とかを選定した上で防犯灯を年度内に設置するというふうな状況でございます。これにつきましては、平成27年度につきましては297万2,000円の予算で43灯つけさせていただきました。

もう1点、防犯灯維持管理助成金、これは電気代全体、LEDに限らず市内の防犯灯と言われる、町内会で管理をしている防犯灯の電気代の助成金でございます。これにつきましては、年に1回、各町内会から電気代を申請いただきまして、その半額を助成するというふうな形で、ことしに限っては、成果に記載のとおり139町内会に対しまして4,815灯、これに対しまして1,025万6,000円を補助したという形になっております。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。私、6番と言われたから、課長がちゃんと7番と助成金。

それで、このくらい毎年町内会のほうに市のほうから防犯灯の電気料半額を助成しているという制度でございます。制度そのものを私、これ決算のところは無駄だと言っているわけではないんです。それはそれでよろしいんですが、これからもずっと毎年、今までもかかったし、これからも5年も10年もずっとこの制度で半額助成するとして、その市全体としても1,000万円かかる助成金。これがLEDのほうにかえていくと、市内全体で、市から出る助成金も少なくなる。それから、各町内会のほうの電気代というのも町内会の会計の中で結構なパーセンテージを占めていまして、この町内会費の中の使う経費の防犯灯の電気料、それをいかにして減らすかということが大事だと思うんですね。それで、市がその分、LED化を

するのに、全体的に市内全体をLED化事業、何年か計画でぼんと全体的に進めていくとすれば、将来的にもこの助成金も少なくて済むし、各町内会の電気料金が下がるということは、町内会の活動費もほかのところに使えるということで、すごくいいんじゃないかなと、そういうふうに私は個人的に考えているんですね。たしか名取市では、市のほうで全部、もう町内会に電気料負担させるとようなことはしないと。もう市のほうで全部LED化して、もう全部やるんですということを名取市では取り組んでいたと思うんですけど、そのような考え、これから持つようになるのか、その辺のところの計画があるのか、どのような考えなのか、このままでいいのか、その辺のところの将来的なことがお決まりでございましたら、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今、志子田委員のご意見のように、町内会からも確かに電気代の負担ということでの要望が出ているのは事実でございます。ただ、現在のところ、町内会、その電気代の負担につきましては、ぜひ地元も、行政側も負担させていただきますので、その辺、地元、町内会のほうでの負担もお願いしたいということで、半額という形でやっていることでございます。

また、今LED化、全部をLED化すれば、確かに電気料金も安くなるんじゃないかというふうなお話でございます。現在、防犯灯、全体で4,815灯という防犯灯があるんですが、これのうち実はLED、また安全・安心ロードで使った電灯を引きますと、そういった蛍光灯、水銀灯を含めると大体3,400灯がそういった電気代が高いものというふうになっております。これを今の段階で一気にかえるというふうな部分については、きのうの委員会でもご答弁申し上げたんですが、そういった部分、なかなか財源が見つからなくて困っておるところなんです、そういった財源も模索しながら、ぜひ町内会の負担の軽減図れるようなものにしていきたいというふうに思っています。

なお、LED化を図ることによって、全部LED化を図れば、単純計算なんです、電気代も半額ぐらいになるというふうなことは聞いております。そういったものも念頭に置きながら、今後模索していきたいというふうに思っております。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。まとめてできるのは、市のほうでやってもらわないとなかなかできないことだと思うので、各町内会が独自にとっても無理なので、その辺

のところぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

別なことを聞きます。資料№.9の195ページのごみ処理のところなんですけど、評価的には、2番、3番、4番、Aのいい評価になっております。ごみ処理、うまく事業自体はいつていると思うんですが、ただし、夏場のごみの、燃えるごみの収集のことで、最近ここ1年間ぐらい、回収時間がおくれているんでないかという住民の声がありまして、私のところも午前中に持っていった、お昼までには持っていったと思うんだけど、最近遅いなというふうと思うところもあります。特に夏場の場合は、長時間置いておきますとにおいのこととかありますので、その辺のところ今までと変わりなくやられているのか。どういう時間帯まで回収すればいいのか。あるいはほかの不燃物のことでしたら、時間がおくれてもそういうにおいなんか余らないでしょうけど、こういう可燃物のところだけは早く回収できるようなシステムにならないのかどうか。その辺のところを環境課としては、どういう契約内容で、どういう指導をされているのか、その辺の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西村委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ごみ収集業務の委託についてと夏場の生ごみの回収が遅くてというようなご質問をいただきました。

まず、収集のほうの体制ですけれども、やはり市内に860カ所あるのを週それぞれ定められた地区で回ってまいります。かなり箇所が多いですので、市民の皆様には8時半までにごみを集積所に出してくださいとお願いをしております。8時半から、基本的には4時までの間に集積所のほうのその日の定められたごみの回収を行っているという状況でございます。

なお、市民の方からもご質問等があるんですけれども、まだ収集車が来てないとか、そういうようなお話がございます。それぞれ集積所の時間帯は、これは定まっておられません。大体来る時間がという話がありますけれども、これは収集業者の体制も班体制でやっておりますので、担当者がかわったりすると、やはり回る順番等も違ってきたり、あるいはその日その日の交通状況によっても違ってまいりますので、今のところ大変申しわけないんですが、4時までの間には必ず回収をさせていただくということでやっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 わかりました。何年か前にもこのごみ収集のことではそういう質問も出ていたと思うんですけど、やっぱり班がかわったり、担当者がかわったりすると、そういうことがあ

るかもしれませんが、今までと違う回り方とかになると、集める時間が変わりますから。それから、担当者がかかわると、前の担当者は収集所の回収する場所が、民間のご自宅の玄関先のところから避けたちょっと奥まったところで気を使って回収してたのが、担当者がかかわると玄関先で集めるというようなことも、そういう場所もあるみたいですから、その辺のところの指導を、市民になるべく迷惑かからないような形で進めてもらいたいと思います。

それから、夏場ですけど、やっぱり少し早くできる、夏だけ班体制、今何班でやられてるんですか。そのときだけ早くしてもらおうというわけにはいかないんでしょうか。冬は4時ころまででもおいが来るということはないんでしょうけど、そのような夏場対策、あるいはもう夏の場合はサマータイムでもっと早く出してもらって、早くから集めるとかという、そういうことは仕様書に書いてなくても指導として臨機応変に指導できるんじゃないかと思うんですけど、その辺のことはお考えになっているでしょうか。できたらそのように変更してもらいたいという希望ですけど、その辺よろしく願います。

○西村委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 志子田委員からのお尋ねでございます。今現在、生ごみ、燃やせるごみの収集につきましては、4トンのバック車ですか。4トンパッカー車、これ4台で1日回っているような状況でございます。ちょっと私どものほうの市民の皆様からの通報とか苦情という形では、ちょっともう少し回収を早くしてほしいというようなお願いまでは届いてはいないんですけども、先ほど申し上げたように、なかなかいつも来ている時間に来てくれないとか、そういったことにつきましては柔軟に対応したり、あとは直営に指導班というごみ収集指導班がありまして、まれに置いていかれたり、あるいは委託業者さんも間違っ飛ばしてしまって、ごみを回収していってくれてないようなところについても、パトロールをしながらできるだけ早い回収には努めておるところでございます。さらにいろいろ検討していきたいと思います。よろしく願います。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。生活に直結するところでございますので、小まめなご指導よろしく願いたいと思います。

それから、資料No.24、うちの会派からいっぱい資料要求したものですから、こちらのほうからも聞いてみたいと思いますけど、最初に1ページ、山本委員も聞かれました資料No.24の1ページ。単独事業費が0.5は余り低過ぎるのではないか、そういうことでした。私もその

ところ気にかかっていたんですけど、それから、いい意味では公債費比率が10.8と下がっているし、全体的に経常、一般、経常収支比率のところを除いてなかなかいい数字になっているんじゃないかなというふうに思います。ですから、平成27年度の決算は、震災前の五、六年前のあの数字から見ると、今回の数字、ますますよくなっているんじゃないかと。昨年度の指標もなかなかいい数字ですと私は昨年聞きましたけど、今回はますますそれ以上によくなっているような気がします。

全体的によくなった、財政的によくなったんですから、もう一つ、これの中で資料No.24の72ページを見ていただきますと、ずっと一時借入金は、平成23年度までありましたけど、震災以降は一時借入金もなくなっているんで、その辺のところを財政状況がよくなっていると、私はそういうふうに全体的に思うんですけど、当局としては何も心配ないところなのかどうか、その辺のところお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

各指標に関しましては、あくまで昨年度よりは好転したという言い方にとどまらせていただきたいと思います。今委員からもご紹介ありましたとおり、資料No.24の1ページの主要指標でございますけれども、やはりこれは県内の平均から見ると、やはり全体的には高いというか、悪い方向であるのは間違いないと思います。経常収支比率は、昨日も申しましたとおり98.0で仙台市を足すとワースト2、仙台市を除くとワースト1という状態で依然ございますし、財政力指数だとほぼ真ん中の7位くらい、あと、隣の積立金現在高でいうと、財政調整基金の残高でいうと、やはりこれもきのう申しましたとおり仙台市の次のワースト2というような状況になっております。ただ、昨年度よりはよくなったよと。震災前よりもよくなっているような形になるかと思えます。

今、ご紹介ありました一時借入金に絡みまして少しご回答させていただきますと、72ページの資料でございますが、震災後、ごらんのとおり一時借入金、本市は実施しておりません。それまでは毎年毎年数千万単位、数億単位での借り入れという形で実施しておりました。これは、一つには、東日本大震災の復興交付金、あとは震災復興特別交付税もそうですけれども、事業実施が確定すると、まず総額を国のほうが市町村のほうに交付する。それを基金に積んで、事業実施するに取り崩して使うというスタイルになるんですけども、こういったことから一時的なキャッシュ、現ナマ自体は、結局見かけ上非常にふえたということがあり

ます。通帳上ですね。そういうことで、日々の資金繰りの中での資金の不足というのがなくなるということになりますので、一時借入金が実際発生していないと。これは、財政運営的にも気持ち的にも非常に楽になっている部分であるというのが正直なところでございます。無駄な利子も払わなくて済むし、借金を抱えないということではまさにそのままでございますけれども、そういったことから、国の制度等でもって何とかかんとか、その中で我々、震災の中で自力を何とかためてきている状態で今に至っているのかなというのが感想でございます。以上でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。全体的によくなっているので、私も本当に十何年前のこととか、比較して聞いたことありますけど、本当に変わったなと思います。

それで、5年前の平成22年度の資料も私持ってきたので、平成22年度のときと比べながら、全体的によくなったのは、何か課題があるとすれば、その当時は単独事業比率、まだ7.8%あったので、平成27年度は極端に0.5と低いのでその辺、それ以降、結局いろいろ復興事業が進んでいるからだと思うんですね。それでその辺の復興事業が平成27年度結構やられたというふうに思うんですけど、まだ積み残し、決算審査意見書、資料No.6の35ページのむすびで言うと、下のほうに問題点があるとすると平成27年度、歳出全体の執行率が80.34%として低い。それと、特に災害給付費では18.47%だったと。この辺のところは平成27年度の決算としては全部消化し切れないで課題になったところじゃないかと思うんですけど、その後引き続いて事業をされているので、28年度の決算のときはそういうことはないと思うんですけど、それ以降の取り組み、執行率全体でどのようになりそうなのか、その辺のところを、全体的なことをお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 志子田委員にお答えいたします。

平成27年度の復興事業で一番大きな特徴は、災害公営住宅につきまして、70%まで完成目標に取り組んでまいりましたけれども、清水沢の大規模団地が年度末まで完成しなかったということで、170戸がそのまま平成28年度に、今年度に今買い取りをお願いしていますけれども、ずれ込んだというのが一番大きなところでございます。それで住宅が27%ぐらいの完成率ということで、残っている部分が非常に大きな団地が残っておりますので、そういったものを全部消化いたしますと、平成28年度はかなりの進捗率といえますか、完成率になってくるか

なというふうに思っています。住宅につきましては100%完成ということになりまして、大きなところで区画整理事業、藤倉・北浜につきましては大分山を越してまいりましたので、予算的にもピークを越しているということがありますので、あとは完成に向けて平成28年度でほぼ目鼻をつけたいというふうに考えてございます。

また、大きなところは、浦戸地区が、今まで災害公営住宅の完成を第一にしております、浦戸につきましては全て住宅完成しましたけれども、集落道整備でありますとか、特に野々島のほうが、かさ上げのほうが全く進んでおりませんでしたので、それに付随するものも含めて、ほぼ進捗率が1%台ということでございましたので、ここをいかにして上げていくかということが平成28年度の今大きな課題ということで取り組んでいるという状況でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 全体的な状況を説明していただきました。ありがとうございます。そういうことで平成27年度の全体的な執行率の関係でわかりましたので、これはそれと頑張っていたきたいというだけでございます。

資料No.24のその他、資料に戻りまして、ここの中からうちの会派のほうで毎年出させてもらっておりますことを聞きたいと思います。

27ページ以降に一般競争入札の落札率とその内訳ということで、これずっと毎年出させていただいております。それでこの表を見て毎回思うんですけど、27ページで言うと、99%落札率とか、98%とか結構多いのもございますが、逆に競争率が激しいような、競争があつて、落札率の低いところがあります。ここには15番で言うと100%というのもありますけど、これは1者だからかなと思うんですけど、このように、今この競争率の100%のぎりぎりのところで落札されている入札の事業と、それから、結構入札参加業者が多くて落札率の低いのと二分されているような感じになっていると思うんですよね。それで問題は、100に限りなく近いところで入札業者が1者、1者というところで競争性が出てこないところもあるので、そういうときに、入札を延期して、もう3者以上集まらなかったらやらないというような、そういうような工夫も要るんじゃないかと思うんですけども、早くやらないから1者でもいいというような考えなのか。その辺のところの基本的な考え方をお聞かせください。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 一般競争入札は、前段その公告をしまして、業者さんが結局本番、

入札のときに何者来るか、当然わからない状態になっています。最終的に入札当日に1者しか来ない、もしくは辞退届を持ってきて結局入札に参加しないという形になってしまいますと、どうしてもやはり対1者との一般競争入札という形での実施ということになりますので、こういったことになるかと思えます。以上でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 何か打つ手なしと今聞こえたような気がしましたけど。それにしても1者だけだったので延期しますというふうにはいかないものなのか。辞退という届けを持ってきたところも入札に参加しているんだと勘定すれば、5者の中で1者だけが入札しましたというから、5者の中の競争だとも言えるかもしれませんが、何かその辺のところの、もし急ぎの用件でなければ、1カ月後とか、何かそういうふうにしてやる方法はないのかなと思いついて聞いてみたんですけど、その辺のところを少し検討していただければ、競争性が高まっていいんじゃないかなと思って聞いてみました。いろいろ検討していただきたいと思えます。

それから、逆に29ページで見ると、この1番目というのは余りにも落札率が低過ぎて53.33%でしたけど、この事業内容がそれ以降に影響あるものじゃないから、最低価格というもの設けなくてなったという理解でよろしいのか。ほかのものでしたらこういう落札率はないということなのか。10者集まって1回目ということでございます。その辺の考え方をお聞かせください。

○西村委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、ただいまの質問についてお答え申し上げます。

この53.33%、実はこれは塩竈市で一般競争入札を行っている場合、3,000万円以上につきましては一般競争入札を行っております。そうしますと、3,000万円以上の事業につきましては、最低制限価格を設定してございます。今回の今ご指摘の案件につきましては2,000万円以下ということで、最低制限価格を設定してございません。したがって、一番低い札で入札を行った者が一番札で落札したということでございます。

それと、関連しまして、先ほど1者だけであるならば、まずは延期というようなことが可能かどうかというようなお話をいただきました。一般競争入札を行う場合につきましては、告示行為を行います。告示を行いまして一般の募集を行います。我々は何者来るかというのはわかりません。札を入れる時点で集まって初めて1者というようなこともございます。何者であれば入札を行いますとかそういう制限はございませんので、1者でも入札を行って開札

を行うと。したがいまして、予定価格以内でございましたら落札というようなことでございます。以上でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 わかりました。私のほうの考えが、個別の考えだということで思っていたければいいと思います。

それとこの資料No.24なんですけど、いっぱいこんなに分厚くなってしまいました。それ以降のページ73ページからずっと丁寧に書いていただきましたので、これ一々1項目ずつ質問する気はございませんが、このようにしっかりやられているんだということで確認しようとして使わせていただいております。

それから、78ページ以降は、随意契約した理由を書いているので、これで皆その事業をこの資料を見ながらしっかりどの事業もそれなりの理由で随意契約になっているというふうに思います。例えば公募型プロポーザルになったとか、そういうことで書いてございますので。

ただ、私1つ気になったのは、制度上どうしようもないのかなとは思いますが、80ページの6番から12番にかけて、こういうシステムをあるところに頼むと、結局その関連で全部そのところに随意契約になる。そのときに、もうそこしか頼みようがないからということになると、その頼んだ業者の指定した金額になるのか、あるいは市としてもこの決まった契約金額というのは、ある程度、おたくしか頼んでないんだから、まけてけさいよって言って決める金額なのかその辺のところを、ここ結構大きな全体的に毎年このぐらいかかるということでございますと、その辺のところを交渉できる余地があるのかどうなのかなというふうに思ったので、ちょっとここ金額が大きいので、どのように契約されているのか。7番でいいますと、電子計算組織に係る処理委託。これは毎年毎年出されています。それで、5年前の平成22年度の資料でいうと、内容変わっているかもしれませんが、そのものがね。基本的には同じものだと思うんです。そのときは4,893万円でした。これが今回平成27年度は5,134万5,000円だから、そういうことで少しでも経費削減するために当局はどのような努力をしているか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 財政担当の部分ですので、私のほうからお答えいたします。

本当にこのシステムの契約というのは、じくじたる思いというか、悔しい部分も若干正直ありまして、金額が非常にまず初期投資が大きくて、かつそれを国の制度等が変更することに

よってバージョンアップとかするときには、既存のシステムのバージョンアップだから、当然その業者じゃなきゃいけないとか、非常に足かせのある契約であります。かつ、もし業者をかえるとなると、今度は前の業者が使っていたデータを変換するためのお金がかかるとか、余計なコストがかかるという非常に何とも言えない契約でございます。そういったことで、これは随意契約ということで、それぞれ理由の中に書いておりますとおりなんですけれども、工夫としましては、我々もきちんとそのシステムの中身を確認して、どういったことがサービスとしてふえるのかですとか、もしくはここまけられるんじゃないか、ここは人数何人で数字つくってますけれども、いやこれ3人、2人でいいんじゃないかとか、そういったところはきちっと厳しく見ながら業者とやりとりはしております。以上でございます。（「頑張ってください」の声あり）

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 それでは、私のほうからも、主に資料No.9を使って質問させていただきます。

まず初めに15ページ、母子保健事業からお願いいたします。この次の16ページのほうの8番、未熟児養育医療とありますが、これは平成26年度は7名、平成27年度は13名というふうに倍になっております。この未熟児養育医療ということはどのような制度なのか、なぜ、この人数がふえているのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

資料No.9の16ページ下段の表をごらんになってのご質問だと思います。未熟児医療の平成27年度の実績、ご指摘のように前年度よりも6件ほどふえまして13件となっております。こちらはその未熟児で出産なさった件数がふえ、その助成した方がふえたという捉え方でよろしいかと思えます。ちなみに平成25年度も13名でしたので、逆に平成26年度が少し少なかったのかなというように形で捉えていただければと思います。

こちらの未熟児医療費の助成制度の概要はというお話でございましたので、簡単にお話し申し上げますと、この制度は、身体が十分に発達する前に出産なされて、それで入院を必要とする乳児に対して、その必要な医療費を市が負担するという内容です。具体的には、出生体重が2,000グラム以下、未熟児という言葉ですが、今は低体重児というような言葉が使われておるんですけれども、その2,000グラム以下でお生まれになったお子様で、さらに、例えば過呼吸であるとか、チアノーゼといううっ血ですかね、そういった重度な症状を一緒にあわせ

持つという子供がその対象になります。それらの対象となる保護者から一定の申請等を受けて、その医療費を助成するというのが概要でございます。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。未熟児の子供さんに対して、このような助成制度があると。これは多分国のほうからの支援もあると思いますが、その申請とか、どのようにしたらこういった、多分出産した病院のほうからのお話があると思いますが、自治体によって申請の方法も違ったり、また、助成の中身も違うということを私も勉強しましたので、塩竈市の場合、どのような申請方法なのか。また、助成について、どのような対応になっているのか、お知らせください。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

議員ご指摘のとおり、まず最初につきましては、確かに未熟児で出産なさった病院でこういった助成制度が受けられますよというご紹介を受けて、それから申請につなげるという形になります。具体的には、出生なさったお子様の保護者が、保健センターのほうに関連書類を提出していただいて申請を行うという形になります。その際には、当該制度は所得税の納入によってその自己負担金額というのが決まりますので、所得証明であったり、あるいは先ほど申し上げたお子様の症状、それらを確認できる医師の意見書等を提出していただくという形になります。それを受けまして市では、養育医療の給付の可否を決定しまして、その税額から算出されます自己負担額というのをまず決定します。その上で、医療券というものを発行しまして、その申請者と指定養育医療機関宛てに提出するという流れになります。この際の指定養育医療機関というのは、いわゆる未熟児を専門に扱える病院、指定病院というのが県内に11カ所、近隣ですと坂病院さんになるんですが、そういったきちんとした高度な医療施設等を、あるいはスタッフ等を具備する病院という形になりますので、そちらのほうにその医療券を発行するという形になります。

その後、保護者の方は、どうしても自己負担額というのが発生しますので、治療に当たってはそれを一旦、金融機関のほうで納入していただいて、それを今度、乳幼児医療費の助成の対象になりますので、今度はそれを保険年金課のほうに申請しまして、その額を戻すというのですかね、その医療の助成をまたさらに受けられるというような手続になります。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 何か随分複雑な流れになっているなど今感じたのですが、例えば、最終的に助成を受けるのは保険年金課ですかね。そうしますと、一旦、保健センターに申請して、またさらにその自己負担分を今度は本庁に来て申請しなければならない。これ何とか庁内でうまく横の連携で1回で、保健センターに申請してそこで可否を判断されて、医療機関のほうと個人のほうにと。その後、決定通知が逆にこちらの保険年金課から来て、その時点で口座に振り込むとかそういったような、お子様を出産した後の状況でもありますし、またそういった低体重だったり未熟児だったりということで、そのほかのご心配もたくさんある中で、ぜひこの辺のシステム、もうちょっと簡略化ならないか、その辺をお聞きしたいと思います。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

私が説明しました流れになりますと、確かに委員さんご指摘のように、一旦自己負担分を納入するということになりますので、現実的にキャッシュが必要になると。出産後の何かと入り用なときにキャッシュが必要になるということと、あと保健センターと市役所という2カ所に足を運ばなければいけないということで、その利便性の面で難があると、そういった内在化しているなというのは私ども承知してございます。

他市においては、その役所間の手続をワンストップ化して、例えば、簡単に言うと、自己負担を納入せずに乳幼児医療から直接負担金を私どものほうにいただくというような形をとっている例もあるようでございますので、今後そういった例も見ながら、制度の改善も検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ぜひその辺のことは、人数は少ないとはいうものの、このように毎年のように未熟児の養育医療ということが発生しているわけですので、ぜひその辺のこと丁寧な取り扱いをしていただきたいと思います。

次の17ページのほうの現況と課題ということについて、今、妊娠から出産、そして育児というふうの一つの切れ目のない流れという部分において、保健センターがかかわっている部分は妊娠、出産という部分が大きいと思います。その後は子育て支援課のほうに移行していくと思いますけれども、この現況と課題の中で1番目のほうに、妊娠、出産、子育てに対し不安を抱えている母親の増加とともに、児童虐待、また10代の妊娠、出産、中絶の割合が高い

状況にあると。母子保健事業全般を通して、妊婦及び母親、子供たち、それぞれで自己肯定の低い状態もうかがえると。妊娠期から途切れのない支援を行い、安心して地域で産み育てられる環境づくりが必要であるというふうに書かれております。私ももっともだと思っております。最近、私たちもいろいろな講演でお聞きして、10代の少女の出産とか、また中絶とかということも例があると聞いておりますが、そういった部分で塩竈市のほうも大変この妊娠、そして出産という女性にとっては大きな仕事の中で、不安を抱えていることがたくさんあると思います。

以前、私も一般質問で伺ったときに、今、母子手帳を手渡しするときに、面談をして、その妊婦の状況とか精神状況とかということを保健師さんが把握しているということをお聞きいたしました。1つ提案なんですけど、ぜひそのときに、前のたしか答弁では、そのときリスクのある方については記録をとって、後日その方についてはさまざまなフォローをされていると。一般の健康で問題のない妊婦の方に対しては、そのとき母子手帳をお渡しするという段階で終わっているというふうに聞いたんですが、ぜひ、全ての妊婦に対してデータ化をして、それをずっと積み重ねて、途中で、例えば子供さんが発達障害の症状があったりとするときに、過去にさかのぼって、どういった妊娠の状況だったとか、またどこに問題があったとかということは今後もずっと追跡調査できる、そういったデータベースをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

まず、妊娠の最初の母子健康手帳の交付の際、委員さんおっしゃられたとおり、直接面談をいたしまして、先ほどもハイリスクというお話がございましたが、例えば10代での妊娠であるとか、あるいは望まない妊娠であるとか、いろんなケースがございます。我々の保健師が、その面談でいろいろなお話を聞き取り、例えばこれから出産に向かうに当たって、どういった心配事があるのか、どういった悩みがあるのかというのをつぶさに記録しまして、先ほどおっしゃられたとおり、ハイリスクについては今後の支援につなげるために記録をとっているというような状況になってございます。その記録をとるのに、今私どもは、たしか滋賀県の社会福祉事業団が開発したそういう記録専用の無料のフリーソフトというのを使っています。全庁的に使っております。我が保健センターと長寿社会課、それに生活福祉課のほうでも保健師携わる業務についてはそのソフトを使っておるのですが、それだといわゆる簡易

な面談記録というものになってしまうし、あと、現時点での運用でも全員をフォローしていないということで、次に例えば何らかのきっかけがあったときに、また新たな相談記録をつくって、その履歴を精度を高くして追っかけられない状態になっております。ですので、委員おっしゃるとおり、妊娠から出産、それから仮に発達支援等のケアが必要になった場合に、その経過を簡易に、システムチックに見るものというのが今私どもに実はないというのが現状であります。ですから、ご指摘のようなデータベースがあれば、何かの際には履歴を追っかけられますし、今後、例えば発達に何らかの問題があるお子様については、関係機関との情報提供等もございますし、正直私ども、就学前までについては私ども保健センターがメインでケアをします。その後に、例えば公立の保育所に入れば子育て支援課だったり、あるいは就学すれば教育委員会というふうな形で、努力はしておるんですが、どうしてもその切れ目のない支援、情報がきちんと伝わっていくのかということには一抹の不安がありますので、思い切ってそういったデータベースを構築して、関係者が関連情報を的確に入力してそれを共有できるそういったシステムは、ぜひとも私どもつくっていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。

今、課長のお話がありましたように、本当に子供が成長するまで、およそ20年の長い年月の間、さまざまな問題が起きる可能性はたくさんあります。そういった意味で、今、国のほうで、子育て世代の包括支援センターというのを一昨年、平成27年、平成28年と今全国にそれを立ち上げようとしておまして、前にも質問させていただいたときに、その拠点を保健センターに置くのか、子育て支援の部分として役所のほうに置くのかというお話もありました。今言われるように、課長がデータベースをここに置いて、ワンストップでいけるのであれば、ぜひそういったときのデータベースになりますし、本当に私も今、発達障害をお持ちのお母さんとこの間お話ししたら、今その子がもう高校生だと。今度、社会に出ていって、今までは児童相談所の子供の医療機関で相談できたけれども、大人になった時点で医療機関がまたかわると。そのときに、またゼロからこの子の育ち方、どういった育ち方をしてきたんだということを、また一から全部しゃべらなきゃならないと。そういったときに、このデータベースが、例えば、もちろん個人情報でありますけれども、そういった部分で医師とか保護者とかに共有できたり、また提供できたりするということは、その子の養育に関して大

変大きな力になると思うんですね。ぜひこのことは、庁内で相談していただいで進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それではちょっとさかのぼりまして、12ページの予防接種事業についてお伺ひいたします。この中で11番、施策の実績の中で、子宮頸がん予防ワクチンについてお尋ねしたいと思ひます。

この子宮頸がん予防ワクチンは、さまざまながんがある中で唯一予防できるというがんが子宮頸がんであると。これは、ご存じように、ヒトパピローマウイルスというウイルスに感染することによって、ほとんどがそれは流されてしまうけど、まれにそれが子宮頸がんに発展してしまつて、取り返しがつかない。年々この死亡、また罹患率も物すごく高いということで、国のほうでも10代の少女に対して、これは性交渉によってヒトパピローマウイルスというのに感染するわけですので、それ以前の少女の状況によって、この予防ワクチンを接種することによって、また、その接種と同時に、確かに20代から検診はもちろん必要ですが、この両方をあわせれば、ほぼ100%がんを予防できるという画期的な予防ワクチンでありました。ただ、残念なことに、この予防ワクチンが原因であるというようなことでさまざまな症例が出まして、それを今厚生労働省のほうでもその原因を確認するのに努めていますけれども、まだいまだ因果関係が明確でないために、この予防接種は、接種すること自体は何ら問題ありませんが、積極的に勧奨しないということで、マスコミのほうでかなり大きく取り上げたために、この予防接種が、市のほうの結果を見ましても、去年はゼロという形になっております。このことによって、今、子宮頸がんの罹患率が大変ふえていて、この予防接種の安全性を訴えている産婦人科の先生もいらつしゃると聞いております。また、このような日本の状態を、海外、特にWHOのほうでは大変危惧されてまして、日本のほうに非難の声が上がっていると聞きましたが、こういった状況を、どのような情報をつかんでいるのかお尋ねいたします。

○西村委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、私の知り得ている範囲でお答え申し上げたいと存じます。

まず、ご指摘のありました子宮頸がんワクチンなんですけど、これは、そもそも日本という国が、先進国と比べて予防接種のワクチンの接種状況が、種類が少なく低いというワクチンギャップというものが指摘されまして、それを踏まえ厚生労働省が、これは平成25年の4月か

ら導入。その際に、例えばヒブワクチンであるとか、小児用の肺炎球菌であるとか、矢継ぎ早に厚生労働省はそのワクチンをふやしてきたという経過がございます。ご指摘のとおり、がんを予防できる最初のワクチンと言われていまして、本年10月からは、またB型肝炎のワクチンが始まりますが、これもがんを予防できるワクチンとされているところです。

お話しありましたとおり、ワクチンの予防接種実施後に重篤な副反応がマスコミに取り上げられたということもございまして、厚生労働省の見解としては、平成25年のたしか6月の審議会だったと思うんですがそのときに、いわゆる中止するほどのリスクというのは見受けられないと。ただ、重篤な副反応が発生している、それについて十分な情報が提供できないということを理由に今は積極的な勧奨を差し控えていると。つまり、的確な情報が提供できないから差し控えですというような態度をとっております。現在、厚生労働省のほうの研究班等でその検証を行ってあったり、例えば、副反応が起きた方が、その後回復しているのかどうかといったことも追跡しているようでございます。

先ほどお話しがありました世界的な視点から見てどうなのだというお話があったと思いますけれども、日本以外の国で重篤な症状が頻発したという症例は、まず見られないというのを報道で見たことがございますし、ご指摘のようにWHOからは、若い年代の女性をがんリスクから日本は放置しているんじゃないかというような指摘もなされておりますし、一方で、小児科学会などからは、子宮頸がんワクチン、これは実施すべきだというような声明も出されているというような状況になってございます。

ただ、その一方で、委員さん方もご承知かなと思うんですが、昨年7月に集団訴訟に発展して、今、副反応が起きた方が、国とワクチンメーカーを相手に損害賠償の訴訟を起こしたというような状況もございます。ですので、そういった司直の判断なども今後の実施について何かの影響を及ぼす可能性もあるんじゃないかなというふうに考えてございます。

長くなりましたが、いずれ今後国、何らかの指示あるいは通知等を出すと思いますので、そういったものを踏まえまして、市民の皆さんに的確な情報を伝えられるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。

次に、資料の、保育所の関連についてお聞きしたいと思います。公立保育所の入所の中で、（「何ページですか」の声あり）すいません。資料のほうですね。No.24の資料をまず使いた

と思います。今回、公立保育所の、26ページでしたけれども、資料No.24の9ページからちょっとお聞きしたい。公明党のほうで今回、障がい児の保育所の入所についての資料要求いたしました。このことについてまずお尋ねしたいと思います。

今回、公立、私立とも、軽度の差はありますけれども、満遍なくこの障がい児を受け入れていただいている状況が、ここで見られております。また、同じこの障がい児を受け入れているということで、同じ資料の26ページにも、平成23年度から27年度まで、公立・私立保育所、合計何人のお子さんを受け入れているのかということも書かれておりますが、特に9ページのほうには、重度と軽度の子供たちというふうに詳しく分けて書かれております。重度・軽度はわかったのですが、具体的にどのような障がいの子供さんなのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保育所のほうで受け入れを行っている障がい児の状況でございますが、例えば、自閉症のお子さんであったり、あるいはダウン症のお子さんだったり、そういったお子さんを受け入れているような状況でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 身体、それからさまざまな発達障害の子供さんとか、そういった関係だと思っておりますが、実は、この障がい児を受け入れるということに対して、塩竈市の障害児保育実施要綱というのがございます。この中を見ますと、障害児保育第2条に、対象になる障害児は、いずれかの該当するといういろんな項目がありますが、3歳以上で小学校就学時期に達するまでの児童というふうに明確に年齢を制限されております。同じくこの資料No.24の25ページをごらんになっていただきたいと思っております。県内13市及び周辺の3町の障がい児保育を受け入れている年齢の基準が書かれております。ざっと見ますと、3歳以上というところは塩竈市のほかにも名取市とか岩沼市とかとございますが、ほとんどゼロ歳、または基準がない、仙台は生後5カ月以上というふうに書かれております。これらの違いというか、塩竈市が3歳からという根拠はどこにあるのか、まずそこをお聞かせください。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、今回このような資料を出す際に、他の市町を調べさせていただきました。やはり3歳以上と規定している自治体が、もう既に少なくなっているというようなことでございます。

それで、なぜ3歳以上と定めていたのか、こちらのほうでも調べてはみたのですが、ホームページ上、この障がい児保育の歴史というものを調べてみたわけなんですけど、その際には、昭和40年代後半に国で障がい児保育が制度化された状況がございます。その中では、3歳以上の幼児と規定していたようでございます。その後の障がい児保育の改訂等によりまして、幼児の年齢や障がいの程度まで線引きがなくなったというような経過がございました。

それと、昨今の障害者差別解消法の趣旨から考えれば、本市においても、年齢については検討していかなければならないと感じております。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。障がいがある、ない、またはその年齢で線引きをするということが、この昨今の差別解消法とかそういうことがさまざま世界から、また日本からというふうに変わってまいりまして、基準で分けるのではなくて、その障がいをお持ちの方の目の前にあるそういった障がいを取り除いてやる、これが差別解消法であり、今後、ことしから改善された発達障害児の解消というか、そういった部分の案でもないと私は認識しております。ぜひ、障がいを持っているお子さんを抱えているお母さんたちの就職率といえますか、働けるということが、全国的に見ても、まだ6%か7%という大変低い数であります。確かに障がいを持っている我が子のそばに一日付き添ってあげたいというのはもともと親の気持ちでありますけれども、でも、働かざるを得ない、また、社会的にそういった地位にあるという方にとっては、その障がいである子供と同様に仕事のほうも大変重要であります。そういったお子さんを預かってくれるところがあるかないかによって、社会全体で子供を養育していくという考えにも結びついていくのではないかなと思っております。ぜひこの点、この要綱の部分、見直しを図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、主要な施策からまたご質問させていただきたいと思っております。29ページの家庭児童相談事業。この施策の実績の3番目に家庭相談件数とございます。これは昨年まで女性相談だったのが、男性からの相談もあるということからこのようになっているというお話でありましたけど、依然この件数がずっと高い数字で推移しているように思われますが、これはまた1番の児童相談件数、これも平成24年の189件から平成27年の258件と年々高くなっているようでありますけれども、これは延べ人数なんでしょうか。それとも1件1件別件の相談件数なんでしょうか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 この児童相談件数でございますが、平成27年度258件ということでございますが、これは延べ人数というような形になります。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。延べ人数ですね。258件というのは、同じ方が何回か相談にいらしている。

では、その下の家庭相談件数、これは別件ですか。これは1件1件別なんですか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 家庭相談件数につきましても、こちらは延べ人数というような形になります。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。この相談、児童相談にしましても家庭相談にいたしましても、まずそもそもの糸口と申しますか、こういった形で相談に結びついているのか、その経緯をお聞かせください。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、こちらの子育て支援課のほうに入る相談の主なものでございますが、まず、窓口に来庁される方がございます。それ以外にも子育て支援課に設置されている電話のほう、ファミリーダイヤルですとか、直接子育て支援課の直通番号に入ってくる場合もございます。中には他市町村からの転入とかということで、他市町村のほうから情報が入ってくる場合もございます。そういった内容となっております。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。

ファミリーダイヤル、ちょっと聞きなれなかったんですけど、私もよくわかりませんが、この相談ダイヤルというのは、こういったところに掲示されているのか、市民の目に触れるところにあるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 このファミリーダイヤルの周知方法でございますけれども、現在市のホームページ、それから、市の広報紙のほうに電話番号等を記載してございます。それから、子育て支援課初め主要なチラシの置いてある場所に、フリーダイヤルを記載した

チラシを置いております。それと、子育てガイドブックのほうにも掲載させていただいているような状況でございます。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。こういった相談といいますか、悩んでいる方というのは、まずどこに相談したらいいか。やはり直接伺うより、まず電話でと思うんですね。ぜひこういったファミリーダイヤル、これもっと目立つと言っては変ですけども、チラシとか広報紙というのは、どうしても字が小さかったり、気がつかなくなったりする部分があります。もうちょっとわかりやすいようにポスターとか、そういったことで子育て支援課のところに張っておくとか、また、こころんの中にそういうものを張り出したりとか、子供もこういったことで相談したいと、子供自体が今虐待を受けているんだと、誰に相談していいかわからないというとき、やはりいのちの電話ではありませんけど、そこに電話をしたいと、まずそういう気持ちにさせることが事件の早期発見ではないかなと思っていますので、この辺についてのお考えはいかがでしょう。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 やはりお子さんたちの状況を改善してやるというのが、非常に大切な役割となりますので、その辺、わかるような形での表示とか周知方法を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 ありがとうございます。このファミリーダイヤルの対応人数とか、それから、受付時間とかというのはどういうふうになっていますか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、受付時間ですけども、ファミリーダイヤルにつきましては、勤務時間中、平日の8時30分から17時15分となっております。

それと、対応件数ですけども、こちらのファミリーダイヤルのほうについては、月に一、二件程度、かかってくる件数的には少ないような状況になっております。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 件数もそうですけれども、対応人数ですね。何人で対応してますか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 家庭児童相談員を子育て支援課内に配置しておりますので、

現在3名ございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 時間も余りありませんので、端的にお答え願いたいと思いますが、この24時間対応してないということですよ。例えば、土日もやってない、役所と同じ時間帯で対応しているということですので、その時間外にいろんな相談または事件、そういったことがあった場合の県のほうの児童相談所とかのつながりとか結びつけとかということに対応していますか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、県の児童相談所のほうに相談機能がございます。それから、平日の8時30分からやはり17時15分とは記載されておりますが、緊急の場合には、児童相談所でも通報等は受けると思いますので、その辺の相談も受けることにはなるかと思えます。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 県のほうに直接相談できればいいですけど、それがわからない場合もあるので、それを市のほうがうまくコンタクトをとっていただきたいというのが私の思いでありますので、ぜひその辺対応お願いいたします。

時間がありませんので、311ページのふるさと納税事業について1点だけお聞きしたいと思います。

ふるさと納税、以前、私、一般質問で、地域猫活動についてお聞きいたしました。いわゆる殺処分ゼロに結びつけるために、何らかの税金を投入してという部分がありましたので、このふるさと納税についての考え方、こういったことに対応できるのか。また、さまざまな助成が図られていますけど、その後どのような対応になっているのかお聞きいたします。

○西村委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 まず、政策課のほうから、ふるさと納税についてご説明申し上げたいと思います。

311ページに記載のとおり、ふるさと納税を受ける際には、納税をしていただく方にどういったところに活用していただくかというふうなことで希望を伺ってございます。大きくは311ページの2番、本市の取り組み実績の(2)寄附金の使途対象事業ということで記載してございますが、定住人口の確保、それから、交流の強化、市民の連携の強化等ということで、

具体的には対象事業に記載のとおりに活用させていただいているところでございます。ふるさと納税の資金使途の流れについては、こういったことで希望いただいた中で対応させていただいているというところでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野敏江委員 市民連携の強化等と、こういった大きなざっくりした中にそういった部分も入ると思います。個別にこれにというのでなければ、そういった部分で使われていると思いますが、市民安全課のほうでの殺処分ゼロのことでいろいろやっていただきましたので、ちょっと早く今後の経過をお聞かせください。関連しまして。

○西村委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 市民安全課のほうから、先ほどのふるさと納税を使って、そういった殺処分ゼロの経費としてやっているという自治体も聞いております。うちのほうも、今実際あくまでその殺処分ゼロというのが理想でございますので、その部分については動物基金とかいろいろな支援もございますので、そういった部分の情報も入れながら、今後検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○西村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○山本副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 平成27年度一般会計決算の審査で、既に伊勢委員、小高委員が行いましたが、私もそれに続いて何点かお伺いしたいと思っております。資料はNo.9の主要な施策の成果に関する説明書と資料No.24の決算特別委員会資料からの質疑となります。

まず初めに、平成27年度決算にかかわる財政状況は、これまで多くの質疑がなされたので繰り返しません。私が総括質疑で触れたのは、前年度より財政状況はよくなっているが、しか

し、市の財政がよくなっても、市民生活や市内事業所が震災以前に戻っていないことを取り上げながら、やはり人件費の削減、公債費抑制の施策だけでは展望が見えてこないのではないかと。積極的にまちづくり、産業振興などに実態をつかんで政策に生かすべきではないかという視点で取り上げました。

それで、行財政改革、人件費削減や公債費の抑制の施策しかないのかということで取り上げてきたわけですが、それで、行革の関係では資料No.24の6ページにも先ほど山本委員も触れましたけれど、実は地方公務員、総務省が13日の日に新聞で発表されております。地方自治体で働く臨時非常勤職員が、ことし4月時点で約64万人となり、4年前の調査から、約4万5,000人増加したと発表いたしました。正職員は約274万人、昨年であります、全体の2割近くが非正規雇用であるということを明確にしたわけであります。それで、その6ページを見ますと、当市においても、一般職員及び派遣職員、臨時職員、臨時的任用職員とありますが、これで対比して計算しますと2割どころではないと。もう異常な事態ではないかと私は思うわけですが、全国の地方自治体に比べて約7割をいっているのではないかと思います。どのように見ているのでしょうか。お答えください。

○山本副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えをいたします。

今、お示しをいただきました資料番号24の6ページをごらんいただきたいと思います。そこに1番(1)としまして一般職及び派遣職員ということ、それから、(2)として臨時職員、非常勤職員と臨時的任用職員を記載させていただいております。ただいま委員からは、7割というお言葉をいただいたんですが、決して少なくはございませんが、7割までは到達はしていないかと思います。正職員と非常勤職員を加えた場合の合計から見た非常勤数というのが35.5%。さらにそれに臨時的任用職員を加えた場合の非常勤と臨時職員の割合ということで40%ほどということになってございます。数値としては以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 私もちよっと急いで計算したから間違っただと思っておりますが、それにしても4割だと。全国から比べれば、2割だというのに塩竈市は4割だと。こういう状況の中で、さらに財政の関係でまた削減の方向も言われたような気がしますが、やっぱり私は、このままこういう路線を走り続けるのかということと言わなければならないと思っております。

それで1つは、市民生活や産業状況を一日も早く震災前に戻していくことの施策が求められ

る中で、特に震災復興交付金事業、先ほどもどなたかが触れましたけど、これは前にもありました第1回から第12回までの事業全体、これは46事業がありましたけど、この後も14回、15回とありますけど、しるしをつけてみましても、残っているのが、平成28年度には全ての災害公営住宅ができるということもありました。それから、北浜、藤倉の区画整理事業も始まっております。これらが一つあると。それから、塩竈市の魚市場の建設。また、浦戸の野々島、桂島、寒風沢の集団防災事業などに取り組みられることによって、一体、塩竈市の復興はもちろんです、復興を見通してさらにこれらがどのように生かされると考えているのか、お伺いします。

○山本副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 曾我委員にお答えいたします。

復興事業、平成27年度決算までの復興交付金事業といたしまして、全体で採択事業費といたしまして586億円ほど平27年度末までの14回申請でいただいております。そのうち発注しておりますのは、そのうち426億円ほどもう既に発注しております、率にしますと72%ほど全体で復興交付金事業は発注しているという状況になります。山場は今越えつつあるという状況の中で、ただいまお話ししましたようにまだ積み残しの事業がございますので、今後まずはそれを終わらせていくというのが第一かと思えます。その後、産業、この間の協議会にもご報告させていただきましたけれども、復興交付金事業の中で、基幹事業はそれぞれの目的がございます、申請してお認めいただいておりますけれども、効果促進事業のほうがそれについてきている部分がございます、まだ38億円ほど使い道が決まっておりませんで残っている部分がございますので、そういったものも含めて有効活用しながら、さらに復興を進めていくというのが今後の大きな取り組みかと思えますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 震災復興推進局担当としては今の状況を言うんだと思うんですが、よく知事なんか言う創造的復興とかとよく言葉が飛び交うわけですが、私自身は、復興自体それ自体は、もとに戻す復旧でもあるから、それはそうだと思うんですが、とりわけこうした事業が進んだことによって、やっぱり幾らかでも地域産業や雇用に結びつくものではないかと思うんだけど、その辺はどこの部署でどう捉えているのか、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 復興事業が完成した後に、市民生活にどのような影響を及ぼすのかというご質問で
ありました。

今、曾我委員が代表的な事例として幾つか挙げていただきました。例えば、ポンプ場建設と
いうものについても、中の島、越の浦、その他の地域で、排水対策ということでかつてない
ような規模で取り組みをさせていただいております。こういったものが完成することにより
まして、東日本大震災の後に降った9月の44ミリの雨はもう全て対応ができると。一部につ
いては、10年確率であります52.5ミリでありましたか。そういったものまで十分対応できる
という生活基盤ができ上がるものと思っております。また、大分震災で傷みが激しかった市
内の道路につきましても、ようやくさまざまな場面で道路整備に今着手をいただいております。
また、まちづくりにつきましても、大きな被害を受けました藤倉地区、北浜地区、港町
地区、そして、海岸通1番2番地区といったような形で、それぞれ区画整理事業であります
とか再開発事業といったようなものに取り組ませていただいております。こういったこ
とによりまして、生活基盤はもとよりであります、産業基盤についても大幅に復旧できる
ものと確信をいたしているところであります。

加えまして、今お話をいただきました塩竈市魚市場も、来年の11月には全ての施設が完了す
ることになります。あわせて、これまでも復興交付金でありますとか、あるいは効果促
進事業でありますとか、さらには津波補助金、さまざまな制度を活用いたしまして、今、新
浜地区につきましても、水産加工場が新たに整備をされるというようなことが進められてお
ります。市内のハローワークでは、塩竈の有効求人倍率が今1.5と言われております。実態と
しては、我々も、事務的な部分が多くて、水産加工業界、水産業界で働く方々の人材不足と
いったようなことについては、これからも真剣に取り組まなければならない課題ではないの
かと考えておりますが、そういった生活基盤が徐々にでき上がりつつあるわけであります。
浦戸ももちろんであります。

このような今後、生活あるいは産業といったような基盤整備が、着実に復興交付金事業であ
りますとか効果促進事業を活用して進められているものと判断をいたしているところでござ
います。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 進められるということは、それはどなたも実感できるんだと思いますが、それ

によって地域経済がどれほど前向きに変化していくのかというそういう捉え方はしてないのかと。つまり、もう一つ言いますと、今、まち・ひと・しごとの総合戦略も立てているわけですね。それぞれの自治体で。こういったことを重ねれば、今、基盤となる部分をつくっているが、それらを生かしてさらにこのまち・ひと・しごとの関係もやっているわけですから、当局が。こういったことでどういった経済効果なり、市民の所得なり、ふやす方向にあると私は思いたいわけですが、その辺をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私どもが行っております災害復旧あるいは災害の復興事業が、どのように市民生活のほうに経済的な面を含めてどういった公益を与えているのかというようなことでございます。どうしても統計数字なので、ちょっと古い数字にはなってしまうけれども、若干ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、水産加工業の製造出荷額でございますけれども、こちらは平成25年度が531億円、こちらが平成26年度には553億円ということで、4.1%増加しております。また、これは経済センサスでございますけれども、業種別の売上金額というものが塩竈市で出ておりますが、これは平成24年が2,734億5,300万円、これに比較しまして平成26年、これが3,306億1,800万円ということで、これは20.9%増加してございます。また、同じように事業所数も、平成24年は2,553所、こちらが平成26年には2,730所ということで6.9%の増。さらに、同じ経済センサスの従業者数でございますが、平成24年の1万9,149人が平成26年は1万9,990人ということで4.4%増となっております。

これらの数値は、もちろんその事業者の方々の大変な努力のもとだと思いますけれども、私どもの復旧・復興も一定程度はこういったところを後押しできているのかなというふうに考えております。以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 総括でも言いましたけど、全体の国勢調査との関係でいけば、若干伸びているということは言いました。そのことだと思うんですね。まだちょっと統計書が議員のところには届いていませんが、別な資料で見たわけですが、ただ、震災前には戻っていないという状況は、これはもう事実だと思うんですね。それで、やはりこうしたことに当局自身が長期総合計画も立てて、震災復興の関係も一緒にあわせて取り組んできて5年目になるという中で、やっぱりこれをもう少し充実させていくというか、そういった方向での取り組みをさらに示

していくべきだと私は思っております。そういう点で、先ほども繰り返しますが、人口にかかわって財政状況の見直しする発言もあったんだけど、それは当局がつくった長期総合計画を途中で投げ出すということになるのではないかと思うんですが、この辺はどうなんですか。

○山本副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 長期総合計画の目標人口のことについてのご質問かと思います。

長期総合計画期間の終了年次に5万5,000人という目標を立てましたが、残念ながら、人口については既に下回っておるという現実であります。ただ、そういった中で、市民の方々にできる限りの社会福祉の向上でありますとか、教育でありますとか、あるいは生活環境、さまざまな施策を私どものほうでご提供させていただくというのが、これは職務でありますので、そういったことが適宜適切できるようなことの基盤が財政であることは、曾我委員もよくご存じのことかと思います。そういった財政運営が何とかできるような対応策をとっていくということについては、我々としては当然の責務であるということで、そのようなお話を申し上げたところでございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 ちょっと私的には極端な言い方になったかもしれませんが、市民生活のためには必要な施策は、それはとっていくということで承っておきます。

それで1つは、特に当市議団では、長期総合計画もそうではありますが、安心して暮らせるまちづくりから見て、保育所施策の拡充をずっと問題にしてまいりました。前段で小高委員が質疑をしたので、これはそのとおりであります。同時に私が思っているのは、当初から保育所計画が非常に曖昧な計画だと。だから、のびのび塩竈っ子プランも、この中での保育計画も曖昧だというふうに私はずっとそこがひっかかっているんですね。それで、のびのび塩竈っ子プランで、一時、香津町や新浜町を民間委託だとか、あるいは廃止を凍結して、今に至っているのではないかと思っているわけですが、こういう中で、先ほど市長は、市民の求められる福祉やそういうことには応えていかなきゃならないということを言いましたが、では具体的に、未就学児が減少しているのに保育需要が高いと。これはどの部署でも書いているんだけど、では保育需要にどう応えるのかと。市長は前段で、ゼロ歳児保育は公立で対応していくものだと、それが必要だと言っておりましたが、具体的に見えないんですよ。本当にそうであれば、平成28年度からどこどこの保育所にゼロ歳児を拡充して、そのために

保育士を何名入れるかと、ここまで落ちていかないと、途中でございますと、いろいろ要件が変わりましたと、育休を延ばして、だからそれは辞退しましたと、こういう一つ一つの問題ではなくて、保育需要がふえていると、こういう状況にどう応えるのかと、ここが問われているんだと思いますが、どういうふうにしていくのですか。お伺いします。

○山本副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段部分については私からお答えをさせていただきますが、のびのび塩竈っ子プランを策定をさせていただきました。市民の皆様方にもご参加をいただく中でこのプランをまとめさせていただき、議会のほうにもご報告を申し上げさせていただいたところであります。今、委員からご質問の部分は、数については現状を維持するという考え方でご提案をさせていただいておりますよね。ただし、経営形態を市の直営でやるのか、あるいは福祉法人的な方々をご活用しながら、今まで同様の保育環境を整えさせていただくのかというようなことではないのかなと思っております。確かに、のびのび塩竈っ子プランの中で、老朽化が進んで、保育定数も満足にできないような新浜町保育所、そして、非常に別な意味で需要が高い香津町保育所等について、民間委託を検討しますということのをのびのび塩竈っ子プランの中に入れさせていただいてまいりました。ただ、東日本大震災が発災をいたしまして、保育需要についても想定以上の伸びがあったことも事実であります。これはそのとおりであります。そういった緊急的な事態に対応するためののびのび塩竈っ子プランで定めていた民間委託等の検討については一時凍結をさせていただいているということについては、議会にも明確にご説明をさせていただいてまいりましたものと理解をいたしております。

後段の部分につきましては、担当部長からご説明いたさせます。

○山本副委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま曽我委員から、保育所の保育需要の増加に対して具体的にどういふふうに対応していくのかというご質問を頂戴いたしました。

全体的な考え方については、ただいま市長から申し上げたとおりでございます。

新しいのびのび塩竈っ子プラン、平成27年度から31年度まで5カ年計画でございますが、これまでの出生数の減少傾向等を見ますと、それにあわせて保育需要も減少していくのではないかとということで、公立の2カ所のうち1カ所については廃止、もう1カ所については民間委託という考え方を当初盛り込もうとしたわけでございますが、震災発災後の保育需要の伸びを受けまして、この5カ年の中ではその民間委託と廃止は凍結していきましようという考

え方でございます。そののびのび塩竈っ子プランの期間中に、具体的に保育所の定数、年齢別の割り振り等についても改めて検討する必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

ご案内のとおり、ゼロ歳、1歳、2歳、低年齢児を受け入れる場合には、保育所の設備等の改修も必要とされるわけございまして、近々すぐというわけにはなかなかいかないのも現状でございます。そういった視点も踏まえながら、その5カ年の計画期間中に定員の割り振りも含めまして検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 大体いつごろまで、そういった公立でやるのか、あるいは塩竈市のほうのやつも含めて社会福祉法人なりに移行する、それはいつごろまでに立てようと思っているんですか。

○山本副委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいまご答弁申し上げましたとおり、その5カ年の期間の中でというふうにしか今のところは申し上げられません。しかし、保育需要の変動を見ますと、そのようなことも言っていることができないということもありますので、なるべく早く検討に着手してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 学童保育の例もありますので、やっぱりきちっとその辺は十分な説明とか、計画についても十分な議論をしてやっていくことが必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、やっぱり公立保育所の建てかえに国の補助がないというのは、学校を建てかえるときはあっても保育所にはないとか、そういった国の問題だと思います。私もよく厚生労働省に要望を持っていくんですが、その際によく発言するんですが、ほかの市町村から来た人は、そのことはあんまり問題にしないんだけど、やっぱり全国的に保育所が建設されてから40年、50年になるかどうかわかりませんが、そういった経過の中で、建物を建てれば当然それを建てかえるということが必要になってくると思うんですが、そういう点では引き続き市長におかれましても、機会を捉えてこういったことは必要なんだということをぜひ言っていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。これはこれで終わりたいと

思います。

次に、資料No.9の322ページから323ページ、収納率向上対策事業になっておりますが、資料ではNo.24の5ページで、滞納整理機構、職員1名を派遣して、同時に滞納額を宮城県地方滞納整理機構へ移管して収納を図ると。当議員団は、直接納税相談に乗るなど、やっぱり対応すべきだというこういう立場をとってまいりました。それで、何点か伺いたいと思います。資料No.24の5ページですが、平成27年度は、依頼件数が59件、依頼額が2,878万6,000円、実際に徴収した件数は40件、徴収額が658万6,000円となっております。公売額はゼロですので、つまり相談に乗りながら払っていただくようにしたんだと思いますが、差し押さえはしなかったというふうに捉えていいのか。そして、40件の徴収、40件の徴収額は、滞納整理機構が全部行った金額になるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 ただいまのご質問のありました、50件の移管件数のうち22.9%の収納率でございますけれども、その金額につきましては、全て機構のほうで徴収していただいた金額になります。

収納なんですけれども、任意納付もありますけれども、下のこの欄の4番目のところにあるんですけれども、任意納付と処分徴収とございます。この処分徴収の部分が差し押さえ等を行ったものでございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 差し押さえもあったということになるわけですが、生活や事業への影響が大きいものだと思っています。この差し押さえというのはね。手続などの配慮も求められますが、その際大事なことは、国税徴収法の基本通達に基づいてやっていくべきだと考えております。絶対的差押禁止財産などは、きちんと踏まえてやっているのかどうか、その点についてわかればお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 国税徴収法のほうで、例えば仕事に対して必要なものと、生活を侵すようなもの、そういったものは差し押さえの禁止財産となっております。そういったものに対しては、差し押さえは行っておりません。以上です。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 その辺は十分に気をつけられ、配慮されて対応されるよう求めたいと思います。

そして、本市議団は、多賀城などの、ほかの質問委員に対してのお答えでしたが、独自の取り組みをやっていると。そういうことも今回の委員会で述べられたわけですが、やっぱりこの滞納整理機構への移管収納をやめて、市が直接納税相談に乗るよう、改めてここで求めておきます。

続きまして、資料No.24、時間がありませんので、学校教育についてお伺いします。資料No.24の12ページであります。小中学校の教職員の超過勤務状況の資料を出していただきました。昨日も質疑があり、教育委員会では改善に取り組んでいくという旨の答弁をいただいたわけですが、1カ月80時間の教職員の人数ですが、文部科学省で言っている例えば過労死とか、この辺まではこうだよという規定があるのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 その文部科学省等での基準があるかどうかという問いに対してですけれども、国での基準というのはちょっと押さえておりませんが、私たちが調査しているものについては、一つは80時間超え、もう一つにつきましては、3カ月連続45時間以上の超過があるかどうかと、この2点について調査しております。以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 80時間以上だと、3カ月連続45時間以上というものが、一つのボーダーラインというか、なっているということはわかりました。

それから、引き続きこういった実態を私たちもお知らせいただきながら、やっぱり学校の先生たちが健康でいてもらわなければ、子供たちの教育にもいろんな問題も出てくると思いますので、この辺は十分気をつけて対応していただきますよう改めてお願いしておきます。

次に、13ページの市内小中学校ごとの不登校児生徒の心のケアと図書整備員の配置数です。これで見ましても、不登校児の生徒数、平成27年度、小学校では18人、中学校では72人。心のケアと図書業務員の配置を見ますと、小学校は全くなくて、中学校に1人ずつという、浦戸を除いても。下段に書いてありますように、心のケア及び図書整備員については、中学校を拠点として週5日のうち2日間だけ小学校に行っていただきますと。これで本当に図書業務や、あるいは心のケアの指導に当たれるんだらうかと。この状況を見まして、改めてそういうふうには言わざるを得ないのですが、教育長の答弁を求めておきたいと思います。

○山本副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 平成27年度におきましては、点検評価でもご説明申し上げましたとおり、緊急雇用の予算が打ち切られたということがありまして、苦肉の策といたしまして5人、中学校に派遣された分を小学校にも行っていただく形で対応させていただいたというところでございます。したがって、これでは不十分だということは篤と感じておりましたので、平成28年度につきましては、お認めいただきまして、各学校に一人ずつつけさせていただいたという経緯でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 平成28年度は全ての学校に配置がされているという状況は伺いました。もう少しその経過を見ながら、やっぱり実際に学校での心のケアの取り組みと図書整備員の取り組みとをもう少し私たちも調査しながら、まだまだ改善すべきことがあるのではないかと考えておりますので、引き続きよろしくお伺いしたいと思っております。

それから14ページです。各学校の図書冊数と廃棄冊数、図書管理システムの配備状況の資料を出していただきました。ありがとうございます。それで、本当によろやく全ての学校に新しい本が入ったと大変喜ばれております。それでこの廃棄冊数も明らかになったわけですが、これらを含めてそれぞれ小学校あるいは中学校、児童1人当たりの文部科学省が基準としている冊数とすれば、どの位置にあるのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○山本副委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 主要な成果に関する説明書No.9の255ページをごらんください。

今まで文部科学省で定める、そこに書かれております学校図書館図書標準というものを、我々量的には図書整備の一応目安としてまいりました。平成27年度、12校全てで100%を達成いたしておりますので、一応の目標は、量的な部分では達成できたのかなというように捉えております。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 基本的には達成できているというふうにお伺いしました。

それで今後の取り組みですが、わかったことは、毎年この学校図書については、交付金という形で地方自治体にそれぞれ予算が出されていると。それで、今までずっとやらないで今回急にこういったことで努力していただいたわけですが、財政課のほうにおいては、きちんとやっぱり毎年、やっぱり本というのは日進月歩で新しい本が出てくるわけですから、それら

を十分に踏まえて対応していただくように求めたいのですが、お伺いします。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 他の予算等含めまして教育費の中での図書整備費、その辺もしっかりと考えていきたいと思えます。以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 よろしくお伺いします。

最後になりますが、伊勢委員も触れられました、港町地区津波拠点整備の関係です。党の立場を伊勢委員は表明して、これはこれで終わったわけですが、ただ、やっぱり11億7,225万6,000円もかけて平成27年度決算された。あれは避難デッキですから、何か災害のときに使うものだというふうにはありますが、ただもう一つは、マリンゲートへの誘導策というか、それにもなると。交通安全対策にもなるという面も持っていたわけですが、実際、当初見込んだ通行人の状況というのはつかんでいるのでしょうか。

○山本副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 通行量調査等は、4月の開通以降、特に行っておりません。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我ミヨ委員 道路だからね、逐一するのもあれだということもあるけれども、ただ、観光で何人来たかとか、それから、あそこにある飲食店の利用だとか、いろいろあるわけですよ。そういった点で、やっぱりこの11億7,000万円というお金、どうだったのかということが市民にとっては関心事になるわけですから、それでこれから防災拠点ができて、そこに何か珍しくておいしいものがある建物ではないわけですね。やっぱりマリンゲートなわけですよ。そういう点で、私どもは、これはどうだったのかと言わざるを得ないということだけ申し上げて、あとちょっとありますけれども、終わりたいと思えます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 私のほうから、また質問させていただきます。

まず、資料No.9の主要な施策の成果に関する説明書と資料No.24を用いて質問させていただきます。

まず、資料No.24の105ページに書いてあります。ここに、105ページの一番下ですか。平成27年度塩竈市資源循環促進業務委託と、塩釜清掃センターに1,101万6,000円ということで委託

費が払われているわけですが、まずこの委託費の支払い支出について、監査のほうとしてはどのような監査をやられたのかお聞きしたいと思います。領収書等の突き合わせを監査のほうでやられたのか、その辺の確認をされているのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 この件につきましては、住民監査請求があつて、現在、回答はしておりますけれども、その後どのようなことになるかということで個別の案件になりますので、その辺についてはちょっとお答えしかねるという状況です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 これ決算の報告ですよ。決算の報告を監査がどうやったんですかと聞いているんですから、それに対して答えられないんですか。私は平成26年度までの話を聞いているんじゃないですよ。平成27年度の話をしているわけですよ。どうぞお願いします。

○山本副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 監査自体は通常の定期監査で見ておる事業でございます。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 通常の監査というのはどういうことなんですか。私、言いましたよね。領収書とかそういうものを全部チェックされたんですかと。それを聞いているわけですよ。通常だったら今までと同じで、まるっきり抜けているじゃないですか。そこをやったんですかと聞いているんですよ。

○山本副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 委託事業ですので、委託事業として完了検査というんですか……（「やったかやんないか聞いてるだけ。余計なこと要らないよ」の声あり）を、書類を、履行確認の書類等については見ております。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 私の問いにちゃんと答えてください。領収書等のチェックをしたんですかと聞いているんですから、してなかったらしてませんと言えればいいんですよ。履行確認だったら今までと同じじゃないですか。何もなんないでしょう。それでちゃんと監査として十分な注意を払ったということになるんですかということです。あとはいいです。答えなくたって。聞いても何もなりませんから。

それと、ここの随意契約をまだしているというところに、理由としては、平成22年からずっと委託していて、技術管理者が確立しているからだということが書いてあるわけですが、この技術管理者というのはどういう資格を持った方なのか、教えてください。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 技術管理者についてのお尋ねでございました。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条というところで、廃棄物処理施設の設置者については、その施設の維持管理に関して、技術上そういった業務を担当させるために技術管理者を置くということが義務づけられているということで、こちらのほうに規定されているものでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 その技術者という方は、どういう方なんでしょうか。例えば、この塩釜清掃センターさんに何人もいらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 基本的には、その施設にまず1名いるということが前提になっております。センターさんのほうでは、いろいろな技術管理者を持っている方いらっしゃると思いますが、ここでは工場に1名、そして中倉埋立処分場に1名ということで配置しておるところでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ということは、中倉と新浜町の焼却工場に各1名いると。そうすると2名いるということでよろしいんですか。それで、その方の資格というのは、いつごろ取ったんでしょうか。把握されていますか。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 清掃工場が、前、直営で運転をしておりました。あと中倉の処分場も直営で運転管理をしておりました。委託ということになりまして、工場のほうは平成18年にまず1班、4班体制のところを1班委託ということをやっています。中倉は全面委託を平成16年に行っておりますけれども、私どもの記録では、工場のほうの技術管理者は平成17年に技術管理者の講習等を受けて資格を取得していると。あと、たしか中倉は平成16年度に資格取得しているということで記録されております。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ということは、工場というのは、要は焼却、工場のあれで、運転のほうの方ですよね、これね。そうするとね。それで、この廃棄物、循環のやつは、これは中倉に所属している方がそれを担っているという考えなんですか。それとも中倉は中倉で、別に今まで業務してるから、別のそれをやっているということなんですか。そこのところをちょっと、業務分担のところをはっきりさせてください。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 資源循環促進業務は、まず焼却灰の運搬、そして中倉処分場からは可燃残渣、不燃から出る可燃残渣を清掃工場に運搬するという両方行ったり来たりの運搬業務をしているところでございます。

そういった中で、清掃工場につきましては、灰バンカーというところからそういったものをおろしたり、あるいはダイオキシン施設の灰固化施設からそういった焼却灰、飛灰ですか、そういったものを落としたりする際に、工場にいる技術管理者の指揮というか、そういうもとで行っていると。

中倉埋立処分場につきましては、あちらで破碎、リサイクルした可燃残渣が出ますので、それをローダー等、あと集約しておりますので、それは向こうの技術管理者の指導のもとでダンプに積んで、あと清掃工場のほうに持ってくるということで、そういった関係で行っているところでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 もう1回確認します。そうすると、この資源循環に関しての技術者は、専任ではないということですね。旧来の新浜町の焼却炉の技術管理者が兼務し、中倉では中倉の従来からやっている技術者が兼務しているということではないんですか。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 この運搬業務につきましては、それぞれの施設の技術管理者の指導という中で、管理の中で行うということで、そういった分の技術管理者の人件費も節約されるということでこういった業務で行っているということでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ただ、それは旧来の仕事の中に全部その技術管理者の人件費というのは入っているわけでしょう。改めて必要ないですよ。いいです、これは、ここまでで。

それで、まず27年度は1,100万円と、前年に比べて280万円ほど減っております。それで人は

ふえているんですね。3人から4人に。そういうふう書いてありますよね。ですから、これは人が減って、総体の金額が減ったというのは、どういうところにあるんでしょうか。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 前年までの資源循環は、確かに緊急雇用で被災求職者を雇用した3人で行っておりました。平成27年度につきましては、定員として2名の雇用ということでやっておりました。人員の入れかえがありましたので4というふうになっておりますけれども、ご理解いただきたいと思います。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ということは、4という書いてあるのは、実質は2人工であると。ただ、人員が4人いたという理解でいいんですか。それまで3人だったのを1人減らしたという考えでよろしんでしょうか。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 基本は今まで3名雇用していたものを、2名雇用で平成27年度は行ったということでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 としたら、この収支表というのを我々議会に出していただくことはできないんですかね。どうぞ、お答えください。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 この重点分野の雇用の中で、その履行確認の中で、県から示されている収支整理表については、いただいたもので整理しております。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 今お話ししたのは、していますではなくて、収支表等の資料を出してもらうことはできないんですかとお聞きしてるんです。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 収支表につきましては、今回の支払いの業務履行確認の書類に添付しておりますので、できるかと思います。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 じゃあ、できるということで考えていいんですね。じゃあまたよろしく、後でお願いいたします。それとあと、この主任技術者の方の、できれば何かそれを証明するよう

な書類等があれば、ちょっと提示していただければと思います。

そしてあと、平成22年から随意契約しているということなんですけど、これもずっと随意契約でやっていくということになると、随意契約というのは、1回やったらずっと継続するという感覚なんですか。やっぱり、前にもこの問題で、重点雇用の問題で、やはり入札すべきじゃないかということも一応提言したわけですが、そういう考えというのはないんでしょうか。というのは、ここでなければこの仕事ができない、まず基本に立ち返って、この会社でなければこの仕事ができないのかどうかということですよ。できる場所があるのであれば、透明性を確保するという意味では、やはり入札という形が一番好ましいのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の重点分野の雇用創造事業に係る委託業務というふうな形になります。平成27年度の事業については、基本的には平成26年度の事業で（「余計なことは時間ないからいいです」の声あり）（「静粛に」の声あり）雇用した事業については、継続して平成27年度も事業が採択できるというふうな規定がありましたので、前段ご紹介のあった事業については、そういった経過の中で継続して事業に取り組んだというふうな形になります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ですから、これもこの事業は、まだ今年度で終わるわけではないと思うんですよ。結局は職員減ったためにこの外部委託にしたということですから、これからも延々と続けるんですか、それとも、今後は入札を導入しようと考えているんですかということをお聞きしているわけです。ただそれだけのことです。それについてどうぞ。

○山本副委員長 内形副市長。

○内形副市長 業務委託の考え方でございます。

委員ご承知のとおり、技能労務職雇用につきましては、定員補充という形で今人事管理を進めてございます。そういう中で、今、議論されている業務につきましては、技能労務職中心の業務となつてございますので、基本的には業務委託というようなことで考えてございます。以上であります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 すいません。何言っているかわかりませんでした。もう一回、マイク通しては

つきり言ってください。

○山本副委員長 内形副市長。

○内形副市長 再度のご質問でお答え申し上げます。

この業務につきましては、今後とも業務委託というような方針で捉えてございます。以上であります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 随意契約でやっているから、入札はしないんですかと言っているのに、業務委託と考えていますという話はないじゃないですか。答えちゃんと答えてくださいよ。

○山本副委員長 内形副市長。

○内形副市長 大変失礼いたしました。

本件につきましては、随意契約で当初行っておりますが、この業務が競合するような企業あるいは業者が存在するならば、これにつきましては競争入札というような形になるかと思っております。以上であります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 この資格については、市内の業者でも同業者で持っているところもあるようですから、そういう形で、やっぱり透明化を図る意味で、ちゃんとやっていただければなど。そうするといろいろな勘繰りをしなくて済むわけですから、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。

次に、同じくリサイクルの話なんですが、資料No.9の193ページです。これもプラスチックの容器等のプラスチックのリサイクル事業ですか。資源化対策事業ということで年間1億3,800万円という費用がかかっているわけですが、例えばこの中で包装容器のプラスチックのリサイクル、瓶のリサイクル、いろいろリサイクルされているわけです。ということで、例えば、資源物の売り払いというのが、円グラフの中にはそれでトン数が書いてあるわけですが、例えば新聞が524トンあったよと。段ボールが1,422トンあったよと。じゃあこのそれぞれの資源を幾らで売ったのかということが、これで見てもわからないものですから、例えば新聞、段ボール、鉄類、これについて3点だけ、ちょっとどのくらいの平均単価で売られたものなのか教えてください。そして、どこの業者に売っているのか教えてください。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ただいまリサイクルの関係で質問いただきました。

資料No.8、決算書ごらんいただきたいと思います。その48ページでございます。これの右側の一番下段のところに雑入ということで、項目と備考欄がございます。このうちの一番上の再商品化合理化拠出金というのがございます。これは、プラスチック製容器包装、資料No.8でございます。

○山本副委員長 資料No.8のページ数47、48ページ。

○菊池産業環境部環境課長 それと、4つ下の有償入札拠出金、これはペットボトル関係の収入ということでございます。これにつきましては、国の主導で行っております全部リサイクル、プラスチック製容器包装とやっていますので、日本容器包装リサイクル協会のほうに最終的に売却しているという形になります。

その一番下、資源物払い下げ料で744万3,265円とあります。これにつきましても、これはちょっと内訳がございまして、瓶や缶、紙、これが696万5,217円。次に、中倉埋立処分場の粗大ごみで出ますスクラップ関係の売却ということで41万2,646円。あと、小型家電ということで6万5,402円。これで744万3,265円ということになります。こちらにつきましては、小型家電につきましては、これは環境省の実証事業で行ったもので、認定事業者である三井物産さんのほうに売り払いしているということになっております。

あと中倉のスクラップにつきましては、これは二市三町で行っています塩釜地区資源化事業協同組合さんのほうにやっておるところでございます。瓶、缶、紙も同様でございます。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 リサイクル協会さんということでしたけど、これは入札で決めているんですか。それともリサイクル協会だけですか。外部の業者は入れてないんでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 プラスチック製容器包装につきましては、これは先ほど申し上げたリサイクル協会が全国で認定している工場のほうに塩竈市が申し込んで、向こうが指定する工場に入れているということで、そういった意味では1者で契約という形になっております。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 私聞いているのは、プラスチックだけではなくて新聞紙、段ボール、鉄類があるわけですけど、それはどうなんですか。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 すいません。説明が漏れました。

いずれも単価契約を結ぶ中で、その単価に基づいてその充用で売り払い収入を決めて歳入と、この歳入としておるところでございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 大事なりサイクル品ですから、単価契約もいいんですけど、ちゃんとそれなりの入札をしてやったほうが、私は還元される金額がふえていくんじゃないかなと思うんですけど、その辺については、単価契約というなら、幾らで契約しているのか教えてください。

○山本副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 すいません。単価契約と申しますのは、単価の入札という形で行っておりますが、すいません、ただいまちょっと手元に細かい資料ありませんので、後ほど回答させていただきます。よろしくお願いします。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 契約と言ったり、入札と言ったり、1者しかやってないというのは、1者じゃ入札にならないじゃないですか。それ入札って言うんですか。役所の場合は、入札に1者しか来ないと、1者でも入札だということになるんですけど、ただ、こんなの買うのに、どこだって応札しますよ。まとめて、コンスタントに出てくるんですから。そういうことをちゃんと透明性を高めるためにやっていただきたいと思います。ですから、後でその数字を教えてください。よろしくお願いします。単価ですね。

その次、同じく資料番号は9でページ数が144ページ、水産振興に関してお伺います。一応ここにはブランド化ということがうたってあって、予算がついているわけですが、残念ながら1桁違うような気がするんですけど、54万円と。そのうちブランド化事業が24万円使いましたと。じゃあ24万円で何を、どういうブランド化事業をやったのか教えてください。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ブランド化事業についてご質問いただきました。

ブランド化事業で今回取り扱いましたものは、三陸塩竈ひがしものに関する部分でございます。こちらの県内のイベント等の参加でありますとか、あとは広報PR活動というようなことで、こちらの24万円の分を補助金として交付しております。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 わかりました。そうすると、仙台に行って1回やったとか、あとどこかほかに行ってやったという程度の活動なわけですか。そこの辺どのくらい、1回どういう形で行ったとか、どこに行った、ここに行ったとか、何カ所行ったとか、ちゃんと明確に答えていただけませんか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの補助金の使われ方ですけれども、実際にはひがしものの開始式のイベントにおける備品代ですとか、その会場にかかった分の費用、また、ひがしものの広告用のポスター、カレイ釣り大会のときのひがしもののPRのための景品、東京で行いましたイベントの中でひがしものの広報をしたもの、あと、水産経済新聞等への広告掲載等そういったものにかかった費用になっております。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 それは、24万円の中でそれだけやったんですか。それとも、54万円も含まれているんですか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは、市の補助としては24万円でございます。それ以外には、この事業を受けていただいた協議会のほうで、2分の1の補助ですので、上乘せをして全体でやったことということになります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 じゃあ、一応24万円の中で今の事業に補助を出したという理解でよろしいわけですね。（「はい」の声あり）

それで、まずこの三陸塩竈ひがしもののブランド化による販売促進とか販路開拓をここであっているわけですけど、そうするとこの過去の5年間のひがしものに該当する魚の水揚げというんですか、メバチの、何本で何キロあったというような統計はとられていますか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ひがしものの統計については、毎年、買受人組合さんのほうでまとめておりますけれども、すいません、過去5年分を今私はここで数字を持っておりませんでした。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 じゃあ、わからないということですね。そうすると結局、例えばひがしものの

販路開拓します、販売促進しますといっても、このひがしものというのは限られた資源なわけですね。そうすると、販路開拓、販売量増進とうたえる商品なのかどうかということが、一番大きな問題だと思うんです。うたったはいいけど物はないという状況だってあるわけですし、やっぱりおいしさということをPRして、できれば仲卸で、東京に出すのもいいですけど、仲卸に来て、地元の方々にできるだけおいしいものを食べていただくような、そして、少しでも高く売れるような仕組みをつくっていかないと、なかなかこの数量が倍にも3倍にもならないわけですから、限られたものですから、そういう戦略もきちんときめ細かくしていかないと、ただ単にブランド化、ブランド化、量販ということ言っても、なかなかその実態にはそぐわないのかなという気がいたします。

そして、いつもこのひがしもの以外にブランド化についていろいろ出てくるわけですけど、第二のひがしものは、何か産業環境部としては用意しているんですか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 昨年度の取り組みの中で、マグロ以外の取り組みとして、塩竈に今、冷凍のキンメダイがかなり数量が揚がっておりますので、その冷凍のキンメダイに着目をしまして、キンメダイレシピコンテストというのを去年させていただきました。数社新聞などにも取り上げていただいた経過がございます。これは、県内の、まず高校生と大学生とか専門学生と2部構成にしまして、そちらのほうでキンメダイを使った創作料理というような形で作っていただいて、決勝大会はショッピングセンターの塩釜ガスさんのキッチンをお借りしまして、そちらのほうであそこのエスカレーター前のところでイベントをさせていただきましたという経過がございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 ちょっと的外れてるのかなと思いますね、ブランド化とはね。それは、ただ魚食普及ですよ。冷凍キンメダイというのは、別にここだけに入るわけではないです。全国どこでも入っているんですから。だから、そういうきちんと商材の特徴を見きわめて、やっぱりブランド化というものを考えていかないと的外れになります。ただ塩竈で作っているからというだけで売れるわけでもないし、やっぱりここでしか揚がってこないものをどうやって商品化していくかということですから、そこのところでブランド化を構築していかないと、ただ塩竈産だけではブランド化というのは非常に成り立ちにくいと思いますので、そういうところをぜひ注意して、ブランド化をもうちょっと、ずっと上がっているんだけど、ひがし

もの以降はもう10年たっているけど出でこないわけですよ。ですから、業界の人たちも考えてはいるんでしょうけど、頭のいい役所の方々ですから、ぜひその辺真剣に考えていただいて取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、同じく資料No.9のページ154、浅海漁業の振興ということで、続いてお聞きしたいと思います。一応220万円という決算額になっているわけですけど、これについて漁業後継者の人のために浦戸ステイ・ステーションが完成したわけです。ところでこの浦戸ステイ・ステーション、1名の方が地域おこし協力隊の方がいたという話をうろ覚えで覚えているんですけど、その後、その希望者が出たのか出ないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 1名の後にさらにもう1名、ノリ養殖ということで、今実習を終えて、正式に取り組んでいる状況でございます。また、寒風沢のほうにも、まだ本格的ではございませんが応募がございまして、支援にこれから島の方々と取り組んでいく予定でございます。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 わかりました。ぜひ継続的に取り組んで、これは今、いろんな浜でこの取り組みしてますよね。結局、浜間の競争になると思います。ですから、いかにこの塩竈の地区が魅力があるのかということを発信していかないと、なかなかこの地区に来ていただけないのかなと。

先日、浅海漁業者の方の総会がありました。それを見ますと、4億9,000万円ですか。浅海漁業者の水揚げがですね。そうすると、その4億9,000万円が、じゃあ何人の方でそれだけ上げているのか。そうすると1人当たり幾らとかと出てきますよね。そうすると、そういうところから、今、年収200万だ、300万円だ、ワーキングプアだと言われている方々いっぱいいる中で、そういう1人当たりの収入がこれだけあるんですよと、見込めるんですよというようなことも情報発信すれば、もうちょっと来る方も出てくるかもしれませんので、そういうことを情報発信していくことが必要なのかなというふうに思いますので、せっかくなので、施設なんですから、やっぱり有効に活用していただければと思います。

そして、この施設は、例えば先日も私お話ししましたが、外国人をここの施設に入れるということは、例えば外国人でこういった漁業をやりたいとか、研修したいとか、受けたいとかいう方が出てきたら、受け入れができるものなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○山本副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 この地域おこし協力隊、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、外国人だからということで、条件はきちんと島のほうに住所を置いてもらうとかさまざまな条件がありますが、そういった条件をクリアしていただけるのであれば大丈夫かと思いますが、なお、ちょっと制度上、県のほうにも確認しながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 わかりました。急な話なので、その辺は確認して返事をいただければと思います。

それと、同じ資料No.9、ページ158ページ、旅客ターミナル管理運営事業ということで2万9,000円の予算がついていて、6,000円の決算額であったということが載っているわけです。評価としては、成果としては手段のほうはB、成果もB、効率性もBというふうに評価がされているわけですが、たった6,000円の事業でどうやってこういう評価が、B、B、Bと続くのか、ちょっと私は理解ができないものですから、その辺を詳しく説明いただきたいと思っています。

○山本副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 旅客ターミナル管理運営事業につきましては、基本的には指定管理者制度に基づいてこの事業は実施しております。塩竈市から指定管理料は支払いをしておりませんので、基本的には資金的な部分はないというふうな形になります。一部、事務費として、我々商工港湾課のほうで使った部分として、例えばコピー代とかそういった部分について6,000円の支出をしたというふうな形になります。

評価については、基本的には前回もご答弁申し上げましたけれども、今年度も何とか黒字決算をできたというふうなことがある中でB評価というふうなものを並べさせていただいたというふうなことになります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 そうすると、決算が黒字だからBだと。来館者は前年比14%減であると。当初の役目を果たしていないわけですね。それとテナントの床稼働率は2%減ではおさまっていますと。しかし、このテナントさんの売り上げはどうなっていますか。ふえているんですか、減ってるんですか。ふえていれば、それなりの効果はあったんだろうと思います。減っ

ていれば、じゃあ指定管理者何やってんのということになると思うんですよ。いかがですか。

○山本副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 テナントさんのほうの状況については、大変厳しい状況について報告されております。私どものほうで各テナントのほうと、実は指定管理者のほうの平成27年度の基本協定を結ぶ際に、ヒアリングを実施させていただきました。その中で特に言われたのは、松島の水族館が移転したというふうなことに伴って、マリゲートのほうの、いわゆる旅客船を利用する方々の来客数が大幅に減っていると。そういったことを受けて、売り上げについてはかなり減っているというふうなことで伺っております。そういったことがありますので、成果のほうにも課題として書かせていただきましたけれども、28年度からは我々商工港湾課のほうの職員も入って、イベントとかそういったものを企画しながら、何とか集客増を図っていきたいというふうに考えております。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 何とか集客力を確保したって、課長、それで約束できますか。ねえ。水族館移転すること決まってもうしばらくたつわけですよ。だったら、前からわかっていることなんですから、それなりの対策を、指定管理者であれば、それなりの対策を立てて、いざなったときにちゃんと現状を維持できるぐらいの努力をしていくのが指定管理者の役目だと私は思いますよ。その中でずっと延々と指定管理者は同じところに出しているというところにも、何度も言いますが問題あるわけですよ。300万円利益出ました。9億円の累積損があります。前は1,000万円です。9億円、300万円は何年かかりますか。300年ですよ。そういうレベルですよ。だから、そこのところをきちんとやらないと、このマリゲートという施設が、本当にだめになっていくんじゃないかと思う。あそこに避難所ができたって、人は来ませんよ。そういうものじゃないんですから。ただのお荷物になる可能性もあるわけですよ。ですから、そういうところまで含めてどうするんだということを本当に真剣に考えていかないと、ただただ経費がかかるだけで、無用の長物になってしまいかねないわけですから、そこのところをしっかりと考えていただければと思います。

それともう一つ、最後に同じ資料No.9の174ページ、まちづくり交流施設事業というのがあります。ここには335万円、残金が1,000円ということですが、この交流施設事業というものは、契約方法はどのような形でやっていたのか、それと決算書等の経費のチェック方法をきちんとやられているのかお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 まちづくり交流施設の事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、こちらに決算額335万8,000円とありますが、この中の主なものとい
たしましては、ここの施設の管理運営があります。そこにつきましては、NPOみなとしほ
がさんのほうに随意契約をいたしております。残りの微々たる金額につきましては、電気
代とか水道代とか、維持管理の費用となっております。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀勝利委員 私の問いに答えないんですね。領収書等をちゃんとチェックしてるんですか
ということをし、それにただちゃんとしてますっていうだけでいいんですよ。

○山本副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 すいませんでした。領収書等の確認はしております。以上です。

○山本副委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、9月23日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号
の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時19分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年9月21日

平成27年度決算特別委員会委員長 西村勝男

平成27年度決算特別委員会副委員長 山本進

平成28年9月23日（金曜日）

平成27年度決算特別委員会

（第4日目）

平成27年度決算特別委員会第4日目

平成28年9月23日（金曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君

水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理部監	千葉正君
会計管理者 兼会計課長	小林正人君	市民総務部 市政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
水道部 水業務課長	菅原秀一君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから平成27年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

初めに、去る9月21日開催の決算特別委員会において答弁漏れがありました内容について、当局より発言の申し出がございましたので、これを許可します。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 一昨日の一般会計決算特別委員会におきまして、志賀委員からご質問を頂戴いたしました環境課と水産振興課に係るものに関しまして、答弁漏れがございました。両課にまたがるものでございますので、私から一括してこの場でご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、環境課に係る質問でございましたけれども、再資源化対策事業におきまして資源化されたもののうち、新聞紙と段ボール、そして鉄類の売り払い単価のご質問でございました。いずれも平成27年度につきましては、1キログラム当たり2円という形で単価契約をさせていただいております。

次に、水産振興課に係る質問において、平成23年度から平成27年度までの5カ年間ににつきまして、三陸塩竈ひがしものの認定をされた本数及びその同じ期間の、毎年9月から12月になりますけれども、この期間のメバチマグロの水揚げの本数、これについてのご質問でございました。平成27年度から順に申し上げますと、平成23年度のメバチマグロの水揚げ本数が1万8,275本のうち、三陸塩竈ひがしものとしましては450本、平成24年度がメバチマグロが1万5,042本、うちひがしものが662本、平成25年度がメバチマグロが1万2,880本、うちひがしものが562本、平成26年度のメバチマグロが1万659本、そのうちひがしものとしましては500本ちょうど、最後の平成27年度メバチマグロが1万2,100本のうち、ひがしものの認定本数が524本でございました。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、これより特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。それでは、平成27年度の特別・企業会計について、私のほうからご質問をさせていただきます。

まず初めに、市立病院からお願いいたします。資料番号23の1ページをお開きください。この資料番号23の1ページには、伊藤市立病院事業管理者の「初めに」という文章が出ておりますが、その中からいろいろお聞きしたいと思っております。

文章の、上から7段、8段目ですが、地域医療構想会議の中で、病床の機能分化、特に急性期病床から慢性期病床へ、そして在宅へのシフトが議論される中で、特に回復期病床が不足しているとの見解がございました。そこでお尋ねしたいのですが、昨年市立病院におきまして、6月から42床を地域包括ケア病床として設置しましたが、現在その状況はどのような状況か、お尋ねいたします。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 それでは、お答えいたします。

昨年6月から地域包括ケア病棟というのを立ち上げました。実は、その前から病床としては10床ほどでやっておりましたが、42床ということで、一般病棟を地域包括ケア病床にしました。これは「7対1病院」からの受け皿、それから院内から在宅、家に帰る場合の急性期医療を終えた方をそこで支援していく、リハビリ等をしながらいくということで、病院内における入院期間が60日まで認められているというところがありますので、それを有効にしようということで始めました。

ベッドの稼働は当初は低かったんですが、おおむね90%前後ぐらいでは稼働しております。その月によりましていろいろ変動はありますけれども、多いときは満床近くなったりするということで、この病棟は、今後はやはり宮城県の地域医療構想においても非常に不足している病床です。急性期が非常に多くて、今は回復期が少ない状況で、おそらくこれは2025年に向けては、各病院もやはりこういうことをやっていかないとなかなか大変かなということで、私は理解しております。以上でよろしいでしょうか。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、そういったわけで、地域でもこれからますます不足を

していくであろうこういった病床に関して、市立病院では先駆けて段取りを組んでいるということに、大変敬意を表しております。

それで、市立病院は離島を抱えている環境から、早くから訪問診療のほうも、看護ということに力を入れていきますし、また近年では、介護施設に対しても訪問診療を行っておりますけれども、その中で、今在宅でみとりをするという動きがふえてまいっていますが、市立病院ではどのように対応されていらっしゃるのか。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 在宅医療は、非常にこれも大事な部門でございまして、うちも最近なかなかふえてまいりまして、一番直近のところでは、今九十数名ぐらいいまにふえてまいりました。訪問診療は、私もお邪魔しますけれども、午前、午後と先生方が順番で、先生方が全員参加という形に一応してございまして、地域医療福祉の担当者がもちろん責任者にはなっておりますけれども、先生方で皆でかわりばんこに行くということで、みとりもうちではやっております。昨年からは緩和ケアの先生がいらっしゃいまして、がんのみとりも今は少しずつふえてまいりました。そんな関係がありまして、患者が家でお亡くなりになりたいとか、うちで家族にみとられたいと、そういう希望者には病院では常に応じまして、先生方が行って、最期の確認をするという形で運営しております。もちろん緊急時の、ぐあいが悪い場合においても対応できるようにしております。一応、在宅療養支援病院ということになっておりますので、みとりをしっかりやっていかなければいけない、それから緊急時も対応しなければいけないと、そういう体制です。

ただ、今は在宅患者がふえてまいりまして、最近ではなかなかちょっと訪問に行く先生方の1人当たりの軒数が多くて、なかなか大変だなという感じがしております。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。地域内でもこの在宅医療を積極的に行っているというのは、市立病院だけではなくてほかにもそういった病院がございまして。今、24時間体制と管理者がおっしゃったように、マンパワーが大変必要だと思っておりますが、今後このような対応はどのようにお考えでしょうか。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 委員がおっしゃるとおり、確かにマンパワーが必要なんです。例えば、2025年に向けては、仙台医療圏で在宅患者がたしか1万6,000人ぐらいになっていました

かね、そのうち8,000人ぐらいは訪問で行くような感じになっていまして、非常に会議でも話題になりましたけれども、先生ばかりではなくて看護師も含めて、全部の、マンパワーが果たしてできるんだろうかということがいわれておりました。確かに病院でもそういう問題を抱えてはいますけれども、とにかく皆で参加して訪問しようという取り組みをしていますので、特定の人だけに負担がかかるのではなくて、常勤でいらっしゃる先生方皆で協力する。さらにまた、そういう在宅だけを担当して、それに少し力も入れてもらえるようなスタッフもふえていければいいかと思いますが、現状では、今いる中で皆で力を合わせてやっつけよう、まだまだできる余裕はありますので、そこはやっていきたいと思えます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に24時間体制だと思いますので、ぜひその辺は皆さんのほうも気をつけていただいて、対応していただきたいと思っております。

次に、同じく1ページの中で、下段のほうでありますけれども、今回C型肝炎の治療薬、大変高価な治療薬をお使いになって、そのために前年度より入院収益も6,400万円、また外来収益が1億900万円ですか、増加したとありますが、ただ、この肝炎治療の薬品が、お薬の費用が大変かさんで、経営収益の黒字が達成できなかったとございます。

今後、どのような見通しなのか、経営的な状況をお聞かせください。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 確かに高い薬でございまして、1錠5万円ですか。3月までは1錠8万円ぐらいの額で、非常に高く、それを12週間飲むわけですから、計算しますと相当な額で、今現在でも、5万円になりましても月だと150万円ぐらいいたします。すごい薬で、差益が数%ぐらいはあるかとは思いますが非常に薬剤費が多くて、なかなか病院としても収益はあるんですが支出面も大きい。現在でも、外来で10名程度が使いはしておりますけれども、でもこれは非常に効果のある薬ですので、ほとんどもう九十数%の方が治癒していくということがありますので、いずれは淘汰されてなくなっていくと思えます。

ですので、やはりそれに頼った医療というのはできませんので、最初の話に戻りますが、地域として我々は急性期医療、回復期のさっきの包括ケア、それから慢性期、在宅をやっていますので、やっぱりそういうところを充実させていくという、特に包括ケア病棟におきましては、いろんな大きい病院からの受け入れも非常にできるものですから、最近もいろんなところからの紹介もふえてまいりましたので、やはり通常の医療といえますか、薬に頼らない医療、そう

いうものに特化して、薬がなくなってもできるような体制にしていきたいなと思っております。
以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 次に質問することを今先にお答えをいただいたような気もしますが、それでは、今宮城県でも地域医療構想、これはまだ完全に結論は出ておりませんが、市立病院でもそれを踏まえて、今後の市立病院の果たす役割、今大体お話しいただいたようにも思いますが、なおそういったことについて、詳しくもう一度確認しておきたいと思っております。お願いいたします。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 地域医療構想は間もなく決まると思うんですが、うちは今度新しい平成28年度からの改革プランをつくりまして、中間答申の形では一応出させていただいております。我々としては、ある程度先を見ながら進んできたところがあります。県、国とかの方針では、とにかく慢性期、回復期をふやしましょうと言っています。宮城県においても、回復期病床を10年後には今の数の3倍ぐらいはふやさなければいけないという計算になっております。たしか3,800床ぐらいになっていましたかね、今は1,100床ぐらいしかないんですけども、そういう方向になっていて、急性期を減らしていく方向となっています。

当院としては、いろんな取り組み、急性期から回復期、それから療養病棟を持っていますので慢性期から在宅と、ほかの病院にはないそういう特色を生かして、医療を続けてまいりたいと思っております。以上です。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 大変ありがとうございました。今後ますます市立病院の地域に果たす役割が大きくなってくると思いますので、ぜひその辺を頑張ってくださいと思っております。

次に、水道事業についてお聞きいたします。資料番号13の10ページからお尋ねいたします。

この建設改良の状況ということで、下のほうに老朽管更新事業とございます。この老朽管更新事業、国の生活基盤施設耐震化等交付金によって、市内の4路線で配水管布設替工事を行ったとありますけれども、この交付金は現在、前年度に比べてふえているのか、減っているのか。また、今後の見通しはどのようになっているのかお聞きいたします。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 浅野委員の質問にお答えをいたします。

耐震化交付金の関係でございます。この事業は、通常は国庫補助事業で4分の1という国庫補助事業をいただいて施工しておりました。昨年から水道管の耐震化交付金というふうな名称が変わりまして、若干、七、八%補助率が悪くなっております。全体額としては、震災復興関係の予算、あとは新しい新規事業の予算というふうに増額はされておりますが、私どもが今やっているのは平成17年度の4分の1の旧制度の国庫補助の利用をしておりますので、一定程度この平成30年までの期間を終了しないと、新しい制度に移れないという形になってございます。ですから、震災関係が一定程度落ちつけば、また国庫補助金が前のような形になるというふうな見通しを立てておりますが、今は災害復旧関係の事業のほうに国庫補助金が動いているというふうな形で、この事業については若干下げられてきている見通しだと認識しております。

以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

優先的には震災復興がまず最優先だという考えで、認識でよろしいのかと思っておりますけれども、この震災復興のほうも5年半がたちまして、どの程度回復しているのか、その点おわかりでしたらお聞かせください。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 震災復興の関係については、一番最初に震災があつて3年間、これは通常災害といっておりますが、これは100%終了してございます。ただいま事業として立ち上げてやっているのが、沿岸地区の特例災害という形の水道の復旧をしてございます。こちらについては、大体進捗が今のところ全体を含めまして40.5%程度の進捗があります。状況的には、当然水道管については埋設管になりますので、いろいろな道路の形態、あとは土地の関係がございまして。そういった部分が復旧のおくれている、一番の進んでいない要因となりますが、そういった部分が進んでくれば、当然水道のほうの進捗も進むと思われまして。

以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、資料No. 9、93ページをお開きください。93ページの介護支援ボランティア活動事業についてお尋ねいたします。

この事業、施策の実績を見ますと、平成26年度から始まりましたが、昨年度は登録数も61か

ら109にふえ、また協力の介護施設も17から19にふえているという状況でございますけれども、どのような広報活動がされているのか、その辺をまずお聞きいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 介護ボランティア制度について、お答えいたします。

介護ボランティア制度は、業務をシルバー人材センターにも委託してございまして、シルバー人材センターで新聞をつくっていただきまして、シルバー人材センターの会員の方にお配りしていただいたり、あるいは事業所などにお配りをしていただきながら、広報活動をしてございます。また、制度の発足時には市の広報などにも載せさせていただいておりますし、ホームページにも掲載をさせていただいて、広報をさせていただいている状況でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これは宮城県初の事業だとお聞きしておりますけれども、まだまだこの事業を知らない市民の方、また高齢者の方もいらっしゃいます。うちのほうから聞いてきて大変いい事業だとか、また、この事業が発足したときはさまざまなマスメディアでも取り上げられ、そういった記事も私も目にしておりますけれども、それから2年がたち、やはり今こういった状況でちょっと落ちついているのかなと思っておりますが、そういった意味で、今おっしゃった後方支援以外にやはり一般的に当局のほうでも広げていただきたいと思いますけれども、その点どのようなことをお考えなのか、まずお聞きしたいと思っております。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

今委員からご指摘のように、制度が2年たちまして、会員登録の方も109名とふえてきておりましたが、まだこれから広報の必要があるのではないかとということで、市でも広報にまた載せさせていただいたり、チラシ、ポスターなどをつくりながらシルバー人材センターのほうと連携して進めていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

シルバー人材センターのほうでも一生懸命担当の方たちがご苦労なさっていると思いますが、特に私たちの部分では、健康なとか元気な高齢の方がたくさんいらっしゃって、それこそ市老連の活動をされている方々にも、こういったことを広くお伝えしたいと思っております。

また、NPOを立ち上げている方々もいらっしゃいますので、ぜひそういったところ、民生委員とかそういった方々からも情報を得て、一面的なところではなくてあらゆる団体の方々にもお声がけをして、この事業があることをお知らせしていただいて、皆が元気になっていただければと思います。

そこで1つご提案なんですけど、先ほどシルバー人材センターでは新聞を発行しているというふうなお話がありました。ぜひ、これをボランティア活動をなさった方の感想とか、施設側の方の感想、そういったものを掲載して定期的に出されてはいかがかなと思います。ぜひこういったことを、多く市民の皆様にもやっているということを知っていただくのも大変重要ではないかと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今、委員からご提案いただきました、先ほどお話をいただきましたように、まずはいろいろな機会を通じてPRをさせていただきたいと思います。それから、ニュースのほうに登録者、活動している方の感想、施設の方の感想というお話もいただきました。この辺りも検討させていただきながら取り組みをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどお聞きしたかったんですけども、現在も協力していただいている施設が19施設あるということがございますけれども、市内に介護施設、またさまざまな施設がございますが、全部で何施設あるのでしょうか。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

今このボランティア制度の対象になるような施設と申しますと、訪問系ではなく入所だったりあるいは通所に通っていただくような施設でお手伝いいただいている状況でございます。そういった施設ですと、今市内で40施設ほどございます。そのうちの19施設という状況でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 わかりました。ぜひそういった40余りある施設、本当に施設の方々もいろんな意味で大変なことで、やっぱりボランティアの方が行っていただいて一緒にお話をさせていただいた

り、また将棋とかそういったゲームの相手をしていただいたり、時には車椅子を押していただくというふうに、さまざまなボランティアの仕事もあるようでございますので、ぜひそういった施設の方々にもこういったボランティア制度があるんだということ、特にことしからは、たしか2万円になったんですね。そういった意味で、全国でも大体5,000円ぐらいが普通ポイント、お金にすると5,000円ぐらいなんですけれども、破格の2万円というのは多分全国どこでもないと思います、市長。ぜひそういった点もアピールしていただいて、多くの方々がより元気で皆さんのお手伝いができるといったような事業に参加していただければ、ますます塩竈市のご高齢の方も元気で、そして生きがいがあって、またそういった意味でさまざまな医療にもかからずに済むというようになっていくのではないかなと思っていますので、ご期待申し上げます。

それでは、同じ資料9の365ページをお願いいたします。

365ページの、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業と、新浜町杉の下線道路事業、この2点についてお聞きいたしますが、大分今工事も進んでまいりまして、区画整理のほうはもう既に新しく家を建てられている方もいらっしゃるようです。そこで、この区画整理事業と道路事業の現在の進捗、それから今後の見通しについてお尋ねいたします。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 浅野委員にお答えいたします。

藤倉地区の区画整理事業は今大変進んでおりまして、4月から宅地の引き渡しも始まっている状況でございます。宅地の引き渡し率といたしましては、一応平成27年度の決算の中で、主要な施策の成果でも書いていたんですけれども、平成27年度には残念ながら0軒ということになかなか進捗率が進まなかったんですけれども、4月に4軒、9月に7軒ということで、11月にはさらに11軒を引き渡しするというのを、今順調に引き渡しを進めておりまして、年度内には29軒全てのお宅に宅地をお返しできるという状況でございます。

進捗率といたしまして、事業費ベースといたしますと、全体の区画整理の進捗率が、全体で7億4,000万円ほどの事業費があるんですけれども、現在70%程度の進捗率、発注率と完成率はほぼこちらは同じなんですけれども7割ぐらいまで進んでいるという状況でございます。以上でございます。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。道路事業についてはいかがですか。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 道路事業につきましては一般会計のほうに入るんですけれども、よろしいでしょうか。（「わかりました」の声あり）申しわけございません。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

藤倉の区画整理事業がこのように順調に進んでいるということをお聞きいたしまして、大変安心いたしました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 次に移ります。伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私からも何点か特別・企業会計について触れさせていただきます。

1つは、資料No. 9の363ページのところにある北浜の区画整理事業について、平成27年度決算が示されております。そこで、理解を深めたいという意味合いもございまして、この区画整理事業について1つ、3. 11の震災前の世帯なり工場数がどのぐらいあっているのか、まずそこから確認させていただきたいと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 北浜地区の震災前の状況でございますが、住宅系で17軒ほど、工場事務所で24軒、あわせて41軒ほどあったと確認してございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 すると今回の決算で、事業は恐らくまだ道半ばなのかなと思いますが、移転補償というのかな、要するに減歩をしてどのぐらいまでの軒数で取り扱いが進められているのか、今後のいわばそういう減歩も含めて、それぞれ住宅あるいは工場等の張りつき方がどうなるのか、先の見通しを示してください。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 北浜地区は区画整理事業で整理しておりまして、現在区画数といいますか、51戸を整備しようということで進めております。51区画でございます。そのうち、住宅系が22でございます。工場事務所系が10ということで、その他まだ決まっていないところで19の部分がございます、合計51の区画数を整理しているという状況でございます。何軒か今動いているところもあるんですけれども、今のところはまだ、住居系につきましては災害公営住宅をつくっているあの辺りが住居系でございます、天然の盛土をしている辺りを含めましてあそこが住居系の仮換地場所になりますので、まだ住宅の張りつけは行われて

いないという状況でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そうすると、この事業そのものの最終年度は復興期間の中での事業の見込みなのか、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 まず、私どものほうでは区画整理事業で基盤整備等を完成させまして、あとは地権者の方がご自分でそこに再建、移転をするという状況でございますので、まだどの方が再建をしてどの方が未定ということは、ちょっと全体像を把握していないという状況でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。そうするとそうですね、なかなか大変かなという感じはします。

そこで、先ほど未定が19というふうにお答えになったと思うんですが、決まらない理由といえますか、そこら辺の要因についてはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 かなり進んでいる状況ではございますけれども、まだ工場等の移転補償が玉突き補償といえますか、移転になっておりまして、前の方がお移りいただけないと次の方が移れないという状況がまだ解消されていない状況でございます。最終的に最後の地権者の方が移る場所が、今、前の住宅が解体されましたので、これが終わりましたら早急にその方が移ってきていただけるような段取りになっているという状況でございます、これが移りますとかなりあの辺の形が見えてくるかなと思っております。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。玉突き移転ということでの対応ということで、条件が整うのかなと思います。

そこで、先週ですね、先週というかこの間、改めて現場を見させていただいたんですが、前のほうの、北浜の護岸のほうは県で防潮堤は整備されておって、これはいつごろまででしたっけ、今年度いっぱいでしたっけか。

○西村委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 済みません、資料No. 9の156ページ、一般会計のほうの県事業になりますけれども、平成29年度が完成予定となっております。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 失礼しました。

それで、この間見てきたときに、そういう完成の度合いがだんだん目につくなということで、平成29年度ということのようですが、ちょうど真ん中ごろ、工場があるところですね、比較的2軒ぐらいの工場が北浜の区画のちょうど真ん中ごろのところにあるんですけども、防潮堤があり、盛土をしているという状況はわかるんですけども、ちょっと2つある工場のところとの関係で差があるというか、その辺がどのようになっていくのか、今建っている工場そのもの、操業している工場の関係とか盛土の関係とか、どのような整理の仕方をして、安心して工場が操業できるのかと、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 お答えいたします。

この工場地区の街区につきましては、ほぼ盛土工事、造成工事は終了しているという状況でございます。この地権者の方々にご相談させていただきながら、すりつけにつきましては、周辺の道路につきましては、まだライフライン等が整備されていない状況がございますので、ライフラインが終了いたしまして道路が完成したときにすりつけを行っていくということで、地権者の方とお話をしてどういった形でということで調整させていただいているという状況でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そうすると、ライフライン等の整備と、そしてすりつけ道路というんですか、そういうものの見込みとございますか、この辺ですよというのを大体見通しを示していただければと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 上水道、下水道、雨水工事いろいろございまして、年度内完成を目指してはおるんですけども、若干その辺いろいろな状況がございますので、早めに工事を終わらせて、あとは路盤まで整備いたしまして、すりつけも含めて早期に完成したいというふうに努力しております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしく願いをしたいと思います。これはこれで終わらせていただきます。

次に、国民健康保険について何点か触れさせていただきます。主に使うのは、資料No. 19というところになるのかな。それから……資料No. 24ですね、ごめんなさい、失礼しました。24の19ページのところから、まず触れさせていただきます。

19ページのところでは、滞納理由が触れられています。19ページは滞納理由、それから17ページのところでは、国民健康保険税の調定額、収納率、未収額収納率、不納欠損額、こういうものが触れられております。次の18ページのところでは、資格証明書の発行状況ということで触れられております。次に、20ページのところでそのモデルケース、二市三町の国民健康保険税の所得に占める割合等々ということで触れられております。

最初にこの17ページのところから確認をさせていただきたいと思います。この間、これを見ますと平成23年度の調定額でいいますと、14億三千六百数百万円何がして、収納率が、収納額です、収納額がこれだと1億円か。

○西村委員長 11億円。

○伊勢委員 ごめんなさい、ちょっと字が見えなかった。約11億円ですね。11億8,671万四千何がして。当時比較してみると、調定額との関係では、調定額と収納額でいうと2億5,000万円ほど差があって、一方でその現年度で調定額で見ると、約13億2,000万円、収納額が約11億8,000万円、未収額が約1億3,951万円、この分で、調定額と収納額の差が縮まったというふうになっております。そこで、こうした調定額あるいは収納額の関係で、差が埋められたというところからちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 収入額その辺の改善についてのご質問かと思えます。

確かに、平成23年度の調定額に対して収納額11億8,600万円ほど、平成27年度も11億8,000万円ほど、調定額に対して収納額の割合が大きくなっておりますので、その収納額の隣の隣の収納率のところですね、こちらの数字が大きく改善しております。平成23年度は現年度収納率82.62%だったものが、平成27年度につきましては89.43%に改善しております。こちらにつきましては、滞納整理といったものを進めておまして、そういったものが今成果になって出ているものと考えております。以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。収納率が向上したというのが平成23年度以降の推移なのかなと思います。

そうしますと、この間、平成24年度以降でそれぞれ引き下げを、新年度も含めると過去4度の引き下げを行ってきたという経過がございます。市議団としても引き下げをすべきだと、そうすれば収納率も高まりますよというような意味合いでのさまざまな質疑をしてきた経過があるんですが、やはり一番大きいのは引き下げを図ったというところでの納めやすさ、ないしは議会でもこれまで8期だったものを、何期でしたっけ（「12期」の声あり）12期ですか、払いやすいような仕組みにしたとこういうふうになっておりますが、そこも含めてトータルで考えればそういうものの反映だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 お答えいたします。

そういった税率の引き下げのいわゆる納めやすさ、それから納期がふえたことによる1回当たりの金額が下がったことによる納めやすさ、そういったものも確かにあろうかと思えます。ただ、滞納繰越のほうを見ましても、収納率は改善している状況にありますので、やはり何と申しますか、処分できる人間、収入ですとか財産のある方に対して毅然とした態度でそういった処分を行っている、そういったところが大きいかと考えております。以上でございます。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 向上という点では、滞納繰越なども15%、平成23年度から比較して平成27年度を見ると29%ですかね。ごめんなさい、全体の収納率ですね。滞納繰越の収納率でも15%から29%とこういうふうに向上がしている。そうすると、そういった会計を全体としては収支上も整えさせている傾向は、いわばこの収納金額の上でも収納率でも見当たるのかなと思えます。

一方、19ページのところで滞納繰越の理由が示されております。そうしますとこの滞納理由を見ますと、生活困窮というのが国民健康保険の滞納の方々には大変多いのかなと、上のほうですね、「事業不振及び失業」で見ると構成比で約24%あって、それから収入不安定で約45%、小計で71%というふうになっております。これは、特に塩竈市の場合は高齢化率も高いですし、全体の構成しているところで見ますと、実は決算特別委員会で示された資料No. 22ですか、このNo. 22を見ると、比較的全体としては所得金額が150万円以下の世帯が全体の構成の約66%を占めているような構成割合になっているようなんです。そうすると、この国民健康保険を納めているの方々、納入している方々の関係で低所得者層が多いのかなという傾向が見当たるんですが、それでよろしいのかどうか確認させてください。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険につきましては、加入者の方全員何らかの軽減はありますけれども、かかるようになっております。例えば市県民税ですと、一定以下の方ですと非課税というものがあつて、収入がない方ですと税金は基本的にかからない形になるんですけども、国民健康保険に関しましては、そういった方でも7割軽減のかかった均等割、平等割、その部分は最低かかる形になります。そういったこともありますので、やはり構成的には所得の少ない方はふえるというような形になろうかと思つてます。以上です。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。

そこで、こういう傾向を見るという場合に、やはり平成30年度を目途に県の一本化の話はあるものの、実際その国民健康保険税の引き下げが、全体としては収納のさまざまな取り組みは図られつつあつたのは理解するところですが、さらに引き下げを図って納めやすい状況をつくり出すという点で、これは政策的な提言なので、一概にここでこうしましょう、ああしましょうという話にはならないんですが、その辺の当局としてのお考えはあるのかどうかだけ、確認させてください。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員から国民健康保険税の今後の推移についてというご質問でありましたので、お答えをさせていただきます。

おかげさまで、平成28年度からもさらに6%強の引き下げをさせていただいております。これは、平成28年、平成29年の2カ年間ということで、対象者の方々にはお願いをいたしているところでありまして、平成30年以降につきましては、県一本化になるものと我々は判断をいたしております。したがつて、県一本化になりました後に、この国保税についてどういった取り扱いがされるかということについては、まだまだ不透明の状況にあります。そういった状況を精査した上で、改めて検討させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうことも含めて2カ年という話でございます。

そこで、資料の関係でいうと同じ資料No.24の20ページのところに、モデルケースとして二市三町の国保税額と所得に占める割合というのが、平成23年度から平成27年度にかけて、管内

二市三町ですね、触れられております。これを見ますと、引き下げを図っていること自身については、これまでの当局側のさまざまな対応方については評価はしたいと思いますが、しかし平成27年度塩竈市で見ますと、これはモデルケース、平均値といったらいいんでしょうかね、そういうところでの比較なので、そこで見ますと、例えば所得に占める割合が19.2%、38万3,100円ですか、モデルケース等々に比較するとその状況になっております。それをほかの、例えば多賀城市との比較でいうと、平成27年度17%、松島町16%、あとは16%、14%とこういうふうに、やはり管内二市三町との関係でまだ高いのではないかとこのところが見受けられますが、そこも含めてのいわば関係なので、こういった近隣の市町村との、何と言いますか、共同歩調というか、その辺のお考えはあるのかどうか、確認させてください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 近隣二市三町の共同歩調の件については、お問い合わせについてはお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険税につきましては、国民健康保険の被保険者の医療費に連動する形で最終的な算定をするということになります。ですので、各自治体によりましては、医療費にばらつきというものがございます。特に、塩竈市に関していいますと、県内でも1人当たりですけれども3番目から4番目の医療費水準で推移しているところがございます。したがって、単純に比較いたしますと、どうしても近隣市町と比べますと高くなるという傾向があるということをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 資料No. 22の3ページのところで私も見させていただきましたが、確かに塩竈市は医療費の関係でいうと高いほうなのかなとは思いますが、それでも、やはり国民健康保険税を引き下げてほしいという声は市民的な声でございますので、ひとつ取り組み方については引き続きの議論と対応を進めていただきたい。後半に小高委員からも質疑があると思われしますので、財政調整基金については触れませんので、私どもの裏づけとなるのはこういうところではないかということも踏まえて、この範囲にとどめさせていただきます。

最後に、資格証明書の関係でちょっと確認させてください。

資料No. 24の18ページのところの資格証明書の発行について触れられております。全体としては、83件でしょうか。私どもとしては、資格証明書発行はやっぱりすべきではないということが1点、それからもう1つは、窓口のとめ置きはやっぱり改善すべきではないかということ

でのこれまで見解や捉え方をしておりましたが、今現在この資格証明書並びにとめ置き等々についてどのように対処し、今後どのような対応をするのか、お考えなのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○西村委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 国保の資格証明書につきましては、国民健康保険法の規定に基づきまして実施されております。本市でも事務取扱要綱を定めまして、本来の国保税の納期内納付が難しい世帯を対象にして実施しております。

資格証明書の発行世帯につきましては、納税相談ですとか納税指導に一向に応じない場合、取り決めた保険税の納税方法を全く履行しないとそういった場合など、納税のための努力がなされていない世帯に限って発行しているような状況にあります。こちらの18ページの資料、83件に対して資格証明書を発行しておりますけれども、納税相談に応じた場合、資格証明書の発行を取りやめまして、短期証ですとか一般証の保険証を交付しております。今現在と申しますか5月末ですけれども、83件から51件に資格証のほうは減少しております。

それから、いわゆる短期証のとめ置きの状況ですけれども、短期証のほうは3カ月証というのを640世帯に昨年の9月の更新時期に対象としておりました。その後、ことしの6月1日の状況なんですけれども、83世帯が未受領の状況です。しかし、こちらのほうは取りにさえ来ていただければいつでもお渡しできるような状況になっております。また、18歳以下の方、高校生以下の方につきましては、6カ月の短期証を発行してまして、それは郵送でお送りしておりますので、そちらのほうはご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ひとつ、それぞれ納められない、納めきれない、それでもそういった納税をしっかり対応していただいて、ぜひともこういった資格証明書がなくなるということも含め、とめ置きも先ほど件数が減っているという報告がございましたので、これはひとつ窓口相談、納税勧告ですかね、奨励について、引き続きやっていただきながらということ。基本はやっぱり資格証明書発行はしない、とめ置きはしないというところがこの国民健康保険税の取り扱い等々についての考えですので、我が市議団としての対応方はそういうことを引き続き求めていきたいということを確認させていただきたいと思います。

続きまして、市立病院会計について触れさせていただきます。先ほど浅野委員から市立病院等について触れていきました。そこで、参考になるのは、一番いいのは先ほど言った市立病院

の資料No. 23のところ、病院事業概要というところを踏まえて、これは何点か、地域医療構想にかかわって確認をさせていただきたいと思います。

先ほど浅野委員からも県の地域構想で触れられておって、先んじて地域医療構想等々について踏まえながら、このベッドですか、改めて161床のうち地域包括ケア42床と、そして一般病床81床、これは3ページのところに触れられておって、療養病床が38床、計161床というところになって、いろいろと病院経営そのものについて対応していますよという話はございました。

そこで、それはそういうことを踏まえつつ、宮城県の地域医療構想の全体像、たしか私どもも承知しているんですが、病院長自身も、伊藤先生自身も地域医療構想の委員として参加されているので、特に仙台圏の必要とするベッド数、それからこの地域医療構想で今掲げている病床数、全体としてはどんなふうな枠組みになっていくのか、その辺をちょっと示していただきたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 地域医療構想のお話を申し上げます。

地域医療構想というのは3つの大きな柱がありまして、病床機能分化、あるいは連携を進めていくこと、それから在宅医療を充実させていくこと、あとは医療従事者の確保、育成と、こういう3つの柱からなっています。そして、今現状のベッドを各病院で病床機能を報告いたしまして、その機能を保険診療点数で高度急性期、急性期、それから回復期、慢性期という形に4つに分類しております。それによって、将来の人口推計に基づいて必要病床がどれぐらいいるかという形であります。

宮城県の病床数は、2025年にしますとほぼ大体1万5,000ぐらいで、全体では1万5,000なんですが、仙台医療圏でお話し申し上げますとほぼ大体1万3,000ぐらいの病床数ということで、ほかの地域はせいぜい2,000床ぐらいになります。その中の分類が、やはり高度急性期においては2015年が2,900程度だったのが、2025年には1,700程度、急性期が7,000ぐらいから5,000、2,000ぐらい減ります。それから回復期が1,100ぐらいから3,800ぐらいとふえる形です。慢性期におきましては2,500程度という形で、2025年における病床の機能は大体そのような形でなされております。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 仙台医療圏の関係ですね。そうしますと、この二市三町7病院関係の病院長会議というのはいろいろと持たれているというのは前々から承知はしておるんですが、そこら辺の議

論なり、あるいはそれぞれの二市三町公立病院としての役割、それからほかの病院ですね、民間等々の関係で、病床はどういうふうな形態になっていくのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。今現在わかる範囲でいいんですが。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 広い範囲での仙台医療圏という形ではありますが、この地域で見ますと、やはり急性期が多いんじゃないかという感じが出ます。やはり回復期病床は少ないという形で、この地域においてもそういう傾向になっていまして、やはりこの地域だけでの修正ということではなくて二次医療圏の中でのものですから、仙台を含めての範囲内の修正になりますが、この地域だけ見ても今申し上げたとおりの結果になっています。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そうすると、これはそういう傾向が出てくるであろうということのようですが、最終答申が11月ごろ、10月でしたか、それで、実際に構想そのものの実施が11月ごろということになるんですか。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 概要が我々の手元にも送られてきておりますけれども、大体ほぼ確定、新聞紙上にも掲載されておりましたが、ほぼもう確定して、あとは県の審議会の中で最終的に確定と、間もなくだと思います。

○西村委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 ぜひ、この地域医療の中で唯一の公立病院としての役割を引き続き、地域医療構想そのものについての議論や対応はありますが、ぜひ市民の命を預かる病院として使命を果たしていただくことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 まずは、先ほど伊勢委員から質問があった北浜の区画整理事業について、お聞きをしたいと思います。

先ほどの話で、概要とか問題点については玉突き移転というような話も出ました。そのほかに問題点、難儀していることはないのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 北浜の区画整理事業の問題点ということで、今着々と進めておるところでございます。なかなか玉突きの移転ということで、いろいろ難しい状況

だったんですけれども、何とかめどが立ってまいりまして、次の移るところまで行くところになっております。

ただ、最後に残っている地権者の方が、今なかなか次のところに、いろいろ郊外地区等も含めて検討していたということもあったんですけれども、最終的にはこの区域の中で移転することになりましたので、そこも含めて今最終的にどうやって移転していくかどうかを検討しているという状況です。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。次に、藤倉の状況はどうなのか、状況は近くですから通って見ているんですが、問題点が……。

○西村委員長 済みません、資料No. 9の何ページですか。

○鎌田委員 資料No. 9の365ページですか。

○西村委員長 ありがとうございます。

○鎌田委員 それで、問題点ですね。あのエリアについて順調に進んでいるのか、問題点があるのかないのか、どういった点で何をしているのかですね、その辺の実態をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 藤倉の区画整理事業についてでございます。

この4月から順調に宅地の返還が始まっておりまして、この9月に4軒の家宅の引き渡しをしたという状況でございます。11月には11軒、1月には残りをお引き渡しをして、29軒を年度内に全部お引き渡しをできるような状況でございますので、何とか順調に進んでいると見ております。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。では、次に市立病院についてお伺いをしたいと思います。

○西村委員長 資料番号23でよろしいですか。

○鎌田委員 資料No. 23を中心にいきたいと思います。

先ほど2名の委員から質問があったわけですが、その中で、まずは資料No. 23の1ページ目の「初めに」という部分です。

先ほど1名の委員から、ここの8行目から、会議において病床の機能分化、特に回復病床がどうのこうのと、そして最後に、それから1、2、3、4行目に、なお一層の医療、介護の連

携やネットワーク化が求められていますということでこの部分については締められているわけですが、先ほどこういった話も若干あったかと思うんですね、紹介をいただいているとかそういった話も先ほど回答の中であったわけですが、これについて、具体的にまとめられたこのネットワーク化、それから連携という項目から、どういう対応に今進んでいるのか、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 私のほうからお答えいたします。

これからの医療というのは、1つの病院だけで関係するものではないということがあります。やはり地域包括ケアシステムといいますか、そういう中で動いていくという形があります。医療、介護の連携と、医療の連携で申しますと、我々近隣の病院、二市三町内の病院、それから仙台市内の病院、いろいろ連携室等にお邪魔したりしまして、患者のやりとりといいますか、急性期が終わった方、あるいはもうそろそろ地元で診療したいという方を当院で受け入れると。だから、今問われているのは、そういう地域連携室というか、その機能で今動いております。現在、包括ケア病棟はそういう患者が非常に多く紹介されてくるようになって稼働しているところでございます。

それから介護との連携、これは地域連携サロンというのを病院で3、4カ月に1回ぐらいやりまして、介護施設の方あるいはケアマネジャーの方とかに病院にお集まりいただきまして、そこで例えば感染症の話、それからリハビリの話とか栄養の問題、さまざまなことを地域のそういう施設の方にもいろいろ病院のほうでお話をする、そういう形で連携する、そして施設でぐあいが悪くなった方とかをいつでも病院で受け入れていく形とか、そういう連携ですね。だから、病院との連携、医療との連携、あとは地域の開業医の先生方との連携も非常に大事なところございまして、そこもおきまして連携を、いわゆる紹介患者を自由にいつでも受け入れるとか、あるいはCT、MRIは今減っていますけれども、それをもっとスムーズに見れるような方法はないかとかを病院内で検討して、今やっているところであります。以上です。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。

次のページの2ページに移るんですが、将来像、それから基本理念等が書かれているわけです。1ページにわたって記載をされておりまして、私が議員になってから毎年こういった決算のたびに病院事業の概要ということで出されていて、毎回同じ内容といいますか、掲載をされ

ているわけですが、定めた将来像、それから基本理念ですか、定めた時期はいつなのか。10年以上もちろんたっているわけですがけれども、いつごろだったのか、いつごろで結構ですので、厳しいことは言いませんので。

それから、これをただ掲げているだけではあまり意味がないので、こういった場面でこれは使われているのか、それからこれをいわゆる病院内の働いている人たち、医者それから看護婦、事務員がおられるわけですがけれども、これはどの程度周知をされているのか、どういうところで目にさらされて、皆さんが納得してこれを掲げて心の中に思っているのか、そういったところをちょっと知りたいんですが、いつから、それからこういった場面で使われているのか、全員に周知はされているのか、そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 将来像、このところはいつからかということですが、これはいろいろ文面は変遷して変わってはきていますが、最初はやはり平成12年ごろから始まっているということで、この文面を見てもわかりますように、いろんな新しい項目もふやしてきています。急性期から今現在の在宅、それから病院の最後のところには病棟の改修とかいろんなところを入れながらきていますので、おおむね大体その辺です。それから、職員に対してということですが、いろんな会議を通して病院としてのあり方、そういうものも含めて、毎月の会議、あるいは先生方を集めての会議とかでいろいろ周知しているところでございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そうすると、病院内全員といいますか、職員それから医者、看護婦、そういった方は全員が周知しているという考えでよろしいのでしょうか。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 おっしゃるとおり、病院のあり方ということもここには記載しておりますので、病院として取り組むことは、やはりこの書いている大事なところなんです。これはうちの病院だけではなくていろんな面に共通する面もありますが、常にこういうものを念頭に置き、皆に意識させながら仕事をしているということです。以上です。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 いろんな会社がありますけれども、やっぱり朝礼の席では必ず理念を皆で唱和してスタートするとか、そういったところがありますけれども、そういったことではなくて、いわゆるそれではないわけですね。私はこういったものって、もちろんしみついてくるもので、訓

辞をされるというか、そういった雰囲気をつくり出して、職員もそうなんだということで、いわゆる言葉から入ってそしゃくして、しみていくものだと私は思うんですけども、そういうことがあって初めて効果が出てくるんじゃないのかなと私はちょっとそういった解釈をするわけですけども、いろんな会でも、自分たちの持っている理念を会のスタートで唱和してスタートするとかというのがあるわけですけども、具体的にそういったことはないですね。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 その下にあります病院としての院是のところがありますね。非常にここが大事なところだということは、これはいろんな各部署に、あるいは看護婦、それから私の部屋にもありますが、こういうものを掲示して、信頼、貢献、誠意なくば成り立たないということですので、これを基本に診療をやっているところであります。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 より一層ですね、悪いことを書いてあるわけではないし基本的な考え方かなと思いますので、より一層しみるように工夫をされることを期待をしております。

次に、5ページ目に入ります。

ここで病院のいわゆる改革ということで書いてあるんですが、沿革ですね、ちょっと目も悪いものですから、こういうふうなテーマで、テーマといいますかタイトルで書いてあるわけですけども、この中でちょっと部分的にお聞きをしたいんですが、まず1つは、1945年に廃止された旧多賀城海軍共済病院の医療などを譲り受け、というふうになんか書いて、本町に市立病院を開院したと、それが47年には現在地に移転したというふうな表現になっていますけれども、多賀城のどの辺に、どこにあったのか。それから、経緯としては譲り受けたということですけども、形的にはですね、どういったというその細かな経緯をもうちょっと知りたいなという、ただ単に譲り受けてスタートしたというだけではなくて、多分何か意思があったはずなんですよ、塩竈市としては公立病院を持ちたいとかね。そういうところとか、あとは1972年から1973年に、ここに結核病棟25床を減床して東病棟が竣工したとあります。いわゆる減床をさせながらも結核病棟を、ここに病棟をつくっているわけですよ。そういった経緯とか、わからなければいいですよ、わかることがあればちょっと教えていただきたいなと思います。

○西村委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 大変古いお話でございましたので、ちょっと私どものほう

では、いわゆる旧多賀城の海軍共済病院からの移管とかそういったところの場所辺りは、済みません、大変申しわけございませんが把握してはございません。

ただ、現在の病棟のほうですが、ここに記載がございます1959年、昭和34年というところに、西病棟を鉄筋コンクリートに改築したと、14床を増床していくと、この辺から現在の病床というのが建てられてきているという現状でございます。その以降でございますけれども、その後には1973年、昭和ですと48年ですか、現在の東病棟、それから1984年には外来棟ということで、一番古いものと56年を経過している病床を有しているという状況になります。結核病床等もこれまでやってございましたけれども、今現在としましては結核、それから透析関係は実際は今はやってございません。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。かなり古い話ですからね、そうなんだろうと思いますが、わかったらなと思いました。

6 ページに移りまして、ここからは2006年に伊藤先生が8代目の院長先生として就任されているわけですが、これ以降についてのことでちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、ここでオーダリングシステム運用開始と、ちょっと私はこの言葉というのはあまり聞いたことがないんですが、このことについてどういうことなのか。それから次の2007年には、これは私も名前は聞いているんですけど、院内ボランティアとして「かもめの会」が発足して活動しているということですが、この辺のことについて簡単にお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 オーダリングという、先生方が診察したときに薬の処方を入れる、あるいは検査をオーダーする、要するに前は紙で書いて全部いっていたわけです。それをある一部分、パソコンの画面で処方をして薬を出していくと。そうすると、そのまま紙にぼんと印刷されて出てきますので、それをある薬局から患者にお渡しする。それから検査のオーダーですが、それ以前はどの検査をするのにもこういう紙に我々チェックしながら全部やったりしていたわけです。それが今は、画面の中で肝機能の検査、膵臓の検査をこういうふうにするという形で、それがオーダリングシステムで、さらにいいますと、これがもうちょっと進むと、もうペーパーレスのいわゆる電子カルテということに進むと。今その一歩前の段階ということなんです。

それから「かもめの会」ということでございます。これはボランティアの方で、外来で再来

受付機がございます。そこをいろいろ手伝ってもらったりとか、あとは病院内のいろいろ、事務の方と一緒にちょっと手伝っていただくとか、そういうボランティアの集まりでございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。じゃあ伊藤先生は画期的なことをやられてきたなと思います。

次の質問ですけれども、今度は32ページに移ります。ここで、皆様の声というところでいろいろ整理をされています。どのぐらいあったのか、若干内容についても大きな区分でくくられておりますけれども、これをやはりもちろん整理はして、これはいいなと意見を貰っているのはもちろんいいんですが、その後の活用方法がやっぱり一番問題になるというのか、重要だと思うんです。ですから、お客さんのお声を聞いて、そのニーズに対応していくというところかなと思うんですが、これをどのように活用されているのか、対応されているのか、処置といえますか、これで改善はどういうふうに行われているのか、現実にかなりこれによる改善点があるのか、その辺の、この皆様のお声を使っての状況について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 皆様の声についてということでございますが、感謝のお言葉もいろいろございますが、やはり接遇等でいろいろ患者さんからお叱りをいただくこともございます。それに関しましては、我々の管理者会議というのがございまして、その中にいろいろ資料が回ってきてまして、それで我々も認識いたしますが、こういう投書があった場合には、すぐに担当部署でその患者さんにお答えする文章を書いて、それを還元していくという形です。なかなかもちろん職員のいろんなところがあります。先生方を含めてのそういうこともあります。先生方に関しては、我々から直接伝えて改善させるとかそういう形で、それからいつも病院内にも掲示しておく、まあ感謝の言葉が多いんですが、いろいろそういう形で、常に、すぐに対応するという形で、問題あるケースにおいてはすぐに私のところに来ますので、そこで対応策を考えていくということでございます。以上でございます。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。でも、これを病院内で見るだけだと思うんですが、若干スーパーやらの中では、苦情やら要望が寄せられたそういった手紙についてはそのまま掲示をして、それに対する回答などもそこに掲示しているというところも見受けられるんですね。そういった対

応は考えてはいないのか、いるのか、そこまでするほどではないのかなとか、かえって掲示することによって問題になるかなというところもあるのかもしれませんがね、その辺の考え方を
お聞きしたいのと、あとは、私は市民から市立病院のことについて手紙をいただきまして、直
接伊藤先生に持っていきお会いしに行ったんですが、伊藤先生はお忙しくて会えなく
てほかの方に託したわけですが、その後の回答として、私に来るのではなくて議長のほ
うに来ていたということで、何だろうなというね、そういった流れとしておかしいんじゃない
のというふうに思ったりもしたんですが、そういったいわゆる対応の流れは万全といえますか、
問題はないと考えているのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 皆様の声に関しては、病院に入りまして左のところに掲示してある
場所がございますので、患者様のお話になっていること、あとは病院の対応で、一度ごらんにな
っていただければと思います。玄関のすぐ左のところでございます。さまざまな苦情等に関
しましては、やはり病院の中で医事課、あるいは医事課長などが中心になりまして、対応は常
にやっております。なので、病院としてはどんな問題でありましても、病院に直接来たものは
その中ですぐ対応しておるところでございます。以上です。

○西村委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 苦情処理とかご相談も含めてなんでございますけれども、
苦情処理はまず一番最初にその状況を確認させていただいて、その後にできるだけご本人に直
接お会いしてお話をお伺いするというふうにしております。ただ、苦情をお出しになる方にあ
っては、なかなかご本人が会っていただけないというケースもございまして、そういった方につ
いては文書等でご連絡を申し上げるとか、あるいは最近ですと情報公開の申請手続とか、そ
ういった公的な流れ、手続によって、その方にご理解を深めるという流れをとっております。

以上です。

○西村委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 こういった声を寄せていただくということは、やっぱり気にとめているわけですか
ら、私はいろいろ信頼関係を結ぶチャンスだと思うんです。ですから、そういったことも十分
に利用していただいて、よりよい病院運営につなげていただきたいと思います。

最後に、資料No. 24になりますけれども、ちょっと私たちの会派で資料要求をしているんで
すけれども、60ページですけれども、市立病院の事業繰入金ということで一覧を上げていただ

きました。今はちょっともうお聞きをしてもここに入ることはないのかなと思うんですが、平成21年、それから平成27年度まで整理をしていただきましたが、ここの中に表示されていない医療収入について、ちょっとわかるのであれば平成27年は何ぼでしたよとか、平成26年は何ぼでしたよとか、わかるのであれば今教えていただければ助かりますし、わからないのであれば後でも構いませんので、よろしくをお願いします。

○西村委員長 ご答弁をお願いします。鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 失礼いたしました。今のご質問は収益的収入に係る繰入金という形でお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。（「医業収入。ですから、わからなければ後でまとめて構いません」の声あり）医業収入……（「わからなければ後で」の声あり）繰入金という形ではなくて医業収入という……（「今の純然たるお客さんといえますか、患者さんが来てですね、それがわかればということ」の声あり）

○西村委員長 売り上げということじゃないの。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 いえ、申しわけございませんでした。繰入金のほうをちょっと考えておりましたので。医業収入という形であれば、決算書のほうでお答えさせていただきたいと思います。資料No. 12の15ページをお開きいただきたいと存じます。

15ページの事業収益に関する事項ということで、平成27年度医業収益Aの欄がございます。こちらの平成27年度の医業収益でございますが、29億901万1,102円というところが医業収益金となっております。なお、内訳といたしましては、入院の収益として15億1,296万9,803円、それから外来収益7億5,537万8,422円というところが医業収益という形になってございます。以上となります。

○西村委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 失礼いたしました。変遷がわかるような資料ということになりますと、同じ資料No. 23の34ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに平成22年度から平成27年度までの医業収益の一覧となっております、上のほうに病院事業収入、医業収入とございます。平成22年度が25億3,700万円ほど、ずっと横に追っていただければ、平成23年度、それから平成27年度までというふうな一覧になってございます。こちらでご参照できるかと思えます。よろしくお願いたします。（「どうもありがとうございます」の声あり）

○西村委員長 よろしいでしょうか。（「終わります」の声あり）はい。山本 進委員。

○山本委員 それでは、私から2件お尋ねさせていただきます。

まず1点目は、認定1号の中の下水道事業特別会計についてです。資料No. 9、323ページから373ページについて質問させていただきます。

この中で、雨水対策として下水道事業計画に基づきまして、10年確率52.2ミリ対応を目指して現在事業が進められておるところであります、全体的な進捗状況はどのようになっていますか。まずお尋ねいたします。

○西村委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 進捗状況についてお答えいたします。

まず、災害復旧事業ですけれども、こちらのほうにつきましては、まず査定額ということでございますけれども、全体で約130億円の査定額を受けております。そのうち、平成27年度までで約70億円が進捗していると。残りは北浜地区ですね、北浜地区が約40億円となります。進捗自体は70%ということになります。

続きまして、復興事業でございますけれども、復興事業につきましても、復興交付金ということで復興庁から市に対して交付を受けているという状況でございます。こちらにつきましては、合計額が約140億円になります。現在これにつきましては、契約ということでさまざまな工事をいろいろな地区で発注しておりまして、全体で113億円ほど契約をしておる状況でございます。この契約率が、先ほどの交付額と割りますと、84%ということが現在の契約率という形になります。

さらに、今契約している状況、工事の出来高で申しますと、約72億円ほど上がっているという状況で、こちらのほうを割り返しますと約69%という形の現在の出来高ということになっております。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 監査意見書にもありますように、現在震災復興交付金等を使っての執行率が69.73%と出ていて、さらなる執行への努力を望むという監査意見がつけられておりますので、なお計画どおり進捗することを期待するわけですけれども、おかげさまで最近の温暖化に基づく異常気象でも、いわゆる冠水の常襲地帯といわれているところでも、港町、貞山通、北浜の一部ということで、過去の水害に弱い町塩竈から、そういう意味では水害に強いまちづくりが着実に進められているのかなと見ておるわけでありませう。

ただ、私としては、その中で特に心配されるのは、中央第2ポンプ場、中央第2貯留管、中

の島地区における下水道の中の中央放流渠、それから越の浦地区における雨水ポンプ場等の、いわゆる復興交付金を使つての、あるいは効果促進事業を使つての事業が進められておりますが、一方ではいわゆるアセットマネジメント、維持管理は大丈夫なんではないかということが一番懸念されます。したがいまして、財政当局にお聞きしますけれども、財政計画の中に、いわゆるこれは特別会計の審査ですから、下水道事業における維持管理経費というのはインクルードされていますか。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

財政課で毎年作成していますいわゆる収支見通しの中でございますけれども、下水の分につきましては操出金という形で計上させております。下水のほうとの数字等については、調整をしながら毎年計上しているものでございます。以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ご存じかと思えますけれども、今、総務省のほうでもこの維持管理問題が将来的には全国の地方自治体の財政を圧迫する1つの大きな要因になるだろうという懸念が表明されております。特に、いわゆる貸借対照表でいうところの有形固定資産における経年劣化、資産劣化といいますか、そういった中に対して、やはり維持管理経費というものが大きな比重を占めてくるということが懸念されます。その財源対策として、それでは今考えられていることは何を考えていますか。お尋ねします。

○西村委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 将来の維持管理を考えまして、例えば例を挙げさせていただきますと、今回発注をいたしました北浜の災害復旧におきまして、北浜の調整池のほうに貯留池をおきまして、そこから藤倉第2ポンプ場に排水をするわけでございますけれども、300ミリのポンプを4台置かせていただいております。これは、大口径のポンプにすれば1台とかで済むわけでございますけれども、更新、それから入れかえ、そういったことを考えて、経費がなるべくかからないようなポンプの選定、台数、そういったものを考えて将来の維持負担、少しでも長く整備したものを使うといったような配慮をさせていただいておりますし、点検口とか、調整池にたまったものをより安い経費でかき出せるような点検口の配置、そういったものについても検討させていただいた上で、現在築造を進めているところでございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ありがとうございます。

ちょっと前後しますけれども、維持管理経費、将来の負担ということで、まずこの初期投資に対する建屋の部分での経費は何%ぐらいと見ていますか。それから、ポンプを初めとした機械類の維持管理経費は初期投資の何%程度と試算していますか。どちらでもいいですけれども。

○西村委員長 佐藤下水道課長。失礼しました。

○佐藤建設部下水道課長 パーセンテージというご質問でございましたけれども、今現在築造しております中央第2ポンプ場、こちらのポンプ場ですけれども、今現在想定しております維持管理費、経費ですけれども、まず平成26年度、平成27年度の各主要なポンプ場の実績がございます。ちなみに中央ポンプ場の平成27年度の維持管理費、人件費を除く電気代、燃料代、汚泥処理費等がございますけれども、こちらの主要なポンプ場を合わせますと、約1,800万円ほどということになります。そのうち、中央ポンプ場が約600万円ほどということになります。今現在は、こちらのほうの中央ポンプ場の600万円の実績ベースを元に、新設されるポンプ場の維持管理費、経費がかかるということを想定しております。

ただ、先ほど部長が説明しましたけれども、各ポンプ場においては経費の節減ということで、ポンプの選定、例えば最初に電気を回す電動ポンプ、その次にエンジンが動くエンジンポンプという形で、水量とか工場に合わせた形で運転をするような形で、経費の節減も考えながらポンプの選定等も行っておる状況でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 その中で、将来の管理手法についてお尋ねします。

直営を基本とするのか、あるいは民間委託をするのか、あるいは指定管理者制度を導入するのか、その辺についてお尋ねします。

○西村委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 まず、現在の下水道の管理の体制でございますけれども、施設の管理係ということで8名体制としております。そのうち、技能労務職が5名でございます。技能労務職が5名、はい。こちらについては、当然退職者不補充という形で主として進んでおりますので、今後はこちらのほうが課題になってくるという状況でございます。それを受けまして、下水道課では当然経験豊かなこういった熟練の方々がいなくなるという状況も年々考えられていきますので、これはただマニュアルだけではなくて、ケース・バイ・ケースを想定した対応ができるような対策を、体制をとっていくというようなことが1番重要ではないかということ

を、今考えているところでございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 以前は藤倉ですか、施設を見せていただいたときに、クレーンでの操作というか、クレーン、あれは何ですか、クレーン操作資格者というのは、今職員の方にいらっしゃるんですか。天井クレーンだね。

○西村委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道の職員の中には操作の技術を持った人間はおりません。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 そういう意味で、全体的な定員適正化計画の中で、非常に技術者が不足していると。特に、団塊の世代が大量退職した後のそういった技術者不足というのが、大変どこの自治体でも大きな問題になっておって、当市においても全国から応援に来ていただいている技術者の方に大分協力していただいている。あるいは退職し、再任用して、そういう意味では期限の定めのない再任用という方もいらっしゃいますし、また、県からは任期つきで来ていただいたということで、組織を上げて今後の事業に取り組まなければいけないわけですが、やっぱり一番懸念されるのは、有事の際に果たして施設が、建設当初の目的が完全に発揮できるのかどうかということが一番懸念されるわけで、日々のメンテナンスといったようなもの、それから定期的なメンテナンス含め、将来的な更新計画といったようなものも、やっぱりきちんと今のうちから定めておく必要があるのではないかなと考えております。

そこで、前に質問させていただきましたけれども、総務省から下水道事業会計について、いわゆる公営企業会計への移行という方針が示されておりますが、現在どういったような進捗状況にあるか、教えてください。

○西村委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今年度から取り組むということで、まずは他市町村の動向といたしますか、そういったものを現在直接訪問したり、電話で問い合わせたりして確認しているというような状況でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 そこで、次の水道事業に行きますけれども、非常に難しいと思うんですよ。今言ったような資産の問題、つまり有形固定資産の問題とか、それから雨水、これは基本的には一般会計で見てきた。汚水はいわゆる受益者負担というか、サービスを受けた方々が実績に応じて

支払うというような問題。そういったものを、整理していかなければならない問題が多々ある中で、今のような施設の維持管理経費と、それをどういった形で料金に盛り込んでいくのかというふうな非常に難しい問題があるのかなど。今は、特に他市町と調査研究しているというのでこれ以上は質問はしませんけれども、そういった非常に難しい問題を一方では抱えているということだけ申し述べさせていただきます、決算については一応終わります。

続きまして、認定第3号の水道事業会計、資料No. 6の14から25ページ、これは水道部長にいろいろお尋ねします。

まず、窓口及び梅の宮浄水場の民間委託をされておりますけれども、その成果について、一言で言ってください。

○西村委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 水道事業でございますけれども、ただいまご質問のありましたように、梅の宮浄水場の運転管理業務委託を今年度平成27年度から開始しております。それから平成25年度から料金窓口の収納業務も委託しております。両業務とも民間の持てるノウハウですとか知識力、そういったものが活用されまして、一定程度お客様にも満足いただいております。また浄水場については、安全な水の供給にとって円滑な業務委託ができていると思っております。

以上でございます。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 民間委託するにはそれなりの理由があつたのでしょうかし、さらにまた、町内の議論というものも十分されたのかなど考えております。ですから、人の口に入るものでありますので、万が一にも間違いのないような形で万全を期していただきたいということをお願いしておきます。

そのほかで、先ほども下水でちょっと触れましたけれども、定員適正化計画、私はそういう意味では、水道部は非常に真面目にこの計画の目標値達成に努力しているなということで感心しております。平成22年に50名いた職員が、平成27年度では35名、15名も削減された。それに対して部長の見解、心意気というものはどういったような心意気で臨んだのか、教えてください。

○西村委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 今現在、市当局と一緒にございまして、第3次行財政改革推進計画に基づきまして定員適正化を図っているところでございます。ごらんのように水道事業を取り巻く情勢とし

ましては、塩竈市の全体的な人口も減っておりますし、そういった少子高齢化に伴います給水人口の現象ですとか、あるいは節水意識が高まっていますので、水需要の減ということがございます。その一方で支出のほうとしましては、耐用年数を経過する老朽管の更新というもので今後も多額の経費が見込まれるというような形で、先ほど言いましたような民間の委託、民間のノウハウを活用した事業運営に移行したところでございます。

当面、第3次行財政改革推進計画で32名という体制で、平成32年だったと思いますけれども、平成30年までですね、行くことになっております。その後につきましては、また市当局とも協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 そのうち技術系といえますか、現場に実際に出て排水管、給水管等々を踏査し、例えばその漏水対策の調査とかというものをやる、いわゆる技術系の職員というのは何人いますか。

○西村委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 資料No. 13の12ページになると思いますけれども、これが職員数でございます。ご案内のように、一番下になりますけれども、前年度が39名になりまして、平成27年度は34名ということでございます。そのうち、事務系職員が27名、技術系職員が7名というような形でございます。この12ページの一番下に記載のとおりでございます。7名ということになります。

なお、民間委託いたしまして、例えば被災時ですとか、被災状況の確認等は、当然技術職の方の技術力が必要になるわけでありまして、日本水道協会ですとか、あるいは近隣の市町村、そういったところと相互の応援協定も結んでいますし、また、近く浄水場の運転管理業務委託をしている事業者ともそういった際の被災状況調査等の協定を結ぶこととしておりまして、そういった面で、技術者不足を多少なりとも解消してまいりたいと考えております。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 わかりました。

そういったような費用の中の給与費を下げるという努力、そういう意味で安全で安価な水を提供するという考え方はわかるんですけれども、ただ、年間指標、全国平均からしますと、いまだ6.1%高いわけですよ、給与費の占める割合が16.9%と。これはどう見ますか、まだまだ足りないから全国平均の6.1%まで下がるようにすると、さらにまた人を減らすという考え方なんですか。

○西村委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 平成27年度においては職員が34名だったんですが、平成28年度は現在32名となっております。先ほど部長が言いましたように、経営健全化計画の定員適正化が目標年度平成30年度で32名ということですので、当面は32名になると思っております。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、今の質問に戻りますけれども、給与費の割合が費用全体に占める割合が16.9%で、全国平均よりも高いんですけれども、なぜ高いと思われますか。

○西村委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 全国の人件費といいますのは、大方受水費といったような、自分で浄水場を持っていないといったところも占めていますので、水道部の場合は受水費も取っていますが、じかに浄水作業もしておりますので、そういった面で人数が若干多いのかなと思われま

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 いや、部長に聞いているんです。そのことは承知しています。結構です。

そういう中で、現在多賀城の給水分も含めて6万1,000人の給水人口になっているわけですが、ただ受水費も14.4%で年間使用料も9.9%低くなってきた。将来的に、もちろん人口減ということ、人口が減ると給水人口も減るわけですが、そういったような中で、一方では現在第6次配水管整備事業が進められておりますが、有収率が85.95%、前年が87.05%と落ちていますが、その原因をどのように捉えておりますか。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 有収率の部分についてご質問いただきました。

確かに、前年度と比較して1.1ポイント下がってございます。この部分については、資料の13番の10ページ、事業の概要のところに記載をしておりますが、この大きな要因としては災害復旧工事が多くなったと、そのために管内の不純物除去のためにドレンというような部分で常時流す部分、あとは水質確認のためにそういった洗管をする、管の洗浄をする水量というのが、平成26年度と比較して約4万1,000トンほどふえてございます。昨年度の排水量と比較して、この工事水量を前年並みに仮定をしますと、有収率は86.8ぐらいになるという計算になりますので、若干の漏水がふえている部分はございますが、前年とほぼ同じ有収水量なのかなという分析をしております。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 経営上理想的な有収率というのは何%ですか。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 やはり高めというのが当然でしょうけれども、全国指標に近づくと
いう数字、決算の説明資料等にもございますが、約9割を目指して、9割というか88とか89
になっておりますので、まずそれを目指していきたいなと考えてございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 わかりました。ありがとうございました。

参考までに、平成23年の東日本大震災発生時、たしか48名の職員数だったと思うんですけども、
何日で復旧しましたか。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 震災の当時、たしか職員は50名だったと思います。導水管復旧ま
でに約1週間を要してございます。その後の通水で、たしか記憶では、全市内通水までに約2
週間ほどかかっていると記憶しております。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ちなみに、昭和53年ですか、宮城県沖地震のときには何日で復旧しましたか。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 記憶でございますが、たしか2週間から10日で復旧しているのか
など記憶してございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 私が聞き及んだところによりますと、被災自治体のインフラの復旧の中で、特に水
道復旧は塩竈市が最も早かったということを知っていて、非常にすごいなど。その復旧が早かった
原因は何だったと思いますか。

○西村委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 復旧の早さというようなことのお尋ねでございます。

やはり、歴史的に水道網が100年を超した水道というふうな事業を展開しております。その
ことで、やはり職員が常時いろいろな点検、そういった熟練の職員がやはり多かったというこ
とが、早い復旧に結びついたのかなと思ってございますが、だんだん人数的な部分も少なくな
ってきていますが、前の職員のいいところをいろいろ取り入れながら、OJTではございませ
んが、熟練から新人に教え伝えるような取り組みを、今懸命にやっているところでございまし

て、そういった形の中で人数的な部分をカバーしていきたいと考えてございます。以上です。

○西村委員長 山本 進委員。

○山本委員 ありがとうございます。

最後に、佐藤市長にお尋ねしますけれども、今担当次長が答弁しましたように、本当に未曾有の大震災の中でも、1週間でインフラ、特に水道が完全復旧したということは、私は誇れる実績だなと。それもやはり、ひとえに100年の歴史を持つ塩竈の歴史が現在まで引き継がれてきたということと、それから技術の継承が何よりもこういう有事の際には一番大事だということがわかったと思います。そういう意味で、市長におかれましては、今後市長、部局との人事交流、あるいは水道部、先ほど言った下水道部も同じです。技術の継承というものに対してどのようにお考えなのか、所見をお尋ねします。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 山本委員から、水道部を含めて下水道、さまざまな技術的な分野の継承ということについてのご質問でありました。

1つは、かつてそれらの部門を直営で運営してきたという時期がございました。ただ、今は本市の発注する部分については、全て外部発注という形に切りかえをしております。ただ、一方では、先ほど来山本委員からご質問いただいておりますが、命の水であります。そういったものを適正に、いかにしたら維持管理をしていけるかということと、通常の保守点検をどのような形でやっていくかということでもあります。山本委員からはお褒めをいただきましたが、残念ながら導水管の復旧に時間がかかって、私は1週間もかかってしまったということについては、市民の方々に大変申しわけないなということを思っております。したがって、そういった分野をいかに最新の技術を導入しながら、例えば導水管が破裂した場所がどこであるかということが機械的にわかるような、というような分野についても、今後積極的に導入を図りながら、あわせて職員の技術力がくれぐれも低下しないよう、しっかりと我々も勉強いたしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。ご苦労さまでした。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○山本副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの伊勢委員の質疑に対する税務課長の答弁内容の訂正について、当局より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 午前中に伊勢委員からのご質問のありました短期証の未交付世帯ですが、6月1日現在で83世帯と申し上げておりましたが、正しくは210世帯でございますので、修正させていただきます。失礼いたしました。

○山本副委員長 引き続き、質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、午前に続きまして、質問をさせていただきます。

平成27年度特別会計水道事業について、お尋ねいたします。資料No. 13を主に質問を進めます。資料No. 13、11ページをよろしく願いいたします。

水道事業につきましては、27年度の収益的収入として税込み17億7,417万1,053円、そして収益的収支といたしましては15億885万1,074円ということで、27年度は2億4,824万7,684円の純利益を生じているということで、震災後大変な状況の中で努力をしてくださっているということに感謝を申し上げます。

その中で、午前中にちょっと質問が出ましたけれども、水道事業につきましては、大きく民間委託というようなことがございました。費用対効果という意味で成果をお尋ねしたかったのですが、午前中の質問に出ておりますので、これは割愛させていただきます。

それで、水道料金の現況というところで、11ページのところに出ております。これは料金が5段階に区分されておりますけれども、この利用者の戸数が、各5段階の中でどのような配分になっていらっしゃるのか、お知らせください。

○山本副委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 戸数につきましては、延べ件数になりますが、13ミリが10万3,747栓、20ミリが19万4,051栓、25ミリが1万2,115栓、40ミリが2,619栓、50ミリが938栓、75ミリが341栓、100ミリが108栓、150ミリが12栓といったような延べ件数になりますが、そのぐらいです。合計で31万3,931栓という形になります。以上です。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 大変申しわけありません。この5つの区分の中でどれだけの戸数といたします

か、パーセンテージでもいいんですけども、1番使っている、第2段階なのか、第3段階なのかということを知りたかったので、よろしく願いいたします。

○山本副委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 失礼しました。1番多く使っているのが0トンから10トン、これが……
済みません、0トンから10トンまで使っているのが31万3,931件になります。11トンから20トンまでの件数……（「違う、世帯数」の声あり）

○山本副委員長 いや、委員が質問しているのはパーセンテージ。あれは実際累計ではなくて、何世帯、何軒かということなの。

○菅原水道部業務課長 済みません、31万3,931軒を、これを12で……済みません（「わかりやすくやれよ、だめだっちゃそんなので」「12カ月で割れってか」の声あり）申しわけございません。31万3,000軒ですので……後でちょっと計算して……。

○山本副委員長 では、後ほど明確に答弁してください。（「済みません」の声あり）阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。済みません。

なぜこういう質問をしたのかといいますと、今まで大変な震災後の復興、復旧から大口需要者の方に対する水道料金の負担軽減ということで、塩竈市は平成27年から下げてくださいました。これは、地場産業の本当の基幹産業の後押しということで、大変な努力をしてくださったということで、ありがたく思います。

それで、塩竈市の料金体系を見ながら、今後の塩竈市の料金に対する考え方をお聞きしたかったんです。今後の見込み、あるいは状況、推移はどのように捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○山本副委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 水量につきましては、年々節水器具ですとか人口減少、そういったものによりまして、水量、金額ともに減少しております。平成8年度から毎年減少しております。今後も減少は続くものと考えております。以上です。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、次にまいります。10ページに戻っていただきたいと思います。

ここに、建設改良の状況といたしまして、改良事業といたしまして、給水を可能とする応急

給水タンクを応急給水ポイント12カ所に整備しましたということが出ていますが、この12カ所の整備は、どことどこなのか教えていただきたいと思います。

○山本副委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 給水ポイントは18カ所を設けております。そのうち、小学校を中心に12カ所を設けております。以上です。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。さまざまところで災害に対するいろいろな手当てをしていただいておりますこと、本当にありがとうございます。

それで、その下にあります第6次配水管整備事業、その下の老朽管更新事業、それからその下の災害復旧事業という3つの事業があるんですけども、これを見ますと、第6次の配水管整備事業、これは市の事業となりますでしょうか。お尋ねいたします。

○山本副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 第6次配水管整備事業の多分財政関係だというふうに思います。

第6次配水管整備事業につきましては国庫補助が入ってなくて、水道の単費事業という形になります。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。これは市の事業ということですね。

そうしますと、老朽管、災害復旧事業、これは国の交付金あるいは補助金とかそういったものが交付されるということはわかりましたけれども、大体中身が耐震の構造とか長寿命化とそういったことで、この事業が共通する点がとても多いんですけども、その敷設工事は何年ぐらいの見通しで全市が終えるのかということで、工事の見通しを教えていただきたいと思えます。

○山本副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 市内の全体的な見通しといいますと、こちらに記載のとおり、キロ数が財源によって限られております。事業は先ほど午前中もお話ししましたが、平成17年度から平成30年度の6次と老朽管の更新事業となっております。おのおの本当に概算で計算をしますと、全体延長が導水管を含めて約340キロ以上ございます。それを全部新しい管に更新するという形になりますと、これも概算になりますが五十数年というふうな長いスパンになりますので、当然優先度の選定をしながら優先的に取り組む路線ということで、こういった事業

を取り上げて、今更新をしているところでございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 そうしますと、やっぱり市内で相当古い部分ですね。それから新しく住宅が
できたりとかっていう、年数によって非常に差があるかと思うんですけども、区域を区切っ
て計画を立てて、やはり順位としては古い敷設管からということで解釈してよろしいのでしょ
うか。

○山本副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 事業の概要につきましては、これは第6次配水管整備事業及び老
朽管、災害復旧、おのこの事業の目的がございます。基本的には古い管を更新して、耐震管、
長寿命管に入れかえていくというような事業に変わりはありません。

ただ、第6次の配水管整備事業につきましては、これは幹線整備、今浄水場から配水池に來
る太いパイプ、こういったものを主に第6次の整備事業で整備してございます。

老朽管の更新事業は国庫補助事業になりますが、こちらのほうは国庫補助事業の該当要件が
ございまして、CIPといわれています普通鉄管という種類の、かなり前に敷設された普通
鉄管といわれているような鉄管を敷設がえするという条件になっておりますので、こちらはか
なり耐用年数の過ぎた管を敷設するというような事業計画になってございます。

災害復旧事業につきましては、これは特例の災害復旧で、震災後に沿岸地区で被災をしてい
る管を現況復旧するという形で国の事業に認められておりますので、それを整備するという形
になってございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 いろいろ詳しくありがとうございました。水道というのは、水はやはり一番
大切なものでございます。これからも市民の皆さんに安心安全なお水を供給していただきたい
ということをお願いいたしまして、次にまいります。

次は、特別会計介護保険事業のほうに移らせていただきます。資料No. 9の89ページをお開
き願いたいと思います。

地域支援事業(任意事業)なんですけれども、このところで紙おむつ……1番最初に、徘徊
からまいります。はいかい高齢者SOSネットワークという事業がございます。この中で、こ
ういった登録人数が73人、そして発生件数が22件ということになっておりますけれども、これ
はちょっとなかなかお話しできにくい部分もあるかと思っておりますけれども、この発見に至る手だ

てというのは、これからもですけども、どのようなご指導をなさっているのかお聞きしたい
と思います。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいまのはいかいSOSネットワークについてお答えさせて
いただきます。

こちらの事業につきましては、高齢者の方が認知症などで行方不明になった場合に、あらか
じめ登録いただきました台帳をもとにしまして、協力機関、塩釜警察署ですとかタクシー会社、
それから公共交通機関、介護サービス事業所などがございますが、そちらのほうに連絡をしま
して、早期発見につなげるネットワークのことでございます。こちらで事前に登録した方、そ
れから警察など家族の方からのご相談によりましてご連絡があった場合に、そういったネット
ワーク、ファクスなどを通じまして連絡をさせていただき、見つかった場合にはご連絡を入れ
ていただくというようなことで対応させていただいている事業でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

これからやっぱり非常にこういったことがふえていくということが、大変懸念されます。こ
ういった事業の中で、敏速に事に対応するといったものも大事かと思しますので、いろいろと
その辺のご配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、紙おむつの支給なんですけど、これは見えていますと課税所得のある方も含まれるとい
うようなことで出ているかと思ひます。この辺は課税所得といひましても、何かそこに制限とい
うのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。紙おむつの支給でございます。

こちらは寝たきりの高齢者の方などに対しまして、65歳以上の介護度3以上の方を対象にし
てでございます。非課税世帯の方には毎月3,000円分の引きかえ券を、課税世帯の方には1,500円
分の引きかえ券をお渡しをさせていただいている事業でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。紙おむつに関しては、大変感謝されております。今
後ともにどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、下の部分ですけども、配食サービスにつきまして、ちょっと気になったところがあ

りましたけれども、利用者人数と延べ利用者数がありますが、相当な開きがあるような気がしたものですから、この辺の数字の内容的なものを教えてください。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 配食サービスにつきまして、お答えさせていただきます。

配食サービスでございますが、こちらは要介護認定のあるなしにかかわらず、在宅の65歳以上の方、おひとり暮らしの高齢者の方で調理の困難な方などを対象にして、バランスのとれたお弁当を週に1回から2回配付をさせていただきます。同時に安否確認をさせていただいている事業でございます。こちら週1回から2回と申し上げましたが、平成26年度までは週1回でございましたが、平成27年度から週2回にふやさせていただきます。希望によりまして対応させていただける状況でございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。安否確認イコールこうした給食サービスということとは非常に大切かと思えます。よろしくお聞かせしたいと思います。

次に、95ページをお開きをいただきたいと思えます。

実は、ここは高齢者支援事業ということで、一般会計の部分なんです。ちょっとお聞きしましたら、この95ページの3、要介護者への支援というところの下段になりますが、浦戸地区介護サービス提供促進事業というところは特別会計に含まれるということをお聞きしました。これは、特別会計のどの部分に該当しますでしょうか、教えてください。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 阿部委員にお答えいたします。

事前にこの部分を聞かれましたときに、支出のほうはこの部分、浦戸地区のサービス提供促進事業につきましては補助事業でございます。浦戸地区で訪問などのサービスを受ける方、本土側からといいますか、事業者の方が行った場合に、市営汽船を利用した場合にその市営汽船の船賃を助成させていただく制度でございます。その船賃助成のところは一般会計の事業でございますが、内容が浦戸地区で訪問介護などを受けるというようなところでございますので、そのところが対象になるというものでございます。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 そこで、移動手段といいますか、ご家族の方がついて塩竈まで一緒に船に乗ってお連れして、一応介護所の施設のほうにお渡しする、その行き帰りが2時間かかる、それ

が往復になると4時間かかるとそうした場合には、お仕事を持っていらっしゃる島の方たちは大変な負担になるということで、この件はちょっと6月に一般質問でもさせていただいたんですが、そのときに一応定期船の職員の方に支援をしていただくというようなことでお答えをいただいたと思います。

それで、お願いなんですけど、その手段のあり方をきちんと検討していただきまして、援助体制というものを整えていただければということで、もちろん市営汽船の職員の方は、どなたにかかわらず安全に乗船していただいて、安全に船から岸壁におりられるということを一生涯懸命職務の中でなさっていらっしゃると思いますので、こういった高齢者の方がデイサービスを受けられるときに来るときも援助していただくのは本当にありがたいお話なんですけど、その辺の何かお考えがありましたら、お聞かせください。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 長寿社会課長 浦戸地区の方が市内のデイサービスなどを利用する際の、ということでございます。

今、委員からもお話がございましたように、6月の一般質問で市長、部長からもお答えいただきましたが、浦戸から本土にデイサービスを利用する方につきまして、そのところは当面市営汽船の乗務員の方のご協力を得ながら対応させていただきますということをお話をさせていただいております。6月のご質問をいただいた後も、浦戸振興課長ともお話をさせていただいております。乗船時の見守り、それから乗下船時の介助、下船後の引き渡しなどにサポートをしていただいている状況でございますが、なお、今後もそういった面では連携をとりながら対応させていただきたいと思っております。

浦戸振興課長からは、現在もすでに行っておりますし、乗務員の方が利用者の方をお世話するのは当然のことですからというような言葉をいただいております。なお連携をとりながら、対応させていただきたいと思っております。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、魚市場の運営に対してご質問いたします。資料No.9、ページが146です。お開きをいただきたいと思っております。この中でお聞きしたいところは、147ページにあります。

塩竈市では、水揚奨励補助金として1000分の1の新規実施と書いてありますけれども、以前にもこういったことの取り組みはございました。そのときも非常に効果があったと私も記憶し

ております。それが、そういった水揚げ奨励補助金の補助がなくなって、また何かちょっと水揚げが下がってきたなということを感じておりましたけれども、今回これをまた新しい視点で実施して下さった。それからもう1つは、遠洋底びき網誘致促進事業、こういったことも補助金として継続実施ということで、今年度は大変効果が出ているのではないかと見ておりますけれども、その辺の費用対効果としてはどのように見てらっしゃるのか、お尋ねします。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水揚げ奨励補助金につきましては、現在魚市場を建てかえ途中で、非常に水揚げに入っていたいただいた漁船の皆さんにもご不便をおかけしているということで、平成27年度から始めさせていただきました。この効果と申しますと、なかなか漁業の、魚をとってくるという部分がありますので、年ごとに水揚げ量はちょっと変わってくるんですが、まず塩竈の特徴といたしまして、塩竈市の船籍の船じゃない、高知県ですとか九州地方ですとか、そういう遠いところの船籍の船にいっぱい入っていただいております。特にそういうのが多いのが、塩竈の主力であるマグロのはえ縄ですとか、まき網という部分になります。この部分でいきますと、平成26年次と比較しまして、実ははえ縄船につきましては97隻多く入っていただいております。まき網船につきましても17隻多く入っていただいております。

このように、1回の水揚げ量としてはなかなかこの策がきいているかというのは難しいところなんですけれども、これで入港するのに塩竈を選んでいただいているというところが、この事業をやっているおかげで少しあるのかなというふうには感じております。以上でございます。

○山本副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

塩竈の港は大変自然が良好でいいんですが、入り口が狭い、あるいは市場のところまでたどり着くのにやはり距離的な部分もあるということで、以前は燃料高騰という意味で補助を出していただきましたけれども、やはり船だつて入っていただくには、それなりの条件がございます。石巻市、気仙沼市、大船渡市それぞれに震災復興をして大きな港をつくっておりますけれども、そういったところと競合していくには、塩竈としてのそういった自然条件といったものも加味して、やはりサービスということ、船主、あるいは船頭にサービスをして、できるだけ塩竈に1隻でも多く入っていただくという意味では、大変効果のある施策であると思っております。本格的な施設運営まではなかなかまだ時間がかかりそうですけれども、そういった部分では、この魚市場の水揚げに対する効果といたしますか、補助金とか使用料減免合わせます

と約1,000万円ぐらいの費用と思うんですが、これで約20億円ぐらいの差が出ているんですね、正直申し上げて。そうすると、それだけではなくて、船が入ることによる地域経済の波及効果というものが、これがなかなか目に見えませんが、この地域の経済に対する波及というものには非常に大きいものがあると思っております。食料品初め、燃料、水、それからいろんな医療費、薬品全ての地域経済があるわけですので、ぜひこれからもこういった制度を、皆さんに喜ばれるような、そして回り回って地域産業あるいは経済に響くような、そういった施策もどんどん推し進めていただけますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本副委員長 答弁。菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 先ほどの件では失礼いたしました。0トンから10トンまでの件数といたしましては約9,775世帯、11トンから20トンまでにつきましては約8,980世帯、21トンから50トンにつきましては、6,824世帯、51トンから100トンは346世帯、100以上は232世帯と、大体そういう形になります。以上です。済みません。

○山本副委員長 いいですか。（「はい」の声あり）小高 洋委員。

○小高委員 日本共産党市議団の小高でございます。私のほうからも、特別会計について何点かお伺いをしてまいります。

まず初めに、資料No. 9……失礼いたしました。資料No. 9、365ページ、藤倉2丁目の被災市街地復興土地区画整理事業に関連してお伺いをしてまいりたいと思います。午前中に浅野委員初め何人かの委員の方から質問がありましたので、重複を避けるように聞いてまいりたいと思います。

この事業につきまして、現在の進捗状況、今後の見通しというところで、午前中の答弁の中では進捗率、予算ベースで70%というところでお聞きをしたわけですが、それでは、今現在もう少し進んでいるかとは思いますが、事業ベースという考え方で、今後どういったことが進んでいくのか、確認をしたいと思います。

○山本副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 藤倉地区は午前中もお答えいたしましたけれども、大体70%、事業費ベースで69%ほど進んでおる状況でございます。今後、区画の宅地の盛土がまだ終わっていない部分がありますので、周辺のライフライン整備も終わりますと、特に藤倉の雨水幹線、雨水関係のほうが終わらなさんと、11月にお返りする予定の11戸もずれ込んでし

まいりますので、藤倉雨水幹線の整備をいたしまして、あわせまして新浜町杉の下線も、これが終わりませんと全ての工事が終わりませんので、この雨水幹線の整備がまず今年度中に終わるように努力していきたいと考えております。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。ちょうど会計の種類が違うもので、そちらのほうで含めて詳しくお聞きできないものですから、ちょっと後日、その辺りも含めてお聞きをしてみたいと思います。

同ページの少し細かいところに入っていきたいと思うんですが、住民説明会の開催が、平成27年12月に工事の進捗、宅地引き渡しについて行われたということではありますが、その際の対象となった方々、当然たくさんの方が出席なさったんだと思うんですが、どのくらい出席なさったのか、どういった質疑、あるいは懸念の声等が出たのであれば、教えていただきたいと思っています。

○山本副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 昨年、平成27年度12月に住民説明会を開催いたしまして、この区画の土地をお返しするスケジュール、また土地の強度等含めまして、全体像をお話しいたしました。その中で出た大きな質問としては、土地の強度がどうなのかとかを含めまして、いろいろご心配なさっている部分もございました。もともと地盤が弱い地区ですので、住居を建てたときの地耐力等も含めて大丈夫なのかという大きな質問も出ましたけれども、私どものほうは木造住宅2階建てを建てられるぐらいの地耐力でお渡しますよということでご説明いたしまして、ご納得いただいたという状況でございます。

また、ほかには風が吹いてきたときに、盛土をした部分が、やっぱり土が周辺に舞ってしまいますということも含めまして、いろいろご苦情もいただきましたので、土どめ工事の部分にシートを貼りますとか、土が飛ばないようにその後整備いたしまして、住民の皆様の要望に応えられるような形で終わったということでございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういった意味では、私もさまざまお話をお聞きをしております、今現在は住宅も何軒か建ち始めて、いよいよ形が見えてきたかなという感じもしているわけですが、先ほどご答弁にもありましたとおり、その一方で、宅地の引き渡し、建築に入っていくに当たっては、いわゆ

る地盤強度に関する不安の声というものもお聞きをしてきたわけであります。あるいは、掘ってみたら水が出るような場所だったというふうなこともあって、市で補償をする強度といいですか、その計測方法も含めての部分と、あるいはそれぞれの対象世帯でお願いをした業者ではかってみたら、ちょっと差異があって不安だというようなお声もお聞きをしたわけですし、そういうところで合意形成のためといいですか、そういった部分でどういった努力が図られたのか、改めて詳しくお聞きをしたいと思います。

○山本副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 私のほうでお渡しする強度は、基本的にその中でお渡ししているんですけども、各地権者の方が工事業者の方をお願いをしているときに、いろいろ建て方がございまして、業者の方が見ると足りないのではないかというお話もいただいたようございまして、その辺は業者とうちの担当の者ともお話しいたしまして、不足する分については、独自の耐震強度をやるような形をやっている住宅もあるようございまして。それにつきましては、個々の地権者の対応ということで進めておるという状況でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 やはりそういったお声がある中で、合意をしっかりととっていくと、ご安心いただきたいながらという部分が大事になってくるかと思っておりますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。時間もなくなってまいりましたが、つい最近もいわゆる台風、そういった部分で大きな被害が懸念をされたわけでありまして、現地でさまざまお聞きをしてきた中で、先ほど述べられましたとおり、区画整理事業と道路事業、雨水幹線、周辺の皆さんからさまざまご期待とさらに不安といった声も聞かれておりますので、丁寧な説明と着実な執行というところを求めて、次に移ってまいりたいと思います。

次にお聞きをしたいのが、資料No. 9の79から80ページのところになります後期高齢者医療に関して、何点かお伺いをしてまいります。

平成27年度決算の中で、保険料の徴収実績というところを見ますと、いわゆる普通徴収に係る部分が96.99%、滞納繰越分で42.62%となっております。いわゆる滞納世帯というものが発生をしているのかなと思うわけでありまして、そういった中で、保険料の納入あるいは保険証についてはどういった対応がなされているのか、お伺いしたいと思います。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 後期高齢者医療事業の保険料の徴収状況並びにどのような納付

になっているかということでございます。

基本的に、後期高齢者医療につきましては対象者は75歳以上になりますので、基本は年金天引きとなっております。ただし、収入が一定程度以下、例えば後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額の半額を下回りの際は自主納付になったりする、いわゆる口座振替とか納付書による納付の方式となっております。基本的に年金天引きの場合は年間6期となりますけれども、納付書方式の場合には、それぞれの月々ごとの納期ということになっております。よろしくお願いたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

となってきた場合に、いわゆる滞納ということに残念ながらなってしまう状況というのは、天引きではなくて月々の納付書で払っている方が、やはり滞納ということがあり得るということではよろしいでしょうか。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 いわゆる自主納付、納付書方式の場合だと、当然といいますが、まれにそういった納め忘れというものが当然あるかと思えます。先ほど月々と申し上げましたが、これは納期が1年間で9期にわかれておりますけれども、そういった納め忘れというのも含めまして、こういった納付率というふうになっていると解釈しております。よろしくお願いたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 わかりました。

次に移ってまいります、次のページになりますか、現況と課題の中で、やはり平成27年度まで取り組まれておりました被災者の一部負担免除が、平成28年3月で終了されたと述べられているわけであります。そういった中で、さまざまなお声が上がっておりまして、同じ被災者なのに免除を受けられない、しかも最も医療を必要とする高齢者の免除措置を打ち切っていることが、いわゆる高齢者や家族の方、生活全体に大きな負担となっているということが明らかとなっているわけでありまして、そういった点で、事業として市の直接のあれではないということはあるかもしれませんが、そういったことに対しての市の考え方といいますか、見解といった部分があれば、教えていただきたいと思えます。

○山本副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 後期高齢者の被災者減免についてということでもよろしいでしょうか。そのお話をいただきました。

ご案内のとおり、後期高齢者医療事業につきましては、今、仙台市初め県内各自治体を中心となって広域連合を組織いたしております。このことについては、仙台市長から私どものほうにも基本的な考え方をこうしたいというような相談をいただきました。仙台市長の言葉でありますと、後期高齢者広域連合というものについては、単に被災を受けた自治体だけではなくて、被災が比較的軽微、あるいは被災を全く受けていない団体等も加入をされていると。そういったことで、全体として考えたときに、この事業、減免については打ち切らせていただくようなことで、後期高齢者医療広域連合の議会のほうに提案をさせていただきたいというお話でございました。私どもは、例えば塩竈市の介護であり国保とは連動しないということでもよろしくお願いを申し上げたいということで、お話をさせていただいた経過がございます。

要は、全体の組織がそういう構成でありますので、結果として減免を続けるということについて、他の方々への負担が大きくなるというような判断でございました。以上でございます。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういったこともありまして、広域連合のほうに実際に出向きまして、そこで考え方等をお伺いしたこともあったわけですが、そこで被災地の実情といいますか、そういった部分もさまざま訴えをしてきたわけであります。

例えば、今手元にちょっとあるものでは、宮城県と14市町で行った災害公営住宅入居者の健康調査などを見ますと、やはり高齢者の方々ほど生活、健康不安が深刻な状況にあると。あるいは、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター初め4団体で行った県内21市町村の災害公営住宅、応急仮設住宅、みなし住宅、こういったところへのはがきアンケートに、21自治体640名の被災者の方々から返信があったと。お金がかかるために退院をせざるを得なかった、4月からお金の関係で必要な検査もできないと、こういった悲痛な声が上がっております。近隣でいいますと、浦戸のご高齢の方で、骨折なさってしまったということで市内の病院に入院なさっているわけですが、娘さんがタクシーで病院に介護のためにやってくるということで、娘さんご自身もストレスで带状疱疹を患ってしまった、交通費も非常にかかる、ばあちゃんの医療費だけでもどうにかしてもらえないかというような悲痛な声をお聞きをいたしまして、そういったことも伝えてきたわけであります。

広域連合に実際お話をしますと、構成をしているのは35市町村の中でありますので、35市町村それぞれにこういった意向をお伝えしますということで、どうにも声をどこに持って行っていいか難しいような状況がありましたので、そういった意味では、塩竈市もその35市町村、広域連合を構成する1つの大きな部分として、ぜひ自主的に声を上げていただきたいということを強くお願いを申し上げたいと思います。

全体的な制度の部分でお話をしますと、この後期高齢者の財政というものは、保険料、公費、現役世代からの支援金、こういったもので運営をされてありますが、後期高齢者の独立した保険というのは、やはり収入が少ない上に医療費がかさむというような脆弱な仕組みになっているのかなと思うわけであります。そういった中で、高齢者の医療切り捨ては許さないという国民的な世論の中で、いわゆる特例軽減措置といったものが手直しをされながら現在に至っているということがあるわけでありますが、来年度からはこの特例軽減措置を廃止する方向でどうやら検討がされているようだということがありますけれども、国の動きについてつかんでいることがあれば、お聞きをしたいと思います。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問の内容につきましては、後期高齢者の保険料の軽減の、いわゆる本則ではなくて特例措置がどうなるかということのご質問かと思えます。

こちらの内容につきましては、少しさかのぼりますが、平成27年1月13日の、国のほうですけれども、社会保障制度改革推進本部の決定ということの内容でありますけれども、平成29年度から原則的に本則に戻す、いわゆる保険料が9割軽減の方、あるいは8.5割軽減の方々を、本則では7割となっているのですが、この7割に戻すとともに、急激な負担増となる方についてはきめ細やかな対応、激変緩和措置を講ずるということとしておるといふふうには把握しております。よろしくお願ひいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういった点で、先ほど激変緩和措置というお言葉が出てまいりましたけれども、やはり可能性として激変することにつながるような廃止の方向だということもありまして、非常に懸念をしているわけであります。そういった中で、いわゆる窓口負担というものは、今は70歳から74歳の方は2割ということによろしかったんでしょうか。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 窓口負担のことについてのご質問ですが、後期高齢者医療事業の対象者の方々は原則1割となっております。ただし、いわゆる収入が一定程度ある方につきましては、極めてまれですが3割ということになっておりますので、ご質問の趣旨としては、1割というのが回答内容になります。よろしくお願いいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。この医療費も2割にするような動きについては、何かつかんでいる点というのはございますでしょうか。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 窓口負担を現行の1割から、いわゆる通常の負担の割合を1割から2割にというお話でございまして、そういったことにつきましては、公式なルートを通しては今のところ何も聞いておりません。以上となります。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

どうやらなかなかそういった点が聞こえてきますので、そういったことを鑑みますと、いわゆる保険制度の安定ということからだんだん離れていって、ちょっと言葉はあれなんです、高齢者の方々にとって、ちょっと不適切かどうかわからないんですが、金の切れ目が命の切れ目になってしまうような、そういった懸念が全国的にも今大きく声が上がっているわけでありまして、そういった中で後期高齢者医療制度のあり方については、ぜひ市としても福祉を守るという方向で声を上げながら取り組んでいただきたいと思います。そしてさらに、一部負担免除というところに関しましても、ぜひ声を上げていただきたいと思います。強くお願いを申し上げまして、ちょっと時間の関係がありますので、続いて移ってまいりたいと思います。

続きまして、資料No. 6番の43ページですね、国保事業についてお伺いをしたいと思います。

平成27年度国保事業について、1億8,600万円ほどの黒字となったということでございました。午前中に伊勢委員からそういったところで質問がありまして、黒字収支となった理由の中で、保険税の収納率が上昇した、滞納整理の成果と見ているというふうなご答弁がございましたので、そこはお聞きをいたしません、その収納率というところが上昇したというところでは、1つ理解をしたわけでありまして。

お聞きをしたいのは、まず、ごめんなさい、資料がちょっと変わってまして、No. 9の73ページからのいわゆる国民健康保険事業の決算の成果の中に入っていきわけですが、この中に出て

くる医療費適正化計画の実績のところ、73ページ、77ページのところになります。国保事業のところ、77ページのところに出てきます9番、真ん中らへんのところです。医療費適正化計画、ここでうたわれております重複受診、頻回受診をしているという被保険者に対する適正な受診の促進というふうにございますけれども、これは具体的にはどういった取り組みなのかを教えてくださいたいと思います。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 資料No. 9の77ページにあります、いわゆる（3）の重複受診や頻回受診がどういうことかということでございますけれども、例えば、同じ病気のことで、病気で病院にかかるのはもちろんでございますけれども、同じ病気で、同じ日もしくは近い日に複数の医療機関に回ってしまう。不安ということもあるかもしれませんが、そういったこともあります。あるいは、間隔を間を置かず頻々と受診を繰り返す、いわゆる同じ疾病だと思われるんですけれども、例えばですけれども、風邪を引いて当日行った、翌日行った、あるいは1日の間に2カ所以上行くといったようなことを指しております。

こういった方々につきまして、どのような対処をしているかということでございますけれども、その上段の（1）データヘルス計画というものがあります。昨年議会でもご指摘いただきましたいわゆる医療のビッグデータを活用しまして、対象の被保険者がどういった医療機関に何回受診しているかという情報もございますので、こういったデータ解析をもとに、頻回、重複受診をされているのではないかとこのところに対しましては、郵送でまずはご連絡をしまして、内容によりましては当市の保健師が直接出向きまして、保健指導に準ずることを対処させていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

言葉がまたあれなんです、果たしてちょっと無駄につながるような受診の仕方なのか、あるいはそうではないのかというところの見きわめが、これはやはり非常に重要なことになってくるのかなと考えているわけでありませう。

少しその経緯を追って見たところ、都道府県の2006年の医療改革法の中で医療費適正化計画を作成する中で、その目的としては給付費抑制を推進していくような仕組みが導入されたようだということでありました。そういった中で、医療保険改革の中につきましても、医療給付費の支出目標を各都道府県で持った上で、この医療費適正化という仕組み、地域医療構想による

病床削減、さらには国保の都道府県の県単位化による保険者管理をリンクさせることで、都道府県間でいわゆる給付費削減を競わせようとするのではないかというような懸念も出てきているわけであります。

そういった中で、当然適正な医療というものはあってしかるべきだと思うわけでありますが、そこがどうしても行き過ぎてしまうと、受診抑制が行き過ぎてしまうというようなことにもなりかねないというような懸念もございまして、お聞きをしたわけであります。ぜひ、そこは適切な形でというところをお願いをしたいと思います。

そして、同ページのその下の部分であります被保険者の資格得喪確認及び適用適正化、これはどういった内容なのか、教えていただきたいと思えます。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 被保険者の資格得喪確認及び適正化ということでございますけれども、これは例えばの例としてお話しさせていただきますが、国民健康保険に加入されている方が、ある会社に就職しましたとしますと、一般的には一定人数以上の会社ですと社会保険に、企業健保と協会健保に加入される形になりますが、時折国保の離脱手続をとらないまま移動してしまう、あるいはその逆のパターンもありますけれども、これを適正化ということは、いわゆる社会保険に移ったら社会保険のほうに、国保に移ったら国保に移っているという手続を適正に進めるということでございます。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

この言葉だけを見たときに、どういった方がそういったことになるのかなとちょっと考えたときに、先ほど述べられました、いわゆる国保から社保への移行の関係で足りない部分があるという意味で適正化ということならばよろしいのだろうと思うわけですが、やはり短期保険証あるいは資格証、そういった部分の関係で、今今受診できないよというようなことにだけはならなければいいのかなと思って、お聞きをしたわけであります。

続きまして、今度は資料No. 24の5ページのところでございます。

国保に関連しての部分ですが、いわゆる宮城県地方税滞納整理機構への移管というところで、国保税の滞納という部分でもこれは行われているわけでありますが、午前中に伊勢委員のほうで市税に関する部分ではお聞きをしたように思いますけれども、国保税の部分につきましても、対象となる方のいわゆる判断基準といえますか、そういったところをお聞きをしてみたいと思

います。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 宮城県地方税滞納整理機構への移管の条件というお話ですけれども、基本的に市税と同じような感じですか。再三の督促や面談要請にもかかわらず、そういうものに応じない世帯、そういうものを移管の候補とします。ただ、すぐ移管するわけではなく、予告というものを差し上げます。このままですと移管いたしますという予告を出しても、それでも反応のない世帯、そういった世帯を移管するような形になっております。以上です。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

いわゆる財産隠しというようなことになっている、なっていないという部分での考え方とは別に、やはりなかなか払えないという状況がある中で、特に国保にかかわる部分で述べますと、どうしても命にかかわることにもなりかねないということもありまして、いわゆる国保税の滞納という部分はかなり気を使うといたしますか、そういった留意をしながら取り組まなければいけない課題なんだろうと思うわけでありまして、なかなか移管件数五十数件という中で推移をしておりますが、収納率もなかなかこう、特に平成27年度は30%台を切ってくるというふうなことで、こういったことがなぜ起きてしまうのか、その辺りもいろいろと検討いただきながら、ぜひ寄り添った形でといたしますか、命あるいは健康にかかわる部分をぜひ留意をしながら、滞納整理という部分に関してはお考えをいただきたいと思います。

時間がなくなってまいりました。資料No. 9に戻って、403ページの基金のところについて簡単にお伺いをしたいと思いますが、ここに載っている基金の部分、5月末日ということですが、ここから先の部分において、幾らほど積み増しされるような見通しなのか、お聞きをしたいと思います。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 基金残高の今後の推移でございますけれども、資料の403ページでございます国保の基金残高につきましては、5月末現在12億2,514万5,000円となっておりますけれども、この後に今年度の平成27年度の決算の黒字分が積み増しされるということになります。

積み増し分は資料のとおりでございますが、1億8,591万8,862円となりますので、これが積み上がりますと、現在残高としましては14億1,143万7,278円が残高となる見込みでございます。

よろしくお願ひいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういった基金の関係を含めまして、ちょっと別の資料を今見ていたんですが、昨年12月議会にて示された収支見通し、当然ながら平成28年度の6.05%の引き下げを加味したものということになるわけですが、その見通しと今回の見通しについては、やはり全体的に基金残を含めて収支的には上方に修正をされている、修正といいますか、なっているということがありました。それで、午前中に伊勢委員からもお話がございましたけれども、平成30年の県一本化というところまで残りわずかとなってきているわけでありましたが、市長の答弁の中では、2カ年計画での6.05%の引き下げという中で推移を見守りたいということでありました。しかしながら、そういった部分に関しては、2年ということにこだわらず、ぜひご検討いただきたいということをお願いいたします。

それで、東日本大震災による一部負担金の免除及び保険税の減免について、簡単にお聞きをしたいと思うんですが、端的に、自治体が決断すれば8割は補填され、残りの2割の部分については、ことし12月ごろまでに何らかの決定ということではありますが、今年度は実施の継続をしたわけでありまして、来年度以降に対する考え方という点で、簡単にお聞きをしたいと思いません。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 平成29年度以降というご質問内容でよろしいでしょうか。はい。

この被災者に対する一部負担金免除につきまして、今委員がご指摘のとおり80%につきましては、約8割については国から来るということになっておりますが、これは単年度ごとに国から通知をもって対応するという、できたということが、まず挙げられます。この国からの交付内容がありませんと、なかなか本市としても立ち行かない状況もございますので、平成29年度以降につきましては、国からの通知内容を踏まえて、なお精査、検討させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○山本副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

結びといたしますか、最後にまた資料をめくらせてしまうのも申しわけないんですが、資料No. 24の20ページのほかの自治体との比較の部分を見ますと、やはり震災からの復興途上とい

う中で、市民の皆さんにおいては生活を守るために本当に歯を食いしばって努力をなさっているということが続く中で、この間国保税の引き下げを例年のように実施をしてきたわけですが、周辺自治体と比較をすると、やはりこういった状況にあるということでもあります。平成28年度からの引き下げを加味すれば、これは多少は縮まるのかもしれませんが、根本的に所得に対する割合というものはこれだけ国保においては高いということもありまして、やはりどうしても国保税の引き下げは市民の願いであります。根本的には、当然ながら国費負担の割合がどんどん下がっているところからの転換を図ることではありますが、自治体としても、市民の暮らしを守るためにどういった施策をとっていくのかということが、強く求められているわけです。基金は積み増しをされる、あるいは収支見通しが上方に修正をされるといった状況の中で、なかなか難しいのかもしれませんが、ぜひ引き下げの検討をお願いをしたいと思います。

そしてまた、被災者の医療費減免というところにおきましても、先ほどのご答弁にもありましたとおり、国の姿勢がなかなか見えないというところではありますが、少なくとも8割は補填をされるわけです。自治体として被災者の方々の生活再建に向けて、ぜひ先陣を切って継続を表明するといった部分も含めて、福祉に対する姿勢を鮮明に打ち出していきたいと求めて終わります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうから4点ほどご質問させていただきます。

まず初めに、資料No. 8の181ページ、国民健康保険事業に関してなんですが、これは簡単な質問になります。例えば納税をする場合、固定資産税とか県民税とか、こういったものは一応自動引き落としという形のをされているわけですけども、国保の場合は自動引き落としという処理はされているのでしょうか。

○山本副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 国民健康保険税につきましても口座引き落としですとか、それから年金からの特別徴収といったものもございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 そうすると、国保も自動引き落としの取り扱いが可能だということですね。わかりました。ありがとうございます。

それと、資料No. 9の81ページで、介護保険事業特別会計というところで、これも簡単な質

問なんです、例えば、つい最近も起きたんですけど、高齢者に対しての健康状態のチェックの表が、うちでいえば私宛てと女房宛てと別々の封筒で来るわけです。そうすると、市民の方に言われてなるほどなと思ったんですけども、何も夫婦によこすのに2通もいらんんじゃないのと。82円ですけども、だけどそれだけでも財政状態が苦しい塩竈なんだから、そういうところでも少しでも節約したらどうなのかなというお話もいただいて、なるほどなと思ったものですから、そういう事務が可能なのか、それともいちいち組み合わせをやるのが面倒くさいからやっぱり全部一括で送るんだとかいうようなことになるのか、選挙権の場合は一緒に来るわけですけども、そのほかの書類もそういった形のもので可能なかどうか、または受け取る側が、それぞれ夫婦でも個人情報だといってクレームが来たからこうやっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今のお尋ねでございます。

内容によりましての部分がございまして。個人情報にかかわる部分でわけている部分と、システム上出てきたものを再度組み合わせなければならないというところのシステム状況のものもございまして、そういった状況の中で別々に配付になっている部分もございまして。ご理解いただければと思います。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 例えば、夫婦の健康状態のチェックというものなんかも、やっぱり個人情報に入ってくるんですか。夫婦であれば、そばで見ているとどういう状況かわかるわけですけども。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 内容、介護のほうかどうかあれなんです、結果の通知ですと個人情報ということで対応させていただいております。それからお知らせの部分でしたら、なるべく経費節減の観点からは今後検討させていただきたいと思いますが、現状のシステム上のところでの取り扱いになっているところがございまして。よろしくお願ひしたいと思います。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 夫婦の間で個人情報というのは、秘密事はあっても、そういう意味での個人情報というのは多分ないと思うんです。だからそういう意味で、できるところは少しでも節約していただければと、市民の方にもそう言われたんで、私もそう言われてそうですよねということだったので、一応そういうところで少しでも節約する姿をやっぱり市民の方にも見ていた

だいて、それで2つで送ったらクレームが来たという方については今後別々に送るとか、そういうことで、例え82円の切手代でも塵も積もれば山となりますので、ひとつご検討をいただきたいと思います。

次に、資料No. 9の205ページの離島航路事業、そして資料No. 8の183ページ、これも決算資料になるわけですが、この資料を見ますと、離島航路事業繰入金、当初予算の8,970万円から欠損額では7,370万円と、マイナス1,600万円と大幅に繰入れが減ったということで、この辺は努力されているのかなとも感じるわけですが、その中で、一応事業収入が当初の7,970万円から980万円ほど補正でふえているというところで、この辺は何か特別な事情があつてふえたのか、見込み違いだったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えさせていただきます。

平成27年度におきましては、浦戸の桂島の海水浴場が、県内、仙塩地区というんでしょうか、この地区で唯一の海水浴場としてオープンしたということで、大体海水浴場のお客様としては8,632名ほどふえたということでございましたので、それが我々としての運賃収入のアップにつながっていると理解しております。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 ということは、当初はその海水浴の客をほとんど予定していなかったということだったんですか。海水浴場が開場されるという見通しもなかったわけですか。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 その時点につきましては、海水浴場がオープンするというものの考え方も、たしか不確定な状態だったように考えておりました。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 それと運行費に関しても、両方で600万円ほどマイナスになっておるわけですが、これは要因としてはどういうことが挙げられるんでしょうか。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 600万円の減少につきましては、平成27年度に職員が1名再雇用という形になりましたので、そういったところが大きいものかと考えます。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 再雇用はわかるんですが、再雇用だけで片方管理費が390万円、運行費が230万円と減るといことは考えにくいわけですが、その辺はどうなんですか。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 申しわけございません。大きな要因といたしましては、平成26年度で策定しておりました経営健全化計画が終わりまして、そういったところでの大幅な減少になったのではないかなと思います。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 なったのではないのかなという予想ではなくて、ここでこうなって、こうなっていますという説明をいただきたいわけですね。大ざっぱな説明でなかなか納得しにくいものですから、運行費についても230万円と、実際の予算からいくと5%のマイナスになっているわけです。ですから、これも何か燃料費が減ったんだとか何が減ったんだとかというような要因がないんですかということをお聞きしているわけです。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 失礼いたしました。確かに、今委員がおっしゃるように、A重油の燃料費が大分安くなりまして、300万円以上安くなっておりました。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そういうふうには的確にお答えいただければわかりやすいので、よろしく願いいたします。

それと、お伺いしたいのですが、今10カ年計画、経営健全化ですね、進んでいるわけですが、今現在、浦戸の住民の方は何人いらっしゃるのかと、あとは80歳以上、それから70歳以上の方がそれぞれ何人ぐらいいらっしゃるのか、もし数字がわかったら教えてください。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 浦戸の人口が、ことしの3月末時点でございますと、378名というのが住民登録上の人口でございます。我々65歳以上、70歳以上という形では捉まえておりますが、申しわけございません、80歳以上というのはちょっと捉まえておりませんでした。65歳以上の高齢者といわれる方々が241名で64.1%、70歳以上が175人で46.5%となっております。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

問題は、70歳以上が175名いて、この中に80歳以上の方が何人いらっしゃるのかということだと思います。それで、この10カ年計画の間に、このうち70歳以上の方が何人亡くなっていくのかということと、浦戸で何人の方が生まれているのか。例えば、平成27年度は新生児は何人いらっしゃるか、わかりますか。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 申しわけございません、何人生まれたかということまでは、我々としてはつかんでおりませんでした。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 結局それでなくとも、どんどん浦戸の人口は減っていています。我々会派で提唱した浦戸の宮戸と寒風沢間との架橋についても、経営健全化計画でコンサルの方々の案で否決されてしまいましたけれども、結局浦戸から高齢者の方が通うという不便さがある。船賃の補助をしてほしいとそういう話もある。そういった中でどんどん高齢化率が高くなっていく。65歳以上が241人ですか、それで70歳以上が174人とすると、65歳以上で今の高齢者の人たちは415人いるわけですね。そうだね、174と241と言いましたよね。そうすると、浦戸に住んでいる方の人数が合わないよね。

○山本副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 65歳以上が241、70歳以上というのは、65歳以上の中に含まれる数字でございます。（「含めて」の声あり）内数という形でご理解いただければと思います。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 わかりました。そうすると、10年たてば、皆80歳近い年齢になられる人たちはなってくるといったときに、やっぱりそこで人口減少が当然考えられるわけですし、そういった人口減少を食いとめるためには、少しでも島民の方に健康でいてもらわなければいけない。いろんなところに通うのにも、やはりそこで便利な交通機関が必要となってくるということで、我々としてはあその橋を「生命の橋」と名づけて、とにかくそういうことで運動をやって、実現しなければいけないんじゃないかという思いがあったわけですが、それがなぜか4島に橋をかけて、200億円がかかるからできませんというようなコンサルタントの、経営健全化計画が出てきて頓挫してしまって、結局じゃあ浦戸の方々を振興、振興と言いながら何を考えているんだろうと、非常に疑問に感じるわけです。そして、そうこうしているうちに市営汽

船の経営健全化だって、繰入金を5,400万円まで減らしたいという目標もあるんですけども、そんなことをやっているうちに、また100人以上の方がいなくなるかもしれない。現状を踏まえたときに、果たしてあと9年待っていていいんだろかという思いが私はするわけです。橋をかけてもそんなにすぐにはできないかもしれないですけども、でもやる気になれば5、6年で多分実現可能なのかなとも思っていますので、やっぱりそういうところでも人口の出を食いとめる、そういった橋ができるということになれば、もう浦戸に住めないねという方も、じゃあ思い直して住もうかと、本土に来られた方も、もう1回浦戸に帰って住もうという気持ちになっていただけるかもしれない。やはり本土に来て、今災害公営住宅に住まわれて、生活されて便利さを味わった方々は、なかなか浦戸に帰るという気持ちに、今の現状だとなっていただけないのかなとも思うわけですけども、そういったところを、これから今後、どのように塩竈市として解決をしていくのか、塩竈市長にお伺いしたいと思います。

○山本副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 離島航路事業という特別会計の範囲の中でお答えをさせていただきたいと思いますが、浦戸の振興活性化ということについては、かねてからさまざまな方策について、長期総合計画の中でも浦戸を特出しをして述べさせていただいております。

今ご心配の、定住人口が年々少なくなっていくということについては、まさしくそのとおりだと思っております。変わるべきものとして、しからば交流人口をどうやってふやしていくのかということも1つの課題とさせていただいております。

もう1つは、今住み続けていただいている方々がそこで安定した生活ができるようなりわいといいますか、具体的に申し上げれば水産業でありますとかあるいは養殖業、さまざまななりわいがしっかりと成立するような、そういったことについても塩竈として応援をしていかなければならないと思っています。

また、浦戸については、今も65歳以上の方々の割合をご説明させていただいておりますが、市内の30%強よりもさらに倍ぐらいのスピードで進んでいます。そういったところに住み続けていただくための生活環境をいかにつくっていくかといった相対的な取り組みの中で、やはり浦戸に住み続けようという気持ちを持っていただけるような努力を、我々もともに頑張ってもらいたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 住み続けていただく努力というのは、やはり佐藤市長も、市長の市政になって13年

間ずっとやられていると思うんです。それでもとまらない。そして、今までと同じことをやっていったら、結局は同じことの繰り返しになると私は思います。そこで、やはりさっき言っていた架橋という話が出てきたわけですよ。その話も無残に打ち砕かれまして、非常に残念な思いをしているわけですが、やはり言葉だけではなくて、本当に血の通った、その地にとって本当にいい政策をできるだけ迅速にやっていただくということが、私は必要だと思います。浦戸にどんどんどんどん人がいなくなって、人が住まなくなる時代がもうすぐ、あと20年たったら来るかもしれません。そのときにどうするんだというんじゃ遅いわけです。今はまだ370名いらっしゃる方が、少しでもこの島にとどまっていたけるにはどうしたらいいかと、そうすれば当然インフラの問題ですから、安心して住めるためには、橋1つあれば救急車も島に乗り込める。それをいちいち船を用意しなきゃいけないとか、救急車で運ぶにしても、船を用意して運んできて、それから救急車で運ぶとか、助かる命も助からないような現状がずっと続いているわけです。それと、勤める人たちでも、最終便が6時半、たまに1週間に一遍だけ7時半にしたと、それでだって1週間に一遍しか勤めない人ならそれでいいかもしれませんが、毎日通勤している人はそれではどうにもならないわけです。子供もどうにもならない。そういった現状があるから人がいなくなるということになるんですから、そのところを解決するためには、先ほど言ったようにそういった「生命の橋」をかけていくことが、私は非常に大切なことだろうと思います。1島だけでもいい、それはだって、浦戸の方、ほかの島の方だって1島だけかけるのは反対だって言っている人は、私が知る限り本当にいなかったんです。私はずっと島を聞いて歩いたんですけど。だから、市長は首をかしげられていらっしゃいますけれども、全てが反対している人ばかりではないし、意向調査にしても、アンケートを私も見ましたけれども、アンケートの結果を見ました。アンケートの設問も見ました。だけど、そこには橋が必要か必要じゃないかということのアンケートはとっていないんですよ、残念なことに。船が遅い便まで必要だとかというアンケートもとっていないわけですよ。何か、残念ながら人為的にある方向に向けるようなアンケート項目が並んでいまして、結果としては船会社の方々も、現行のままで用船ができますかとかというような設問で、当然用船はできないというのは当たり前のことですよ、回答としてね。というのは、今だって観光船をやっているわけですから、それに忙しいときだったら用船ができますかという問いかけをすれば、それはできませんという答えが返ってくる。それと、市営汽船で働いている人を全部再雇用しますかと、それだって、いやそれはできません、だって塩竈市の市営汽船の社員の方の給料とあそこの汽船

で働いている方の給与がかなり違うんです。そういうことも考えた場合に、そのままの給与では当然雇えないから雇えませんという答えが出てくるのはこれは当たり前で、そういうノーという答えを出すような設問しか質問していない。それで、心配なのは民間に任せると潰れたときに航路がなくなるからだめなんだという答えもあるわけですけども、今は松島と塩竈とそれぞれ1つ1つの企業体が観光汽船として頑張っているわけですし、そういった方々は、補助金をそれなりに半分ぐらい貰えるんだったら我々が船をやるよというようなお話もいただいていますし、笑っている場合ではないですよ、市長。そういうふうに私は聞いてきているんです。だから、そういうことを可能性を求めてやっていかないと、行動していかないと、浦戸に住む人がいなくなりますよと。20年たったら私も市長もこの世にいませんよね。そのときに誰もいなくなるんですよ。でもその責任は誰も負わなくていいわけですけども、浦戸を何とかしようと思っている浦戸の若い方々は、それではやるせないわけです。そここのところだと私は思います。ですから、ぜひもう1回思い直して、浦戸の寒風沢、宮戸の架橋という問題を考えていただければなという願いをして、あとは、答えは今出なくても結構ですので、来年の予算化でもしていただいて、少しでも先行きが明るくなるようなお返事を期待したいと思います。よろしくお願いします。

次に、市立病院のほうでちょっとお聞きしたいと思います。資料No. 9の402ページです。

ここには、病院の各会計の繰入金一覧表が書いてあります。市立病院では大体7億円前後の繰入金が毎年行われております。402ページです。済みません、私今ちょっと説明を間違えましたね。402ページに繰入金を書いてあるやつですね。書いてあるね。

○山本副委員長 資料No. 24。

○志賀委員 資料No. 24の60にもあります。いずれにしても、6億9,800万円、7億円の繰入金がありました。結果としては、昨年は1億6,000万円の赤字ということに私は捉えたんですけども、そここのところはそれでよろしかったでしょうか。

○山本副委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 まず、平成27年度決算についてということで、私のほうからお答えさせていただきます。恐れ入ります、資料6の決算審査意見書、こちらの公営企業決算審査意見書ということで、78ページ以降のほうの12ページをお開きをいただきたいと思います。78ページ以降のほうのページ、12ページということになります。

12ページに、病院改革プラン数値目標との比較ということがございます。こちらのところの

表の下から4段目になります。経常損益の欄の平成27年度の欄をごらんいただきたいと思いますが、平成27年度の経常損益は、1億1,617万4,000円の経常損失を計上したということが平成27年度の決算となっております。以上となります。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 わかりました。ちょっと私の見間違いですかね。でも1億1,000万円の赤字であるということですね。

それで、例えば医業収入が今約27億円ですね。繰入金約7億円ということになると、医業収入の3割ほどの繰入金を入れても赤字であるという実態であるわけです。一昨年かその前の年ですか、本当に病院の方は努力をしていただいて、ベッドの回転率も96%、97%というふうなことで黒字に導いたこともあったわけですが、その決算を見て、私も非常に頑張っただらっしゃるなと思ったんですが、なかなかその状態が続くのは難しい状況であるということも回転数等を見るとわかりますので、ただ、民間の病院と公立病院との、結局なぜ公立病院がこれほどお金が足りなくなって、民間の総合病院はきちんと経営ができているのか、その違いは何が違うのか、もしわかったら教えてください。

○山本副委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えさせていただきます。

午前中の事業管理者の答弁にもございましたとおり、まず民間の病院につきましては、採算性の取れる診療科目に特化するということで採算を取っているところもあるかと思えます。集中的な設備投資ができますし、そういったところに費用をかけまして収益を上げていくところが、民間病院の経営の常套なところかと考えてございます。一方、公立病院につきましては、やはり不採算部門を抱えてございます。1つには在宅医療の部分もございまして、それから慢性期病棟というところで、なかなか民間が診療を行わないと、そういったところについても、やはり公立病院の役割としてしっかりと果たしていくところがございまして、なかなか経営的には民間と比べますと厳しいというところがあるかと存じます。

それからもう一つ、市立病院は、総合病院としてさまざまな診療科を持ってございます。市民の方がいらっしゃった際に1カ所で済むようにということで、大学からの応援等をいただきながら、今は17の診療科目を標榜してございますが、そういったところもございまして、なかなか公立病院として経営が厳しいのかなと考えております。以上でございます。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 民間の病院には、こういった繰入金のような打ち出の小づちはないと思うんです。

3割もそういうところで何が違うのかなと、私は不思議に感じるわけです。不採算部門があるということですが、不採算部門が、じゃあそんなにいっぱい市立病院ってあるんですか。そここのところを教えてください。

○山本副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 3割とおっしゃいましたが、実際は我々が改革プランをつくりましたときには、政策的な医療の分を繰り入れてその範囲内でやっていくと。それで、研修医制度によって不足が生じた赤字分に関しては、市のほうで繰り入れするというので、議員の方も入られて、一応話が平成20年に決められました。そういうことでございまして、この7億円には特例債の償還が入っております。不良債務、24億円の、2億円何ぼ入っている、それをも含まれているということになっています。だから、全部が全部我々が使っているということではなくて、もともとあった部分、24億円あったうちの返す部分に入っているということです。

あとは、我々の不採算科といいますか、これはいろいろあります。例えば眼科を始め、皮膚科、小児科、特に小児科なんかは常勤医がいまないので入れていますが、これが常勤以上に、結構大学から派遣していただきますと、もちろんお金が高くなります。それから泌尿器科、皮膚科もそうですね、あとはさまざまほかの科もあります。例えば心療内科もあつたりとか。あるいは大学から先生を派遣していただいて救急をやるとかそういうのに補ってもらうとか、いろんなものがありますので、やはりそういうものにとって、どうしても必要な経費がかかってくるということは事実であります。以上です。

○山本副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 最後に、時間もないのでお聞きしたいと思います。資料No. 12の5ページです。

ここで雑損失というのが7,000万円ほど計上されております。とても大きな金額なんですが、これはどのような金か教えてください。

○山本副委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えさせていただきます。

雑損失につきましては、消費税が各収支表にかかってまいりますが、そういったもので料金収入に添加できないものを、雑損失という形でこちらのほうに計上させていただいております。医業収入が非課税なものですから、費用については消費税がかかりますが、それを収入のほう

に添加できない部分を雑損失という形で計上させていただいております。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 よろしく申し上げます。

大きくは3つ、介護保険事業と魚市場と下水道を聞きたいと思っております。

前段で、先ほど小高委員が取り上げました被災者の医療なんですけど、もう少し正確を期す上で確認をしておきたいと思っているんですけど、被災者の医療費一部負担免除、後期高齢者の場合は広域連合が被保険者ですから、そこがうんと言わないとだめだと。けども、後期高齢者の被災者の医療が、35市町村の保険料で国が8割見てもらって、2割は広域連合で負担してきたのかと、ほかの市町村に迷惑をかけてきたのかということなんですよね。そうではなかったと。それぞれの被災を受けた後期高齢者の医療費の負担免除は、そこそこの自治体においてその2割分を広域連合に払ってもらうような形でやってきたのではないかと。そこが大きく違いますと、例えばこれからも災害があるとき、大崎市である、石巻市である、塩竈市だけであるということもあり得るでしょう。広域連合によってその被災者の命を救えないとなったらば、こういう後期高齢者の弊害、これから国保もそういうふうになってくるという中で、こういったことになるのではないかと思うんです。だから、広域連合35市町村が全部被災自治体の一部負担免除を全部こうむってきたのかと、そうではないのではないかと私は思うのですが、その辺について伺いをしたいと思います。

○山本副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 宮城県広域連合の運営につきましては、広域連合事務局なり広域連合議会において議決されている内容でございますので、私どもとしましては、保険料の徴収、納付、保険証の交付などの窓口事務をしております。ですので、この場においてその可否判断並びに内容につきましては、ちょっとコメントをするのはなかなか難しいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私は広域連合に行っておりますが、広域連合で被災者の医療部分を全部の35市町村で集めたもので負担しているというふうな決算は私は見ておりませんので、そうではないのではないかと思ったので、申し上げました。そのことだけちょっと疑問に思ったものですから、質疑させていただきました。

それでは、介護保険事業から伺います。資料No. 8、歳入歳出事項明細書と資料No. 9 主要な

施策の成果に関する説明書、資料No. 24の決算特別委員会資料を使って伺いをしたいと思います。

時間がないのでいちいち言っている時間がありませんので、まず介護保険制度です。平成27年度の介護保険事業には、国の医療・介護総合確保推進法による大改革が行われたことがこの平成27年度の決算に入っているのではないかと私は思っています。1つは、国が介護報酬を2.27%という大幅な引き下げをしたこと。2つ目には、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村が主体である地域支援事業、介護予防とか日常生活支援事業、市総合事業へこれが移行する過程だと思いますが、いずれそういう国の流れの中がこの介護保険事業に盛り込まれているのではないかとと思いますが、これが反映されているのかどうかだけ、まず最初にお伺いします。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいまの曾我委員のご質問にお答えいたします。

平成27年度の状況でございますが、介護の報酬のほう、こちらの2.27%の減というところは、これは、全国的なものでございますので、これは盛り込まれてございます。もう一つ、いわゆる総合事業としての部分でございますが、こちらは平成29年までに取り組むこととなっております、塩竈市では平成28年度からでございますので、平成27年度は従来の枠組みでございます。

以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 わかりました。それで、具体的に聞きたいのは資料No. 8の261ページですが、先ほど課長も言ったように介護報酬の引き下げが行われたわけでございます。市内の介護事業所、この中にもたくさん事業所が書いてございますが、この中で事業をやめた事業所があるのか、わかれば伺いたしたいと思います。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

介護報酬がもとでというようなことでは伺ってございません。それぞれの事情の中で廃止されているところは、あるということは聞いてございます。以上でございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 事情でやめたところはあると。それはそれで承っておきます。

全国的には、東京リサーチでもいっておりますように、介護事業所の倒産が過去最高になったというふうに述べているわけですから、塩竈でも、全体で通所あるいは在宅関係も含めて見ますと83事業所があるわけで、私の芦畔町でも入浴サービスをしていたところがなくなったなと思ってちょっと心配したりしているんですが、そういったところが、小さい事業所ほど影響を受けているのではないかと思われまます。

2番目には、介護保険料です。1号保険料が2割になったというふうに思いますが、249ページに保険料のことが書いてございますが、この中でどれだけの影響をこれで受けているのか、わかればお知らせください。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 収入によりまして、収入の高い方が例外的にといいますか、2割になった方がいらっしゃるというところがございます。大変申しわけございます。数字はちょっと今手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 後でじゃあ、お願いします。

3つ目に、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外したのはこの中には入っていないといひますけれども、271から265ページを見ますと、ここで若干減っているのではないかと私は思っただけですが、例えば地域密着型サービス給付とかが減っているように261ページでは見受けられるんですが、それは全くそういう意味ではないということなんでしょうか。

○山本副委員長 質問、聞き取れましたか。鈴木長寿社会課長。

○曾我委員 ごめんなさい、271ページでした。済みません。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 大変失礼いたしました。資料No. 8の271ページでございます。

こちら、介護保険事業特別会計の中でも介護サービスの事業勘定でございまして、こちらにつきましては、浦戸のほうに地域包括支援センターを平成27年度から開設してございます。地域包括センターの枠組みでございまして、平成27年度からの全市的に変えているところがございました。従前ですと、市で持っている直轄の塩竈市地域包括支援センターのほかに、北部、西部の3つでございましたが、平成27年度から市内4カ所、それから直営で浦戸の分も開設してございます。こちらは浦戸の部分で取り扱った居宅支援サービスの収入などもございまして、その部分で介護サービスの事業勘定として区分して、会計をあらわしてございます。その関係で、従前ですと市内のかなりの部分を塩竈市包括支援センターとして担っていたわけですが

が、今は浦戸だけになりまして、新しくできた南部・東部、それから北部2地区、そのようなところがわかれていておりますので、会計規模としては大分小さくなったという事情がございます。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 261ページの特養ホームの関係にかかわるのかなと思います。施設介護サービス給付費がございますが、これは原則要介護3以上に限定されたわけですが、これらにここに影響があるのかないのか、お伺いします。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

ただいま、施設介護サービスの給付費のほうでご質問がございました。

こちらのほうは、今のご質問の介護の3以上というところは、特別養護老人ホームのところですね。平成27年度から原則要介護3以上の方ということに切りかわったところでございます。こちらでございますが、その部分は新たに入所される方は介護3からが原則になってございますが、従前からの方は要介護1、2の方もおられるというようなところで、今のところ、ここでの支出のところに大きな変化は出るものではございません。よろしく願いいたします。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 それでは、もう一つ聞きたいのですが、低所得者の介護施設利用料は、部屋代や食事代を軽減する補足給付が行われていたのが、これが縮小されたということで、その影響はどこで見たらわかるのでしょうか。

○山本副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 済みません……。

○山本副委員長 じゃあ、後で調べて答弁してください。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 済みません。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 この介護保険事業は、いろんな制度が変わっているんだけど、実際には新しく利用される方と実際利用していたけどいろんな制度で減っていく部分と、いろいろありますから、どこでどう見たらいいかがなかなか確認ができなくて、困って今こういう聞き方をしているんですが、いずれ平成27年度はそういったことが盛り込まれた年度だったということだけ、まずはっきりさせておきたいなと思います。

また、ここ2、3日の新聞でも、さらに介護保険がもっと厳しくなる動きが出ておりますが、本当に当初の介護保険があつて、今になってはもうサービスが受けられないという事態にますますなっているということを、ちょっと指摘せざるを得ないなというふうに見ておりました。

次に移ります。魚市場会計のほうに移らせていただきます。これは資料No. 9の146、あるいは高度衛生管理型荷さばき所の関係は、復興の関係ですから375ページになります。

今まさに魚市場の再建で、いろいろと動いて、いろいろ現場にも立ち寄りさせて見させていただいたりしておるわけですが、これまでフォークリフトだとか、それから魚体選別機とか、いろいろ要望されて一生懸命取り組んでいただいているようですが、引き続き、まだ今A棟をやっているわけですが、こういう中でも業界からたくさんのいろんな要望が出されてくると思いますけれども、それにぜひまた引き続き応えていただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 フォークリフトですとか魚体選別機とか、まだ不十分なところもございますので、引き続き努力してまいります。これから高度衛生管理というのが本格的に始動するわけですので、その中で業界でやるべき部分、開設者として市がやらなければいけない部分、そういったところで役割分担をしっかりと話をした上で、取り組んでいきたいと考えております。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 よろしくお願ひします。

それで、私ここに平成26年11月19日付の魚市場の整備事業の工事概要について、持ってきているんです。これからの維持管理とかいろんなことがかかわってくるんだと思いますが、ただ、塩竈市が開設者だから、当然塩竈市がちゃんと責任を持つことはあるんだけど、私が一番心配しているのは、A棟、保管施設、C棟というふうに整備計画で立てているということで、これが水産庁の補助金だったり、あるいは復興交付金だったり、フォークリフトは別なものを使ったりとかいろいろ、いろんなものを組み合わせて建物をつくって運営していくんですね。だから、私たちが知りたいのは、いずれ全部完成したときに、どういう補助金が使われて、それはゼロというか、この建設費はゼロの部分もあるし、借金をした部分というか、補助金でやったものは払わなければならないことになったりとか、ほかの設備もいろいろ出てきた場合に維持管理費がかかって、今まで以上に私はかかるものだと思うんです。そういう点で、なかなか全

体の構図が、何ていうのかな、病院なら病院の企業会計というのがあるんだけど、そうでもないという中で、やっぱり逆に言えば、事業者というか利用をしている関係者にとれば、それが見えないから、何とか市がやってくれるのではないかと、いや、こんな負担だったら大変だよとか、いろいろそんなことが出てくるのではないかと考えていまして、これは心配です。

だから、一時こういうもので、これは水産庁のだよとか何かって示されましたけれども、やっぱりそういったことを全体に、私たち議員にもわかる、あるいはこういう費用がかかるんだよとか、あるいは新しくつくった施設はこのぐらいの経費がかかるから、こういったもので家賃を、家賃のことは前に示されたんだけど、相対的にわかるような書き方というか、そんなものはできないものかどうか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思うし、出していただければと思っているんですが、いかがでしょうか。

○山本副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 やはり、一番わかりやすくお出しするとしたら、今後の収支を含めた魚市場の運営の財政的な見通しのようなものをお示しすれば、一番わかりやすいのかなとは考えております。

今のところ、まだちょっとお示しできるような内容まで煮詰めたものをつくっていないんですけど、やはり今後、経費がどういうふうにあふえていくのかという部分につきましては、概算ではお出ししていますけれども、十分精査した上で、市の内部だけではなくて業界の皆様とも共有しながら進めていきたいと、今後に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 本当に古い市場が、幸か不幸かこういう中で、復興交付金事業で相当の部分は建てかえられたということはあるにしても、やっぱりこれを長く維持管理しながら水揚げをどう図るかということになってくるわけですから、その辺は十分よくわかるように引き続きやっていただきたいし、努力していただきたいと思います。それはそれで終わります。

続きまして、下水道関係で伺いたいと思っております。資料を求めておきました23ページ、これは県の資料から出していただいたと思うんですが、下水道課長から、ぜひこの見方を、ちょっと細かいんですが、そして塩竈市は2番目に高い位置にあるのかなと思ったりして見ているんですが、その内容についてご説明いただければと思います。

○山本副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 資料No. 24の23ページの表の見方ということでありまして、こちらのほうは、県内全ての市町村の下水道の料金の体系表ということになっております。

まず、見方としましては、塩竈市の部分でいいますと3段目でございますけれども、基本使用料が、これは必ずかかるということで、600円かかります。そして、10立米までが140円。さらに10立米から20立米までが155円という形になります。それらを足しまして、最終的に消費税を掛けるということになりますけれども、そうしますと、20立米使用料、表の右から2番目ですけれども、3,834円という形になります。

また、塩竈市については、表の一番下ですね、一番下の町のほうが一番高いということございまして、南三陸町ですね。その次に中段よりちょっと上のほう、栗原市がその2番目、3,994円。塩竈市が3番目で3,820円という形になっております。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 この基本料金が割と、基本料金を取っていないところもあるということなのかしら。これは、基本料金は塩竈市は600円だけれども、ほかはなくて従量料金だけでしているということで見ればいいんですか。

○山本副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 基本料金を設定していますのは、本市のみということでございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 基本料金をやっているのは塩竈市だけで、基本料金をなくせば安くなる。ちょっとわからないけど、これをもう少しならしてね、何とかできないのかしら。わからないけれども、その辺はどういうことでこの基本料金だったのか、ちょっと忘れましてので。

○山本副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 この基本料金を設定した根拠といいますか、当時の部分については、ちょっと今私も把握はしておりません。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 ちょっとやっぱり2番目に高いというのは問題だし、今状況を見ながらということがあるんですが、もう一つ別な角度から見たいと思いますが、下水道の平成27年度の事業全体は、1番わかるのがこれかな、資料No. 8の225ページからいろいろ分担金とか使用料金、国庫支出金、繰入金、子細とあって、その後ろはまた支払いのほうというか、一般管理費とかと出ているわけですが、繰出金を資料No. 9の402ページで見ますと、繰出金という推移があります。

下水道の繰り出しを見ると、平成18年度には、これは1,000円単位だから、14億円から払って繰り出してきたと。それからずっときて、平成23年度には12億円ぐらいまで繰り出しが減ってきていると。一方では繰出金は減っているんだということで、地方債残高は405ページにあります。下水道の地方債残高が、これもずっと少しずつだけ減ってきているということなんだけれども、これは雨水と汚水とがまじった、合算されたものの地方債残高なんですよ。

○山本副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 資料No. 9の405ページにありますこの残高につきましては、雨水、汚水両方が入った金額ということでございます。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 全体でそういうふうな地方債残高になって、だんだんそれも減ってきている、繰入金もだんだん減ってきているという中で、要するに家庭排水の下水道なんかについては、大体復旧は99%ぐらいだったと思うんだけど、もう復旧は終わっていると思うんですね。

ただ、先ほど山本委員も言われたように、雨水の関係はそれは出てきますよ。だけど、全体の会計上、汚水が私費、雨水が公費といった場合に、これが全部まじってしまうと、どうなのかなかなか見えないなと思っているんです。だから、その辺で、やっぱり下水が私費だというのであれば、ルールに基づいた国庫負担とかいろいろあると思うんですが、これらがわかるような資料の出し方というのはできないんでしょうか。一緒に合算しちゃって、どこがどうなっていくかというのがわかるようにはできないんでしょうか。お伺いします。

○山本副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 資料No. 9の405ページの地方債残高の推移、作成したのは財政課です。私から回答させていただきます。

先ほど下水課長が答弁しましたとおり、この数字は雨水と汚水の合算でございます。内訳としては、当然担当としては把握はしておるところでございますけれども、申しわけございません、これまでこういった形での表記で続けてきておりました。今後の表記方法については、若干考えてみたいというふうには考えております。以上です。

○山本副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 ぜひ、その辺も明確にしてもらわないとなかなか納得いかないというか、もっと皆にそういうことがわかるようにしていただいて、また別な機会に議論していきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○山本副委員長 先ほどの曾我ミヨ委員の質問に対し、鈴木長寿社会課長より答弁漏れのありました事項について発言の申し出がありますので、許可いたします。簡潔にお願いいたします。
鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 先ほどは失礼いたしました。先ほど2点、後ほどお答えさせていただきますとさせていただいたものがございます。

1点目は、保険料というかサービスを利用したときの負担が2割になる方の表示のところでございますが、No. 9の資料の84ページをお開き願います。

こちらの要介護認定の方で2割の該当の方、一定の収入のある方でございますが、単身世帯で280万円以上の方ということで、282名でございますが、この表現の中にはあらわれてございませんが、内数として282名の方がそのようになってございます。ただ、こちらの方は2割の負担ではございますが、高額の限度額の制度がございますので、その2割の限度の中でお支払いになる方でございます。

それからもう1点、低所得者の方の軽減のところはどこにあるかということでお尋ねでございました。同じくNo. 9の資料の85ページで、下のほうの介護給付の状況の表の合計の上の欄でございます。特定入居者介護サービス費というところがございます。

こちらが、下に米印で記載させていただいておりますが、低所得者の方が施設利用のときに、食事、居住費の負担を軽減する制度がございます。先ほどお尋ねのところ、平成27年度でそこが制度改正がございましたねということがございました。この制度でございますが、施設に入る場合は、どなたも食事、居住費、これは施設に入る、入らずにかかるということで、そこは負担していただく制度がございます。その中で、低所得者の方は、所得の段階に応じて3段階の軽減制度がございます。その3段階の区分の中で、従来はその区分が非課税とか収入度合いだけでございましたが、平成27年度に制度の変更がございましたのは、施設利用者のうち非課税の世帯の方の中で預貯金がある場合、預貯金が単身の場合は1,000万円以上ある場合は、段階区分が上の段階に行きますよというような制度変更がなされたところがございました。

平成27年度の内容としましては、以上でございます。

○山本副委員長 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。志子田吉晃委員。

○志子田委員 特別会計のほうで若干質問させていただきます。

いただいた決算特別委員会資料その 2、別冊 2 という、土木課及び下水道課が発注した工事に係る工事台帳……（「ナンバー」の声あり）

○西村委員長 ナンバーがないですね。

○志子田委員 ナンバーがついていないので、その 2 の別冊 2 というところで、工事台帳が書いてありますが、その中で 5 ページと 8 ページなんですけれども、まず 5 ページなんですけれども、これは特別会計のほうで……一般会計ではないですよ。この 5 ページの入札状況なんですけれども、20 社ほど入札されましたけれども、1 番値段の低いほうではなくて 4 番目に低いところで決まっています。それから 8 ページも、北浜のほうですから特別会計だと思うんですけれども、こちら 10 社ほど入札参加者がいましたけれども、一番下ではなくて真ん中ごろの順位の業者に決まっています。その辺のところの落札の基準というか、入札がどういう判断でそのように、金額以外になったのか、この 2 件についていきさつをご説明願えればと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 どっちですか。末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 済みません、答弁が遅れました。

こちらは最低制限価格を設けていまして、済みません、最低制限価格を下回って失格になったところが 1、2、3 位にありまして、最終的にぎりぎりそれより上の部分が落札業者になったということで、結果だけを見ると上から 4 番目という業者が選ばれている状態になります。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

そうだと思うんですけれども、毎回その率が変わるのか、最低価格というのもこういうふうに、その金額も入れていたからこうなりましたっていうその辺のところの説明をいただくと

わかるんですけども、その基準というところをお話し願おうかと思えます。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この金額ですと、私が予定価格、最低制限価格を調整いたしますので、私からお答えさせていただきますが、最低制限価格については公表ということにはなっておりませんが、基本的には、おおむね一定の割合の中で最低制限価格を予定価格の執行者が記帳するということになっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 わかりました。ちょっとそののところだけ見て、ほかのところと決め方が違うので、その辺のところをはっきりしておけば、こういう入札関係の資料をいっぱいいただきました。表も見せていただいたんで、全て公正にやられているというふうに証明できるのではないかと、今のも聞いて、不思議なところはなくなるものですから、しっかりやられたものなのかなと思ったので、聞きました。

別なこと、資料No. 12の10ページで、病院事業のことをお聞きします。

この10ページのところには、事業報告ということで概況、総括ということで、まとめて書いてありますので、総括事項の真ん中の下のところ辺りをちょっと読みます。決算を見ても、果たしてどのぐらいの黒字だか赤字だか、何かいろいろな数字が出てくるものですから、病院は黒字だったのか赤字だったのか、ちょっとなかなかわからない決算内容になっていると思うんですけども、ここに書いてあるのには、病院事業収益が31億240万1,000円、病院事業費用は29億6,036万9,000円と書いてあります。当年度損益では、1億4,203万2,000円の純利益となりました。その結果、現金収支では約900万円の黒字となり、と書いてあります。そして、経常収支均衡は残念ながら達成できず、1億1,617万4,000円の経常損失となりましたとあります。

そうすると、黒字何だか赤字何だかさっぱりよくわからないので、黒字だと認識しているのか、赤字だと認識しているのか、その辺のところをどういうふうに考えたらいいかをお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えいたします。10ページに記載してございます。

まず、先ほど答弁させていただきましたが、経常収支の部分でございます。経常収支につきましては、10ページの下から2段目のところの最後の行になりますでしょうか、1億1,617万

4,000円の経常収支としては赤字を、損失を計上したというふうになってございます。こちらの収益的収支のほうの全体の純利益の部分につきましては、今お話がございましたとおり、1億4,203万2,000円の利益という形になっていて、実際にはどうだったのかというお話かと思えます。

こちらにつきましては、やはり計上収支的には損失を計上したということが営業の部分では大きかったと考えてございます。純利益に1億4,200万円というのは、一般会計からの繰り入れをいただいた特別利益が入ってございます。これは、特例債の償還に充てる原資として持つていく部分がございますので、1億4,200万円が利益だからということで黒字だったかという、やはりそこは厳しかったのかというふうに病院としては認識をしてございます。

ちょっと面倒くさくて申しわけないんですが、最終的に現金として幾ら残ったのかというところにつきましては、900万円ほど現金が残りましたので、何とか不良債務の発生は防げたということです。わかりづらくて申しわけございませんが、以上のような結果になってございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 ほかの会計のやつだと、ぱっと見てすぐ赤字か黒字かわかるんですけども、病院の会計はいろいろな数字があってなかなかわかりにくいなと思っています。

それで、片方では赤字、片方では黒字ということなんですけれども、病院側としてはどのように、よかったのか悪かったのか、私は皆さんこれまでもずっと病院の事業を頑張られてきたなという、一生懸命やっているなというのはわかっているつもりです。ただ、評価としてどうなのかなど、その辺のところを。ほかのNo. 9の資料でいうと、いろいろ評価でA、B、C、Dというふうになっているんですけども、これを病院事業平成27年度全体の数字的な結果を見て、数字以外のこともあるんですけども、あの表を当てはめたとすると、病院の評価はAなのかBなのかCなのかDなのか、その辺のところをどういうふうに認識しているかをお聞かせください。

○西村委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 評価A、B、Cでどうだったかというお話ですが、今課長からも答弁がありましたように、現金収支としては黒字になったということでは、一定の成果が生まれたかと思えます。ただ、問題なのはやはり経常収支というところですね。特別利益として、一般会計からの繰り入れなしでその辺を賄いきれなかったという実態はございますので、

そういう面からすると、やっぱり財務的な経営状況としては厳しかったのかなというふうには思います。

病院のほうではさまざまな成果の指標がございます。例えば、入院の病床利用率でありますとか、救急患者数の受け入れ態勢はどうだったのかとか、いろんなさまざまな指標がございます。全てがクリアしたというわけではございません。例えば、前改革プランにおきます項目としては、一応14項目ほどの成果の目標というものがあまして、例えば救急患者の受け入れについては平成27年度の目標が1,000件、それを上回る1,044件で、これは目標を達成しているという部分もありますれば、例えば紹介患者としては残念ながら目標2,200件に対して1,200件ほどにとどまってしまったとか、さまざまな見方があります。

ただ、相対的にお話を申し上げれば、病床利用率86.6%というのが、目標には達しなかったものの、これは7月末だったと思いますけれども、全国自治体協議会が発表した平成27年度決算では、公立病院の平均値としては77%ということに対しては、全国平均を上回っているといった成果はあったのかなと思っておりますので、病院として全国平均から見れば、収支、病院の経営、それから実績、ともにある程度良好ではあったのかなと思います。あわせて、9月になりますけれども、プランの評価委員会というものが8月末に開催されまして、結構病院としての役割を果たしたというふうな評価はいただいております。

ただ、一方では、そういった経営に対する職員の意識改革はもっと努めるべきだというご意見もいただいておりますので、より一層経営に関して、もっとシビアに見つめていくということが必要なのかなというふうには認識しております。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 あんまりいっぱい言われたんで、やっぱりますますわからなくなってきました、だからA、B、C、Dでいうと、ではどうなのかというのを、もう全部まとめて、平成27年度決算はBでしたとかCでしたとかと言ってもらうとなおいいんですけども、その辺のところを事業管理者の責任者の方をお願いします。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 今、部長からもお話がありました。これは、やっぱり一言では言えません。数字だけではないというところを我々は持って働いているところがありますので、やはり地域医療に貢献するといえますか、公立病院としてやるべきことをしっかりやると。ただ、経常収支を達成できなかったことは、それは申しわけありません。これはやはり、これを目指

してやっているものですから、達成しなければいけないことだと思います。

現金収支は達成して、不良債務を出さないという最低限の目標は達しましたけれども、今後また、しっかりと経常収支黒字になるように頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。なんか私には、BとCの間だというふうに聞こえましたけれども。なかなか頑張ったというところもあるんだけれども、経営的な問題とか財務的な問題で、少しちょっと足りなかったところがあったかもしれないということでございました。

それで、いただいた病院の資料No. 14の28ページのところに経営分析表というのがあります。それから、31ページから財務分析表ということが書いてありますので、ちょっと足りなさそうなところだけ質問させていただきます。

28ページでいうと、経営分析表の一番右に年鑑指標というのが書いてありまして、塩竈の市立病院の状態が、全国的な病院の平均と比べていいのか悪いのか比較する基準の指標ですということの前に聞きました。見ると、ちょっと気にかかったのが、2番目の外来入院患者比率というのが、指標は179.9に対して27年度が117.9というのは、平成26年度からも下がって、ちょっと少ないのではないかなというのが1つ気になりましたので、この辺のところの解説をよろしくお願いします。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 この比率なんですけど、やはり外来患者数そのものが少なくなってきているということがありまして、目標値から見ると大分乖離があったものですから、なぜかという、やっぱり小児科の部分とか、小児科の先生が常勤でいらっしやらない、それから先生方の異動がありました。ちょっと呼吸器の先生とかに異動があったりして、そういう先生方の異動に伴って、やはり外来患者数が少し落ち込んできたということで、入院との比率が下がってきているということだと思います。以上でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 そう言われると何だか心配になってくるんですけども、なんか塩竈の市立病院だけではなくて、ここの二市三町全体の患者数というか、そのもの自体が減ってきているのではないかということをごちゃごちゃと聞いたことがあるんですけども、そういう全体的な世の中の流れとして市立病院も減っているのか、あるいは周りの病院がいろいろ新築して立派な病院に

なったから、そちらのほうに外来の患者がとられて、近所の今まででなかったんだけどもそういう新しいところにとられて減ってきているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 病院でもその辺のところを調査したことがありますけれども、やはり患者数そのものが、この地区全体的に下がっているところがあります。災害後ですかね、大震災後とか、やはり病院に行かない方とかがふえてきていることは事実です。控えている方、いろんな減免の問題も一部にあるかもしれませんが、そういうことがあって、やはり全体的に下がっていると。開業医の先生方に伺ってもそうですし、病院で調べたところでもそういうような傾向がありましたので、そうはいつでも何とかうちだけは減らないようにと思うんですが、やはり同じような傾向になっています。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。なかなか経営環境も厳しくなってきたのかなと私も思っているところです。

その続きなんですけれども、財務分析表ということで、31ページのところで、この5番目、6番目、7番目、8番目で固定比率、流動比率、当座比率、現金比率というのが、この年鑑指標から比べてちょっと塩竈の市立病院は低いんじゃないかなと思うんで、ちょっと心配するんですけれども、その辺はどの程度心配すればいいのか、ご解説お願いします。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えいたします。

まず、固定比率、5番でございます。こちらにつきましては、資産の中で固定資産の占める割合ということで、当然現金と預貯金等があれば流動資産のほうが多くなりますので、財政的に弾力のある状況というのが、こちらの固定比率というふうになってございます。年鑑指標が246.0となっております、支出分が154.7ということで、やはり流動性という部分について、ほかの病院から比べるとちょっと厳しいのかなというところが、こちらの数字かというふうにご考えてございます。

6番の流動比率についてでございます。こちらにつきましては、流動資産に占めます流動負債の割合ということになりますので、当然やはり流動資産、今言いました現金とかそういった預貯金等が多ければ100%を超えてくるということで、流動負債、例えば起債の償還とかにな

りますが、そういった返済にそういった現金等を充てられるということで、100を超えてくればやはり余力があるというふうになっているかと考えておりますが、こちらも100を切っているということで、市立病院もなかなかこの辺も厳しいのかなというような状況となっております。

なお、年鑑指標につきましてですが、こちらにつきましては、経営主体が市の全体の病院を平均したものでございますので、大きな病院もあれば小さな病院もあるということで、こちらはちょっと参考ということでお含みいただくと助かるかと思えます。以上となります。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 ありがとうございます。この辺のところも心配しないような運営ができるようになればなと思っているんですけども、なかなか厳しいというような現状だということがわかりました。

それと、32ページのほうは同じようにちょっとどのように理解したらいいのか、16番目の医業収支比率、これが87%で、25番目の医業収益利益率、これはマイナスとついているので、その辺のところはやはりどのぐらい心配したらいいのか、ご解説をお願いします。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 32ページのほうでお答えさせていただきます。

特に病院の経営を見る際に一番留意いただきたいのは、16番の医業収支比率になってくるかと思えます。医業費用に対します医業収益の割合でございまして、やはり医業収益が医業費を上回っていれば100%を超えてくるというところが、経営にとっては一番大きな数字かと思っております。それで、平成27年度の決算ですが、87.0%ということで、平成26年度から0.2ポイントほど悪化してございます。こちらは、経営が厳しかったというところの数字になっているかと思えます。

なお、参考までに前改革プランのほうでは、医業収支比率の目標を95.7%と設定をしておりましたが、平成27年度は87.0ということで、やはりそちらのほうの達成も厳しかったというような状況かと思えます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 あんまり言うと、何かだめな経営をしているというふうに捉えられると困るんですけども、そういうことではなくて、しっかりとした経営になるためにはどのぐらいになっていなければならないかということ、そのためにはどういうことがあるのかなという観点で

私は聞いていますので。

それと、積み残しの問題があつて、26番の累積欠損金比率というところは136.5%となっています。これは、少しずつ毎年よくなる予定ですということを知ればいいだけなんですけれども、今現在で、この136.5は心配なのか、その辺をお聞かせください。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 32ページの26番の累積欠損金比率についてでございます。

まず、累積欠損金の額についてでございますが、こちらの計算式にありますように、まだ約34億円ほどの累積欠損金が市立病院にはございます。平成26年度から平成27年度にかけて、先ほど説明をさせていただきました純利益1億4,200万円を累積欠損金のほうに充てまして、1億4,200万円ほど累積欠損金が減ったということが平成27年度の決算かと思えます。

額が大きいんですが、毎年度純利益をこちらに充当して累積欠損金を少しずつ消していつかというところが、市立病院の状況かと思えます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 よくわかりました。頑張つて減らしてもらいたいと思います。

それともう一つ、資料No. 23の病院事業の概要というほうからも、経営分析あるいは財務分析のところを見てもらいたいと思いますけれども、34ページ、35ページのところに全体的な収支が書いてあります。収益的収支と資本的収支と一般会計からの繰入金ということで、平成22年度から6年分書いてありますので、この比較表を見てもらうとその流れがわかるのかなと思つて、ここから聞きます。

この繰入金のことなんですけれども、一般会計から負担される考え方、繰出基準ね、別な資料で、うちのほうから資料要求したNo. 24の61ページだつて、そちらのほうにも繰り出しの一覧表がございますけれども、病院事業に対して市の一般会計のほうから繰り出しをするというそもそもの基本的な考え方、その辺のところを。それと現在出されている繰出金の数字、それからそれに対して出されている基準、こういう理由で出しているんだと、その辺のところを34ページと35ページのところから、このところがそうですよという解説をちょっといただきたいです。

私ができるように言ってもらいたいのは、例えばなんですけれども、34ページの上から7行目の他会計負担金、8行目の他会計補助金、それから真ん中ごろの他会計補助金、そういうと

ころを、これが繰出金のこういうところに入りますよということを説明していただけると。それから35ページでいうと他会計支出金、他会計補助金と書いてありますし、それから長期借入金償還金、この辺のところは全部この数字がここに入って、35ページのこの繰出表の下のところに行きますというところの説明を聞けばいいんですけども、その基準について、考え方をお知らせください。

○西村委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 私のほうから、繰出基準についてのそもそもの説明をさせていただきます。

繰出基準は、毎年総務省が各特別会計、企業会計に対して、一般会計が負担すべきであるという項目を通知するものでございます。これは言いかえれば、税を投入してしかるべき部分に対しては繰り出しをすべきだというふうな内容のものになっております。病院に対しましては、例えば救急医療関係ですとか、保健衛生行政事務分ですとか、基礎年金搬出金に関する公的負担金ですとか、そういった病院事業の会計の収入だけでは賄わないで、税のほうで投入すべきだろうという部分に関しての基準、それに対しての本市での基準内での繰り出しという形になっております。

具体的な内容等については、病院のほうからの説明となります。以上でございます。

○西村委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 今、繰出基準のほうに関しては、財政課長からお話しされたとおりですけども、全体的に繰出基準は、実は病院に対して16項目あります。非常に多いんですね。それはなぜかという、志賀委員からもご質問がありましたけれども、やっぱり公立病院の果たす使命として不採算部門をやっているというものが、国のほうでも理解されてきて、それに対して国税という財政支援もあるというふうなものが成り立っているということになります。

今、お話がございました具体的な話ということになりますけれども、まず他会計の負担金、これは病院事業収益の中の医業外収益の他会計負担金というのがございます。こちらのほうにつきましては、例えば高度医療機器の賃借に係る経費というものに対して一般会計がいただいているものです。

下段にあります他会計の補助金、これは先ほど手前どもの課長からも説明がありました消費税の損税というものに対して、一般会計から補助金を受けております。先ほどのご説明でも申

上げましたように、収入としては消費税というのが、支出する際ですね、支出のほうは消費税がかかっている、ただ、収入として病院の収益には消費税をかけることはできないという非常につらいところがございますので、そういった部分についての他会計の補助金というものが入っております。

それから、資本的収支でございます。資本的収入のほうになりますと、例えば建設改良に伴いまして病院で医療機器を購入したという際に地方債を発行いたします。地方債の元利償還金、こういったものに対しての元金の部分でありますとか、そういった建設改良に係る一般会計からの資本的収支のほうの繰り入れというものがこの中に入っております。以上でございます。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 先ほど特別債に払う分があるからということを知ったんだけど、それはこの表でいうと34ページ、35ページの中のどこのところに入っていますか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

34ページの中段になります。特別利益の欄をごらんいただきたいと思います。

特別利益のところは2億5,855万8,000円と、平成27年度の決算になっておりますが、他会計補助金という欄があるかと思います。この金額が一般会計から特例債に係る分、あるいは不良債務の解消分ということで入ってくる分の合計となっております。以上です。

○西村委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

それで、この表を見てもう一つ気になったのは、34ページ、累積欠損額約34億円と書いてあるところ。それと35ページの真ん中に差し引き収支が、資本的収支だから現金は関係ないというかもしれないけど、そういうことを言っているといつまでも新しい病棟は建たないと、古いまま五十何年間にもなってしまっただけでいつまでも建たないと、そういうところで毎年2億円ぐらいずつ、一応帳簿上だけでしょうけれども、資本的収支が毎年マイナスになっているでしょう。この辺のところはどのように考えて、どうやったら新しい病院を建てるような会計になるのか、その辺のところのお考えがあったら、これから対策をどうしていくのか、それを最後に聞いて終わりたいと思いますので、ご回答をよろしく申し上げます。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 なかなか病院建設というところを私からという

のは難しいところですが、資本的収支のところでは少しお話をさせていただきたいと思います。

例えば、35ページの資本的支出の部分です。平成25年度の資本的支出の合計が4億4,469万5,000円、平成26年度が6億6,300万円という数字がございますが、建設改良費、特に平成26年度が4億円ほどかかっています。これは、1つは医事会計のほうのシステムがありますが、やはり電気設備が古くなってきたことによる更新の事業というのも入っています。今年度平成28年度につきましてはエレベーター等の更新も入っておりますので、やはりそういった事業というのは、更新とは言いながらも改修に近いということでもありますので、市立病院が古くなってきていますので、これからもこういった経費のほうは、資本的支出のほうでますますかかってくるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○西村委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成27年度一般会計及び各特別会計決算についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成27年度塩竈市立病院事業会計決算についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であることを認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成27年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○西村委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成27年度決算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時50分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年9月23日

平成27年度決算特別委員会委員長 西村勝男

平成27年度決算特別委員会副委員長 山本進